

令和3年

第3回北杜市議会定例会会議録

令和3年8月31日 開会

令和3年9月24日 閉会

山梨県北杜市議会

令和 3 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

8 月 3 1 日

令和3年第3回北杜市議会定例会（1日目）

令和3年8月31日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 認定第1号 令和2年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第4 認定第2号 令和2年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第5 認定第3号 令和2年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第6 認定第4号 令和2年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第7 認定第5号 令和2年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第8 認定第6号 令和2年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第9 認定第7号 令和2年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第10 認定第8号 令和2年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第11 認定第9号 令和2年度北杜市財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第12 認定第10号 令和2年度北杜市病院事業特別会計決算の認定
- 日程第13 認定第11号 令和2年度北杜市水道事業会計決算の認定
- 日程第14 認定第12号 令和2年度北杜市下水道事業会計決算の認定
- 日程第15 報告第7号 令和2年度北杜市健全化判断比率報告の件
- 日程第16 報告第8号 令和2年度北杜市資金不足比率報告の件
- 日程第17 報告第9号 令和2年度北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件
- 日程第18 報告第10号 令和2年度北杜市水道事業会計継続費精算報告書報告の件
- 日程第19 報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第20 議案第41号 北杜市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例及び北杜市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第42号 北杜市立保育園条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第43号 北杜市環境基本条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第44号 北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第45号 北杜市過疎地域持続的発展計画の策定について

- 日程第25 議案第46号 令和3年度北杜市一般会計補正予算（第4号）
 日程第26 議案第47号 令和3年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）
 日程第27 議案第48号 令和3年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第28 議案第49号 令和3年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第1号）
 日程第29 議案第50号 令和3年度北杜市水道事業会計補正予算（第1号）
 日程第30 議案第51号 令和3年度北杜市下水道事業会計補正予算（第1号）
 日程第31 選挙第3号 釜無山外三字恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙
 日程第32 請願第4号 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、
 中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務
 教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書
 日程第33 請願第5号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよ
 う求める請願

2. 出席議員（20人）

1番 高見澤伸光	2番 興水 崇
3番 中山喜夫	4番 小林 勉
5番 神田正人	6番 大芝正和
7番 秋山真一	8番 進藤正文
9番 清水敏行	10番 井出一司
11番 志村 清	12番 齊藤功文
13番 福井俊克	14番 加藤紀雄
15番 原 堅志	16番 清水 進
17番 野中真理子	18番 保坂多枝子
19番 内田俊彦	20番 秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 会議録署名議員

17番 野中真理子	18番 保坂多枝子
19番 内田俊彦	

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（29人）

市 長	上 村 英 司	副 市 長	小 林 明
政 策 秘 書 部 長	宮 川 勇 人	総 務 部 長	中 山 晃 彦
企 画 部 長	中 田 治 仁	健 幸 市 民 部 長	八 卷 弥 生
福 祉 部 長	伴 野 法 子	森 林 環 境 部 長	大 芝 一
産 業 観 光 部 長	興 水 伸 二	建 設 部 長	大 輪 弘
教 育 部 長	興 水 清 司	教 育 部 長	加 藤 寿
上 下 水 道 局 長	浅 川 和 也	会 計 管 理 者	板 山 教 次
監 査 委 員 事 務 局 長	坂 本 孝 典	農 業 委 員 会 事 務 局 長	加 藤 郷 志
明 野 総 合 支 所 長	三 井 喜 巳	須 玉 総 合 支 所 長	植 松 宏 夫
高 根 総 合 支 所 長	小 尾 正 人	長 坂 総 合 支 所 長	平 島 長 生
大 泉 総 合 支 所 長	宮 崎 良 彦	小 淵 沢 総 合 支 所 長	小 泉 雅 人
白 州 総 合 支 所 長	中 山 和 彦	武 川 総 合 支 所 長	清 水 能 行
政 策 推 進 課 長	浅 川 豪	総 務 課 長	進 藤 聡
財 政 課 長	進 藤 修 一	監 査 委 員 事 務 局 課 長 補 佐	樋 泉 留 美
代 表 監 査 委 員	原 文 一		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議 会 事 務 局 長	清 水 市 三
議 会 書 記	津 金 胤 寛
議 会 書 記	唐 澤 史 明

開会 午前10時00分

○議長（加藤紀雄君）

皆さま、おはようございます。

令和3年第3回北杜市議会定例会の開会にあたり、ごあいさつを申し上げます。

議員ならびに執行部の皆さまには、公私ともに大変お忙しい中、令和3年第3回北杜市議会定例会にご参集いただき誠にありがとうございます。

市内の水田では、お盆からの長雨の影響により、秋の実りが心配されているところではありますが、収穫期に向かい、回復した秋空に例年どおりの豊作を期待したいところであります。

さて、本年7月に発生しました伊豆山土砂災害や九州から東海・甲信地域にかけての8月の前線に伴う大雨など、日本各地で河川の氾濫や土砂災害が発生し、多くの方々が被害にあわれました。

被害にあわれた皆さまに対し、心よりお見舞い申し上げます。

市内では、大雨の折には土砂災害に備えて一部、国・県道等の通行止めや白州・武川地域においては避難所を開設するなど、執行の皆さまには迅速かつ適切な対策を取っていただき、幸いにも大きな被害はなく安心したところであります。

これから台風のシーズンを迎えますが、市民の皆さまにはハザードマップの確認、市が送信する緊急通報メール、「北杜ほっとメール」等の災害情報により「備えあれば憂いなし」、この言葉のように早めの避難等、ご自身やご家族の安全を確保していただきますようお願い申し上げます。

7月23日から8月8日まで開催されました「東京2020オリンピック」は、新型コロナウイルス感染症のため開催について様々な議論がなされ、無観客を基本として開催されました。

メダルを獲得した選手のインタビューを聞いておりますと、オリンピック開催に対し複雑な心境の中であって、応援して下さった皆さまへの感謝の言葉が述べられておりました。

開催を1年延期し、直前まで開催できるかどうか不安がある中で、練習を重ねての最高のパフォーマンスに感動するとともに敬意を表したいと思います。

オリンピックに引き続いて、今、パラリンピックが開催されております。併せて、選手の皆さまの頑張っている姿に、精いっぱいの声援を送りたいと思います。

新型コロナウイルス感染症は、変異種であるデルタ株が日本全国で猛威を振るい、これまでにない数の感染者が発生しております。

長崎知事は、県内の感染拡大防止のため、8月6日には県民に対して「新型コロナウイルス感染拡大防止への臨時特別協力要請」を行い、その後、国が8月20日から9月12日までの間、山梨県をまん延防止等重点措置の対象に加えたことを受け、8月18日に北杜市を含めた県内18の市町を指定し、県内の感染拡大防止対策をさらに進めております。

新型コロナウイルスの感染防止対策としては、ワクチン接種が有効な対策であります。市内の状況は、65歳以上の方のおおよそ9割が接種を終了し、8月からは64歳以下の方の接種も始まり、おおよそ3割が予約をすでに済ませております。

執行の皆さまには、ワクチン接種を希望する市民の皆さまができる限り早く接種できるよう、引き続きのご尽力をお願い申し上げます。

さて、今定例会は令和2年度各会計の歳入歳出決算の認定などの議案が提出されております。

議員各位におかれましては、健康にご留意の上、十分な議案審議をいただくとともに円滑な

議会運営にご協力いただきますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

本日の出席議員数は20人であります。

定足数に達しておりますので、令和3年第3回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

はじめに本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました。提出議案は認定12件、報告5件、議案11件であります。

次に、今定例会において受理した請願は2件で、お手元に配布のとおりであります。

次に、令和3年6月から7月実施分の例月現金出納検査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に、峡北広域行政事務組合議会から報告がございます。

峡北広域行政事務組合議会議長 秋山真一君、報告をお願いいたします。

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

令和3年第1回峡北広域行政事務組合議会臨時会報告書

峡北広域行政事務組合議会議長 秋山真一

令和3年第1回議会臨時会が7月26日に峡北広域行政事務組合議場において開催され、中山喜夫議員、小林勉議員、大芝正和議員、福井俊克議員、原堅志議員、保坂多枝子議員、内田俊彦議員、秋山俊和議員と私の9人が出席いたしました。

はじめに、報告第1号 令和2年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計歳出予算に係る繰越明許費の繰越額の報告について、報告第2号 令和2年度峡北広域行政事務組合ごみ処理特別会計歳出予算に係る繰越明許費の繰越額の報告について、報告第3号 令和2年度峡北広域行政事務組合し尿処理特別会計歳出予算に係る繰越明許費の繰越額の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告がありました。

提出された議案は、補正予算案件1件、契約案件2件、人事案件1件の計4案件です。

審議しました議案の概要について説明いたします。

まず、補正予算案件についてであります。

議案第12号 令和3年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計補正予算（第1号）については、緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定に伴い、国庫補助金を計上し、基金繰入金及び組合債を減額するものであります。

次に、契約案件についてであります。

はじめに、議案第13号 35m級先端屈折式はしご付消防自動車購入契約の締結については、韮崎消防署に配備するはしご付消防自動車で、指名競争入札により、契約相手方は株式会社モリタ東京支店、契約金額は2億1,373万円でありました。この契約については、条例の定めるところにより議会の議決を経る必要があるため、提出されたものであります。

次に、議案第14号 高規格救急自動車購入契約の締結については、韮崎消防署双葉分署に配備する高規格救急自動車で、指名競争入札により、契約相手方は甲斐日産自動車株式会社、契約金額は2,928万2千円でありました。この契約については、条例の定めるところにより議会の議決を経る必要があるため、提出されたものであります。

次に、人事案件であります。

議案第15号 峡北広域行政事務組合監査委員の選任については、峡北広域行政事務組合監査委員 山本英俊氏の任期が令和3年3月22日に満了となったため、後任として、甲斐市万才 清水正二氏の選任について議会の同意を求めるものであります。

以上4議案、いずれも原案のとおり可決・同意されました。

以上で令和3年第1回峡北広域行政事務組合議会臨時会の報告を終わります。

なお、議案及び審議資料は議会事務局に備えてありますので、ご参照願います。

○議長（加藤紀雄君）

以上で諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長（加藤紀雄君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第86条の規定により、

17番議員 野中真理子君

18番議員 保坂多枝子君

19番議員 内田俊彦君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（加藤紀雄君）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日8月31日から9月24日までの25日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月24日までの25日間とすることに決定いたしました。

○議長（加藤紀雄君）

日程第3 認定第1号 令和2年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から日程第30 議案第51号 令和3年度北杜市下水道事業会計補正予算（第1号）までの28件を一括議題といたします。

市長から所信および提出議案に対する説明を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

令和3年第3回北杜市議会定例会の開会に当たり、私の市政の運営に対する、所信の一端を申し述べますとともに、提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げ、議員各

位、ならびに市民の皆さまの、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今年の夏は、平年より少し早い梅雨明けとともに、東京2020オリンピック競技大会が開会しました。

オリンピックでは、連日の日本選手のメダルラッシュに、日本中が大いに沸き、開催された17日間は、夏の暑さも凌ぐ、熱の帯びようでありました。

オリンピックの閉会后、梅雨が再来したかのように、台風や停滞前線の影響を受け、九州から本州にかけての広い範囲で大雨となり、各地で災害が発生しました。

被災された方々には、心よりお見舞い申し上げます。

本市においても、今月14日に、活発化した前線の影響による大雨に伴い、高齢者等に対し避難指示を発出するとともに、市内4カ所に避難所を開設いたしました。

幸いにも、この大雨の影響による、市内での大きな被害はなかったところではありますが、近年の気候変動に伴い、全国的にも大きな災害が頻発している点を踏まえ、防災減災の取り組みを進めるとともに、地球温暖化防止に向けた、ゼロカーボンの取り組みを進めてまいります。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応についてであります。変異株のデルタ株への置き換わりにより、先月から東京を中心に、これまでにないスピードで感染が急拡大し、本県においても、今月に入り、新規感染者が過去最多となり、今月6日に県では、県民に対する不要不急の外出自粛や、事業者に対する休業等を求める、「臨時特別協力要請」を発出いたしました。

さらに、今月18日には、感染拡大が加速している状況を踏まえ、医療提供体制の確保と県民の命を守る観点から、今月20日から来月12日までの間、本市を含む県内18の市町村を、新型コロナウイルスまん延防止等重点措置の措置区域と指定しました。

この措置の中では、新たに、飲食店等における酒類の提供停止の要請が、盛り込まれたところでもあります。

本市としても、この度の県の措置を踏まえ、引き続き、社会教育施設や屋内体育施設の休館、および屋外施設については午後6時までの対応を行うとともに、指定管理施設を含む、市の観光施設等に対しましては、営業時間短縮や、措置期間中の新規宿泊予約の自粛等を、お願いしております。

併せて、市内保育園の運動会や、中学校の学園祭については延期とし、地域での防災訓練については、中止といたしました。

今月24日には、県から小中高校への分散登校の要請があり、これを受け、市では、今月25日から来月12日までの間、3密を回避した授業の実施を行うとともに、オンライン授業を見据えた準備など、子どもたちの学びを止めない、感染対策を行っているところであります。

また、保育園についても、来月12日までの期間、家庭での保育が可能な場合には、できる限り保育所等への登園を控えていただきたい旨のお願いがあり、市としても、保護者の皆さまにご検討いただくよう、お願いしたところであります。

一方、観光事業者の皆さまにおかれましては、昨年、大型連休の休業や夏場の人出の減少など、大変苦しい思いをされたことから、今年の夏場に期待を持たれていた方は、多かったと思いますが、今回は、さらに厳しい自粛要請等が出されたことから、大きな打撃となってしまいました。

今後も、感染状況や天候により、観光産業への影響は、先行き不透明な状況ではありますが、

市では、この感染拡大の波を断ち切るための切り札であります、ワクチン接種を迅速に進め、希望するすべての市民に対し、本年10月までの接種完了を全力で目指してまいります。

併せて、疲弊している地域経済を立て直すため、国の交付金等も活用し、観光事業者に対する、早急な支援策を創設する予定であります。

また、市の公共施設を、安全・安心にご利用いただくため、すべての施設へのスタンド式自動検温器の設置や、万が一、新型コロナウイルスに感染した場合、日常生活に大きな支障が生じることも想定されるため、緊急支援物資の手配などについても、速やかに検討してまいります。

市では、市民の皆さまの命と健康を守ることを最優先に、感染拡大を食い止めるため、市民、企業の皆さまと力を合わせ、未来に希望が持てる北杜市にしていきたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、本市のワクチン接種状況についてであります。

今月29日時点で1回目の接種を終えた方は、全体の約60%、2回目の接種を終えた方は、全体の約45%となっております。

現在の感染拡大の要因となっているデルタ株ウイルスは、20代から40代までの世代を中心に、まん延していることから、早期接種を加速させてまいります。

また、妊婦、そのパートナーおよび同居家族へのワクチンの優先接種については、緊急的な措置として、来月5日から、接種ができるように、体制を整えたところであります。

さて、「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」として、北杜市の名を全国に知れ渡らせるとともに、財政健全化を公約の一丁目一番に掲げ、行財政改革を確実に進めた結果、国や県からも高い評価をいただくなど、初代北杜市長として豊富な政治経験と、卓越した指導力を活かし、市政発展に多大な貢献をされた、白倉政司氏を偲び、郷土の誇りとして、その人物像や功績を記録に留め、広く市民の皆さまにご紹介するための、追悼動画を現在作成中であります。

この追悼動画は、本年の市制施行17周年記念式典後の、追悼記念事業として上映を予定しております。

その後、週刊ほくとニュースでの放映や、動画を保存したCD-ROMを、関係者および関係施設に配布してまいりたいと考えております。

次に、本市に思いを寄せる、多くの皆さまからご寄附をいただきました。

「北杜ロータリークラブ様」から、子どもの貧困対策に活用していただきたいと、50万円のご寄附をいただきました。

今後、学校の長期休業中の、子どもの食糧支援事業に、活用してまいりたいと考えております。

また、市内に事業所を持つ企業様から、「新型コロナウイルス感染防止対策に役立ててほしい」と、子ども用マスク3万9千枚のご寄附をいただきました。

このマスクについては、小学校9校、認可保育施設18施設、放課後児童クラブ15施設で活用させていただいております。

また、長年にわたり、商店街の活性化と、消費者との“ふれあい”を大切にした、ポイントカード事業等を展開されてきました「高根町まごころカード店会」様から、会の解散に伴い、多額のご寄附をいただきました。

今後、高根町内の小中学校の教育活動や、「八ヶ岳スケートセンター」の運営など、教育の振

興と福祉の向上のために活用させていただきます。

また、「一般社団法人アニマルパスウェイと野生生物の会」様、および「一般社団法人ヤマネ・いきもの研究所」様からは、北杜市の豊かな自然環境の中で生息する「やまね」を題材とした「やまねミニ絵本」、360冊をご寄贈いただきました。

絵本は、市内小学校5年生の環境教育等に活用させていただきます。

その他にも、来庁者向けの抗原検査キットや、消防団員募集に向けた曲が入ったCDのご寄附をいただくなど、企業、団体の皆さまの温かいご支援に対し、感謝を申し上げますとともに、市としても、その想いを大切にして、活用させていただきます。

次に、市政の状況について申し上げます。

はじめに、市内中学校での、いじめ事案について、平成30年から調査を行ってきた「第三者委員会」の報告書が、今月、市教育委員会に提出されたところであります。

学校でのいじめがあったとの報告書の内容を、市としても、真摯に受け止め、いじめ防止のための対策を、教育委員会とも連携し、進めてまいりたいと考えております。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会についてであります。

本市でのオリンピック事前合宿については、先月18日から23日までの6日間、フランスBMXレーシング競技チーム15名を、受け入れました。

オリンピックでは、出場選手8名のうち、男子選手3名、女子選手1名が決勝に進出する中で、惜しくもメダル獲得には至りませんでした。監督からは、「北杜市の皆さんの温かい『おもてなし』に感謝しています。」とのメッセージをいただきました。

今後も、今回のオリンピックのレガシーを、次世代につないでいくため、フランスチームの皆さんが、再び北杜市へ訪れていただけるよう、交流を継続するとともに、市内のBMX競技やビーチバレーボールの施設を活用し、競技への関心を高め、北杜市から世界で活躍する選手の育成に努めてまいります。

また、現在開催中であります、パラリンピックについても、今後、障がい者の方だけでなく、子どもから高齢者までが、パラスポーツを楽しめるよう、普及を図ってまいります。

次に、八ヶ岳スケートセンターについてであります。

先月29日に「第1回北杜市八ヶ岳スケートセンター管理運営委員会」を開催し、来年度からの年間活用策、利用者増加策等について、検討を始めたところであります。

一方、スケートセンター周辺の活性化策を検討する「北杜市八ヶ岳スケートセンター周辺地域活性化協議会」については、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、開催を延期しました。

スケートセンターの利用者増加に向けて、夏場の活用策を中心に、今後、委員の皆さまからのご意見を集約し、来年度当初予算に、必要経費を予算計上してまいりたいと考えております。

次に、日本シニアオープンゴルフ選手権の開催についてであります。

来月16日から19日までの日程で、日本シニアオープンゴルフ選手権が、須玉町のシャトレゼヴィンテージゴルフ倶楽部において開催されます。

この選手権はシニアの頂点を決める、年に一度の大会であり、山梨県内では初の開催となります。

本大会は、NHKを通じて全国に生中継されることから、この機会を通じて、本市の魅力発信を全国に行ってまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症の関連施策についてであります。

はじめに、子育て支援策についてであります。新型コロナウイルス感染症の経済への影響が、長期化していることに鑑み、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、本年10月から来年3月までの半年間、学校給食費ならびに保育料および副食費を、再び無償とすることとし、コロナ禍においても、子育て世帯が安心して子育てができるよう、努めてまいります。

次に、本年、連携協定を締結した「NPO法人フードバンク山梨」様との取り組みとして、就学援助を受けられている世帯の子どもたちを対象として、今回、夏休み期間中に食料を届ける事業を実施しました。

コロナ禍の影響を受ける世帯からは、「仕事がなくなる中、食料の提供はとてありがたく、子どもたちも大喜びです。」とお声をいただいております。今後も、子どもたちの健やかな成長を応援するため、フードバンク山梨様や関係機関と協力して、この取り組みを推進してまいります。

一方、市立保育園ではこれまで、使用済みオムツについて、健康の状態などを保護者が確認できるよう、お持ち帰りいただいておりますが、衛生管理の面や、新型コロナウイルス感染防止の観点から、今月1日から園で処理を行うこととしたところであります。

保護者の方からは、「負担が減った」などのお声をいただいておりますので、引き続き、子育てがしやすい環境づくりを進めてまいります。

次に、北杜市プレミアム付商品券「ほくとトクトク商品券」についてであります。

商品券については、市民の皆さまに大変好評をいただき、予定した販売数を完売いたしました。

また、事業所の皆さまからの商品券の換金率は、昨日時点で、総計で約65%、そのうち、飲食業約11%、宿泊業約1%となっております。

なお、商品券の使用期限については、新型コロナウイルスの感染拡大が急速に進んでいることから、市民の皆さまが商品券を確実に利用でき、地域事業者の皆さまにその効果が十分に引き渡すよう、10月末まで延長いたします。

また、9月1日から開始を予定しておりました、QRコード決済サービス「PayPay」と連携した、「ともにがんばろう北杜、最大30%戻ってくるトクトクキャンペーン」についても、実施開始時期を1カ月延期し、10月1日から11月末までの2カ月間、キャンペーンを実施することといたしました。

キャンペーンの対象となるスマートフォン用アプリの登録は簡単にできますので、多くの市民の皆さまにご利用いただけるよう、市のホームページおよび週刊ほくとニュースで、登録方法について周知を図ってまいります。

一方、「ほくと誘客推進事業」については、予定どおり、宿泊対象期間を、本年11月1日のチェックインから来年1月1日までのチェックアウトまでとし、クーポンの予約期間を、10月12日から12月31日までとして実施いたします。

本事業では、楽天トラベルと連携したWebでのプロモーションを行い、市内への誘客促進と、それに伴う域内観光産業の活性化を図ってまいります。

次に、サテライトオフィス等整備推進事業についてであります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を機に、感染防止対策として、テレワークによる働き場所にこだわらない働き方が急速に浸透し、これまで地方への移住の課題でありました、働く場所の在り方が変わってきたことにより、大都市圏からの地方への新たな人の流れが生まれて

おります。

この人の流れの受け皿として、本市では現在、旧道の駅こぶちさわについて、県の補助金を活用して、都市部の企業を対象とした、サテライトオフィスの整備に向けて、現在、設計が終わり、工事の入札の手続きを進めております。

また、今月採択されました国の「地方創生テレワーク交付金事業」として、長坂コミュニティ・ステーション内に、コワーキングスペース等を整備するほか、民間事業者が整備するサテライトオフィス等に補助することとし、本定例会に所要の経費をお願いしているところであります。

今後、市内へのテレワーク環境を整え、二拠点居住や移住定住の推進、また、ＪＲ長坂駅前の活性化などにつながるよう、取り組んでまいります。

次に、新たな総合計画の策定の状況についてであります。

コロナ禍を契機とした社会の変化に対応し、１０年後に子どもで賑わう、夢かなうまちを実現するための指針である、「第３次北杜市総合計画」について、現在、「北杜市総合計画審議会」において、ご審議いただいております。

このうち、大きなテーマである、子どもの数を増やすための方策の具体策については、「ほくとこども育成戦略会議」の中においても、様々な視点から検討をいただいているところであります。

また、行財政改革については、「第３次総合計画」と一体的に取りまとめる中で、公共施設保有量の最適化や、業務のアウトソーシング等、本市の重点課題を中心に、「北杜市行政改革推進委員会」においてご審議いただいております。

今後、各委員会での審議を進め、「第３次総合計画」の本年度中の策定を目指してまいります。

次に、「連携中枢都市圏構想」についてであります。

山梨県内においては、甲府市が中核市に移行したことを受け、同市からの呼び掛けにより、本市を含む県内９市１町が、連携中枢都市圏の形成を視野に現在、協議を進めているところであります。

本市としては、住民サービスの維持・向上、地域経済の活性化につながるよう、観光、農業を含めた、様々な分野において連携を図ってまいりたいと考えております。

今後、協議の進捗状況については、都度、議会にご報告してまいります。

次に、中部横断自動車道についてであります。

今月２９日に中部横断自動車道の南部区間が開通し、山梨県内から静岡までのアクセスが格段に向上しました。

中部横断自動車道は、太平洋から日本海に通じることで、沿岸部と内陸部が結ばれ、物流・医療・観光・文化など多方面にわたり、影響が及ぶとともに、命の道として、防災の観点から大変に重要な路線であります。

本市としては、今月２６日に、韮崎市、甲斐市の両市長とともに、中部横断自動車道長坂～八千穂間の早期事業化、開通を求める要望書を、知事へ提出したところであります。

今後も、事業化に向けて、北杜市議会、沿線市町村、関係機関等と連携を図るとともに、国・県へ働きかけてまいります。

次に、県による盛土緊急点検の調査結果についてであります。

先月、静岡県熱海市で発生しました、大規模土石流を受け、県では、市内の大規模盛土造成

地2カ所、および林地開発行為に該当して設置された、太陽光発電設備22カ所に係る、緊急点検を先月実施いたしました。

点検の結果、土砂災害に直結するような大きな異常はないとの結果でありましたが、盛土等土砂埋立てに関しては、市民の皆さまからご心配を寄せられていることから、今月26日に、県に対し、盛土事業者等に対する徹底指導や、相互の情報共有、市への支援について要望したところであります。

今後も、県と連携を図りながら、しっかりと対応してまいります。

次に、本市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例についてであります。

先月13日に公布されました「山梨県太陽光発電施設の適正な設置と維持管理に関する条例」が、本年10月1日に施行いたします。

これを受け「北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例」の、県条例と競合関係にある事項について、整合および調整を行う必要があることから、今回、本定例会に条例の改正案を提出したところであります。

県の条例においては、特に、森林法第5条に規定される地域森林計画対象民有林、いわゆる「5条森林」が設置規制区域に含まれることになるため、今後、本市における対象施設整備の状況が変わっていくものと予想されますので、今後、県と緊密な連携を図りながら、適正な設置となるよう、努めてまいります。

次に、通学路の整備についてであります。

千葉県八街市で発生いたしました、下校中の児童を巻き込む事故を受け、国および県から、通学路合同点検の調査依頼があったことから、本市においても、例年よりも早く、学校や警察等関係機関と連携し、市内一斉の通学路点検を実施したところであります。

今回の点検では、104カ所を調査し、危険箇所については、現在、関係部局と対応を協議しております。

市としては、児童生徒が安全・安心に通学できるよう、通学路の安全確保に努めてまいります。

次に、「世界に誇るワイン産地づくり」に向けた取り組みであります。

市では、本市の恵まれた自然環境により、育まれる多種多様な農産物等のブランド化を図るため、「世界に誇る『食のバレー北杜』」を目指し、取り組みを進めているところであります。

その取り組みの一つとして、「世界に誇るワイン産地づくり」に向けて、関係者同士の意見交換会や勉強会を開催しているところであります。

今後、私自らトップセールスとして首都圏の企業に赴き、北杜の特色あるワインを紹介するとともに、地理的表示G I 保護制度の導入検討や、ぶどう栽培農家への支援など、ブランド化に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

世界で戦える産地を目指し、関係者の皆さまと協議を重ね、力を合わせながら、一步一步着実に取り組みを進めてまいります。

次に、企業との包括連携協定に基づく取り組みについてであります。

はじめに、「サントリー食品インターナショナル株式会社」様との取り組みについては、本年度、市内小学校4年生と5年生の全児童を対象に、「水育」として、水を育む森の大切さなどを学ぶ授業を実施しております。

次に、「THE NORTH FACE」様との取り組みについては、感染状況を踏まえた中

で、秋に開催予定の各種イベントについて協議を進めているところであります。

次に、「東洋ライス株式会社」様との取り組みについてであります。市内の農業生産法人が育てている特別栽培米について、本年11月から、東洋ライス株式会社様独自の無洗米加工を行い、「金芽米」として、学校給食に使用することを予定しております。

市内の子どもたちに、特別精米による栄養価の高い、北杜の美味しいご飯を食べてもらうことで、「ふるさと北杜」を誇りに思い、持続可能な農業について考えてもらえるよう、取り組んでまいります。

また、新たに、大手外食チェーンとの協働により、明野町地内の市などが所有する山林を活用し、社会貢献活動の一環として、社員の方による森林整備や環境教育のフィールド利用を始めることとなりました。

本市の大切な資源であります、森や水を守り、活かす取り組みを、企業の皆さまと共に、進めてまいります。

次に、「米食味コンクール」の開催についてであります。

北杜市は、県内で最も広い水田面積を有し、昔から米どころとして有名であり、生産されるお米は高評価をいただいております。

この環境を次世代に引き継いでいくため、本市が日本一美味しいお米の産地となり、農家の皆さんが「儲かる農業」を実践できることで、「持続可能な農業」の実現を目指す取り組みとして、新たに、「米食味コンクール」の開催を本年11月に予定しております。

コンクールでは、市内で栽培されたお米の食味を基準に、より美味しいお米を生産された農家の方を表彰するとともに、このコンクールを契機として、関係機関と連携し、市内水稻栽培農家の食味に対する、更なる意識改革と栽培技術の向上を図ってまいります。

また、このコンクールを今後も継続し、令和6年度に「米・食味分析鑑定コンクール国際大会」の、本市での開催を目指してまいります。

次に、就業・雇用支援についてであります。

はじめに、人材不足が常態化している福祉事業所の求職活動を支援するため、就職ガイダンスを本年10月30日に開催いたします。

県内外の福祉関連の学科を有する高校、大学および専門学校に開催の案内を送るなど、一人でも多く雇用が確保されるよう、支援に努めてまいります。

次に、ひとり親の方などの就職等を支援するため、パソコン教室を来月から開催します。

就職・転職時には、事業所からパソコン用ソフトのスキルが求められることが多いことから、資格検定を目標に、全10回にわたり教室を開催し、希望する事業所に就職できるよう支援してまいります。

次に、提出案件の内容について、ご説明申し上げます。

今回提出いたしました案件は、認定案件12件、報告案件5件、条例案件4件、その他案件1件、補正予算案件6件の合計28案件であります。

はじめに、認定案件であります。

認定第1号 「令和2年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定」から、認定第12号 「令和2年度北杜市下水道事業会計決算の認定」までの12案件については、地方自治法第233条及び、地方公営企業法第30条の規定により、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に認定をお願いするものであります。

次に、報告案件をご説明いたします。

報告第7号および報告第8号については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、「令和2年度北杜市健全化判断比率及び資金不足比率」を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するものであります。

次に、報告第9号および報告第10号については、「令和2年度北杜市一般会計予算及び令和2年度北杜市水道事業会計予算の継続費」について、地方自治法施行令第145条第2項及び地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、議会に報告するものであります。

次に、報告第11号については、地方自治法第180条第1項の規定により、「損害賠償の額の決定」について専決処分いたしましたので、議会に報告するものであります。

続きまして、条例案件について、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第41号「北杜市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例及び北杜市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例」についてであります。

過疎地域自立促進特別措置法が廃止され、過疎対策の更なる施策として、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第42号「北杜市立保育園条例の一部を改正する条例」についてであります。

北杜市立保育園整備計画に基づき、小淵沢西保育園および、小淵沢東保育園を統合し、新たに小淵沢保育園を設置することから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第43号「北杜市環境基本条例の一部を改正する条例」についてであります。

新しい生活様式により、都市から地方への関心の高まりに伴い、健全で恵み豊かな環境の保全を一層進めることから、市を訪れるすべての者の責務を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第44号「北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例が制定されたことから、県条例との調整を図るほか、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第45号「北杜市過疎地域持続的発展計画の策定」についてであります。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により、北杜市過疎地域持続的発展計画を策定するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、補正予算案について、ご説明申し上げます。

はじめに、議案第46号「令和3年度北杜市一般会計補正予算（第4号）」についてであります。

市では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、本年10月から来年3月までの6カ月間、小中学校の給食費および保育園の保育料・副食費の無償化を実施することとしましたので、本補正予算において、負担金の減額等を行っております。

また、コロナ禍において、企業のワーケーションやテレワークの取り組みが加速していることから、市内にコワーキングスペースやシェアオフィス整備による誘致促進を図り、県外からの移住定住者の増加につなげるため、所要の経費を計上しております。

このほか、東京圏から本市に移住された方で、一定の要件に該当する方に対して交付する、移住支援金を増額するほか、ふるさと納税寄附金の増加が見込まれることから、返礼品購入費

やポータルサイト使用料など、必要な経費を計上しております。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は3億5,093万8千円となり、歳入歳出予算の総額は、それぞれ284億2,398万5千円となります。

次に、議案第47号「令和3年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

令和2年度給付費の額の確定による国などの返還金として、1億6,103万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ48億3,812万4千円とするものであります。

次に、議案第48号「令和3年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

看護師奨学金貸付事業の財源として、ふるさと納税寄附金を活用するため、一般会計から720万円の繰り入れを行うものであります。

次に、議案第49号「令和3年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

このたびの、過疎地域持続的発展計画の策定に合わせ、過疎対策事業債1,440万円を計上し、同額の基金繰入金を減額する、財源更正を行うものであります。

次に、議案第50号「令和3年度北杜市水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。

配水池水位計の老朽化に伴い、資本的支出に工事請負費400万円を増額し、収益的支出から同額の減額を行うものであります。

次に、議案第51号「令和3年度北杜市下水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。

下水道施設のポンプ老朽化に伴い、資本的支出に工事請負費3,121万円を増額し、収益的支出から同額の減額を行うとともに、同じく収益的支出に消費税・地方消費税納付額の追加を行うものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件について、ご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので、追加案件もあらうと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

市長の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時13分

○議長（加藤紀雄君）

再開します。

次に、認定第1号から認定第12号までの一般会計および各特別会計の決算の認定12件について補足説明を求めます。

板山会計管理者。

○会計管理者（板山教次君）

それでは、今議会に提出されました令和２年度の各会計の決算認定に関する案件につきまして、ご説明申し上げます。

北杜市における各会計の決算につきましては、地方自治法第２３３条、地方公営企業法第３０条および北杜市財務規則第１３４条の規定に基づきまして処理を行いました。

また、監査委員による決算審査は、令和３年７月６日から７月２７日までの間の６日間にわたり実施され、決算に対する意見書を７月２７日付けでいただいたところであります。

今定例会において認定をいただく案件につきましては、令和２年度の一般会計をはじめ各特別会計および病院事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計、合わせて１２案件であります。

まず、認定第１号 令和２年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、市税の７５億円余りをはじめ地方交付税１０５億７千万円余り、国県支出金１０６億５千万円余りなど、歳入合計は３６７億２，３０９万３，１２５円でありました。

また、歳出は特別定額給付金給付事業、心がつながる応援券支給事業、小淵沢保育園整備事業、小中学校情報化推進事業などの事業が行われ、歳出合計は３５１億５，５４０万６，７４６円で、歳入歳出差引額は１５億６，７６８万６，３７９円となりました。

次に、認定第２号 令和２年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、保険税１１億２千万円余りをはじめ、県支出金３７億８千万円余りなど、合計で５５億８３６万６，３５０円でありました。

歳出は、保険給付費の３６億８千万円余りなど合計で５４億５，５６０万７，０７１円となり、翌年度への繰越額は５，２７５万９，２７９円となりました。

次に、認定第３号 令和２年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、保険料の５億２千万円余りなど合計で７億１，０２３万５，２４９円でありました。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金の６億９千万円余りなど、合計で７億７６４万８，９１３円となり、翌年度への繰越額は２５８万６，３３６円となりました。

次に、認定第４号 令和２年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、保険料の８億８千万円余り、国庫支出金の１１億１千万円余りなど合計で４７億１，５３５万７，２６８円でありました。

歳出は、保険給付費の４０億５千万円余りなど、合計で４４億５，１０５万３，２７５円となり、翌年度への繰越額は２億６，４３０万３，９９３円となりました。

次に、認定第５号 令和２年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、サービス収入の１千万円余りなど合計で１，５７１万２，６６２円でありました。

歳出は、総務費の７０５万円余りなど合計で１，０５９万５，１９３円となり、翌年度への繰越額は５１１万７，４６９円でした。

次に、認定第６号 令和２年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、売電収入の1億円余りなど合計で1億2,507万4,106円でありました。

歳出は、総務費の7,800万円余りなど合計で1億1,070万4,604円となり、翌年度への繰越額は1,436万9,502円でした。

次に、認定第7号 令和2年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、診療収入の9,600万円余りなど合計で1億620万2,335円でありました。

歳出は、総務費の7,400万円余りなど合計で1億500万8,634円となり、翌年度への繰越額は119万3,701円でした。

次に、認定第8号 令和2年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は、診療収入の7,500万円余りなど合計で1億330万9,911円でありました。

歳出は、総務費の6,100万円余りなど合計で1億119万1,201円となり、翌年度への繰越額は211万8,710円となりました。

次に、認定第9号 令和2年度北杜市財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は財産収入、繰入金、繰越金など合計で2億7,925万7,960円であり、歳出は各財産区管理会の管理費など合計で2億2,151万1,590円となり、翌年度への繰越額は5,774万6,370円でした。

次に、認定第10号 令和2年度北杜市病院事業特別会計決算の認定に関する件であります。

まず、収益的収入の決算額は40億2,080万2,441円、収益的支出の決算額は37億3,204万7,481円で、収支は2億8,875万4,960円のプラスとなりました。

また、資本的収入の決算額は8億3,211万5,323円、資本的支出の決算額は9億9,960万9,009円であり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億6,749万3,686円は損益勘定留保資金で補填をしました。

次に、認定第11号 令和2年度北杜市水道事業会計決算の認定に関する件であります。

まず、収益的収入の決算額は21億9,568万7,611円、収益的支出の決算額は22億81万359円となりました。

また、資本的収入の決算額は6億4,195万6,190円、資本的支出の決算額は8億1,132万7,650円であり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億6,937万1,460円は、引継金、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額および当年度分損益勘定留保資金で補填をしました。

最後に、認定第12号 令和2年度北杜市下水道事業会計決算の認定に関する件であります。

まず、収益的収入の決算額は30億2,166万3,525円、収益的支出の決算額は29億3,422万2,326円となりました。

また、資本的収入の決算額は14億6,610万7,149円、資本的支出の決算額は24億1,284万283円であり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額9億4,673万3,134円は、引継金、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額および当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

以上、令和2年度の各会計の歳入歳出決算の概要について、説明させていただきました。よろしくご審議を賜りご認定いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

補足説明が終わりました。

次に、認定第1号から認定第12号までの12件の決算審査の結果について、代表監査委員から意見書の報告を求めます。

原代表監査委員。

○代表監査委員（原文一君）

北杜市代表監査委員の原文一でございます。

それでは、令和2年度北杜市一般会計、特別会計、事業会計の決算および基金運用状況を審査した結果について、ご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項および同法第241条第5項、ならびに地方公営企業法第30条第2項の規定により決算審査に付された会計については、

令和2年度北杜市一般会計歳入歳出決算

令和2年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

令和2年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

令和2年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算

令和2年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算

令和2年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算

令和2年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算

令和2年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算

令和2年度北杜市財産区特別会計歳入歳出決算

令和2年度北杜市病院事業特別会計決算

令和2年度北杜市水道事業会計決算

令和2年度北杜市下水道事業会計決算

の12会計でございます。

この12会計の決算につきまして、令和3年7月6日から7月27日までの間、北杜市役所において、審査のために提出された決算書類について藤原真理監査委員、原堅志監査委員、そして私の3名で決算審査を実施いたしました。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、これらの計数の正確性を検証するため審査を実施したほか、必要と認めた項目の審査を実施いたしました。

その結果、一般会計、特別会計、事業会計及び歳入歳出外現金、ならびに基金運用状況についての決算計数は正確でありました。

各会計決算についての意見書は、お手元に配布されております決算書に添付されているとおりでございます。

さて、令和2年度は新型コロナウイルス感染症が世界的規模で流行し、一向に収束の兆しが見えない中、「支えあい北杜！心がつながる応援プロジェクト」を実行し、国の施策である一律10万円の給付金事業や市独自の施策である「心がつながる応援券支給事業」、また「感染症に強い「ふるさと北杜」支援事業」など、市民の生活を守るための施策を積極的に打ち出したところであります。

地方交付税の段階的縮減や新型コロナウイルス感染症の影響により、市税などが減収となり

ましたが、有利な起債の借り入れや新型コロナウイルス感染症対策の国からの交付金、補助金や基金の効果的な活用により、これらの施策に取り組むことができたところであります。

また、令和2年11月には、「北杜新時代・幸せ実感・チャレンジ北杜」を目指し、上村新市長が就任し、8つの戦略的重点プロジェクトを積極的に推し進めております。

このような中、本市の令和2年度決算に目を向けますと、市債の繰上償還を積極的に実施したため、その残高は着実に減少し、実質公債費比率は5.4%、将来負担比率は昨年度に引き続きマイナスのため算出できず、財政健全化に向けた努力が確実に数値に表れてきております。

このことは評価に値するところでありますが、市債残高は一般会計217億円、事業費など339億円、合計では556億円と前年度より27億円、減少となっているものの依然として多額となっているため、削減に向けた計画的な取り組みが望まれるところであります。

また、本格的な人口減少や少子化、加速度的に進む高齢化による社会保障費の増加、公共施設の維持管理費、防災・減災対策、コロナウイルス、地球温暖化による自然災害など、社会の変容に対応していくため、更なる変革が求められることから、歳出の要因が増大するとともに、すでに令和2年度で地方交付税の合併特例措置の段階的縮減が終了し、合併特例事業債も令和7年度をもって終了となることから、今後も持続可能な行財政運営が求められるところであります。

今後さらに職員一人ひとりが資質の向上と意識改革に努め、持てる力を組織として十分に発揮し、徹底した事務事業の見直しや北杜市公共施設等総合管理計画の着実な推進など、行政のスリム化、ならびにデジタル化がなお一層求められ、これまで以上に市民と行政の協働による行財政改革に突き進んでいかなければなりません。

本市の豊富な人材、美しい自然や文化などを最大限に活用して地方自治の本旨である住民福祉の増進に努め、市民が安心して暮らせる「人と自然と文化が躍動する環境創造都市北杜市」にならんことを切望し、令和2年度決算審査の報告といたします。

○議長（加藤紀雄君）

代表監査委員の報告が終わりました。

ただいま議題となっております、認定第1号から認定第12号までの12件および議案第41号から議案第44号までの4件につきましては、決算特別委員会および所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております認定第1号から認定第12号までの12件につきましては決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第12号までの12件につきましては、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において20人の全議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました20人の諸君を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました決算特別委員会委員は、本会議休憩中に委員会を開催し、速やかに正副委員長との互選をされますよう、ここに招集いたします。

場所は全員協議会室で開催いたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時45分といたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時45分

○議長（加藤紀雄君）

再開をします。

なお、原代表監査委員は一身上の都合により退席したい旨の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

休憩中に決算特別委員会を開催し、委員長および副委員長が決まりました。

決算特別委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますのでご報告いたします。

委員長に福井俊克君、副委員長に井出一司君。

以上のとおり、決算特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

ただいま、議題となっております議案第41号から議案第44号までの4件は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

ただいま、議題となっております日程第15 報告第7号 令和2年度北杜市健全化判断比率報告の件から日程第19 報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）までの5件について、内容説明を順次、担当部長に求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

報告第7号 令和2年度北杜市健全化判断比率報告の件について、ご説明いたします。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき令和2年度決算にかかる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率につきまして、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

まず、実質赤字比率についてですが、これは普通会計が赤字になっているかどうかを示す指標であります。

本市の場合、普通会計と一般会計の範囲が一致しており、一般会計が赤字ではありませんので数値は入らず、横線を表示しております。

次に、連結実質赤字比率についてであります。

これは、普通会計および特別会計を合わせた全会計が赤字になっているかどうかを示す指標であります。こちらも本市の場合、赤字でないため、数値は入らず同じく横線を表示しております。

次に、実質公債費比率であります。これは全会計および一部事務組合に係る公債費の財政負担を3カ年平均で示す指標であります。

平成30年度から令和2年度までの3カ年の平均の数値は5.4%で、昨年度の6%から0.6ポイントの減と着実に改善しております。このことは、これまでの財政健全化への取り組みの成果が表われたものと考えております。

また、実質公債費比率が18%を下回りますと、過疎対策事業債などの一部の公的資金を除き、民間資金債などを発行する場合に知事への起債協議も不要となる制度となっており、本市では、協議対象となる一部の公的資金債を除き、民間資金などにつきましては、県知事への届け出のみで起債できることとなっております。

次に、将来負担比率であります。

これは全会計と一部事務組合および出資法人に関して、返済や支払いが必要となる負担額の合計が一般財源総額に対して、どの程度の割合であるかを表した指標であり、算出されなかったため、数値は入っておりません。

なお、表の下括弧書きの各数値につきましては、上段が早期健全化基準であり、いわゆるイエローカードに相当する数値で、下段は財政再生基準であり、財政再生計画の策定が義務づけられるレッドカードに相当するものであります。

報告第7号につきましては、以上であります。

続きまして、報告第8号 令和2年度北杜市資金不足比率報告の件について、ご説明いたします。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、令和2年度決算に係る資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるのか、つまり赤字がどれだけあるのかを示す指標となります。本市においては、表にあります北杜市病院事業特別会計ほか3会計が対象となっておりますが、いずれの会計も資金不足はありませんので、数値は入っておりません。

なお、公営企業につきましては、会計ごとに経営健全化基準が定められており、その数値は20.0%以上とされております。この数値以上となった場合には、先ほどの健全化判断比率の指標で説明いたしましたイエローカードに該当し、経営健全化計画の策定が義務づけられることとなります。

報告第8号につきましては、以上であります。

続きまして、報告第9号 令和2年度北杜市一般会計継続費精算報告書報告の件について、ご説明いたします。

令和元年度と令和2年度の2カ年継続事業として予算計上いたしました市道須玉小尾15号線災害復旧事業および市道大武川線（諸水橋）災害復旧事業につきまして、事業年度が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、精算報告を行うものであります。

はじめに市道須玉小尾15号線災害復旧事業につきましては、全体計画の年割額の合計額3、

780万円に対し、実績の支出済額の合計は1,661万2,200円であり、年割額と支出済み額の差は2,118万7,800円となっております。

次に、市道大武川線（諸水橋）災害復旧事業につきましては、全体計画の年割額の合計額1億3,500万円に対し、実績の支出済額の合計は1億256万2,900円であり、年割額と支出済額の差は3,243万7,100円となっております。

報告第9号につきましては、以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

説明を求めます。

浅川上下水道局長。

○上下水道局長（浅川和也君）

報告第10号 令和2年度北杜市水道事業会計継続費精算報告書報告の件について、ご説明いたします。

令和2年度北杜市水道事業会計の継続費は、精算報告書のとおり終了いたしましたので地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定に基づき、精算報告を行うものであります。

須玉町黒森配水管災害復旧事業につきましては、令和元年の台風19号により被害を受けた水道施設の復旧を令和元年度から継続事業として実施いたしました。

全体計画の年割額合計は560万円であり、実績の支払義務発生額は388万1,900円でありました。

年割額と支払義務発生額の差は171万8,100円であります。

なお、報告書の令和元年度につきましては、法適用前の年度であるため表の欄外のとおり、一部読み替えをお願いいたします。

報告第10号につきましては、以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

説明を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

次に報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）について、ご報告申し上げます。

報告第11号をご覧いただきたいと思います。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

今回の専決処分は5件で、公有自動車事故に係る案件3件、施設の管理瑕疵に係る案件1件、道路の管理瑕疵に係る案件1件であります。

2ページをお開きください。

専決第1号 公有自動車事故に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告でございます。

専 決 処 分 日 令和3年7月21日

損 害 賠 償 の 額 1万1千円

損害賠償の相手方 北杜市高根町在住 男性

損害賠償の理由 令和3年7月10日午前8時45分頃、北杜市高根町長澤2141番地付近の市道高根長澤9号線と市道長澤・西井出線の交差点において、市

の職員が運転する公有自動車が市道高根長澤9号線から市道長澤・西井出線に右折したところ、市道長澤・西井出線を直進してきた相手方が運転する普通自動二輪車と衝突し、車体を破損させたため、これに対する損害賠償を市が行うものでございます。

支 払 い 方 法 相手方の指定した口座に公有自動車事故共済金として、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものでございます。

続きまして、専決第2号、ならびに第3号につきましては、同一事故における案件のため一括にてご説明させていただきます。

はじめに3ページをお開きください。

専決第2号 公有自動車事故に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告でございます。

専 決 処 分 日 令和3年8月2日

損 害 賠 償 の 額 2万7,120円

損害賠償の相手方 北杜市大泉町在住 男性

損害賠償の理由 令和3年3月12日午前9時頃、北杜市大泉町西井出875番地2付近の市道大八田・西井出線において、市の職員が運転する公有自動車が道路脇の水路に脱輪した際、同公有自動車に同乗していた相手方に怪我を負わせたため、これに対する損害賠償を行うものでございます。

支 払 い 方 法 相手方の指定した口座に公有自動車事故共済金として、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものでございます。

続きまして、4ページをお開きください。

専決第3号 同じく公有自動車事故に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告でございます。

専 決 処 分 日 令和3年8月4日

損 害 賠 償 の 額 4万790円

損害賠償の相手方 北杜市大泉町在住 女性

損害賠償の理由、ならびに支払い方法につきましては、専決第2号と同様でございます。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（加藤紀雄君）

説明を求めます。

興水産業観光部長。

○産業観光部長（興水伸二君）

報告第11号、5ページをお願いいたします。

専決第4号 施設管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定による専決処分を報告するものであります。

専 決 処 分 の 日 令和3年7月27日

損 害 賠 償 の 額 4万1,564円

損害賠償の相手方 長野県松本市島立863番地1 株式会社水城漬物工房

損害賠償の理由 令和3年5月22日午後2時30分頃、清里駅前駐車場において、相手方が運転する普通自動車が同駐車場に進入したところ、破損していた縁石ブロックに接触し、車両の右側下部を損傷したため、これに対する損

害賠償を市が行うものでございます。

支 払 い 方 法 相手方の指定した口座に対物賠償保険金として、負担割合に応じて、全市長会から支払われるものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

説明を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

6ページをお願いいたします。

専決第5号 道路の管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定の専決処分報告でございます。

専 決 処 分 日 令和3年8月6日

損 害 賠 償 の 額 6万円

損害賠償の相手方 北杜市大泉町在住の男性

損害賠償の理由 令和3年3月24日午前7時55分頃、北杜市高根町堤13番地2付近の市道箕輪・小淵沢線において、相手方が運転する大型自動二輪車が道路上の段差を通過した際、車両の制御を失い、市道脇の水路に転落し、車体が破損したため、これに対する損害賠償を市が行うものであります。

支 払 い 方 法 相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として、負担割合に応じて、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われることとなっております。

専決処分の報告につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

以上で、報告第7号から報告第11号まで5件の報告を終わります。

○議長（加藤紀雄君）

日程第31 選挙第3号 釜無山外三字恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

釜無山外三字恩賜県有財産保護組合議会議員にお手元に配布いたしましたとおり、唯井久男君、名取富雄君、名取一彦君を指名いたします。

ただいま、議長が指名いたしました3名を釜無山外三字恩賜県有財産保護組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました3名が釜無山外三字恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

○議長（加藤紀雄君）

日程第32 請願第4号 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

2番議員、奥水崇君。

○2番議員（奥水崇君）

それでは請願第4号、こちらの朗読をもって紹介とさせていただきます。

加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

請願人

北杜市PTA連合協議会

会長 岡安祐樹

北杜市小淵沢町6670-6

北巨摩地区公立小中学校長会

会長 秋澤英俊

甲斐市大袋197-8

北巨摩地区公立小中学校教頭会

会長 皆川賢司

北杜市明野町上神取744-3

山梨県教職員組合北巨摩支部

執行委員長 堀内洋介

韮崎市下祖母石2265-1-103

紹介議員 秋山俊和

内田俊彦

清水 進

福井俊克

原 堅志

野中真理子

奥水 崇

請願趣旨

(請願事項)

1. 小学校の35人学級実施に当たっては、加配定数の振り替えではなく、教職員定数の実質的な増員で行うこと。また、中学校への35人学級を実施すること。
1. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実施するため、加配の増員など教職員定数改善を推進すること。また、個別の対応が必要な子どもたちにきめ細かな支援をしていくために、特別支援学級の1クラスあたりの児童生徒の定数改善を図ること。
1. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。
1. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

(請願理由)

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。小学校の35人学級実施に当たっては、加配定数の振り替えではなく、教職員定数の実質的な増員により行うことが重要です。また、きめ細やかな指導を継続的に行うためには、35人学級を小学校だけに留めず、中学校においても実施することが必要です。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校・虐待など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員などの教職員定数改善が不可欠です。また、障害のある児童生徒や日本語指導等、特別な支援を必要とする子どもも顕著に増えています。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されています。

本市でも、部活動における指導者不足の問題や多種多様なニーズへの対応の中、「不屈の精神と大志を持った人材の育成」を市政教育の基本に据え、「原っぱ教育」として、社会を生き抜く力、郷土を愛し、未来を切り開く人材の育成に向け、学校教育の充実を図る施策を積極的に展開していただいています。特に情報教育の推進のため関係機器等の整備をしていただいたり、中学校のトイレの整備や、教育支援センターを設置していただいたりしています。

義務教育費国庫負担制度については、国の制度改革により、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、本市のように独自財源により人的措置を行っている自治体も多く、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障のためにも国庫負担率2分の1への復元が必要です。

こうした観点から、是非とも、北杜市議会として右にある請願事項をご決議いただき、2022年度政府予算編成において教育施策の充実が図られるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長 (加藤紀雄君)

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第4号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります文教厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（加藤紀雄君）

日程第33 請願第5号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める
請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

11番議員、志村清君。

○11番議員（志村清君）

朗読をもって紹介とさせていただきます。

請願第5号

2021（令和3）年8月23日

北杜市議会議長 加藤紀雄様

請願人

北杜市明野町浅尾新田1324

山本 護

（基督教教会 牧師）

北杜市武川町山高3569-72

中島和也

（アウトドア・ガイド）

紹介議員 志村清

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める請願
（請願趣旨）

沖縄では新基地建設のため新たに多くの土砂が必要になり、沖縄戦で多くの軍人や一般県民が戦死した沖縄南部の糸満市などの土砂を埋め立てに使う計画が浮上しており、それに疑問の声が上がっています。沖縄戦では県民約10万人、軍人約6万5000人が犠牲になり、多大な戦没者を生み出しました。その戦没者の中には山梨からの軍関係で戦死した人も551人が入っています。それは主に沖縄南部の糸満市付近に集中しています。

沖縄防衛局は新基地の設計変更に伴い、土砂採取場所を南部地域（糸満市・八重瀬町など）と明記し、沖縄戦の戦没者の遺骨が混在する土砂を採取する方針で具体化しようとしています。沖縄戦の遺骨収集は現在も続いており、この1年間でも30人の遺骨が見つかっていましたし、県遺骨収集情報センターの資料でも遺骨は現在でも2800人分見つからないとのことでした。

私たちは沖縄戦の激戦地、沖縄南部からの土砂採取は絶対やめるべきだと考えています。遺骨収集を続けているボランティアの人は「戦没者の遺骨が失われようとしている。沖縄南部の土砂を埋め立てに使うと考えたことは大きな過ちです」と訴えています。また宗教者の人たちは仏教、キリスト教の宗派を超え声明を出し、「人を殺す施設建設のために遺骨を含む土砂を使うのは戦没者を2度殺すことだ」と計画撤回の声明を出しています。

沖縄県議会も新基地建設を巡っては対立している会派が「遺骨混じりの土砂使用停止を求める意見書」では全会一致で可決、政府に意見書を提出しています。

私たちは北杜市議会が上記趣旨に基づく請願を採択し、意見書の提出を希望するものです。

(請願項目)

北杜市議会として「沖縄において新基地建設のための土砂は遺骨がある場所からの採取は行わないことの意見書を政府・防衛省に提出」することです。

以上です。よろしくお願いします。

○議長 (加藤紀雄君)

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第5号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります総務常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は9月21日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後12時15分

令和 3 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 1 日

令和3年第3回北杜市議会定例会（2日目）

令和3年9月21日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

日本共産党	清水 進君
ともにあゆむ会	齊藤功文君
みらい創生	大芝正和君
会派しんせい	野中真理子君
星見里の声	高見澤伸光君
北杜クラブ	井出一司君

2. 出席議員（20人）

1番 高見澤伸光	2番 興 水 崇
3番 中 山 喜 夫	4番 小 林 勉
5番 神 田 正 人	6番 大 芝 正 和
7番 秋 山 真 一	8番 進 藤 正 文
9番 清 水 敏 行	10番 井 出 一 司
11番 志 村 清	12番 齊 藤 功 文
13番 福 井 俊 克	14番 加 藤 紀 雄
15番 原 堅 志	16番 清 水 進
17番 野中真理子	18番 保坂多枝子
19番 内 田 俊 彦	20番 秋 山 俊 和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（48人）

市長	上村英司	副市長	小林明
政策秘書部長	宮川勇人	総務部長	中山晃彦
企画部長	中田治仁	健康市民部長	八巻弥生
福祉部長	伴野法子	森林環境部長	大芝一
産業観光部長	興水伸二	建設部長	大輪弘
教育長	興水清司	教育部長	加藤寿
上下水道局長	浅川和也	会計管理者	板山教次
監査委員事務局長	坂本孝典	農業委員会事務局長	加藤郷志
明野総合支所長	三井喜巳	須玉総合支所長	植松宏夫
高根総合支所長	小尾正人	長坂総合支所長	平島長生
大泉総合支所長	宮崎良彦	小淵沢総合支所長	小泉雅人
白州総合支所長	中山和彦	武川総合支所長	清水能行
政策推進課長	浅川豪	総務課長	進藤聡
財政課長	進藤修一	秘書広報課長	小澤永和
消防防災課長	坂本賢吾	管財課長	川端下正往
市民課長	日向勝	介護支援課長	白倉充久
健康増進課長	浅川知海	新型コロナ対策課長	小池佳生
福祉課長	山田健二	子育て応援課長	中澤徹也
環境課長	中山由郷	林政課長	佐藤康弘
農地整備課長	清水厚司	観光課長	跡部秀之
まちづくり推進課長	末木陽一	道路河川課長	由井克光
教育総務課長	平井ひろ江	生涯学習課長	渡辺美津穂
学校給食課長	花輪孝	上下水道総務課長	小澤栄一
上下水道施設課長	齋藤乙巳士	上下水道維持課長	内藤肇

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 清水市三
 議会書記 津金胤寛
 議会書記 唐澤史明

開議 午前10時00分

○議長（加藤紀雄君）

皆さま、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は20人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（加藤紀雄君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には、7会派すべてから会派代表質問の発言通告がありました。

ここで各会派の質問順位および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 日本共産党、30分。2番 ともにあゆむ会、30分。3番 みらい創生、75分。

4番 会派しんせい、30分。5番 星見里の声、60分。6番 北杜クラブ、45分。7番 公明党、30分となります。

本日は6会派の代表質問を行います。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、16番議員、清水進君。

清水進君。

○16番議員（清水進君）

おはようございます。

日本共産党の代表質問を行います。

7月3日、静岡県熱海市で土石流災害が発生いたしました。造成した盛土が元凶となり、死者・行方不明者27名を出した重大な人災と指摘されています。

また、コロナ感染拡大し、デルタ株が猛威を振るい、9月1日現在、自宅療養者と入院療養等、調整中の方は16万3千人、1カ月で6倍以上になりました。自宅療養のまま亡くなる人が相次いでおります。自宅療養の名で自宅放棄を続けることは許されません。

犠牲になられた皆さまに対し哀悼の意を表します。

菅政権は新型コロナウイルス対応で、感染爆発と医療崩壊を招きました。1年半に及ぶ安倍・菅政権のコロナ対応で、3つの致命的欠陥があります。

第1には科学の無視です。感染拡大には感染者の早期発見と隔離保護が不可欠ですが、一貫してPCR検査の拡大に消極的です。日本の検査数は世界144位です。

第2に国民に説明しないことであります。緊急事態宣言、まん延防止等重点措置など国会に報告する機会が22回ありましたが、菅首相は2回しか行っておりません。野党が憲法53条に基づき臨時国会の開催を求めても、政府与党は拒否したままであります。

第3にコロナ対応にまで自己責任を持ち込みました。緊急事態宣言を4回発令しながら、中小企業の命綱である持続化給付金や家賃支援給付金を1回で打ち切りました。菅首相が政権を

投げ出したのは、こんな政治はもう我慢ならないという国民の運動に追い詰められた結果であります。

安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合と野党４党が共通政策に合意をいたしました。憲法に基づく政治の回復、科学的知見に基づく新型コロナウイルス対策の強化、格差と貧困を是正する、地球環境を守るエネルギー転換と地域分散型経済システムへの移行、ジェンダー視点に基づいた自由で公平な社会の実現、権力の私物化を許さず、公平で透明な行政を実現する、この政策の実現する政権を目指しております。その実現のため、私たち日本共産党は全力を尽くしてまいります。

質問の第１に、コロナ対策 大規模なＰＣＲ検査の実施を、学校の対応はについてお伺いをいたします。

大規模検査によって無症状感染者の発見・保護し感染拡大を食い止める必要性は今や多くの専門家の共通認識であります。政府分科会の尾身会長も「ＰＣＲ検査も抗原定性検査も圧倒的にキャパシティは増えてきたので、ちょっとでも具合の悪い人、感染の心配のある人は職場、学校、地域、どこでも気軽に検査ができる体制を国、自治体が一生懸命やってもらいたい」と発言をしています。

また、デルタ株で子どもの感染が急増し、子どもから親への感染が確認されるなど状況が大きく変わっています。学校も２学期を迎え、「分散登校」「オンライン授業」などの柔軟な組み合わせで対応することが求められております。同時に、保護者の減収、医療・介護従事者の出勤への影響も起きるため、その対応も求められております。

伺います。

- １．今年度当初予算で計上された、コロナ抗体検査キットはどのように活用されていますか。
 - ２．感染の心配がある時、医療・介護施設、学校、保育園などでのＰＣＲ検査を実施することは、濃厚接触者を狭めない、広めのＰＣＲ検査の実施は。
 - ３．コロナ感染は半数が無症状感染者からであり、無症状感染者の発見と保護が感染対策に欠かせません。児童生徒と教職員に頻回に簡易検査を行うことは。
 - ４．学校の分散登校は、保護者の減収や失職、医療従事者が出勤できなくなるなどのデメリットが生まれます。そうしたことがないよう、必要な子どもは朝から学校で学べる対応は。
 - ５．教室での会話、給食をとる学校は、教室でのエアロゾル感染防止対策が必要になります、対策は。
 - ６．学童保育が３密にならないよう、学校などより広い場所を提供するなど柔軟な対策は。
- 第２に通学路、土砂災害警戒区域の緊急点検はについてお伺いをいたします。

６月２８日、千葉県八街市でトラック運転手により下校途中の小学生の死傷事故が起きました。市民から「北杜市は大丈夫か」との声が寄せられております。また、７月３日、静岡県熱海市の土石流災害の発生に対し、これから台風の季節を迎える中、市の災害対策についてお伺いをいたします。

- １．学校通学路の安全確保へ、国、県は市町村に対して「危険個所の点検と対策」を通知し、１０月末までをめどに対策を示すように求めています。市の通学路危険個所点検はどのような進捗か。
- ２．すでに改善の具体的計画がある箇所の公表を。
- ３．市内、４２４カ所の土砂災害警戒区域があり、太陽光パネルも乱立しています。県に調

査結果の公表を求め、市民に周知、説明を行うことは。

4. 市独自に「大規模盛土造成地」や急傾斜地の太陽光発電施設周辺など、崩落等の危険がないか、緊急の調査と点検を行うことは。

第3に、市民の暮らしを支える制度、活用・創設はについてお伺いをいたします。

制度の周知や新たな対策を行い、誰もが北杜市に住み、安心できる生活を送ることができるようにすることが大切であります。

まず、特別障害者手当を利用しやすくすることは。このことについてお伺いをいたします。

特別障害者手当とは、著しく重い障害があり、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の人に月2万7千円が支給される国の制度であります。「特別障害者手当」は市への申請が必要です。障害者手帳がなくても申請ができます。介護保険の要介護4と5の人は手当を受け取れる可能性があります。

自宅のほかグループホーム、ショートステイ、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅も対象となります。また入院、老人保健施設や介護療養型医療施設の入所者も3カ月以内であれば、それが対象となります。入院などで3カ月以内でありこの制度を知らずに、利用できない方がおります。市の対策として、1. 制度の周知徹底を求めます。利用している施設などにチラシを置くことは。2. 広く市民に周知するため、広報での掲載は。

次に、市内で新規の透析患者を受け入れるベッドがいっぱいで空きがない「今後10年は空かないのではないか」と心配する声も聞かれます。高齢化で今後、患者の増加も見込まれます。また、病院へは週3回の通院が必要となりますが一人で通院ができず、タクシーでは料金が高額になるため透析をあきらめるなどの事例も生まれております。全国には送迎サービスを行う自治体、有料・無料もありますが、市の対策、見解を求めます。

1. 透析治療のベッド拡大の計画は。

2. 市内・市外（市内が満員で市外利用する）、こうした施設利用を含めて、透析患者送迎サービスを行うことはどうでしょうか。

そして、国保税子どもの均等割等軽減で国保税の引き下げを求めます。

市民の暮らしがコロナで厳しい状況にある中で、いまこそ国保基金を取り崩し国保税の引き下げを行うべきであります。子どもにまで均等割をかけるのは「人头税だ」、「少子化対策に逆行する」との声が生まれております。全国知事会、全国市長会もその実現を要望してまいりました。

国は来年度、2022年度から子どもの均等割の軽減策（未就学児）を予定しています。

市の対策についてお伺いをいたします。

1. 市は、2022年度、国保税均等割の未就学児の減額は行いますか。

2. 国は、「均等割」部分の5割を未就学児に限り減額予定だが、上乗せ検討を行いますか。例えば18歳までの拡大、全額免除などを実施しますか、お伺いをいたします。

3. コロナ禍で生活が大変な中、国保基金を活用し、一世帯1万円の減額を行うことを求めます。

最後、第4に生理用品の無償配布について伺います。

韓国では2016年から低所得層の女性に生理用品の配布を行っております。昨年11月には世界で初めてスコットランド議会が「生理用品を無償で提供する」法案を全会一致で成立させました。イギリスでは今年1月から生理用品への付加価値税、いわゆる消費税を廃止してい

ます。兵庫県明石市は3月、生活困窮者に対して男女共同参画センターや児童相談所などでの配布、市内小中高などでも保健室で希望する生徒らに養護教諭が渡すことを決めました。市での対策を伺います。

1. 公共施設に無償で使える生理用品を配布すること。

2. 小学校、中学校、高等学校、それに準じる教育施設に返却不要な無償で自由に使える生理用品を配置することです。

よろしく願いをいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

はじめに、コロナ対策 大規模PCR検査の実施を、学校の対応は、における、コロナ抗原検査キットの活用についてであります。

「抗原検査キット」については、新型コロナウイルス感染者の確認がされた施設等において、感染拡大の恐れがある場合に、幅広く検査を実施する「スクリーニング」として、すでに、市職員が濃厚接触者に該当した場合や、学校、保育園、放課後児童クラブに、感染者が確認された際に活用しております。

今後も、様々な施設等で必要が生じた場合には、活用してまいりたいと考えております。

次に、通学路、土砂災害警戒区域の緊急点検は、における、通学路危険箇所の点検の進捗状況および公表についてであります。

通学路の安全点検は、「北杜市通学路交通安全プログラム」に基づき毎年実施しておりますが、本年度は、千葉県八街市で発生した交通事故を受け、国、県からの通知により、時期を早めて、関係機関等による合同点検を実施し、先月上旬には各学校から報告のあった、104カ所の点検が終了いたしました。

現在、道路管理者や警察等関係機関において、対策を検討していただいております。

検討していただいた対策は、「北杜市通学路安全推進会議」での協議を経て、来月末までに県へ報告を行い、その後、公表してまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

コロナ対策 大規模なPCR検査の実施を、学校の対応は、について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、分散登校による減収や失職等が懸念される家庭の、児童生徒への対応についてであります。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための県からの分散登校の要請を受け、市内学校においては、人と人との間隔を2メートル確保することを基本に、特別教室の利用やクラスを2つに

分けるなどした分割授業等により、3密を回避した学習活動を行っており、通常どおりの始業での学校運営ができております。

このことから、保護者への就労には影響を与えていないものと考えております。

次に、教室でのエアロゾル感染防止対策についてであります。

学校内での教育活動については、国の「衛生管理マニュアル」により、最も効果的とされる定期的な換気を行うとともに、人と人との距離をとること、マスクの着用、丁寧な手洗い、また、給食時には、全員で同じ方向を向いての「黙食」の実践など、感染防止対策に努めております。

次に、生理用品の無償配布を、における、小中高、教育施設での無償での配置についてであります。

市内の学校においては、学校や家庭生活、体調面等に不安や悩みなどを抱える児童生徒がいる場合、生理用品をきっかけとして、養護教諭に相談できるよう、保健室に生理用品を常備しております。

必要な児童生徒には無償で、養護教諭から手渡しするよう対応しており、併せて女子児童生徒への周知を行っております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

八巻健幸市民部長。

○健幸市民部長（八巻弥生君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

コロナ対策 大規模PCR検査の実施を、学校の対応はについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、感染の心配がある時などの広めのPCR検査の実施についてであります。

現在、濃厚接触者および接触者の判断については、中北保健所において、新規感染者から行動歴等の聞き取りを行い、判断しております。

市では、新型コロナウイルス感染者の確認がされた施設等において、感染拡大の恐れがある場合は、簡易キットを使用し「スクリーニング」を実施し、早急な対応を実施しております。

また、判定結果により、感染の疑いのある方には、PCR検査を受検していただくことになります。

今後も、抗原検査キットを活用した中で、新型コロナウイルス感染症拡大を抑えられるよう、対応をしてまいりたいと考えておりますので、広めのPCR検査を実施することは考えておりません。

次に、児童生徒および教職員への頻回に簡易検査を行うことについてであります。

無症状感染者を判明することは、感染拡大を防止する上で、重要であると考えております。

しかしながら、市内小中学校の児童生徒および教職員においては、毎日家庭や学校で検温・手洗い・換気等を徹底しており、感染症対策が図られている状況でありますので、必要以上の簡易検査の実施は考えておりません。

次に、市民の暮らしを支える制度の活用・創設は、について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、特別障害者手当制度のチラシの施設等への設置、および広報への掲載についてであります。

特別障害者手当は、身体または精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方が、申請により受給することができる制度で、毎年、市の広報紙やホームページで周知しております。

対象者は、障がいの程度により判断されるもので、要介護度による目安はありませんが、在宅サービスで施設に入所している方への周知徹底のため、施設にチラシを配布するとともに、広報においても引き続き周知を図りたいと考えております。

次に、透析治療のベッド拡大の計画についてであります。

市立2病院には、一般の人工透析患者に対応するベッド数は、2病院合わせ25床、他に感染症、臨時透析、特殊透析に対応する病床3床の計28床あり、昨年度の年間利用患者は、延べ8,129人が治療をしております。

近年、人工透析に至るまでの疾病患者に対して有効な投薬治療も確立され、新たに人工透析を受けなければならない患者数は、減少が見込まれております。

このことから、現在のベッド数で、おおむね賄えると想定されるため、拡大の予定はありません。

次に、透析患者の送迎サービスの実施についてであります。

市立2病院では、病院を利用する患者に対応できるよう、送迎車を活用し、サービスの向上を行っております。

送迎車は、透析患者も利用しておりますが、人工透析は一定時間を要すること、居住地が広範囲であること、診療時間への影響等を踏まえ、市外利用者も含めた、透析患者に特化した送迎は考えておりません。

次に、2022年度の「国保税均等割」に係る、未就学児の減額の実施についてであります。

国は、来年度から未就学児の被保険者均等割について、5割減額することとし、国民健康保険法を改正したところであります。

本市におきましても、来年度から未就学児の被保険者均等割について、5割軽減する措置を適用する考えであり、今後、国が示す政省令などを踏まえ、国民健康保険税条例の改正など所要の手続きを行ってまいります。

次に、「均等割」の減額についてであります。

国民健康保険については、国民健康保険法及び関係法令に基づき、被保険者に保険税をご負担いただくとともに、国や県の財政支援を受ける中で、健全な運営に努めております。

市民が安心して暮らせる医療保険制度を維持していくため、引き続き、関係法令に基づいた課税および運営を考えておりますので、本市独自の均等割減額の上乗せ、18歳までの拡大および全額免除を行うことは、考えておりません。

次に、国保基金を活用した、一世帯一万円の減額についてであります。

国民健康保険の被保険者数は、年々減少している一方、65歳以上の高齢被保険者の割合は48%を超えており、医療機関への受診機会が増加する年代の高齢者が、多数を占めていることから、今後、医療費の増大が懸念される状況であります。

「国保財政調整基金」については、医療費の増大に備え、健全かつ安定した国保財政運営のために活用してまいりたいと考えておりますので、国保基金を活用した国保税の減額は考えて

おりません。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

コロナ対策 大規模なPCR検査の実施を、学校の対応は、における、学童保育が3密にならないための対策についてであります。

「放課後児童クラブ」では、昨年度の国の「新型コロナウイルス感染症対策補助制度」を活用し、消毒液や空気清浄機の購入、3密を避けるための机やパーテーションを用意するなど、安全・安心な「放課後児童クラブ」を運営しているところであります。

学校などの利用については、管理面での課題があり、利用が難しいため、引き続き、現施設での運営を行ってまいります。

次に、生理用品の無償配布を、における、公共施設での無償配布についてであります。

本市では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経済的な事情で必要な生理用品が、十分に手に入らない女性を支援するため、本年7月から市役所本庁舎総合窓口、福祉課、ほくところ元気課および各総合支所の窓口において、無償提供を行っているところであります。

引き続き、不安を抱える女性に寄り添った支援を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

通学路、土砂災害警戒区域の緊急点検は、について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「土砂災害警戒区域」の調査結果の公表についてであります。

「土砂災害警戒区域」の県の調査結果については、県に公表を求めてまいりますが、市がその結果について、周知や説明を行うことは考えておりません。

なお、結果の如何にかかわらず、「土砂災害警戒区域」の周知は必要であるため、ハザードマップや、市ホームページにより、周知を図っているところであります。

次に、市独自の緊急の調査と点検の実施についてであります。

現状においても、大規模盛土造成地や傾斜のきつい事業区域、または隣接する太陽光発電設備のパトロールを実施しているところでありますので、市による緊急の調査や点検の実施は考えておりません。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

清水進君の再質問を許します。

清水進君。

○16番議員（清水進君）

それでは、1項目ずつお願いをいたします。

最初のコロナ対策について、お伺いをいたします。

○議長（加藤紀雄君）

清水進君、全項目に再質問でなくて、1項目めだけですか。

○16番議員（清水進君）

時間がある中で。

○議長（加藤紀雄君）

全部ですね。はい。

○16番議員（清水進君）

ワクチン接種を完了した方の感染者が発生しており、ワクチン接種が進んでも検査が必要、こうした状況は変わらないと思います。

山梨県では自費で検査できる施設が少なく、検査件数そのものが感染者に対して少ない、こうした状況になっていますので、いつでも無料の検査ができる、そして早期発見・早期治療につながる、こうした感染拡大防止のための検査が必要となりますので、先ほどの説明でPCR、県のほうは、保健所が決めているということですが、県と市で協力しながら拡充をできないか、その点についてお伺いをいたします。

もう1点は、学童保育の施設で現在、人数が多くて施設面積が狭い、そうした学童保育があります。先ほど教室ではソーシャルディスタンスの確保が必要ということで、2クラスを使うなどかありましたが、晴れている日なんかは学校運動場など、使用可能なときには使うことができる、こうした対応を、元気な子どもさんたちが多いですので、そうした対応がぜひできないか、この点についてお願いをいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

八巻健幸市民部長。

○健幸市民部長（八巻弥生君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問の再質問にお答えをいたします。

二度の接種をしたあとも感染される方もいらっしゃる今、PCR検査のほうを県と市で協力をしながら行っていくことの検討はということだと思います。

PCR検査につきましては、感染者の把握はすべて県が行っているというところで、県が中心に検査等を行っている状況にあります。しかしながら、市の病院等におきましても発熱外来という外来は受け付けております。感染対策もしっかり行いながら、そういったところで外来も受けながら検査をするということもありますので、協力するというよりは、発熱をして心配な場合には、地元のお医者さんにかかっただくということもありますので、そちらの発熱外来を利用していただくということもあります。

ただし、コロナに感染した、その方たちの濃厚接触者であったり、接触者という方たちにつきましては、県がすべて判断をしてPCR検査を決めまして、医療機関で受けていただくということになっておりますので、そういった対応になっております。

県のほうで、また市への協力要請等々があれば、当然、市も何なりの対応は取ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

清水進議員の、日本共産党の再質問にお答えいたします。

放課後児童クラブを、なんとか学校と協力して運動場などを使った対応ができないかというご質問ですが、放課後児童クラブにつきましては、学校教育の一環として位置付けられているものではありません。事故などが起きた場合の対応の取り決め、どちらに責任があるかというふうな取り決めをする必要が、明確にする必要があると考えておりますので、今後もコロナ対策を徹底する中、引き続き現施設での運営を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○16番議員（清水進君）

それでは2項目め、通学路と土砂災害について、再質問をさせていただきます。

最初に通学路なんですが、今回起きた事件現場のように歩道も路側帯もない道路が日本では多く、生活道路も車の通り抜け道利用に使われるなど、安全な歩行空間が満足にないというような状況になっています。安全に歩くために歩行空間の確保は、必ず必要であります。区画された歩道がない場合、時速30キロ以下に制限すべきではないか。車が歩行者と衝突した場合、30キロを超すと歩行者の致死量が跳ね上がるということで、統計的にこうした調査がありますので、通学路の中で制限速度を設けること。道路の一部を隆起させる、ハンプと呼ばれるんですかね、ということで昭和町でも実験的に1カ所できたということですが、こうしたことによって速度を落とす、道路を一部狭める、こうした対策が通学路に必要ではないかと考えますが、再度、この点についての考えをお願いいたします。

もう1点は、先ほどの土砂災害警戒区域で、北杜市には、大量の土砂が届け出ないまま搬入されて、そうしたことを県と市で中止するよう再三、指導を行ってきているんだが、面積が5千平方メートルを超える盛土の箇所もあるということで、先ほどの静岡県熱海の事故を考えると、きちっとした指導が必要ではないか、点検・パトロールということですが、こうした点について再度、危険箇所の、どういう対応を取っているのかについてお伺いをいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

日本共産党、清水進議員の再質問にお答えします。

私からは、通学路の安全対策にかかる再質問についてお答えをいたします。

議員ご提案をいただきました、通学路の30キロ以下の速度制限についてであります。

通学路の危険箇所については、各学校からそれぞれ危険箇所の報告があり、中には歩道の設置、グリーンゾーンの設置、信号機の設置等、多岐にわたっているところであります。

通学路につきましては、当然、これまでも保護者の方、ボランティアの方を中心に登下校の

見守りなどで速度を落としたり、ドライバーへの注意喚起をさせていただいているところでもありますけれども、速度制限をするには、やはり公安委員会との協議が必要になります。当然、今回もですが、例年、通学路の安全点検には公安委員会、警察署も一緒になって点検をさせていただいており、その中で効果的な対策について、やはり相談をしながら対策に取り組んでいるところでございます。

そうした30キロ以下の速度制限については、やはり公安委員会の見解も大事になってくるというところでもありますので、安全点検の中でそういったことについても可能性を探ってまいりたいと考えております。

また、通学路でのハンプの設置であります、これにつきましては、道路管理者との協議が必要になりますので、そこらへんにつきましても今後協議をして、必要があれば協議をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問の再質問にお答えいたします。

土砂の関係で、無届の土砂の箇所が北杜市内にあるということでございますけれども、この箇所等につきましては、本市の指導要領、または山梨県の盛土等の条例につきまして対応を行っているところでございます。

本市の場合につきましては、傾斜が激しい丘陵地であるということから、盛土につきましては、流出の危険があるようなことが、可能性として考えられますが、それにつきましては、災害等の危険がないように、本市の指導および県の条例に基づき適切な指導を行っているところであります。

それから緊急点検につきましては、これまでの台風や大雨のときにつきましては、独自にパトロール等を実施しております。

今回の熱海の災害を受けてですけれども、北杜市の土砂の埋立て等に関する指導要領に基づきまして、事前協議のありました案件、また把握している案件につきましては、7月26日に現地調査を行っているところであります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○16番議員（清水進君）

それでは3点目、市民の暮らしを支える制度について、お伺いをいたします。

最初に特別障害者手当ですが、このことを知ったのは、しんぶん赤旗日曜版に掲載された記事から、私の家はこういう状況だということで、申請を申し込みたいというふうに考えましたが、すでに入院や施設入所をしていたので、あっという間に3カ月を過ぎてしまい、利用できていない状況ということがあります。ですので、先ほど答弁がありましたが、利用できる施設等に必ず、こうした制度があるということのパンフレットだとか、繰り返し市民にこのことを

知らせてほしいと思います。やはり月 2 万 7 千円出るという手当は、だいぶ生活にとっても変わってくるということでありました。

次に、透析患者の足の確保、この点は生死に関わる問題ということで、長年、市民の皆さんは苦勞されて、そして病気になってしまうということで、北杜市は都市部と違って民間企業、とりわけタクシーだとか進出しないということで、経営的に安定できないから北杜市ではこうしたサービスがないので、やはり行政として責任を持って市民の命と暮らしを支えるという点で、送迎バスだとか、市外においても、もう市内がいっぱいで利用できないという状況です。送迎のこうしたタクシーだとか、車ができないのか、その点の確認です。

最後に国保税、子どもの税負担ですね、これは本当に、先ほども話しましたが、人頭税ということで、頭割りで各個人に均等に課せられる、原始的な、本当に税制であるということで、社会保険のほうで、健保の方は収入によって税率が決まりますので、半分は事業主負担という制度があります。全国的に子育て支援として、今、子どもの税額を減額しています。改めて、来年度、国が未就学の減額を行います、全額免除だとか、18 歳まで拡大して減額を求めたいと考えますが、再度、その点についてお願いをいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

八巻健幸市民部長。

○健幸市民部長（八巻弥生君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問の再質問にお答えをいたします。

まず、1 点目になります。

障害者手当の周知という面ですが、先ほども答弁をさせていただきました。毎年、市広報紙やホームページを通して、取り組みのほう、そういった制度の周知を行っているところですが、まず市民にとっては非常に必要な情報であるということは認識しております。

今後もそういった形で、施設等へのパンフレット等の設置、また市広報紙やホームページの周知等を徹底してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、人工透析の方への足の確保ということだと思います。

先ほども少し触れさせていただきました、現在、人工透析を受けている方は減少傾向にあるという状況であります。また、病床数もそれに足りているという状況と把握をしておりますので、特効薬等も出ているという中、確保については現状どおりしていくわけですが、足の確保につきましては、やはり人工透析の方、大変な思いをされているということも認識はしておりますが、他の一般の患者におかれましても、広い地域の中、足に不便を感じている方等いらっしゃいます。そういった方との不均衡、不平等な件等もありますので、慎重に考えていかなければならないと思っておりますので、今後の状況等によりますが、現時点ではそういった方向については考えてはおりませんので、よろしくお願いいたします。

最後に国保の均等割の全額免除、また 18 歳までの拡大というところについてであります。

まず、減免につきましては、均等割につきましては、国の制度に基づいて行っております。また、現時点では国の制度が来年 4 月 1 日からの改正ということでスタートいたします。市もそれに則って行っていきたいと考えておりますので、まずは拡大、また上乗せについては、現時点では考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

○16番議員（清水進君）

終わります。

○議長（加藤紀雄君）

清水進君の質問が終わりました。

関連質問はありますか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時03分

○議長（加藤紀雄君）

再開をします。

次に、ともにあゆむ会の会派代表質問を許します。

ともにあゆむ会、12番議員、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

令和3年第3回北杜市議会定例会にあたり、大きく4つの項目について代表質問を行います。

まず第1は、「市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例」改正についてであります。

「北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例」が令和元年7月3日公布、令和元年10月1日から施行され、2年となります。条例施行後、地域住民と事業者間でトラブルとなっている、いくつかの事例に直面しています。

また、本年6月定例山梨県議会において「山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」が可決され本年7月13日に公布、10月1日から施行されます。既存施設については令和4年1月1日施行されます。

以上をふまえ、以下質問いたします。

（1）「市太陽光発電条例」の改正にあたり「県太陽光発電条例」との調整・関連性についての考えは。

（2）「市太陽光発電条例」の改正について、昨年12月と、先月8月に、市民団体から相次いで提言書・要望書が市長に提出されています。今般の改正条例にどのように反映されたのでしょうか。

（3）また、改正条例に反映されなかった市民団体からの提言・要望・意見などについて、その反映されなかった理由は何でしょうか。

（4）今議会での条例改正において、昨年の市長選挙での公約が、反映できたものとお考えでしょうか。

第2は、水道事業についてであります。

北杜市水道事業は、令和2年4月1日から地方公営企業法の全部を適用し、企業会計に移行しました。

平成31年3月「北杜市上下水道事業経営基本計画」（2019年度～2028年度）が策定されています。また「北杜市水道事業中長期整備計画及びアセットマネジメント」が平成30年10月策定されています。

以上をふまえ、以下質問いたします。

（1）経営基本計画の中で、今後予定している取り組みとして次の5項目を挙げています。

①広域連携の検討。

②民間資金・ノウハウの活用。

③投資の合理化。

④適切な維持管理。

⑤水道料金等の検証・検討であります。

各項目どのように取り組んでいくのか具体的にお示してください。

（2）北杜市水道事業の経営状況の推移は。また今後の見通しについては。

（3）現行の水道料金算定はどのようにして決めてこられたのでしょうか。

（4）今後の水道料金見直しについてのお考えは。

（5）今後の水道料金改定にかかる算定についてのお考えは。

（6）また、経営基本計画によると、現行の水道料金体系は、自己水源のみで給水している白州・武川地区、峡北地域広域水道企業団から受水している明野・須玉・高根・長坂・大泉・小淵沢地区の2体系であります。

体系ごとの給水原価、供給単価は公表して利用者、市民に丁寧な説明が今後必要であると考えますが、いかがでしょうか。

第3は、「道の駅」を活用した防災対策についてであります。

近年、頻発する自然災害により、全国各地で多くの被害が発生しています。

本市においても、大雨により8月14日には「土砂災害警戒情報」が発令され、避難所の開設がなされました。幸い大きな被害はなく安堵したところであります。

いつ、どこで大きな災害が発生しても、今やおかしくない状況となりました。

このような中、市でもこれまで「減災力の強いまちづくり」を防災施策として掲げて、市民一人ひとりの「自助力」、地域の「共助力」を高めるための取り組みを積極的に行っていると認識しているところでございます。

しかしながら、「自助」「共助」のみでは市民を災害から守ることは困難であり、今こそ「公助」の強化が必要であると考えます。

そこで今後、広域的な防災拠点の機能を有する施設を、市内に設置していく必要があると考えます。

以上をふまえ、以下質問いたします。

（1）現在、国土交通省が重点的に支援を進めている「防災道の駅」とはどのような内容でしょうか。

（2）また、「防災道の駅」に選定されると、どのようなメリットがあるのでしょうか。

（3）北杜市には、3つの「道の駅」、はくしゅう、南きよさと、こぶちさわが設置されてお

りますが、これら「道の駅」を「防災道の駅」選定に向けた取り組みを進める意向はあるか、お聞きいたします。

最後の項目になりますが、第4は生涯学習推進についてであります。

北杜市行政組織及び分掌事務の見直しが令和2年4月に行われ、教育委員会の見直しもされて1年半が過ぎました。その中で世界的な流行となっている新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、社会教育施設など閉館や利用制限がされるなど、生涯学習の推進をどのように図っていくのか多くの課題があるところです。

また、市民ニーズに応える、市民の文化活動等支援できる体制整備など、市民が利用しやすい公民館窓口体制等を整えていくことも求められています。

毎年度当初に「北杜市生涯学習計画」が策定され、当該年度の基本方針、重点目標、項目別推進計画などが示されておるところです。

以上をふまえ、以下質問いたします。

(1) 公民館を活かす取り組みについてであります。地域における生涯学習を推進するため、地域の公民館分館において公民館活動を行う者に対し、また、地域の公民館分館の施設整備を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する、それぞれ補助金交付要綱が定められております。

北杜市公民館分館活動費補助金について。(補助対象経費について)

北杜市公民館分館建設整備費補助金について。(補助対象経費について)

これら補助金の補助対象となる経費の見直しの考えについて、お聞きします。

(2) 文化協会等芸術文化団体の活動支援への取り組みについてであります。

地区公民館職員が公民館事業の一環として地区文化協会など芸術文化団体活動の、事務的支援は担えないものか。公民館事業と各文化団体との連携による生涯学習の推進を図るプロモーターとしての役割を担えないものか。

(3) イベントをととして地域の魅力を発信する施策を推し進める取り組みについてであります。

北杜市の3つのホールを活かす取り組みとして、例えば北杜市でも盛んな短歌に取り組んでおられる方が多い中、短歌大会などのイベントの開催誘致などは、北杜市を市外はもとより全国にPRする上でも有効です。いかがでしょうか。

以上で質問といたします。

○議長(加藤紀雄君)

答弁を求めます。

上村市長。

○市長(上村英司君)

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

「市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例」改正について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「県太陽光発電条例」との調整・関連性についてであります。

「北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例」と「山梨県太陽光発電施設の適正な設置と維持管理に関する条例」は目的、趣旨を同じくしているものであります。

県条例に規定する「設置規制区域」においては、市条例、県条例とも許可制となり、「地方自

治法」の規定を踏まえ、市条例の規定を維持しつつ、相互に競合しないよう、調整する必要があることから、本議会に市条例改正案を上程したものであります。

次に、条例改正における選挙公約の反映についてであります。

私の考えの一端としては、森林を伐採してまで太陽光発電設備を設置する必要があるのか、というものであります。

こうした中、現行法令下において、森林伐採と太陽光発電設備設置との整合性に課題がありましたが、県条例が制定され、これに基づき、規制等が行われることは、私の考えに通じるところであり、尊重すべきものとしたところであります。

また、県条例の設置規制区域内においては、市条例の規定のすべてを適用除外とすることが通例であるところ、市条例による規制を緩和しないように規定を設け、市・県と協力、連携を図ることによって、太陽光発電事業の適正な実施につながるものであり、市長選挙での公約が反映できたものと考えております。

その他につきましては、教育長、担当部長および担当局長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

生涯学習推進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、公民館を活かす取り組みについてであります。

「北杜市公民館分館活動費補助金」は、公民館分館が行う「公民館まつり」や、講演会等の「学習講座」のほか、地域住民が交流するスポーツ大会等の交流事業に係る経費のうち、講師の報償費、消耗品費や印刷製本費等、事業に要する経費を対象としており、施設の光熱水費や火災保険料等、維持管理に関する経費は補助対象外としております。

また、「北杜市公民館分館建設整備費補助金」は、施設の新築や大規模修繕、公共下水道への接続工事、シロアリ防除駆除等の整備事業に対し、補助金を交付するものであり、分館施設の軽微な修繕や改修については、各分館での対応をお願いしているところであります。

現時点では、それぞれの補助金について、補助対象経費の見直しは考えておりませんが、今後も、各地域の公民館分館においてご意見をいただく中で、補助金の効果的な運用を図ってまいりたいと考えております。

次に、文化協会等芸術文化団体の活動支援への取り組みについてであります。

本市では、「北杜市文化協会」のほか、様々な文化団体の活動が盛んに行われております。

こうした活動は、市民の生きがい発揮や、地域住民同士の交流の機会として重要な役割を果たしておりますが、団体の中には、会員の高齢化や会員数の減少により、組織運営の担い手の確保が課題となっております。

こうした活動団体の支援を行っていくため、各公民館においては、市職員OBを公民館長として配置し、これまでの豊富な行政経験を活かし、各種団体の事務手続きや組織運営等の団体の活動に関する相談に、引き続き対応してまいりたいと考えております。

なお、公民館職員の生涯学習に関するプロモーターとしての役割であります。公民館職員は、各種団体が行う自主的な文化活動の企画や実施の支援について、役割を担うべきものであ

と考えております。

今後も、公民館が地域における文化活動の拠点としての機能を果たすため、公民館職員の担う役割について検討してまいりたいと考えております。

次に、短歌大会などの開催誘致についてであります。

市内にある３つのホールでは、それぞれのホールの特徴を生かし、市民が一流の芸術文化に触れる機会を提供するため、「北杜市ホール運営検討委員会」でのご意見も伺いながら、ホール事業を企画しております。

地域をPRする事業の開催誘致については、「ホール運営検討委員会」や、市内の芸術文化関係団体からもご意見を伺ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

「市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例」改正について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市民団体からの要望等に対する改正条例への反映についてであります。

市民団体等からの提言書・要望書のうち、地域森林計画対象民有林への太陽光発電設備の設置の禁止については、県条例において、「山梨県の地域森林計画 富士川上流森林計画区対象民有林」が「設置規制区域」となることから、規制が強化できるものと考えておりますが、それ以外の要望については、法令の範囲内における制限等を踏まえ、市条例を制定した経過に鑑み、反映することは難しいものと判断したものであります。

次に、反映されなかった理由についてであります。

今回の市条例改正は、県条例の施行による整合・調整を図るためのものであって、太陽光発電設備設置の行為に当たって、関係規制法令の受忍限度などを議論、検討して制定されたものであることや、現在、条例施行上、見直しを行う必要が生じている状況にはないと考えているためであります。

次に、「道の駅」を活かした防災対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「防災道の駅」についてであります。

「防災道の駅」は、近年多発する大雨、大雪、地震などの災害に伴い、高速道路のインターチェンジや直轄国道など幹線道路へのアクセス性を活かした、防災拠点、生活拠点の機能を強化するため、「道の駅」の中から国が選定したものであります。

本年６月に初めて、全国で３９駅を選定したところであり、県内では「道の駅富士川」が選定されました。

次に、選定によるメリットについてであります。

「防災道の駅」として選定された場合、ハード面では、建物の耐震化、無停電化、防災倉庫、トイレなどの防災機能の強化整備に、ソフト面では「ＢＣＰ 業務継続計画」の策定や防災訓練などに支援を受けることができます。

次に、「道の駅」の「防災道の駅」としての選定に向けた取り組みの意向についてであります。

山梨県が策定する広域的な防災計画に防災拠点として、「道の駅」が位置付けられていることが、選定条件となります。

本市には、「道の駅はくしゅう」、「道の駅こぶちざわ」、「道の駅南きよさと」の3カ所がありますが、現在、防災拠点として位置付けられておりません。

今後は、情報収集する中で、関係部局と検討してまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

浅川上下水道局長。

○上下水道局長（浅川和也君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問にお答えいたします。

水道事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、経営基本計画の今後の具体的な取り組みについてであります。

広域連携の検討については、現在、山梨県で策定中の「山梨県広域化推進プラン」の策定過程において、圏域単位で一丸となって構想を検討するための場づくりを予定しております。

本市も、積極的に参加し、県内水道事業体との広域連携を図ってまいります。

民間資金・ノウハウの活用については、先行して下水道事業へのPPP／PFIの手法の導入を検討し、効果が期待できる場合は、引き続き、水道事業への導入を検討してまいります。

投資の合理化については、アセットマネジメントの手法により、施設の長寿命化を図るとともに、小規模な配水池の統廃合を行うことで、更新コストの抑制を図ってまいります。

適切な維持管理については、データの集計や管路調査により、施設ごとに漏水状況を把握し、効果的な管理更新を行うことで、有収率の向上と予防保全を図ってまいります。

水道料金の検証・検討については、先の項目で申し上げました各種取り組みを含む総事業費から、その財源として必要とされる料金収入の総額を算出した上で、料金体系への反映を検討いたします。

次に、経営状況の推移および今後の見通しについてであります。

「地方公営企業法」適用前3年間の実質収支は、1,100万円台から1,500万円台の黒字でありましたが、一般会計からの繰入金のうち、基準外繰入金が平成30年度3億9,600万円、令和元年度4億3,100万円、令和2年度4億3,700万円と増加傾向にあります。

これは企業債の元金償還の増加に伴うもので、一般会計からの基準外繰入金がなければ、赤字化は免れない状況であります。

建設改良費については、平成30年度2億1,700万円、令和元年度2億2,700万円、令和2年度1億6,900万円と、減少傾向にあり、施設の健全性を保持するための、計画的な再投資ができていたとは言い難い状況にあります。

今後の見通しとして、料金収入に関しては、平成30年度10億800万円、令和元年度10億円、令和2年度9億8千万円と、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、現年度分調定額の減少傾向が加速していることから、引き続き黒字を維持するには、繰入金の増額、または料金の見直しのいずれかが必要であると考えております。

また、配水管の償却率は、すでに50%を超えており、有収率は58%と同規模自治体の全

国平均 85.8% を大きく下回ることから、これを解消するために、理論的には、今後、毎年 8 億円以上の建設改良費が必要であります。

次に、現行の水道料金算定の決定方法についてであります。

市長からの諮問に対して、平成 20 年 6 月 10 日付で、「北杜市簡易水道事業運営委員会」から出された答申を受け、36 の料金体系を 2 体系に集約しました。

水道料金算定は、当初、基準外繰入金の解消を念頭に、全収入の改定率を旧体系に当てはめて、試算を行いましたが、一部に急激な値上がりが発生することから、収入の総額は変えず、2 体系内での平準化に留めました。

その後、経過措置を 3 回設け、平成 28 年度に現在の 2 体系化を完了させました。

次に、今後の水道料金見直しに係る考えについてであります。

有収率の向上や基準外繰入金の削減等を通じた経営健全化を図るためには、料金の見直しは必須であります。

来年度、「経営基本計画」の見直しを行い、令和 10 年度までの「投資財政計画」を更新し、「北杜市上下水道事業審議会」における協議を踏まえながら、料金体系を再構築してまいります。

次に、今後の料金改定にかかる算定の考えについて、であります。

「地方公営企業法」の適用により、資産の状況や、事業継続に必要な将来コストなど、具体的な金額が明確になったことから、「総括原価方式」を採用し、水道事業全体での経費回収や、将来の施設投資など事業の継続性を踏まえた算定を行ってまいります。

また、算定結果を基礎資料としながら、「上下水道事業審議会」にご審議いただき、料金改定を進めてまいります。

次に、水道料金体系ごとの利用者、市民への説明についてであります。

平成 19 年に市長からの諮問に対し、平成 20 年に行った「簡易水道運営委員会」の答申では、料金の枠組みについて、「将来は市内統一とするべきだが、当面は、明野町、須玉町、高根町、長坂町、大泉町及び小淵沢町の 6 町と、白州町及び武川町 2 町の、2 枠とすることが望ましい。」としており、将来に一体化することを前提としていることから、あえて体系ごとの比較検証を行う予定はありません。

前回の答申からすでに 10 年以上が経過し、その間、人口減少に伴う有収水量の減少や、施設の老朽化の進行など、水道事業の経営を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、前回の改定では保留としていた料金の 1 体系化も含め、適切な料金収入の確保について、真剣に議論する時期にきております。

今後、適正料金の審議とともに、1 体系化を図るための進め方や、具体的な方策など、「上下水道事業審議会」において、ご審議いただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

齊藤功文君の再質問を許します。

齊藤功文君。

○12 番議員（齊藤功文君）

4 つの大項目すべてについて再質問をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、1項目めの太陽光条例の改正についての件でありますけれども、本議会では県条例との整合性、所要の改正ということでございますけれども、一番、今、北杜市で問題になっているのは、現在の条例の中で、民間の森林の関係については県条例でカバーできるからということで、また特定の地域、災害の起こりやすい地域とか、そういうのはすべて県条例で賄えるということで、それはいいんですけれども、それ以外の地域における、許可制の市条例の関係でありますけれども、そこで起こっている件が、今、大変多いんです。そこが今度、これからの重大な問題になるうかと思うんです。

要するに、近隣住民とのトラブルとなっている案件、いくつかあるんですけれども、その中で、いくつかの事例をコンパクトにまとめてみますと、どこに問題点があるかということなんですけれども、今の条例で。工事の着手という概念が、市の条例にはちょっと明確に出ていなくて、指導要綱の時代の適用事例なのか、現太陽光条例の適用事例なのかということで、工事の着手ということによって、その問題が発生している事例があります。

また、地域住民への事業計画の周知がされたかどうかということで、された、されないという問題でトラブルになっている例があるんです。担当課では、どのようにこのようなチェックをされているかということが、大変問題になっております。

地域住民への事業計画の説明会がされたかどうか、また許可申請書に添付している説明実施報告書の内容が真正なものか、要するに申請書の提出は事業者が作成して提出しているものであって、また事業に対する、その申請書の中に事業に対する理解欄という欄があるんですけども、片や得られたという欄にチェックに入っていて、片や市民は得られないということで、地域住民が情報公開を請求したところ、事業に対する理解が得られていないにもかかわらず、得られた欄にチェックがされていたということでトラブルになっている例があります。また、作成された議事録だとか、会議録の内容が本当に真正なものであるかどうかということも大変、今、トラブルの元になっておるところです。そこで、説明実施報告書の信ぴょう性が問われてくるわけであります。

このように今の市条例については、いくつかの問題、また、あと2つほどあるんですけれども、住民説明会で要望のあった住民との約束事項が守られているかどうかということで、守られていなくて、今、住民と事業者でトラブルになっている。例えば事業地を木調風のフェンスで囲むというような約束を説明会ではしたけれども、あけてみたら有刺鉄線の柵になっていたというふうな、こんな事例であります。また分割案件の問題も大変、国との関係がありますけれども、今、トラブルになっている原因の1つであります。

このように様々な、市条例の今の部分において問題点があるわけで、それはいくつかの現行の市太陽光条例の規定を明確化することがとても肝要だと考えているんですけれども、いかがでしょうか。この点が1点です。

そして、あと次の点ですけれども、ちなみに和歌山県に県の太陽光条例が平成30年3月に制定されておりますが、ここでは、和歌山県の太陽光事業の実施に関する条例に基づく手続きに係る許可申請の手引きというのを、その事業者の皆さまへとして和歌山県ではホームページで掲載しております。

この申請の手引きを見ますと、今、北杜市で起きている地域でのトラブル事例、例えば工事の着手、説明会の周知方法、各行政区等への説明、説明会の状況を取りまとめた議事録の作成等々についての考え方が、県の考え方が分かりやすく明示されております。ご覧になっていた

できればよく分かると思います。

そして、ちなみに山梨県においても近日中にこうした許可申請の手引きを策定し、県のホームページにアップするということを聞いております。

そこで、私は提案いたします。

申請する事業者にも分かりやすく、公平に対応が迅速に図られるためにも、北杜市においても市太陽光条例の許可申請の手引きなるものを策定し、公表することを提案いたしますが、いかがでしょうか。これが2点目ですね。

そして、あと1点。先ほどの質問の中にも、市長は選挙公約は反映できたということをおっしゃられました。選挙公報だとか、選挙のビラにも公約の1番目に掲げているのが太陽光発電条例の関係の文言であります。そのように市長は、今回の条例は選挙公約の1番目に掲げていることが反映できたというようなご認識でございますけれども、市民の皆さまの中には、こういことを言っておられる方がおるんです。私は上村様に期待していたのだけれども、面談してみて、選挙のころの姿勢より腰が引けたという声を聞きました。この点についても、市長のご認識と一般の選挙の間に、皆さんの要望した、市民の皆さんの出されている要望事項と、そのへんのギャップがちょっとあるかなと、そういうふうに思いますけれども、このへんについてのご認識、ご答弁を併せて伺いいたします。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

ともにあゆむ会の、齊藤功文議員の代表質問の再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目ですけれども、本市の条例の施行途中において、トラブルが起きているところがあって、条例を明確化する必要があるのではないかとということでもありますけれども、本市の条例は制定から、まだ2年を過ぎたところというところで、それから今年の10月からは県の条例も併せて施行されるという形になります。

今、2年を経て本条例を見直すというふうには考えておりませんが、県の条例も新しく施行されるということになりますので、そのへんの経過を見て、また再度、検討、状況を見ながら情報を収集していきたいと思います。

それから2点目でありますけれども、市条例の手引書の作成ということでもありますけれども、齊藤議員もおっしゃいましたように、現在、県が手引書を作るということで作成中だと思います。それにつきましては、まだ現在の状況で公表されている段階ではないということで、それも出たところで、県の条例と市の条例の相方の、整合性を見ながら研究をしていきたいと思っております。

それから3番目ですけれども、公約とのギャップがあったという話でありますけれども、これにつきましては、周囲の状況とか太陽光の設置の状況とかを勘案しながら協議をして、そんな状況になっていると思います。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

市長の答弁も部長が答弁していますので。市としての考え方を述べていますので。内容について何かあれば、どうぞ。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

再々質問をお願いします。

市長は、この改正条例で選挙公約が果たせたと、そういうご認識というふうなご答弁でした。そこで、住民と事業者間でのトラブルをなくすためにも、先ほど事例がいくつか、6つほど申し上げましたけれども、そうした事例を明確に解消するためにも、改正条例に盛り込んでほしかったなというのが、私の率直の想いであります。その点について。

また、最終的に私は、中長期的に見れば将来を見据えたまちづくりビジョンづくりに基づいたゾーニングだとか、現在の太陽光発電設備問題の温床となった管理の行き届かない森林を守り活かす施策や、耕作放棄地を減らすための農業施策にも積極的に取り組んでいくことが肝要と考えております。この点についても、併せて市長より、お考えを伺いたいと思います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問の再々質問にお答えをさせていただきます。

1点目がトラブル解消のために、今回の条例改正の盛り込みをしていただいたかったという形のご質問だと思いますけれども、現在の条例につきましては、検討委員会等を設置して10数回、それから年数にすると1年以上の期間を経て制定されたものでございます。

条例の内容の改正につきましては、同様な手続きが必要というふうに考えておりますので、県条例と改正の市の条例が施行されたあと、それらの成果を見つつ、そのような手続きをしていく必要があるかと思えます。

あと2番目の質問でゾーニング、それから荒廃森林の管理であるとか、荒廃農地の発展ということでもありますけれども、これにつきましては、太陽光のみではなくて、市のほうでも、森林の整備、里山整備の補助事業であるとか、土地改良事業であるとかというような施策を行っておりますので、そちらで振興を図っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

それでは、2項目めの水道事業についてであります。再質問を行います。

広域連携も検討していくというような、新聞にも出ておりましたけれども、いろいろな面で交渉、いろいろなところから水道事業について検討していくことはお願いしたいところであります。

2つ目の項目にある今後の状況ですけど、経営状況ですけども、大変、繰入金と、かなり基準外繰入も多いということで、約4億円前後ということで、今後、この赤字をどう改善していくかが水道行政の最大の課題だと考えております。

その中で、答弁の中で今後は料金改定をしていくことは必須の問題だということの答弁がございました。そこで、水道料金を改定する上で、一番注意と言うのですか、教訓を生かしてもらいたいというのが、平成21年、現行の料金改定のときに起こった簡易水道運営委員会からの答申に基づいて、各地区で説明会があったわけですが、大泉地区においては住民の皆さまに納得がいく説明ができなかったと聞き及んでいます。その間、住民は大泉町水道問題対策協議会を立ち上げ、市を相手に裁判に発展し、最高裁判決までに至った経過があると。料金改定時には、資産台帳がなくて減価償却費が積算できなかったため、給水原価の計算までではできなかったと聞き及んでおります。

結果として、新料金体系は平成23年の3月請求から始まり、経過措置を経て、先ほどの話もありましたが、平成29年3月請求分より現行料金が始まったと認識をしております。

そこで、こうした今後の水道料金は必須の課題だというような答弁の中で、水道料金の改定を控える中で、前回の料金改定、先ほど言いました改定問題の案件を無駄にしないようにと思いますが、水道料金改定についての市長の考え方はいかがでしょうか。これが1点です。

あと1点は、企業会計に移行して初めて令和2年度の水道事業会計の決算が出ております。その中で、市全体の給水原価は立方当たり208.94円、供給単価は149.76円という報告が議会にもされております。

そこで、平成24年度から6年ほどかけて9,700万円ほどの事業費で、今般使っている資産台帳が整備されたため、減価償却費も積算できるようになったわけであります。

今後の料金改定においては、2体系ごとにも給水原価、供給単価を明らかにすることは料金改定時の市民、利用者への説明責任を果たす説明資料ともなると考えます。

この過程で、先ほど答弁の中にもありました基準外繰入、おおよそ赤字分として約4億円くらいのものが、これを誰がどのように負担していくのかという議論も必要になるわけであります。

また、水道企業団からの受水について、基本料金と受水した料金との、実際に受水した料金を積算した料金との差が約2億円前後、毎年出ているわけであります。今後、どのようにこの問題についても対応していくのかも含めて、今後の重要な課題となりますが、併せて市長にお考えをお伺いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

浅川上下水道局長。

○上下水道局長（浅川和也君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問の再質問にお答えいたします。

1点目でございます。今後の水道料金改定にかかる考え方でございます。

現在の水道料金につきましては、議員ご指摘のとおり平成21年の簡易水道運営委員会の答申をもとに2体系により行われているところでございます。

今後でございますけれども、この2体系につきましても、1つの水道事業ということでございますから、1体系化を前提としたことで比較検証を行う予定であります。

そのような中で、当然、市民への説明というところになってくると思いますけれども、過去の説明会等の考え方も申せられましたけれども、こちらにつきましても、今後、上下水道審議会において、この改定にかかる審議を行っていく過程におきましては、そのような考え方、視

点ということもございますので、1つの要素ということもございますので、その部分につきましても慎重に審議をしていく中で決定していきたいと考えております。

2つ目のご質問でございます。事業会計へ移行した中で、繰入金4億円という状況であります。今後このような繰入金の解消ですとか、また運営方法についての考え方ということもございますけれども、こちらにつきましても、当然、資産台帳等が整っているという状況でございますので、その中において、こちらにつきましても体系ごとの単価等を積み上げる中で、こちらにつきましても、上下水道事業審議会において審議をいただく中で、今後決定していくという考え方であります。

いずれにしても、2つの質問に共通しておりますけれども、市民への説明につきましても、現在、広報紙等においてシリーズ化で、上下水道事業において分かりやすい説明をしておりますけれども、今後もホームページ等も併せた中で財政状況、今後の事業展開について、分かりやすく引き続き表現してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

再々質問を行います。

同じようにかかるかもしれませんが、前回の料金改定のときも地域の説明会で各町ごとにも、その給水原価、供給単価がいくらかという資料まで出ているんです。今回、例えばいつになるか分かりませんが、料金改定がされるときに、2体系で今現在、やっている基本料金、現在の水道料金がある、この給水原価と供給単価がどうなっているとか、それは全体では分かりますけれども、その料金体系の地域の説明会には当然これは、おいくらになっていますかという質問が出ると思いますよ。これはこのことについて、出す、出さないは次の段階だと思います。説明責任を得るためにも、このことについてのご答弁、ご認識をお伺いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

浅川上下水道局長。

○上下水道局長（浅川和也君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問の再々質問にお答えいたします。

地域への説明という点に関しまして、給水単価、原価の問題でございます。各町ごとの単価の示し方というご質問でございますが、こちらにつきましては、基本的には今後1体系化を前提とした中で審議、協議を行っていくという考え方であります。

先ほども申しましたとおり、その過程におきましては、北杜市の上下水道事業審議会において慎重審議をするわけでございますけれども、その過程におきまして、そのような考え方、各町ごとの単価という部分も含めた中でご審議いただきたいと考えておりますので、ご了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

3項目めの「道の駅」を活かした防災対策について、再質問を行います。

先ほどの答弁の中でも、これは「防災道の駅」にするには、県の広域防災拠点としての位置付けもなければ駄目だとか、いろいろ制約があるようでございます。そんなような中で、今後、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えてインバウンド、訪日外国人観光客も今後予想される中で、日本人の県外からの旅行者も北杜市へ訪れることを見越した中で、旅行中に被災されることも予想されるわけであります。

道21世紀新聞「ルートプレス」というのがあるんですけども、これには読者の声として「旅先の被災地」と題して、「旅先で被災したときは土地勘がないので、まず道の駅に向かうと思います。減災拠点としての役割に期待しています。」という投稿があります。

そこで国交省の進めている「防災道の駅」に選定されることは、先ほどの答弁を伺った中でも大変ハードルが高いということが予想されます。これからも取り組んでいくというような前向きな答弁もありましたけれども、もしこうしたことが不可能であった場合には、市独自に今後広域的な防災拠点の1つとして、道の駅に総合的な防災機能を持った拠点整備を図る考えはいかがでしょうか。

そして、現在の道の駅をさらに有機的に防災の拠点としていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

ともにあゆむ会の代表質問の再質問にお答えいたします。

「防災道の駅」が防災拠点になるということなんですけれども、国土交通省で考えている防災拠点というのは、例えば市内の、本市には3つ、道の駅があるんですけども、市内のための防災拠点というよりはもっと広い、県を超えての防災拠点というような形で考えていると認識をしております。

例えば、大きな災害があったときに自衛隊の派遣があるとか、機動隊の派遣があるとか、そのような形の集積基地というような形で考えておりますので、例えば市内の災害について、道の駅が避難所になるというような形の規模で考えている「防災道の駅」ではないというふうな認識をしております。

ということで、1つ目の質問と2つ目の質問が一緒になりますけれども、現在のところ「防災道の駅」として、例えば各町に備えている避難所というものと同等に扱えるものでは、「防災道の駅」はないという認識をしております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

今の答弁は、私の質問した意図とちょっと違います。先ほど言いましたように、ウィズコロ

ナ、アフターコロナを見据えて、今後インバウンドとか県外からの旅行者も予想される中で、先ほど投稿した人の、旅先で被災したときには土地勘がないので、まず観光客は道の駅に向かうんだよと、そういうことで、ぜひともそうした観点から防災拠点としての整備をしてもらえないかという、そういう質問なんですよ。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

齊藤功文議員の、ともにあゆむ会の代表質問の再々質問にお答えさせていただきます。

インバウンドとか旅先での被災といった場合に、一番先に道の駅に寄るということで防災拠点の整備をということでもありますけれども、まず道の駅自体には、通常、災害時に営業ができるものであるということであれば、そこにインフォメーションであるとか、あと店員とかもおりますので、そちらのほうで案内をしていただいて、市の防災拠点、例えば各町に一個ずつくっている避難所であるとか、そちらのほうに案内をしていただければいいのかなと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

それでは、4つ目の生涯学習の推進について再質問をいたします。

先ほど、教育委員会のほうからいろいろな答弁がございましたけれども、補助金の対象経費については、その時々によって若干変わるから、今回も先ほどの答弁で今後も検討させていただきますというような答弁がありましたけれども、ぜひともこのへんについては、私の言った内容について検討してもらいたい。以前には、条例に位置付けた分館も、建物火災保険なんかも対象になっていたときもあったり、そんなようなこともあります。このへんについてまた、再度質問します。

そして、あと文化協会の関係で、文化協会は教育委員会の生涯学習計画の中にも位置付けられている公共的団体でありまして、行政ととても深いつながりがある団体であります。

文化協会の活動を熱心にされていた県外から移住されてきた吉竹淳次さんという、市長もご存じだと思いますが、吉竹さんは生前、もう少し公民館職員に文化協会の活動の事務支援をしてもらえないかというような、熱心な話をされていたことを思い出します。

そこで、市内8つの地区公民館と地区文化協会が連携を図りながら、公民館活動を盛り上げていくことができないものなのでしょうか。北杜市も変わったなど、こんな声があちこちで聞こえるよう、文化協会への事務支援への舵を切ることができないのでしょうか。これが1点。

また、令和2年4月に行政組織の見直しが行われ、8つの地区に地区公民館が設置され、公民館長ほか職員が配置されています。公民館長は社会教育施設内に配置され、生涯学習の推進に当たるものだと私は認識していますが、通信設備環境等の関係で公民館へ配置されていない感もあります。市民が利用しやすい公民館窓口体制を整備するという観点から、こういった現状はいかがでしょうか。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

ともにあゆむ会、齊藤功文議員の再質問にお答えをいたします。

まず、公民館分館の活動費補助金などの見直しについてであります。

補助対象経費等の考えにつきましては、先ほど答弁をさせていただいたとおりであります。

議員からご質問ありました建物の火災保険などにつきましては、基本的には建物の維持管理に関する経費というふうに私どもは認識しております。公民館の分館活動の補助金については、公民館の分館活動に直接、用いる経費等について補助対象としているところでありますので、火災保険につきましては、補助対象経費としていないところであります。ご理解をいただきたいと思います。

続きまして、文化協会との連携でございます。

当然、文化協会につきましては、市の文化・芸術を担う団体として、これまでもご活躍をいただいているところであります。市といたしましても、本市の文化振興のためには必要な団体というふうに認識をしております。

公民館長につきましては、こうした外郭団体等の支援についても、その分掌業務というふうにされておりますので、今後につきましてもしっかりと連携をしながら、お互いが盛り上がるような活動ができればと考えておりますが、何よりも外郭団体につきましては、その自主性を私どもは重んじたいと思います。公民館職員が一から、企画からすべて入るということでは、ややもすると、それらの団体の自主性がそがれるということも懸念されますので、文化協会をはじめとする各団体につきましては、ぜひとも自主的・自発的なお考えの下、本市の文化を盛り上げていただきたいと考えております。

最後の公民館職員の配置場所についてですが、議員からもありましたように、事業を行うためのインターネット環境ですとか電話機など市の機材を有効活用するために、公民館によりましては、支所内に公民館長の席を置いているという状況もあります。しっかりと事務をする上でも、こうした措置も必要だと考えておりますので、これらについては、今後ともこんな形で、市の機材等を有効に使いながら、併せて市民へのサービスも向上できるよう図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

残り時間30秒です。

齊藤功文君。

○12番議員（齊藤功文君）

再々質問を行います。

コロナ禍の中、3つのホールをフルに活用するという、そういうことは大変厳しい状況がありますけれども、今後アフターコロナの中で、この3つのホールを活用してイベントの開催誘致に取り組む、なんか楽しいような、そうしたイベント、またいろいろ先ほど私も言いました

ような大会などを催してもらえばありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

ともにあゆむ会、齊藤功文議員の再々質問にお答えをいたします。

ホールの活用についてであります。ホール検討委員会等のご意見も伺いながら、様々な企画、イベント等を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

以上で質問を打ち切ります。

これで、ともにあゆむ会の会派代表質問を終結いたします。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は1時40分といたします。

休憩 午後12時11分

再開 午後 1時38分

○議長（加藤紀雄君）

再開をします。

次に、みらい創生の会派代表質問を許します。

みらい創生、6番議員、大芝正和君。

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

会派みらい創生を代表しまして、7項目について質問させていただきます。

はじめに、北杜市総合計画と行財政改革についてであります。

上村市長が目指す「北杜新時代・幸せ実感・チャレンジ北杜」の市政運営ベースとなる「明確なビジョン」と「戦略的な計画」を示す必要があることから、第3次北杜市総合計画を策定することとし、市民・各種団体等からの意見聴取を図りながら北杜市総合計画審議会と行政改革推進委員会において、高校生などの意見や北杜子ども育成戦略会議からの政策提案も取り入れながら検討されているところであります。本市では、少子化による人口減少が進み、65歳以上の高齢化率は約40%と高く、一方では生産年齢人口は約50%にとどまり市政運営は大変厳しい状況にあります。

平成16年の合併時に比べると基金残高は増加し、市債残高は大きく減少しました。実質公債費比率で見ると、起債に県知事の許可が必要な18%を県内唯一超え、19.1%となった平成20年度から昨年度は5.4%になるなど財政状況は改善し、県内の他市と比較しても財政は健全化しているところです。

また、昨年の国勢調査結果速報での人口は前回調査の平成27年に比べ1,015人減少し、減少率は2.3%でありました。県平均の減少率2.9%より低く、県内13市では人口が増加した甲斐市、中央市に、減少した甲府市、南アルプス市に次いで5番目に減少率は低いものの出生者数が年間約200人、一方、死亡者数は660人であることや60歳以上で大きく転

入超過している一方で、生産年齢層である20代の転出超過などに加え、これからますます進む高齢化と生産年齢人口の減少による税収の減少、広大な面積と標高差、市民が広範囲に居住していることなどや、上下水道事業や病院事業を含めると今後の財政状況は決して楽観できない状況にあるといえます。

今後は、高齢者人口増加等に伴う社会保障費の増加をはじめ、これまで経験したことのない新たな感染症への対応や気候変動による自然災害など不測の事態も想定されます。市政にはスクラップ&ビルドが強く求められ、「あれもこれも」から「あれかこれか」の選択を鮮明にしなければならないと考えています。

第3次総合計画では、まち・ひと・しごと総合戦略と行財政改革大綱を統合し、総合計画を中心に一体的に運用することを目指していることから、財政状況なども含め、市民に分かりやすい「見える化」された計画に期待するところであります。

そこで以下、質問します。

①点目、総合計画と行財政改革大綱とを一体化させるとしているが、どのような効果が期待されるのか。

②点目、公共施設整備基金、まちづくり振興基金の活用方針について。

③つ目、合併特例事業債の活用計画について。

次に、北杜市再生可能エネルギーマスタープランについてであります。

市長は、昨年12月に2050年カーボンニュートラル脱炭素社会を目指す宣言をしました。また、国の「まち・ひと・しごと創生基本方針」では、脱炭素社会の実現に向けて、太陽光や水力といった地域資源を活用して再生可能エネルギーを生み出し、新ビジネスの創出につなげるとしているところです。また、地方自治体や地元企業、住民が中心となり、地域の温室効果ガス排出量と森林による吸収分などを差し引きゼロにする「地域脱炭素」を提唱し、来年度からモデルとなる「先行地域」「促進地域」へ新たな交付金を創設するとしているところです。

北杜市では、国の大規模太陽光発電実証研究施設であった北杜サイトを平成23年に無償で譲り受けるとともに、国のスクールニューディールを活用し、市内の小中学校へ太陽光発電を設置しました。また、農業用水路を活用した小水力発電など再生可能エネルギーの先進地として積極的に取り組んできたところです。さらに、本年2月には「水と緑と太陽の恵みを次世代に伝えるために」をコンセプトに「災害に強い安全・安心なまちづくり」「世界に誇れる再生可能エネルギー先進自治体を目指して」「豊かな自然と恵みを分かち合う」を基本方針とした北杜市再生可能エネルギーマスタープランを策定したところでもあります。

このことから、エネルギー利用の多い公共施設の太陽光発電設備の設置及び既存の太陽光発電設備への蓄電池などの設置や、令和9年の卒FIT後の北杜サイトの活用と借地となっている土地の取得について計画的に実施していく必要があると思います。

また、現在、太陽電池モジュールの廃棄物適正処理が大きな課題となっているところでもあります。来年度から、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法が施行されるに伴い、太陽光発電施設の廃棄費用の外部積み立てが事業者には義務化されます。現在の太陽電池モジュールの廃棄費用は、1枚4千円程度といわれていますが、国内外の様々な製品があることから発電事業終了後、放置・不法投棄されるという懸念があるところです。

しかし、モジュールは一部が経年劣化しているだけで、ほとんどが再生可能で再利用できるところであります。官民パートナーシップによる共同事業で、太陽電池モジュール再生施設を

北杜サイト内に先進的モデルとして設置してはいかがでしょうか。

また、マスタープランでは長坂地区がモデル地域となっています。長坂中学校などの公共施設に近い企業との協働により、北杜サイト太陽光電力と工場廃熱などの再生可能エネルギーを組み合わせることで、近距離にあります長坂小・中学校、甲陵中・高等学校、給食センター等に熱源を供給するといった、地域限定ではありますが、カーボンニュートラルのまちづくりができると考えられるところです。

国の「まち・ひと・しごと創生」事業として提案するなど、国やNEDO等の交付金、また企業版ふるさと納税制度、年間約1億円ある北杜サイトの売電収入を活用するなど財源を確保しながら、計画的に事業に取り組んでほしいところです。

そこで以下質問をします。

①エネルギー利用の多い小淵沢保育園、いずみ保育園に太陽光発電設備を設置してはどうですか。

②番目として、モデル地区となっている長坂地区の公共施設として、避難所でもあります長坂体育館や長坂小・中学校、甲陵中・高等学校、甲陽病院などへの蓄電システム、可搬型非常用発電機、V2Hシステム導入のスケジュールは、どうなっていますか。

③番目として、北杜サイトの卒FIT後の活用計画と用地取得計画はありますか。

④番目として、太陽電池モジュールの再生施設、再利用ですけれども、を計画する考えはありますか。

⑤番目として、北杜サイト太陽光電力と長坂町内の民間の工場廃熱等を活用した、学校等への熱供給システムを検討する考えはおありでしょうか。

次に、防災・減災対策についてであります。

先月、台風や前線の影響により九州から本州にかけて大雨による災害が発生しました。被災された方々にはお見舞いを申し上げますとともに一日も早い復興をお祈り申し上げます。

静岡県熱海市で起きた大規模な土石流は、映像で報道されたことから国民に大きな衝撃を与え災害の恐ろしさを目の当りにし、自然の脅威と人災について考えさせられました。近年は、線状降水帯といった集中豪雨が局地的に全国で発生しており、地球温暖化を感じざるを得ません。中山間地域が多い北杜市では、「流す」「貯める」「備える」を災害を防止する柱として進めることが必要であり、そのためには、森林整備が重要となります。森林には保水力があり、大量の漂流水を防止する効果があるとともに、樹木によって土砂崩壊を防ぐ効果があります。

しかし、急傾斜の森林は管理が大変で、林業による経営は難しく多くの森林が放置されているのが現状で、市内の急傾斜地の山林には松などの多くの倒木がみられるのが現状です。

また、道路にはみ出した草木などは、車両の安全な走行に支障となっていて、歩行者は草木を避けて歩行するため、時には車道にはみ出すことがあり危険で、災害時の避難においても支障となります。観光地などにおいては、市のイメージダウンにもつながるので、定期的な処理が必要です。先月の線状降水帯による数日間の大雨は、これまで経験したことがなく、地球温暖化により今後も発生が予想されます。災害時に最も大切なのは、市民等への情報発信であります。北杜市は面積も広く、標高差も大きいことから地域によって気象状態が異なっています。北杜市全域での情報だけでなく、明野・須玉地区、八ヶ岳南麓地区、白州・武川地区などに分けて地域ごとの情報を詳細に発信することが必要でありますので、情報伝達手段の総合的な検証を行い、複数の情報伝達手段を構築する必要があると思います。そこで、ケーブルテレビや

FM八ヶ岳の活用と防災ラジオ等の活用をぜひ検討してほしいところです。

そこで以下質問します。

①土砂災害防止対策としての急傾斜山林の里山整備推進について。

②点目、国道、県道、市道、農道等にはみだした草木の処理について。

③つ目、ケーブルテレビやFM八ヶ岳の活用と、前回質問をしましたけども、操作卓などの施設更新にあわせて防災ラジオについて検討するという答弁をいただきましたが、その進捗状況はいかがでしょうか。

次に、教員の負担軽減についてであります。

文部科学省が進めている小学校高学年の教科担任制や英語教育をはじめ、山梨県が導入した25人学級など学校教育は大きな変革を迎えています。また、特別に支援が必要な児童生徒への特別支援学級の設置、通常学級において支援が必要な児童生徒や不登校児童生徒への支援、保護者への対応など、実際の学校現場でなければ理解できない教員にかかる様々な負担は、社会情勢や国際化、保護者の価値観の多様化などにより近年増加傾向にあると思います。さらに、近年は新型コロナウイルス感染症対策としての学習指導要領の見直し、児童生徒への感染防止指導、校舎内の消毒、運動会・学園祭・学習発表会・修学旅行などの諸事業の見直しや延期などが新たな負担になっています。

また、令和4年度から各町の小学校と中学校が連携してコミュニティ・スクールが本格的に実施されることから、現在様々な準備が行われています。地域の人財等を学校現場に活用し、学校が地域と連携していくものでありますが、北杜市ではこれまでも農業体験や地域との交流は「原っぱ教育」を推進してきており、すでに一部は実施している状況でもあるところですが、教員の負担軽減が大きな課題になっている現在、コミュニティ・スクールの主体となる各町の小中学校運営協議会の事務として、会議の開催通知や資料の作成、議事録作成や連絡調整・情報発信などは、新たな教職員の負担となると思います。

また、国がデジタル化を推進していることから、学校でのICT教育はスピードと高度化が求められています。デジタル機器等の操作には知識・経験が必要などありますが、学校現場の教員にスキルアップを求めるだけでなく、民間や地域人財を活用し、教員の人事異動などによる学校間に格差が生じない教育も必要であります。また、民間や地域人財を活用することで、教員は児童生徒の指導により多くの時間をかけることができるのです。

このような取り組みは、教育に関心の高い子育て世代の移住にもつながると思います。

そこで以下質問します。

①25人学級の本市の状況とその効果、教員の負担増への対応はどうなっていますか。

②番目、教科担任制と英語教育の成果と課題（教員の負担など）への対応について。

③つ目、特別支援学級、これは通常学級において支援が必要な場合を含みますけども、その設置状況と教員配置についての課題対応について。

④学校運営協議会（コミュニティ・スクール）に対応するための専属コーディネーターの配置をしてはどうですか。

⑤番目、不登校児童・生徒の現状と課題、教員の対応状況について。

⑥番目、学校のICT教育に民間や地域の人財をさらに活用する必要があるが、いかがか。

次に、長坂総合スポーツ公園等の整備についてであります。

長坂総合スポーツ公園陸上競技場は天然芝から人工芝となり、天然芝のように養生期間がな

いため利用者数は大きく増加しているところです。しかし、陸上競技やサッカーは雨天でも行われることから、冬場には体調管理の面からも着替えなどが必要であり、更衣室やシャワーの設置、さらに、老朽化した屋外トイレの整備が利用者から望まれています。実際に高校や大学、クラブチームが練習や試合会場として利用申し込みをする際には、ロッカールームの有無についての問い合わせがあると現場から聞いているところです。

人工芝にしたことで市民や県内外の利用者数が増え、施設が有効活用されることにより、北杜市はスポーツにも適地であることをPRするためには、ロッカールームの設置とトイレ棟の整備は重要であります。

また、高根総合グラウンドには利用休止も含め2カ所、またテニスコートに隣接して1カ所の計3カ所の屋外トイレがありますが、いずれの施設も経年劣化により老朽化が激しく、利用者、特に高齢者から改修の要望があります。

また、テニスコートは観光客などの市外の利用者も多いことから北杜市のイメージダウンにもつながります。トイレ棟に隣接している倉庫も含め早期に改善してほしいところです。

そこで以下質問します。

①長坂総合スポーツ公園陸上競技場へのロッカールーム設置とトイレ棟整備について。

②高根総合グラウンドのトイレ棟などの整備について。

次に、市役所の機構改革についてです。

市役所の機構改革は、市役所の部や課の分掌事務において、第3次北杜市総合計画の基本計画との整合性を図る必要があると考えています。

現在の職員の労働環境は限られたスペースでの密接状態にあり、感染症対策としても良好な勤務環境とは言えない状況にあります。また、市民が市役所の仕事内容を分かりやすくするための「見える化」が必要で、市民からの要望にワンストップで対応できる体制にするとともに、職員が働きやすい市役所であることが市政発展につながるのではないのでしょうか。そのためには、各総合支所などの出先機関も含めて分掌事務を洗い出し、重複する事業がない体制にすることが重要です。北杜市となって16年余りが経過しましたので、本庁の各部の各町別の利用数や、市民の利用が多いのか業者の利用が多いのかなども把握できたのではないのでしょうか。

コロナ禍において職員は、ワクチン接種、生活困窮者への対応、市内事業者への支援などコロナ前に比べ大幅に事務量が増大し、精神的にも身体的にも休まる暇がないのが現状だと思います。コロナ禍の生活が日常化したのは市民だけでなく市役所も同じであり、働き方も市民の理解や要望も変化してきました。デジタル化が急速に普及している現状においては、これまでの対面による会議や検討会、打ち合わせなどもリモートに変わってきたことから、総合支所の役割を見直し、業者の利用や地域別の事案が多い部は総合支所を活用するなどの新しい体制を検討する絶好の機会であります。総合支所で職員がテレワークする時代になりました。総合支所の活用は、本庁に登庁できない大雪や道路の寸断等の災害時での対応も重要になってきます。個人情報が多い市役所の仕事でも総合支所内なら安心して対応できるのです。

職員が「やる気」と「やりがい」を持ち、職員のモチベーションを上げることが、業務の効率化と市民からの信頼につながると思います。

そこで以下質問します。

①今回予定されています機構改革の基本的な方針は。

②番目、機構改革における職員の労働環境改善の方針について。

③つ目としまして、高根総合支所と長坂総合支所の活用についてであります。

最後に、中部横断自動車道（長坂～八千穂）の事業化に向けた市の取り組みについてであります。

市長は、8月26日に中部横断自動車道整備促進県峡北地域連絡協議会の会長として、葦崎市長、甲斐市長とともに中部横断自動車道長坂八千穂間の早期事業化に向けて山梨県知事に要望書を提出しました。知事からは、最重要課題と考えているので、最大限の努力をしていきたいとの発言があったと報道されたところでもあります。また、中部横断自動車道の早期実現については、本年の第1回北杜市議会定例会市議会においても市議会の意見書が可決され、内閣総理大臣等に提出したところでもあります。

また、6月定例山梨県議会の代表質問において、長崎知事は地元自治体と連携し、地域が抱える課題や整備による効果等について意見交換を行いながら早期事業化を国に働きかけていくと答弁したところでもあります。

長坂八千穂間の約40キロは、中部横断自動車道の中で唯一の未開通区間となりました。中央自動車道と上信越自動車道を結び、災害時における首都圏との人や物の流れをはじめ、人口減少や高齢者人口の増加による医療機関の維持や、市民ニーズの高い高度医療への対応としての佐久総合病院等との医療連携においても重要な道路です。

特に、先月の大雨時に雨量規制で通行止めとなった国道141号弘法坂の代替路としても必要であります。

景観や環境問題など多くの課題はあることは承知しておりますが、道路はつながらなければ本来の効果は見込めないと思います。早期事業化に向けて北杜市が一体となって取り組む必要があります。

そこで以下質問します。

①点目、早期事業化に向けて、北杜市商工会や観光協会などの各種団体で組織された北杜市全体の推進組織をつくることについて。

②国、県の協力を得ながら、積極的に市民との意見交換会や説明会を開催してはいかがでしょうか。

以上7項目につきまして、答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

大芝正和議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

長坂総合スポーツ公園等の整備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ロッカールームの設置とトイレ棟の整備についてであります。

「長坂総合スポーツ公園陸上競技場」は、本年4月のリニューアルオープン以来、多くの方にご利用いただいております。先月までの利用者数は8,955人と、リニューアル前の昨年度同期の2,597人を大きく上回っております。

陸上競技場の芝生部分を人工芝に改修したことにより、年間を通した利用が可能となり、県内外からも、更なる利用者の増加が見込まれるところであります。

しかしながら、現在はロッカールームがなく、屋外トイレも老朽化が進んでいることから、

別棟でロッカールームやトイレ等を備えたクラブハウスのような建物を建てるなど、更なる施設の充実が必要と考えており、「長坂総合スポーツ公園」の利便性の向上や、県内外にPRができるよう、設置に向け、場所も含めた検討を行ってまいります。

次に、高根総合グラウンドのトイレ棟などの整備についてであります。

「高根総合グラウンド」では、中学生の野球クラブチームの拠点として、日々の練習や対外試合が行われるほか、ソフトボールにおいては全国規模の大会会場として利用されるなど、多くの方に利用されており、重要な施設と位置付けられます。

また、テニスコートの利用者も多く、特に高根テニスコートは、市外、県外からの利用者が多いという特徴があります。

「高根総合グラウンド」の屋外トイレは、昭和57年のグラウンド整備と同時に設置されたものであり、老朽化が進んでいるとともに、すべて和式便器であることから、利用しにくいとの声も寄せられております。

こうしたご意見を踏まえ、グラウンド等の利用者に安心して、快適にご利用いただくことや、市外、県外利用者の更なる増加も図られるよう、トイレの洋式化やバリアフリー化も含め、改修について検討を進めてまいります。

次に、中部横断自動車道（長坂～八千穂）の事業化に向けた市の取り組みにおける、推進組織をつくることについてであります。

中部横断自動車道の早期実現に向けては、これまで、県や各種団体、沿線自治体等と連携し、市民の皆さまからいただいた声を、国、関係機関に届け、強く要望してきたところであります。

中部横断自動車道最後の、未着手区間「長坂・八千穂間」については、まだ計画段階ではありますが、いよいよ「環境影響調査」も来月に終了予定と伺っており、「都市計画決定手続」も県で引き続き行うなど、事業化に向け、最終段階を迎えていることから、これを契機に市としては、新たな推進体制を構築することは、大変重要であると考えております。

今後、「北杜市議会」、「北杜市商工会」、「北杜市観光協会」や、今までご尽力いただいております「北杜女性みちの会」など、各種団体の皆さまとも連携しながら、市民が一体となった北杜市としての期成同盟会を、早期に設立してまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

大芝正和議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

教員の負担軽減について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、25人学級の状況と効果および教員の負担増への対応についてであります。

小学校1、2年生における1学級の編成は、国においては、35人学級制となっておりますが、県は、独自の取り組みとして公立の小学校1、2年生に30人学級制を導入しており、さらに本年度からは、公立の小学校1年生に「25人学級制」を導入したところであります。

「25人学級制」は、35人学級制において、1学年2学級以上で、かつ、1学級当たりの平均児童数が25人を超える学校において適用され、本市においては、長坂小学校のみが該当しております。

長坂小学校では、25人学級制を選択することで、55人の在籍児童が3クラスに分かれ、1学級18人から19人での授業となり、児童へのきめ細かな指導ができるようになっております。

特に、1年生は小学校に入学し、スムーズに学校生活に適応していく上で、その効果が表れております。

また、小学校1年生が単級で26人以上の学級においては、教員の負担軽減を図るため、県の非常勤加配や市単教員の配置など、対応をしております。

次に、教科担任制および英語教育の成果と、課題への対応についてであります。

国においては、教科指導の専門性をもった教員が、多様な教材を活用してより熟練した指導を行い、授業の質の向上等を図るため、義務教育9年間を見通した教育課程を支える指導体制として、教科担任制の導入を進めております。

中学校への学びの連続性や教科指導の専門性の観点から、外国語においては、昨年度から小学校5、6年生が対象とされております。

本市における英語教育については、県から加配として配置されている教員2名が、市内小学校5、6年生の「外国語科」の授業を行っております。

また、市では、外国人の英語指導助手を活用し、小学校3年生以上の外国語活動や、中学校の英語授業の補助を行うとともに、市教育委員会に英語教育を統括する「外国語コーディネーター」を1名配置するなど、児童生徒が英語を学ぶ環境の充実を図っております。

しかしながら、専科教員2名の配置では、市内の小学校3年生以上の授業に不足が生じていることから、専科教員の増員については、県および国へ要望してまいりたいと考えております。

次に、特別支援学級の設置状況と教員配置に係る課題の対応についてであります。

支援が必要な児童生徒が増加傾向にある中で、特別支援学級は、市内小学校8校、中学校8校に、計38学級設置されており、その内訳は、知的障害学級が15学級、自閉症・情緒障害学級が18学級、肢体不自由学級が3学級、病弱・身体虚弱学級が1学級、難聴学級が1学級であります。

特別支援学級は、1学級7人が県の基準であります。1学級に複数学年の児童生徒が所属する場合や、必要とする支援の程度によっては、担任だけでは教科指導や生活指導等の対応が、困難なことが課題として挙げられており、市単独の補助教員や支援員を配置するなど、対象児童生徒へのきめ細かな対応を行っております。

次に、専属コーディネーターの配置についてであります。

子どもたちの成長を支えるため、学校、保護者、地域が、連携・協働による取り組みを推進する「北杜市学校運営協議会」は、現在、泉小学校、長坂小学校、明野小・中学校に設置されておりますが、その他の学校においては、来年度末までの設置に向け準備を進めております。

地域との連携・協働による活動を円滑に行うためには、専属コーディネーター等、中心的役割を担う人材の配置が、学校運営協議会の庶務や調整等を行う教職員の負担軽減にもつながることから、各学校の活動状況等を確認しながら、配置の方法について、検討してまいりたいと考えております。

次に、不登校児童生徒の現状と課題、教員の対応状況についてであります。

昨年度の市内小中学校における不登校児童生徒の全児童生徒数に占める割合は、小学校が2.1%で、中学校は5.9%となっており、いずれも増加傾向にあります。

また、学校からの相談件数も増加しており、心理的および環境的なケアが必要なケースが多いことから、市では、「スクールカウンセラー」の派遣や「スクールソーシャルワーカー」による相談の実施、市教育支援センター「エール」における不登校児童生徒への学習支援や教育相談により、学校復帰に向けた支援など対応しております。

次に、ＩＣＴ教育への民間や地域人財の活用についてであります。

市では、国の「ＧＩＧＡスクール構想」により、昨年度、市内小中学校に導入した一人一台端末の運用を進めるため、国の補助金を活用して、学校からの問い合わせに対応するヘルプデスクの開設や、教職員を対象とした研修会の開催等を委託する「ＧＩＧＡスクールサポーター」およびＩＣＴ機器を活用した授業準備等を補助する「ＩＣＴ支援員」の配置による支援を行っております。

学校でのＩＣＴ教育の推進には、教員の指導力を高めることが重要であり、市内小中学校の教員によるＩＣＴ研究会で、効果的な学習方法等の研究を進めておりますが、ＩＣＴに精通した民間、地域人材の活用により、更なる向上も期待され、子どもたちの学習向上にも資するものと考えております。

こうしたことから、今後、民間や地域人材等の活用について検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

宮川政策秘書部長。

○政策秘書部長（宮川勇人君）

大芝正和議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

北杜市総合計画と行財政改革における、一体化により期待される効果についてであります。

「第３次北杜市総合計画」は、１０年後の本市の「ありたい姿」と、これを実現するための各種施策で構成する市の指針となる計画であります。

本市が目指す「ありたい姿」の実現に向けては、公共施設の再編等の重要課題に正面から取り組み、持続可能な行財政運営の屋台骨を強靱化することが、大前提であります。

この点を踏まえ、「総合計画」と「行財政改革大綱」の一体化を図ることにより、行財政改革が「総合計画」の推進の土台となり、下支えをする役割がより明確になるとともに、職員はもとより、市民等においても、その位置付けや認識が共有できる効果があると考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山総務部長。

○総務部長（中山晃彦君）

大芝正和議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

はじめに、防災・減災対策における、「ケーブルテレビ」および「ＦＭ八ヶ岳」の活用と「防災ラジオ」の検討の進捗状況について、であります。

「株式会社日本ネットワークサービス」とは、「災害防災情報等の放送に関する協定」を締結しておりますので、災害発生時においては災害防災情報の発信をするとともに、気象予報士の

派遣による防災教育などができるよう、体制の構築を検討してまいります。

また、「FM八ヶ岳」を運営している「特定非営利活動法人八ヶ岳コミュニティ放送」とは、「災害時における放送要請に関する協定」を締結しているため、引き続き、定期的な試験放送を行い、非常時に備えてまいります。

なお、「防災ラジオ」の普及については、現在、「避難行動要支援者」への普及支援を考えており、詳細な内容を検討しております。

次に、市役所の機構改革について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、基本的な方針についてであります。

少子高齢化社会の進行と人口減少社会を迎える中、移住定住の促進や企業誘致、自治体DX導入の促進など、行政課題の解決や良質な公共サービスを提供するためには、時代に即した組織の再編が必要であります。

このため、市の将来像を見据えて、現在作成中であります、「第3次北杜市総合計画」との整合も図りながら、重点課題への速やかな対応が可能となり、市民サービスの向上と、業務の効率化に資する組織体制を構築する必要があると考えております。

次に、職員の労働環境改善の方針についてであります。

「北杜市職員安全衛生委員会」で行っている職場巡視において、一部の部署で、「本庁舎の事務スペースが狭く、職員間の距離が十分に保てない」という意見があり、新型コロナウイルス感染症対策の観点からも、感染リスクを抑えた職場環境づくりが重要であると考えております。

今後、機構改革により、配属する職員数に増減があることも考えられるため、本庁舎事務室の配置に関しては、市民の利便性等も併せて、職員の労働環境の改善も考慮したいと考えております。

次に、高根総合支所と長坂総合支所の活用についてであります。

高根・長坂の両総合支所は、合併前からの庁舎を有していることから庁舎内も広く、特に長坂総合支所は立地条件を活かした、「移住定住・仕事相談窓口」を設置していること、また、社会福祉協議会が使用するなど有効活用されております。

一方で、市役所本庁舎は、組織改革等に伴う執務スペースの縮小や、会議室等の不足により、業務にも支障が生じております。

これらを踏まえ、本庁各部局における市民や事業者等の来庁の状況、また、地域別や緊急事案への対応状況、職員の労働環境改善を図る観点からも、適切な執務スペースが確保できるよう、各総合支所の業務や役割を検証しながら、高根・長坂の両総合支所の活用方法も含め検討してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

大芝正和議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

北杜市総合計画と財政健全化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、公共施設整備基金、まちづくり振興基金の活用方針についてであります。

本市は、約360施設と、他市に比べて、非常に多くの公共施設を保有しており、令和8年

度には、これら施設の半数程度が築30年以上となる見込みであります。

今後、施設の修繕、長寿命化、統廃合や複合化などに、多額の費用が掛かることが想定されるため、財源の確保が大変重要であることから、基金の積み立てに当たっては、公共施設整備基金を優先するなど、将来への備えを行っているところであります。

一方、まちづくり振興基金については、合併特例事業債の発行額のうち、その一定割合を基金に積み立てることが認められたもので、本市においては、平成20年度から平成26年度にかけて積み立てを行い、昨年度末の基金残高は、約38億6千万円となっております。

取崩しについては、償還の終わった範囲内で可能となっており、基金の設置目的である、住民の連帯の強化や、地域振興に資する事業などに充当することが可能で、昨年度は、「心がつながる応援券支給事業」に、約4億3千万円充当するなど、地域の活性化や市民の生活支援につながる事業であって、北杜市総合計画基本計画の事業を中心に、大切に使用してまいりたいと考えております。

次に、合併特例事業債の活用計画についてであります。

合併特例事業債は、事業費の95%に充当可能で、元利償還金の70%分が交付税措置されるという大変有利な起債であり、合併以来、積極的に活用してまいりましたが、発行期限が令和7年度までの残り5年間、発行可能額も、今年度予定している分を除くと、残り約36億円となることから、使い残しが発生しないように、毎年9億円程度を目安とし、新市建設計画に位置付けられ、北杜市総合計画の基本計画に基づく事業に、積極的に活用していく方針であります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大芝森林環境部長。

○森林環境部長（大芝一君）

大芝正和議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

北杜市再生可能エネルギーマスタープランについて、いくつかご質問をいただいております。はじめに、「小淵沢保育園」、「いずみ保育園」への太陽光発電設備の設置についてであります。

市ではCO₂削減のため、公共施設の屋根を利用した太陽光パネルの設置を、積極的に進めてまいりたいと考えております。

その中で、「小淵沢保育園」、「いずみ保育園」を含め、長期の設置が可能で電力需要が見込まれる公共施設で、設置可能性の調査を実施し、本年度中に、設置の可否について決定してまいりたいと考えております。

なお、設置に当たっては、これまで同様、国の交付金の活用その他、行政財産の使用許可による民間事業の活用も検討してまいります。

次に、長坂地区の公共施設への「蓄電システム」、「可搬型非常用発電機」、「V2Hシステム」導入のスケジュールについてであります。

市では昨年末に、「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年におけるCO₂排出量実質ゼロ実現の第一歩として、本年2月に「再生可能エネルギーマスタープラン」を策定いたしました。

この中で、長坂地内の公共施設に設置しております太陽光発電施設を活用し、施設相互に電

力を融通させる「蓄電システム」や、「可搬型非常用発電機」、「V2H」と呼ばれる電気自動車
で蓄えた電気を施設で利用する設置モデルを検討することとしております。

本年度、この事業を官民連携で行うため、国の交付金を申請しましたが、運営体制の構築面
で、民間事業者との連携に確実性が劣るなどの理由から見送られたため、事業を練り直し、実
現可能な事業に再度取り組んでまいります。

次に、卒FIT後の活用計画と用地取得計画についてであります。

「北杜サイト太陽光発電所」は、平成23年に国から移管され、これまでに10億2,700万
円の売電収入を市にもたらしております。

しかしながら、令和9年のFIT期間満了後は、売電単価が最大5分の1程度に下がり、収
入は減少しますが、CO₂削減に大きく貢献していることから、事業継続を念頭に、行政施設
の運用上、借地の課題等の整理を行ってまいります。

次に、太陽電池モジュールの再生施設を計画する考えについてであります。

再生施設は「マスタープラン」の中で、地域新電力事業の付帯事業として検討していること
から、自立型電力供給体制が構築された段階で、リサイクル市場の動向を見極め、事業化を
検討してまいります。

次に、学校等への熱供給システムを検討する考えについてであります。

「マスタープラン」では工場排熱の活用については言及しておりませんが、導入による光熱
費削減が期待されることから、施設更新時のCO₂削減手法の一つとして検討してまいります。

次に、防災・減災対策における、急傾斜山林の里山整備の推進についてであります。

急傾斜地などの自然条件が厳しく、管理が適切に行われない森林においては、地球温暖化や
山地災害の防止など、森林が有する多くの公益的機能の維持増進に支障が生じているとともに、
倒木による停電や交通事故が多く発生しているところでもあります。

そのため、国においては、森林所有者自らが管理を行うことのできない森林について、市が
仲介役として、森林の適切な管理を図ることを目的とした、「森林経営管理制度」が創設され、
また、県においても昨年、電力の安定的な供給の確保を図るため、重要な送電線施設周辺の森
林整備事業が創設されたところでもあります。

こうした国や県が創設した制度や補助事業の有効活用と、里山整備事業などの市単独事業を
引き続き行う中で、今後も、施業箇所の集約化を図り、手入れの行き届かない森林の整備を効
率的に推進し、土砂災害の防止など森林が有する公益的機能が、将来にわたって発揮できるよ
う取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

大芝正和議員の、みらい創生の代表質問にお答えいたします。

防災・減災対策における、草木の処理についてであります。

国道や県道は、管理者が路線ごとに、年間の除草業務を事業者へ委託する中で、草刈等を年
1回程度実施し、緊急を要する場合は、「緊急業務委託」で対応しております。

市道については、草刈り等の「道路維持管理業務委託」を、「峡北広域シルバー人材センター」

と交わり、各支所で草刈り、側溝清掃、道路パトロール、簡易的な補修等に対応しております。

また、地域のボランティアの皆さまにも、草刈りのご協力をいただいております。

なお、樹木の張り出した枝についても、道路パトロール等で発見した場合は、その場で対応するよう心がけており、高い場所での作業は、市が緊急的に対応を行っております。

次に、一般的な農道については、日常的な除草作業等の維持管理を、原則として地元の「中山間地域集落協定」や「多面的機能集落協定」などの、地域組織の皆さまにお願いしているのが現状であります。

そのほか、不特定多数の方が利用する、交通の激しい広域農道の危険箇所については、繁茂期に状況により、市で実施しております。

次に、中部横断自動車道（長坂～八千穂）の事業化に向けた市の取り組みにおける、市民との意見交換会や説明会の積極的な開催についてであります。

事業主体が国、県であることから、連携を密にし、情報共有を行ってまいります。

また、市民のご理解とご協力が得られるよう、国や県の行う説明会に、市としても積極的に協力してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は2時45分といたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時43分

○議長（加藤紀雄君）

再開をします。

大芝正和君の再質問を許します。

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

答弁ありがとうございました。

7項目すべてについて再質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、総合計画と行財政改革についてです。

合併特例事業債は、東日本大震災や東京2020オリンピック・パラリンピックなどを理由に延長されてきました。北杜市では令和7年度まで活用でき、令和3年度分を除くと活用できるのは36億円との答弁でした。昨今の状況を見ますと、これ以上、合併特例債の期間は延長がないのかなと思っていますけども、合併特例事業債の主たる活用事業として、平成16年の合併時に位置付けられました新市建設計画の中で、本庁舎の建設や総合支所の整備の大型事業に活用すると計画をされているわけですが、本庁舎を建設するののかも決定していない現在においては、この合併特例債を使って本庁舎を建設するということは、時間的に大変難しい局面を迎えていると思います。

また、新型コロナウイルス感染拡大によりまして働き方は大きく変化し、テレワークやZOOMによる会議、セミナーなどが日常化されてきました。国もデジタル庁を設置するなど、急

速にデジタル化が進み、コロナ後でも定着すると予想されているところです。

このことから、合併時と比較して市民の総合支所や本庁舎に対する考え方も変化してきたのではないかと、私自身も感じています。そこで本庁舎、総合支所のあり方を今回の総合計画にどのように位置付けていくのか、基本的な方針をお示してください。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

宮川政策秘書部長。

○政策秘書部長（宮川勇人君）

大芝正和議員の、みらい創生の再質問にお答えをさせていただきます。

総合計画に本庁、支所をどう位置付けるのかという質問でございます。

現在、策定中の総合計画第3次でございますが、行財政改革大綱が重点施策を効果的に進めるためのバックボーンになっておりまして、総合計画を下支えする役割をより明確にする、また実効性を高める観点から一体化するというふうにしたところでございます。

その上で、本庁舎、また総合支所のあり方につきましては、先ほど申しました一体化をする行財政改革大綱の主な課題といたしまして、現在、この点につきまして、行財政改革推進委員会の委員の皆さまに議論をしていただいているところでございますのでご意見を踏まえまして、具体的な検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

答弁ありがとうございました。

それでは、次に北杜市再生可能エネルギーマスタープランについて、再質問をさせていただきます。

ご案内のように、北杜サイト太陽光発電所は新エネルギー産業技術総合開発機構、一般的にはNEDOと言われているんですけども、この委託事業として大規模電力供給用太陽光発電系統安定化等実証研究、非常に長い名前ですけども、施設であったことから、国内外9カ国から27種類の太陽電池と集光追尾型により発電をされておりまして、パネルの傾斜角度も様々、研究施設によって様々ですし、一般的な発電施設と異なりまして、パネル間も日光等が十分に当たる間隔をとということで、間隔が非常に広がっている、一般的な発電所とは違って特色のある発電所であります。

さて、北杜サイトは答弁のとおり令和9年に卒FITとなり、現在の売電単価、これは税込みですけども、44円が、今の見込みですと約8円になると予想をされます。したがって、年間の売電収入約1億700万円が約2千万円程度となることが予想をされます。約1,380万円の借地料と保守管理業務の委託料だけでも、約3,700万円が必要なことから支出が収入を上回るということになりまして、今のままでは一般会計からの繰り入れ等をしなければ、この北杜サイトが運営できない状況になりますし、家庭用太陽光発電設置費用補助金というのが年間700万円程度、家庭用の屋上に付けるパネルに補助されているわけですけども、この補助されている北杜サイトの売電収入なんかも充てられなくなります。

北杜サイトは敷地面積が9.2ヘクタールありまして、中央道沿いにあり広域農道に隣接し、長坂インターにも近いことから立地にも恵まれています。まだ先のことでなくて、今のうちから公共施設への送電なんかを考えたり、北杜サイトの発電パネルを、間隔がありますので、そこを縮めたりするような再配置によって、用地の効率的な活用、また場合によっては太陽光発電をエネルギーとして活用する環境に配慮した企業の誘致などを早急に、総合的に検討する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大芝森林環境部長。

○森林環境部長（大芝一君）

大芝正和議員の、みらい創生の再質問にお答えいたします。

北杜サイトの今後の方向性について、ご質問をいただきました。

北杜サイトにつきましては、これまで多くの売電収入を市のほうにもたらしてきた経過がございます。しかしながら今後、FIT満了後には議員ご指摘のとおり、現状のままで収入と維持経費等の支出に逆転現象が生じることになりますので、今後のあり方につきましては、十分に検討していくこととしております。

そのような状況下におきましても、北杜サイトにつきましては、脱炭素社会、ゼロカーボンシティに向けた取り組みの中で、これからも非常に重要な施設であるということは認識してございます。

今後につきまして、ご指摘の北杜サイトで発電された電力を公共施設へ送電して使用すること、またパネルの再配置による効率的な活用、また北杜サイトの電力を活用することを踏まえた企業誘致など、多くの考え方を踏まえて、北杜市新エネルギー推進機構等の各団体からご意見をいただいたり、また民間企業からのご提案等もいただく中で、それら多くを参考にする中で、多角的に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

ありがとうございました。次に防災・減災対策について、再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の中で、防災ラジオについては、避難行動要支援者への普及支援を考えていて詳細な内容を検討しているとの答弁がありました。ぜひ、できれば来年度から、今、災害が非常に発生していますので、実施をしていただきたいと考えております。

再質問ですが、近年は気候変動によりまして、福岡県に史上初めて上陸するなど予測しがたい台風や大雨が頻発していることから、NHKの連続テレビ小説でも大雨等への事前予報がテーマとなって放映をされております。

北杜市は面積が広いことから、地域によって気象状況が大きく異なっておりまして、その日によっては大雨の地域もあれば曇りの地域がある。冬場では、標高の高いほうでは雪が降っているけども、本庁のあるこのへんでは雨だというふうな、非常に地域差があるということを認識しております。そのためには、事前に気象情報をピンポイントで知ることが必要だと考えてお

ります。

先ほど答弁の中で、気象予報士の派遣による防災教育を検討していくということがありましたが、さらに一歩進めて、県内の気象情報会社、NNSですか、を活用して大雨等が予想されるときに、地域ごとの気象予報を市で委託して、それを防災・減災対策に生かすとともに市民等に防災行政無線やSNS、ケーブルテレビ、防災ラジオ等で伝達することは、いかがでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山総務部長。

○総務部長（中山晃彦君）

大芝正和議員の、みらい創生の代表質問の再質問にお答えをいたします。

予測不能な気象状況下ではあるけれども、民間気象予報会社の活用および得られた情報の多様な伝達方法という、ご質問にお答えをさせていただきます。

ここ数年、経験したことのないような暴風雨が毎年、日本列島各地に被害をもたらしております。先の台風14号の迷走を見れば、予測が従来の予測とは全然違うということがございます。

市民の命と財産を守るためには、事前情報の収集とその活用、併せて市民すべてに情報伝達できるように努めていくということが重要であると考えております。

事前情報につきましては、日本気象協会、ウェザーニュースをはじめ多くの民間気象予報会社がございます。また、県内ではCATVを運営しております株式会社日本ネットワークに地元密着の気象予報部門、こういうものもございます。

台風等、暴風雨が予想される場合には、多くの気象予報会社等の情報等、本市をはじめ県内の過去の災害状況、また地形等を熟知している予報会社等との情報交換等の連携は、本市の防災・減災に役立つと考えております。これら得られた情報を正確かつ迅速に伝達する多様な手段の構築につきましては、従来から努めておりますけれども、インターネットツール等の発展は日々進歩しております。

今後とも防災行政無線やSNS、ケーブルテレビ、あるいは防災ラジオ等を活用しながら正確かつ迅速に情報提供できるような体制を構築してまいりたいと考えております。

なお、県内の民間予報会社とは、災害等が予想される場合のみならず、日頃から防災・減災に資する関係を持ちたいと考えております。どのような方法により、その目的が達成されるかということにつきましては、今後、検討の上、具体的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

答弁をありがとうございました。ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、教員の負担軽減について再質問をさせていただきます。

今議会に提出されています請願第4号 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担拡充を図

るための請願書においても学校の働き方改革、長時間労働の是正が請願事項としてあります。

先ほどの答弁の中で、特別支援学級の多さにはちょっと驚きましたし、中学校での不登校が5.9%ですか、まだ増加傾向にあるとのことでした。昨今は保護者の考え方など、様々な不登校に対しては理由があると思います。しかし、学校はかなり深刻な状況だと改めて感じました。

私の近くに高根中学校がありまして、窓から見るとすぐ見えますし、散歩コースにもなっているんですけども、朝は6時30分くらいから駐車場には先生の車が停まっています。夜は9時、10時にならないと電気は消灯しません。長時間労働は、教員の教育面において心配ですし、それが生徒に影響しないかと思っています。児童生徒が学校生活での不安や悩みを相談できるのは、学校での様子が分かっていて、平日では家族より過ごす時間が多い教員だと思っています。

私の中学校時代には、同級生が180人いて5クラスありましたが、生徒それぞれと先生の交換日記があって、毎日一言返信がありました。あの時代は先生にも時間的な余裕があったかもしれませんが、私にとっては大変だったろうなというふうな、良い思い出になっております。

しかし現在は学習指導要領も大きく変わり、事前の準備や各種教育資料の作成、県や市教育委員会への資料作成などや、私は人権擁護委員をしていますけども、私が関係している人権擁護関係だけでも学校に人権教室ですとか人権の花運動、人権作文の依頼があります。学校での事務量は増えることはあっても減ることはない。大幅に増大していると思います。

そこで教員等の負担軽減としまして、市教育委員会や市の関係機関、それから各種団体等から学校への依頼事項の総合的な見直しを、現場の意見も聞きながら行いまして、それを関係機関に要望して教員の負担軽減をし、児童生徒に教員が関わる時間を確保してほしいなと思います。教育長の所見を伺います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

みらい創生、大芝正和議員の再質問にお答えをいたします。

学校への依頼事項につきましては、各種調査のほか絵画や作文、標語コンクールへの出展依頼など様々であります。

学校ではこうした提出された作品の取りまとめは、どうしても放課後に行わなければならないこともあり、結果として時間外勤務になってしまっている状況があります。教職員の皆さまには、ご負担をお掛けしているというところでございます。

こういったことを踏まえまして、教員の多忙化改善への取り組みというのは、本市のみならず山梨県、全国規模でやはり改善をしなければならないという共通の課題であります。

教員の多忙化改善につきましては、山梨県でも県全体で行っているところでありますが、市教育委員会でも過去に学校への依頼を安易に行わないよう、市役所内の各部局にお願いをしたこともございます。こういったことがありまして、一部改善にもつながっているのではないかなと感じております。

今後は校長会とも意見交換を行う中で、学校が置かれている状況等を確認し、また依頼事項

を減らせるような取り組みを検討しまして、教員の負担軽減とともに児童生徒と向き合う時間を少しでも多く創出できるよう、今後の対応につきまして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

ありがとうございました。それでは、次に長坂総合スポーツ公園等の整備について、再質問をさせていただきます。

長坂総合スポーツ公園につきましては、クラブハウスを検討するという、高根総合グラウンドのトイレの整備につきましても、改修に向けて検討していくという答弁をいただきました。ありがとうございます。ぜひ来年度に設計工事というスピード感を持ってお願いをさせていただきます。

そこで再質問ですが、長坂総合スポーツ公園と高根総合グラウンドには、倉庫や管理棟など多くの施設が屋外にありますが、いずれの施設も老朽化している施設や使用されていない施設が多くあると見受けられます。施設を総合点検して解体や改修等を計画的に行う必要があると思います。そこで全体計画を策定する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

みらい創生、大芝正和議員の再質問にお答えをいたします。

体育施設の今後の全体計画についてであります。

現在、市では本年度公共施設等総合管理計画の改定を進めております。市内のすべての公共施設についての今後の方針等を定める基本的な計画であります。この総合管理計画を踏まえ、今後、各施設の施設累計ごとの個別施設計画を策定するという流れになります。

その中で、市内の体育施設全体につきましては、やはり今後の方針等を計画に反映させながら、計画的な改修、もしくは施設のあり方そのものも踏み込んだ検討をしていかなければいけないのかなというところありますので、これらにつきましても、計画的な計画と併せて今後、個別計画の中でお示しをしていきたいということでもあります。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

答弁ありがとうございました。

それでは、次に市役所の機構改革について再質問をさせていただきます。

機構改革は来年4月から実施していくというところだと思うんですけども、地方公務員法が改正され、令和5年度から職員の定年が現行の60歳から2年に一度、1歳ずつ引き上げられ、

令和13年度からは定年が65歳となるなど、市役所の体制も大きく変化していきます。そのことも含め、来年度からの市役所の体制を広く市民に周知することも必要ではないかと思えます。そのために本年中に機構改革を策定することが求められますが、スケジュールについて伺いをしたいと思います。

また、現在、もう決定の方向に向かっている具体的な配置案があれば、お示しをいただきたいと思えます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山総務部長。

○総務部長（中山晃彦君）

大芝正和議員の、みらい創生、代表質問の再質問にお答えをさせていただきます。

組織機構改革のスケジュールと具体的な配置案について、お答えをさせていただきます。

組織機構改革は、現在策定中であり第3次北杜市総合計画との整合性を図りながら、先行き不透明な社会経済状況下ではございますけれども、議員、先ほど質問の中でおっしゃったように地方公務員法の改正、こういうものも視野に入れながら中長期的展望と早期に対応すべき課題に迅速に対応できるよう、現在、進めているところでございます。

このようなことから、来年4月当初から新しい組織のもとでのスタートが切れるよう、現在、作業を進めているところでございます。そのような中で、市民生活に影響を及ぼさないように、迷惑がかからないようにしてまいりたいと考えております。

また、具体的な配置案につきましては、水道管の漏水事故対応や、あるいは給水申請等などの件数、こういうものは高根、長坂、大泉、小淵沢地域に多いということもございますので、所管する部局課につきましては、長坂総合支所、あるいは高根総合支所への、いずれかへの配置につきまして、検討を進めているというところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

それでは最後に、中部横断自動車道（長坂～八千穂間）の事業化について、再質問をさせていただきます。

早期に期成同盟会を設立するという答弁でした。各種団体の中には、北杜市も、近隣のところも農産物等の輸送もかなり多いです。したがって、山梨県トラック協会峡北支部などという組織もありますので、ぜひ多くの団体に参加いただけるようお願いをしたいと思います。

再質問ですが、南部区間が開通し、長坂～八千穂間の事業化が新聞等で報道されています。先日の3連休や日曜日などは、長坂インターや須玉インターに通じる県道や国道は大変渋滞し、市民生活にも大きな支障になっています。事業化に向けては、景観や環境問題、多額の事業費等が大きな課題となっているところです。特に景観や環境問題については、主に八ヶ岳南麓の地域がテーマとなっていると承知しております。

そこで私も選挙活動の中で、いろんなご意見を伺った中で、提案ではありますけれども、中央自動車道から分岐した地点などから、国道141号線の区間を部分的でもトンネル化してはど

うかと思います。トンネル化することによりまして、景観の問題はクリアできますし、開通後に予想される市道等の橋の架け替え事業の市の負担がなくなります。また、市の将来的な財政負担も軽減されますし、一時、工事費は増加をしますが、冬の積雪や非常に強いハケ岳おろしの強風などへの安全対策、騒音対策、用地交渉の期間短縮にもつながります。市長の所見をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

大芝正和議員の、みらい創生の代表質問の再質問にお答えいたします。

中央自動車道から分岐した地点から、国道141号線までの区間のトンネル化というご質問でありますけれども、道路の線形、構造については様々な要件を勘案し、検討する中で事業者が決定するものであるという認識をしております。

道路構造は切土、盛土、高架橋、トンネル、またそれらを併用するなど、様々な構造が考えられますが、いずれの構造にもメリットとデメリットがございます。

現段階では、国から構造については何も示されていないところであります。しかしながら、中部横断自動車道には、命の道として災害時の避難、救援、広域医療の確保なども期待しており、災害に強い道路という点に関しては、国に強く要望してまいりたいと考えております。

また、市民や各種団体の皆さまからいただいたご意見やご要望につきましては、国のほうに伝えていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

○6番議員（大芝正和君）

終わります。

○議長（加藤紀雄君）

大芝正和君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、みらい創生の会派代表質問を終結いたします。

次に、会派しんせいの代表質問を許します。

会派しんせい、17番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

4項目について、会派しんせいの代表質問を行います。

最初の項目は、学校給食についてです。

北杜市では10月から来年3月まで給食費の無償化が実施されます。新型コロナウイルス感染症の影響で経済的ダメージを受けている世帯も多く、この時期の無償化に賛同するものです。

しかし、今後北杜市が学校給食にどのような姿勢で取り組むのか、学校給食の何にどれだけ

お金を使うのかについては、この機会にぜひ熟考していただきたいと思います。

学校給食は、子どもたちの心身の健全な発達に資するものであり、食に関する正しい知識と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものです。

私たち大人は、この目的のために何をすべきなのか、子どもたちに何を誇るのか、無償化することなのか、健全な食生活のためにお金と手間をかけることなのか、両方が達成できるのか、真剣に考えねばならないと思うのです。一般論ですが、無償化すると関心が薄くなる、中身・質などに対して要望が出しにくくなる傾向があります。「タダだからこんなものか」「タダじゃ仕方ないか」というような気持ちです。

また、子どもたちが9年間、毎日、口にする給食について、私たち一人ひとりが関心と食に関する知見を持つことも重要です。例えば、食材に含まれている添加物、トランス脂肪酸、さらに残留農薬などについて、私たちにどれだけの知識があるのでしょうか。

私は3人の子育てをして、毎日の食事も作ってきましたが、この質問をするに当たり、学校給食に強い関心と食に関する深い知識をお持ちの方々と意見交換や、勉強会をさせていただいて、自らの子育てや自分の知識の乏しさに反省することばかりです。

世界の動き、新しい知見もあり、毎日、口にする食べ物が私たちの体や子どもたちの成長に与える影響の大きさを改めて考えさせられています。

こうしたことから、添加物、トランス脂肪酸、農薬を極力減らした給食を実現させてほしいと強く思うようになりました。

以上のことを踏まえ、学校給食について今後の方針や対応を伺います。

①今後の方針について、市長、教育長の考えは。

②職員、学校関係者などへの食に関する研修は。

③農薬・トランス脂肪酸・添加物について「国の基準をクリアしている」のは当然のことですが、成長期にある子どもたちが摂取することについて北杜市はどのような認識で、今後の対応をどのように考えているのでしょうか。

④調味料、加工食品は金額の差が大きいものですが、何を基準に選んでいるのでしょうか。

⑤パンに使用されている小麦粉についての考えは。

⑥無農薬・有機野菜などの割合を増やす考えは。

⑦給食と北杜市の農業や地場産業をさらにつなぐ考えは。

⑧アレルギーを持つ子どもたちが希望している除去食や「食べられる日の給食は食べたい。」などへの対応は。市が同じ悩みを持つ保護者を集めて話し合い、より良い方策を一緒に探す場を設けてはどうでしょうか。

2番目の項目は、企業との協定についてです。

今定例会の市長所信で、企業との包括連携協定に基づく取り組み事例が紹介されました。協定の締結は新聞やテレビ報道もされますが、実際の取り組みが見えないものも多いと感じてきました。地域の活性化や市民のために企業との協定が活用され、実質的な取り組みが進むことを願って、以下質問いたします。

①協定の種類や内容は。

②市および企業のメリットは。

③市の統括部署と担当部署との関係は。

④協定の見直しや今後に向けての考えは。

3項目めは、まちづくりに関することです。

景観、自然・生活環境に対する市民意識が高まる一方で、国の法による規制は進んでいます。日本是个々の財産権が強く保護されていて土地利用に関する規制がかけにくく、そのことが市民目線でのまちづくりを進める難しさになっていると認識しています。しかし、地域の実情を踏まえて自治体のルールをできる限り確立させていくことが重要と考え、以下質問いたします。

①景観、自然・生活環境の保全とまちづくりについての市長の考えは。

北杜市には「景観計画」「景観条例」「まちづくり計画」「まちづくり条例」などがありますが、これらに基づき何ができ、何をすべきかあらためて考えるときではないでしょうか。このことについて、市長の考えを伺います。

②①の質問に関連しますが、現行の計画や条例にある次の事項について伺います。

1 つ目、「まちづくり条例」第3章地区まちづくりにある、地区まちづくり市民委員会、地区まちづくり計画、まちづくり調整地区、協定の締結などに関する制度の周知と活用。

2 つ目、「まちづくり条例」第45条・第46条にある、まちづくりアドバイザーと、その派遣。

3 つ目、屋外広告物条例については、平成22年12月策定の「北杜市景観計画」120ページに「具体的な規制誘導は、今後制定する「(仮称)北杜市屋外広告物条例」に基づいて行います」という記述がありますが、条例化についての見解を伺います。

③として、まちづくりの課題への新たな対応は。

(ア) (オート) キャンプ場について。

(イ) (盛り土などに対する) 行政指導について。

(ウ) 紛争調整の制度についてです。

最後の項目は、新型コロナウイルス感染症とその対策についてです。

新型コロナウイルス感染症とその対策について、市民の間に様々な疑問や見解があることを承知しています。一方行政の対応について、どこが、どのような権限で何を行っているかが市民には明確に伝わっていないことも感じています。感染者の把握、病床の確保、市内飲食店への指導、北杜市立学校の休校や分散登校の決定などについて、市が行っていること、行っていないことも含めての説明が必要と考えますがいかがでしょうか。

質問は以上です。

○議長 (加藤紀雄君)

答弁を求めます。

上村市長。

○市長 (上村英司君)

野中真理子議員の、会派しんせいの代表質問にお答えいたします。

学校給食における、今後の方針についてであります。

学校給食は、児童生徒に栄養バランスのとれた食事を提供することにより、心身の健全な発達に資することや、食に関する正しい知識を養う上で、重要な役割を果たしております。

また、地域の農産物を活用する中で、児童生徒が給食を通して、北杜の風土の中で培われた食文化や、農業をはじめとする地域の産業の状況を理解し、農作物を作ったださる方々への感謝の心を育むなど、教育の一環としての効果もあり、「原っぱ教育」の重点目標である「郷土

を愛する心の育成」にもつながるものと考えております。

こうしたことから、今後の学校給食においても、保護者からは過度な負担とならないよう、市からの支援を組み合わせた中での適正なご負担をいただきながら、地元産食材の導入拡大も視野に入れた、安全・安心でおいしい学校給食を、将来の北杜市を担う子どもたちに提供してまいります。

次に、企業との協定について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、協定の種類や内容についてであります。

協定には、福祉、防災、環境、まちづくりなど、地域が抱える様々な課題の解決に向けて、自治体と民間企業等が、それぞれの強みを生かし、連携して取り組む「包括連携協定」と、特定の分野、課題について連携する「個別連携協定」があります。

本市では、「包括連携協定」として、持続可能な農業や、食と健康を核とした地域活性化、森と水を守る環境保全活動などに関するものがあり、「個別連携協定」としては、森林の整備や、災害時の物資の調達、「水の山」ブランドの推進、地域の見守り、人材育成に関するものなどがあります。

次に、協定の見直しや今後に向けての考えについてであります。

少子高齢化が進み、子育て、防災、災害への対応など、市単独では解決が難しい課題が顕在化しており、今後、こうした地域課題に対処していくには、民間のノウハウや技術を最大限活用することが一層重要となります。

このため、これまでに締結している協定については、その目的が現在策定中の「第3次北杜市総合計画」の、目指す方向性と合致するものであるか精査し、見直しを行うとともに、本市の課題解決を、さらに加速させる可能性のある、成長産業やIT産業などの、新たな分野の企業との連携についても模索してまいりたいと考えております。

次に、景観、自然・生活環境の保全とまちづくりにおける、考えについてであります。

「まちづくり計画」および「景観計画」は、それぞれの理念に基づいて、市民、事業者および行政等が、相互に協力しながら、まちづくりを進めることで、本市の環境と景観を守り、持続的な発展に寄与できるものと考えおります。

それぞれの計画においては、建築物の形態等の基準および景観形成基準を設けておりますが、様々な事業の実施により、景観、自然、生活環境には、何らかの影響が生じるものであり、このことを認識した上で、地域環境との共生が図られていくことが重要であると認識しております。

今後のまちづくりや景観施策を進める上で、本市の美しい景観や自然を今後も維持すべきと考えておりますので、「地域活性化施策」と「景観、自然、生活環境の保全」との共生を図りつつ、地域の発展に努めてまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

野中真理子議員の、会派しんせいの代表質問にお答えいたします。

学校給食について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、職員、学校関係者などへの食に関する研修についてであります。

職員および調理師等については、山梨県主催の「学校給食従事者衛生管理研修会」や「学校給食大会」等の研究会に、また、栄養教諭や学校栄養職員等を対象とした研修会にもそれぞれ積極的に参加することで、衛生・栄養面等の専門的かつ最新の知識や調理技術を習得し、日々の食育推進、栄養バランスの摂れた、安全・安心な学校給食の提供ができるように努めております。

また、この他にも、市が小学3年生を対象に実施している「教育ファーム事業」を通じて、学校の先生方にも食育への関心と大切さを学んでいただいております。

次に、農薬・トランス脂肪酸・添加物の摂取に係る認識と、今後の対応についてであります。

学校給食には、農薬・トランス脂肪酸・添加物も含め、すべて国の基準をクリアしている食材を使用しており、児童生徒に提供する上では、特段支障はないものと捉えております。

しかし、食の安全が叫ばれる中、子どもたちの健やかな成長に、学校給食が果たす役割は非常に大きいことにも留意し、今後も学校給食を取り巻く、様々な情勢の変化を的確に捉えながら、給食の提供に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、調味料、加工食品を選ぶ基準についてであります。

学校給食に使用する調味料および加工食品は、保護者からご負担いただく給食費と、市の地産地消推進費等を基に、給食費一食単価の基準を踏まえ、加工食品は国産品を優先して使用するなど、可能な限り良質なものを使用しております。

次に、パンに使用する小麦粉についてであります。

学校給食の食材調達に当たっては、安定供給は欠かせない要素であります。

このことから、本市のパンに使用する小麦粉は、安全が担保され、安定供給体制が確保されている「公益財団法人 山梨県学校給食会」から、他の多くの自治体と同様に購入しているところであり、今後も引き続き同会から安定的な調達を図ってまいります。

次に、無農薬・有機野菜などの割合を増やし、給食と市の農業や地場産業をつなぐ考えについてであります。

本市の学校給食では、市内の農産物を優先して学校給食に使用しております。

また、無農薬や有機野菜も活用し、安全・安心な、そして新鮮でおいしい食材を確保しております。

しかしながら、学校給食には、安定した供給体制が必要であるため、供給体制の整った生産者の確保が課題であります。

このため、今後、関係部局との連携を図り、地域生産者の確保や、地域産物の活用のため、体制づくりに努めるとともに、無農薬・有機野菜などの割合を増やせるよう、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、毎年実施しております「学校給食感謝祭」などの機会を通じながら、学校給食と北杜市の農業や地場産業をつないでいきたいと考えております。

次に、アレルギーを持つ子どもたちへの対応についてであります。

学校給食における食物アレルギーは、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、「北杜市学校給食食物アレルギー対応マニュアル」を策定し、安全性を最優先に、確実なアレルギー対応を行っております。

また、アレルギー除去食の提供は、対応設備の状況から、現在は北杜南・北の両学校給食セ

ンターでのみ対応しております。

なお、食べられる日の給食は食べたい、との要望も承知しておりますが、食物アレルギーは多岐にわたっており、子どもの命にも関わる重要なことであるため、慎重に取り扱っているところであります。

保護者との話し合いの場を設けることについては、本市では保護者との個別面談により、個々に応じたきめ細やかな指導や、相談対応から最善策を検討し、的確なアレルギー対策に取り組むことが望ましいと考えていることから、現在のところ考えておりません。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

宮川政策秘書部長。

○政策秘書部長（宮川勇人君）

野中真理子議員の、会派しんせいの代表質問にお答えいたします。

企業との協定について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市および企業のメリットについてであります。

市としては、企業のノウハウやネットワークを活用して、地域課題の解決を図り、地域の活性化や市民サービスの一層の向上を図ることができること、また、企業としては、社会貢献の一環として、地域の発展をサポートすることにより、地域からの信頼が得られ、高いPR効果が見込めること、といったメリットがあります。

次に、市統括部署と担当部署との関係についてであります。

個別の連携協定については、該当する所管課が協定を締結し取り組みを推進していますが、包括連携協定については、協定の取り組み内容が分野横断的となるため、政策秘書部が協定内容の調整、取りまとめから締結までの業務を担い、締結後においては、関係する所管課が取り組みを進めることとしております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

八巻健幸市民部長。

○健幸市民部長（八巻弥生君）

野中真理子議員の、会派しんせいの代表質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症とその対策における、市が実施していることの説明についてであります。

市が行う新型コロナウイルス感染症に関わる様々な対策については、市民の皆さまの関心が高く、重要な部分であると認識しております。

感染者情報については、これまで県において把握、公表をしておりましたが、感染者が大幅に増大した先月中旬以降は、市町村ごとの日々の感染者数について、県の公表がないことから、県の週報を市ホームページに掲載しております。

また、病床の確保については、市内にも入院可能な病院や療養型施設もありますが、これらのコントロールはすべて県において実施しており、公表されているものではありません。

一方、市内飲食店等へのお願いや、市立学校の休校、分散登校については、今般の「まん延

防止等重点措置」による県知事の要請に基づき、市で決定し、市ホームページで周知するとともに、関係部局からお知らせの文書を送付したところであります。

なお、学校等で感染が確認された場合は、速やかに学校、保育園を通じて、保護者に文書を発送するとともに、市ホームページにおいても、情報発信を行ったところであります。

今後も、市における新型コロナウイルス感染症に対する施策や感染状況等については、市民の皆さまに、市ホームページ等により、しっかりと発信してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

野中真理子議員の、会派しんせいの代表質問にお答えいたします。

景観、自然・生活環境の保全とまちづくりについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「地区まちづくり」制度の周知と活用についてであります。

「地区まちづくり市民委員会」および「地区まちづくり計画」については、まちづくりの目的を共有する一定の区域において、地域住民等自らが「地区まちづくり市民委員会」を立ち上げ、「地区まちづくり計画」を策定し、実施するものであり、市もこれを尊重することとなります。

「地区まちづくり調整地区」については、市が指定するものでありますが、その取り組みに当たっては、地域住民等の協力が必要不可欠なものであります。

「地区まちづくり市民委員会」の組織および「地区まちづくり計画」の策定に当たっては、手引きを作成しておりますが、これまで認定実績はありません。

今後も、「地区まちづくり」の周知、活用を含め、在り方について検討してまいります。

次に、「まちづくりアドバイザー」についてであります。

「まちづくりアドバイザー」については、まちづくりの見地から情報提供および専門的助言を行うものであり、特に、地区まちづくりに関する事務に効果が期待できるものと考えております。

「まちづくりアドバイザー」の派遣実績はありませんが、所要の経費を毎年計上させていただき、派遣できるよう体制を整えております。

次に、市の屋外広告物条例の制定についてであります。

本市は、平成17年10月に「景観法」に基づく「景観行政団体」となり、平成22年に「景観計画」を策定したことに伴い、山梨県より「山梨県屋外広告物条例」の施行に係る事務の移譲を受け、この条例に基づき事務を行っておりますので、現在のところ、市条例の制定は考えておりません。

次に、オートキャンプ場についてであります。

市としては、開発事業に該当しない場合など、事業主や事業計画等の把握が難しくなる場合もあることから、これらの把握および周知、廃棄物の処理等の懸念される課題に対応できるよう、キャンプ場開設事業者に対し、必要と考えられる事項について説明を求める方法を検討しております。

次に、盛土などに対する行政指導についてであります。

盛土対策については、「北杜市土砂の埋立て等の処理に関する指導要綱」に基づき、盛土事業者等に対しては、必要な指導を行っております。

なお、勧告を超える行為は難しいことから、県の関係部局との情報共有、連携を図り、引き続き指導に努めてまいりたいと考えております。

次に、紛争調整の制度についてであります。

「紛争調整制度」は、主に都市部における中高層建築物や開発事業において、設けられているものと認識しております。

財産権の行使と住民の権利主張との調和のため、あっせん、調停の手続がありますが、法や権利に基づく強制力を持つというものではないこともあり、現時点で、本制度の創設の考えには至っておりません。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は3時55分といたします。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 3時53分

○議長（加藤紀雄君）

再開をします。

本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

野中真理子君の再質問を許します。

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

4項目すべて再質問いたしますが、まず学校給食についての再質問を行います。

今のご答弁で、今後も保護者から適正なご負担をいただくということでした。私自身もやはり質の向上を求めたいですし、給食に関する関心を持ち続けていただくためにも、給食費を集めるということは、一つの大きな要素であると考えています。

ただ、やはり他市で学校給食の無償化がいくつか始まっています。そうすると、その無償化への圧力というものは大変大きくなっていますし、そうした中で、給食費を値上げするなんていうのはとんでもなく、全然、実現が不可能なことだろうと思っています。ということは、ご負担いただく給食費の値上げができないということは、今後も入りは大きくならないということです。一方で、食材の値上がりが言われています。小麦粉は大きく値上がりしますし、油脂類も今年に入って何度も値上げがされています。そうすると、現状を維持するだけでも北杜市の負担、持ち出しは大きくなるわけです。さらに私がお願いしたいのは、質の向上ですから、子どもたちのために北杜市がお金をかけて良いものを、良い食材を、安全・安心なおいしいものというふうに思っていますので、その北杜市の考え方、お金のかけ方、そこについてのお考えをさらに伺いたいと思います。

もう1つは、無農薬・有機野菜についてですけども、難しさは分かりますが、北杜市でもこの無農薬・有機野菜の利用率を出しているということは、やはりその価値を認めて、そこをわ

ざわざ取り出してアピールしていращやるということだと思いますので、ここは難しくても、いろいろと農政のほうと工夫をしながら、さらに強く推し進めていただきたいと思いますので、そこをご答弁もいただきたいのと、小麦粉については、やはり輸入小麦の危険性というか、残留農薬なんかについての安全性に関する疑問が指摘されているものです。一方で、米は余っているなどの事情もある。それから値上がりもするというので、小麦粉、またパン食に対しての今後のお考えとか、こんなことが考えられるのではないかと話を話していただければと思います。

さらにアレルギー対応ですけれども、これは3月、6月議会で共産党も質問されたことで、ご答弁の中で個人情報というようなことの答えもいただいているのは承知しています。ただ、アレルギーを持つ子どものお母さん方に聞けば、こんなのは個人情報ではないと。多くの大人の方に知っていただいて、自分の子どもに食べさせないでほしい。個人情報というよりは、周りの人に知っていてもらって、子どもをなるべく危険から離しておく、そういうもののほうがいい。また、私も母親として思うには、やはり同じ悩みを持つ人たちと一緒に語り合ったり、そうなんですと同意を、同じ思いを持つというのは、非常に安心感というか、心のためにも良いことなので、個別だけというお話でしたけれども、ぜひ、そういう方を集めて、来たくないという方はいいです、個人情報を大事にしたいという方は来なくてもいいんですけども、来たい、そういう方たちを集める場というのをぜひつくっていただきたいと思うんですけども、そこについての、もう一度、ご答弁をお願いできればと思います。お願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

会派しんせい、野中真理子議員の再質問にお答えをいたします。

まず最初の、給食に対してのお金のかけ方についての質問でございます。

やはり学校給食法の中で、賄材料費については、保護者負担と法律で明記されているというところで、こういうことから保護者負担をいただくということについては、この国の学校給食を考える上で大原則であるというふうに、まずは捉えておきたいと思います。

ただ、給食費の値上げは駄目でしょうというようなご指摘ですが、北杜市ではここ何年かはもう、給食費は値上げはしていません。また、議員ご指摘のように原材料についても値上げが進む、またあとの質問にもありますが、有機野菜については、どうしてもコストはかかるものというところで、有機野菜を、無農薬の野菜をすすめていこうというところでは、どうしてもコストが上がるというジレンマが出てくるのかなと思います。どこで、そのバランスを取っていくのかというのは、非常に微妙な問題であると思っておりますが、何よりもやはり学校給食、子どもたちが楽しみにして、おいしい給食を食べていただくということが、何よりもやっぱり大事なことでないかなと考えておりますので、そこはコストと給食費のバランスはしっかりと捉えながら、やはり安全でおいしい給食、子どもたちの笑顔につながるような給食を今後も市の費用をかけながら実現できればなというふうな考えの下、今後の学校給食には取り組んでまいる必要があるのかなと思っております。

次の有機野菜を推し進めるというところでございますが、やはり市としても地産地消をしっかりと進めていきたい、地元産の農産物等を積極的に使っていきたいという考えはもちろんあ

ります。

しかしながら、本市の学校給食、小中学生、約3千人の給食を作るというところで、やはり安定供給はどうしても必要な要素でありますので、今後、市で大規模に担い手として農業をやっている方にもご協力をいただきながら、今後、有機野菜、また無農薬野菜を広げられるような環境を整えて、それを学校給食に取り入れていくというところが必要であるかなと思っております。

また、市の産業観光部、農政サイドとの相談にもなりますが、学校給食を預かる立場とすれば、やはり有機野菜、地元産の比率を上げていきたいと考えています。

次に、小麦の件でございます。

たしかに輸入小麦については、残留農薬等が検出される例もあるということではありますが、やはりこれにつきましても、安定供給というのはどうしても必要な要素でありますので、答弁しましたとおり、学校給食会から必要量を調達しているというところでございます。

パンにつきましても、子どもたちも楽しみにしている部分もありますので、しっかりパン食についても取り入れながら、今後の学校給食にも進めていきたいというところなのですが、本市では、米のご飯とパンを交互に給食で提供しておりますので、パンの比率を増やすとか、例えば別の原料を使ったパンにするとか、そのへんはいろいろな課題もあるかと思っておりますので、栄養士の方とも相談をしながら、また研究は進めていきたいと思っております。

最後に、アレルギーの件でございます。

たしかに同じ悩みを持つ方が集まって、共通の悩みを打ち明けながらということは、当然、大切なことであるとは思っています。しかしながら、野中議員ご指摘をいただいたとおり、来たくない人も中にはいるのではないかとこのところを考えますと、どうしても個別対応というのは必要になってくるというところでありまますので、本市としましては、アレルギー対応には万全を期したいというところの基本的な考え方の中、やはり個別対応はしっかりとやりながら、きめ細かな対応を給食にはやっていく必要があります。

子どもたちの命にも関わることでありますので、ちょっと大げさな言い方になるかもしれませんが、言いすぎではないというふうに思っておりますので、そういったところで、子どもたちのことも考えながら、保護者の方、個別の中でしっかりと思いを語っていただきながら要望を聞き、それを最大限対応できるように、学校給食課も一生懸命頑張っておりますので、今後ともそんな形で進んでいきたいと考えております。

以上となります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

学校給食についての再々質問を行います。

今のご答弁の中で、コストとのバランスだということでしたけども、ですから、まさしく、私が今回、この定例会でこの給食を取り上げたのは、その理由もありまして、10月から3月まで無償化することで、市は入りがないですから、持ち出し分として7,300万円、たぶん市が負担することになりますね、賄い費を。それだけのお金を今回、令和3年度で使った、実績ができるわけです。そこまでのお金は使わなくても、この給食の質の向上とか、様々なも

ののために今後もお金は使ってほしいんです。無償化はしなくてもいいけれども、お金を使ってほしい。だからこそ、この定例会で取り上げました。ですから、このコストのバランスというのは、そこも含めて、ぜひ考えていただきたい。

また、もちろん賄い費は、原材料費は保護者の負担という原則はあると思いますけれども、地産地消のために北杜市は加算のお金も出しています。そういうようないろいろなことで、これから食材、それから質の向上のためにお金をかけていってほしいわけです。そこを言っていますので、そこについてのご答弁をもう一度お願いしたいのと、あとは小麦粉についても、それからそのほかのお野菜についても、ここに愛媛県今治市の取り組み事例を書いておきましたけれども、やはり長い年月、10年とかの単位をかけて、その方向性を定めて取り組んでいる地域もあります。もうすぐに、次からということでは、なかなか難しいかもしれませんが、ぜひ北杜市全体で、その方向性を共有して、そこに向かって動いていただきたいなと思って取り上げました。そこについてのご答弁を願えればと思います。お願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

会派しんせい、野中真理子議員の再々質問にお答えをいたします。

お金の使い方について、ご意見を頂戴しました。

たしかにコストのバランスというのは、非常に大事なことであります。保護者の中にもいろいろな考えをお持ちの方もいらっしゃると思います。一円でも安い給食費がいいという方、安全であれば多少コストがかかってもやむを得ないとおっしゃる方、いろいろな意見がございますので、そこは学校を通じて、またご意見等を頂戴する中で、今後また学校給食の調理場運営委員会等もがございますので、そういったところでの議論もしながら、今後の方向性については検討していく必要があるということでもありますので、そんな形で進んでいきたいと思っております。

また、地産地消の取り組みの基本方針というところでございますが、本市では食育の推進を主な主要施策として、これまでも取り組んできております。そんなことで、当然、地産地消の取り組みを進めるということは、本市の大きな柱であると考えております。そういったものを学校給食に取り入れることによって、地域の郷土愛、また地域のこれだけおいしい農産物ができているということの誇りを持っていただくということが、やはり必要だと思っております。

議員ご紹介いただいた今治市の取り組みなどについても、私もホームページでちょっと拝見をいたしました。そこについては、地元食材を積極的に使っているという事例で、非常に参考になる部分ではありますが、やはり本市の食育の、これまでの取り組みも踏まえまして、今後の地産地消、学校給食への取り組みなどについても参考にさせていただければと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

それでは、2項目めの企業との協定についての再質問です。

実はマウンテンタクシーについて、東京の山登りをする友だちから、こんなの北杜市でやっ

ているんだねということのメールが入ったんです。やはり、北杜市のホームページにアクセスしたわけではなくて、企業からの何かで見たということで、やはり情報の発信能力というのはすごいものだなということを改めて感じました。

一方で、やはり企業というのは民間の利益を求めているわけですから、メリットがなければなかなかやらないということでもあるので、そのへんは北杜市との交渉も難しいし、だからこそやりがいもあるのかなと思うんですけれども、そういうことも含めて、今後の、企業が求めるもの、最終的には北杜市が求めるものが一番、何か大きく、私たちにとっては、よりしなければいけないと思いますので、そのへんの交渉についての見解を答弁願えればと思います。お願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

宮川政策秘書部長。

○政策秘書部長（宮川勇人君）

野中真理子議員の、会派しんせいの再質問にお答えをさせていただきます。

連携について、企業の考え、また市の考え、合致するところというところのご質問かと思いますが、当然、こういった協定を結ぶということでございますので、双方の疎通が図れないと前には進まないと考えております。

これまでの協定の内容ですと、市の特色を企業の皆さんに応援をしていただく。また企業の特色を市の題材で何か後押しができるかというところで相まって協定に至っておりますので、引き続き市のメリットが十分生かせるような企業と交渉をしていく中で協定を結びWin-Winの形になれるようなことを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

それでは、3項目めのまちづくりに関する再質問です。

市民の皆さんが考えていることと、市が実際にできることの差というのは、何か常に感じていますし、その難しさを私も思っているところです。だからこそ法律や制度に精通している方が間に入るということが、いろいろな場面で有効なのではないかと思います。それにもかかわらず、先ほどまちづくりアドバイザーの派遣の実績もない、また紛争調停制度というのはちょっとまた違うとしても、ここで取り上げたものは、間に入る、制度や法律に精通した人が間に入ってもらい、何かアドバイスを市民側にしてもらい、そういうようなことができないかということで、ここに入れました。せつかく、まちづくり条例とか、そういうことにある制度も生かされていないようですし、そのことも含めて今後の対応をお答え願えればと思います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

野中真理子議員の、会派しんせいの代表質問の再質問にお答えいたします。

まちづくり制度などがうまく生かされていないのではないかということでございますが、先ほどの答弁で申し上げましたように、アドバイザー制度等をつくっておりますが、まちづくり制度に関する問い合わせ、もしくはアドバイザー制度の利用が非常に少ない、相談自体も非常に少ないというのが実際のところでございます。

これにつきましては、まちづくり計画等はどうしても地域が主体、主導になってやっていただくというのが制度の考え方および、制度というか、つくったものを長続きさせるには必要だと考えております。その制度自体につきましては、相談があれば相談に乗っているというのが実情でございますが、周知につきましては、市のホームページ等に掲載して周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

制度があるにもかかわらず誰も使われていないので、もったいないなど。周知を図りたい、相談を待っているというのではなくて、なんか積極的な活用をもう少し考えられないのかなと思うんですけども、そのへんの踏み込んだ答弁はいただけないでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

野中真理子議員の、会派しんせいの代表質問の再々質問にお答えいたします。

たしかに相談とかがあって、相談の内容、相談についてこういうものがありますよとか、説明するんですが、まちづくり計画を地元で主体してやっていくということになりますと、組織づくりであるとか、ハードルがかなり高いというのはたしかにございます。実際、地域の中の盛り上がりというものがどうしても必要だと思います。そのへんの地域の活力については、地域の中で検討して地域の中が盛り上がってもらわないと、計画の設立から運営までいけないという実情があります。これにつきましては、市のほうといたしましても、制度の周知とか助言等を行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

それでは、新型コロナウイルス感染症とその対策についてですけども、ご答弁で一生懸命、ホームページ等で発信しているということは分かっているんですけども、ここで申し上げたいのは、例えば病床確保は市がやっていない、県がコントロールしているもので、市はそれがなかなかできない、何も、ある意味で手を出せないものだというのは、そこが市民の方には伝わっていない、私たちにもよく、これをやったらいいんじゃないか、あれをやったらいいんじゃないか、皆さん心配だったり、不安だったり、不満だったり持っていらっしゃるので言われ

るんですけども、できないことがありますよね。そういう、できること、できないことを切り分けて、やはりそれが伝わるような発信も必要なんではないかなと思って、今回、これを取り上げさせていただいたので、そこのご答弁をお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

八巻健幸市民部長。

○健幸市民部長（八巻弥生君）

野中真理子議員の、会派しんせいの再質問にお答えをさせていただきます。

コロナの感染情報であったり、病床確保というものにつきましては、すべて県が把握しているところで、市が一切介入できるところはございません。この場をお借りして発言をさせていただいているんですが、こういった内容を市のホームページ等でしっかり市民の方に理解していただけるような方法でお伝えしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

野中真理子君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

関連質問を1点だけさせていただきます。

学校給食について、その研修について伺っていますが、この学校給食については、明治22年に山形県の小学校で行われたのが始まりだと書いてありますが、今、例えば大きな流れとしまして、みどりの食料システム戦略が策定されて、有機農業の拡大が目標として定められ、求められているんだろうと思います。

そうした流れの中で、先ほど野中議員からも紹介がありましたが、愛媛県今治市、ここで取り組みをいろいろしているということなんですが、行政主導ではなくて、市民の取り組みとして発展してきていると。学校給食の地産地消、これは本市も同じであります、食育として学習効果が上がっている。一例として、授業の前と後で産地表示を見て、子どもたちが商品を、食品を買うようになったと。このような授業後の回答が、そういうものが増えているという回答が一例ですけども、ございます。

今治市食と農のまちづくり条例ということで、平成19年4月にそういう条例をつくっておりますが、先ほどの質問の中に職員、学校関係者などへの食に関する研修ということがありましたけれども、コロナの収束後、研修先、今治市とは限りませんが、先進地ということで、費用もかかります、時間もかかりますが、先ほど部長からホームページで確認しましたというお話もありました。実際に研究会、研修もしているということでございますが、やはり現地を、百聞は一見にしかずと申しますが、現地を見て、実際に自分の体で体験してくるということが、それはひいては市のためになるんじゃないかなと思うんですね。実際にお金もかかります、時間もかかります。ただ、頻繁にということではなくて、またこれは、担当課だけではないと思いますが、とりあえず学校給食ということで、そういう先進地の視察研修、それをぜひご提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

会派しんせい、清水敏行議員の関連質問にお答えをいたします。

先進地の視察研修でございます。

これまで、県外の視察研修というのは実施をしておりません。市内の地産地消を取り組んでいるところの圃場の研修は実施したことがございますが、県外はありません。

清水議員、直接現地に行ってみることが大事だというご指摘をいただきました。昨今ではリモートでの研修ですとか、そういったこともありますので、どんな形での研修、そういった先進的な取り組みをしているところへの研修、どんな形がいいのかも含めまして、今後検討をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、会派しんせいの会派代表質問を終結いたします。

次に、星見里の会の会派代表質問を許します。

星見里の会、1 番議員、高見澤伸光君。

高見澤伸光君。

○1 番議員（高見澤伸光君）

星見里の会の代表質問をさせていただきます。

私たち星見里の会は、北杜市民の声、声なき声、サイレントマジョリティーを聞き、ダイレクトに届けていく、その志で集まった4人で結成されています。

会派星見里の会4人とも、今議会におきましても緊張感を持って気を引き締めていきますので、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、代表質問の内容に移らせていただきます。

私からは、市民生活をよりよくするために、行政側でできる今の時代に合った新たな市民サービスは何か、そして北杜市がこの先、進んでいく方向性や今後の施策にはどんなことを考えているのか、3つの大項目に分けて質問をさせていただきます。

1 つ目の大項目は、市民に寄り添った新たなデジタルトランスフォーメーションサービスについて、質問をいたします。

デジタルトランスフォーメーションの推進が進む中、全国的に様々な新たな市民サービスができ始め、市民生活も行政サービスも日に日に向上しています。

現在、様々な地域で公式アプリを配信し、市からのお知らせやイベント情報、防災や臨時ニュースなど暮らしに関する情報をどの場所にいっても見るできるようになっています。

東京都では都が運営するバスにバスロケーションシステムを導入し、GPSにより現在地を把握することで、バス停にあと何分でバスが到着するかを表示しています。

人工知能を活用した配車システムを導入して、アプリでデマンドバスの予約を可能にしている市もあります。

北杜市も今の時代の技術を使い、この広い北杜市のニーズにあったアプリを配信することで生活の利便性を向上することができますし、バスの待ち時間を表示することで、ご高齢の方々が暑い中、また寒い中、首を長くしてバスを待っている姿も少なくなるといいますし、市外の観光客や里帰りで来られた車を持っていない方が利用する可能性も高くなると同時に、北杜市は東京などの都心に負けずDXを駆使した最先端の行政サービスの取り組みをしているというアピールにもつながると考えます。

また、本所と支所の窓口をインターネットのビデオカメラでつなぐことで、支所から本所の窓口の相談をしたり、本所から支所にある窓口に話をしたりすることで市民も行政側も効率が向上するのではないかと考えます。

同時に市内の病院とアプリでつなぐことで、インターネットのカメラを使って自宅に居てもオンライン診療を行うことができますし、またそういったオンライン診療のサービス用のアプリも出てきています。

全国的に行政サービスの向上をしている中、北杜市も遅れをとらず、最先端でいてほしいと思いますし、北杜市の良さを活かした、他の地域とは違った良さを持った施策を展開してほしいと思います。

それらを踏まえて、3点質問いたします。

①交通弱者買物難民の緩和、医療福祉の向上、市民向けの情報、観光やイベントの情報、災害時の緊急時の連絡を網羅した公式アプリなどに対する市の考えをお聞かせください。

②インターネットが普及して、オンライン会議も主流となっている現在ですので、市役所の本所と支所の窓口をオンラインでつなぎ、市民サービスを行う窓口の設置をすることに対しての市の考えをお聞かせください。

③今後こういったことに力を入れて取り組んでいくのか、方針をお聞かせください。

次に2つ目の大項目、北杜市の合併後の対応について質問をいたします。

北杜市は8町村が合併して17年目になります。

合併してから、いまだ8町村別での意識や壁が根強く残っています。

議会広報編集委員会では「北杜は一つ」という意識を高める意味を込めて、毎議会のたびに発行している議会だよりのページ内にある市民の声を載せるページの「声のひろば」は今まであった町村別の書き方を変更し、「北杜は一つ」という意識を高める努力をしています。

各地域の特色を残すということはもちろんととても大切ですが、今回は各地域の特色のことではなく、各地域がいまだに残っている壁や垣根を越えて、「北杜は一つ」という意識を高め、気持ちを一つにすることが大切ではないかと考えます。

また、行政サイドでも意識づけのためにやれることはあると考えます。

そこで、2点質問いたします。

①行政側で現在行っていることはありますか。

②今後、「北杜は一つ」という意識を高めるための市の施策がありましたら教えてください。

最後に3つ目の大項目、自主的に北杜市の観光PRに貢献していただいている市民について質問をいたします。

市民の中には北杜市の魅力を伝えたいという思いで自主的に観光案内や星空の案内、登山の

案内、歴史の案内、聖地巡礼の案内など、様々な活動をしている市民がたくさんいます。

そういった北杜市のPRを自主的に行っている市民に対して感謝の気持ちとこれからもよろしく願いしますという気持ちを込めて、そういった市民の皆さまを北杜市公認の観光案内人に認定することで、公認された市民はさらに意識や知識の向上ができますし、案内をされる観光に来られた市外の方々も北杜市公認の案内人に案内をしていただいて嬉しいというような気持ちになると思います。

他の地域を見ますと、観光案内のボランティアを募り、歴史的な知識やモラルなどに関する講習会や規約などをクリアした後、市公認の観光案内人としての活動をされている地域が観光地を中心にたくさんありました。

それらをふまえて、質問をいたします。

北杜市公認の観光案内のライセンスカードのような、名札のようなものを登録・配布することに対する市の考えをお聞かせください。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

高見澤伸光議員の、星見里の声の代表質問にお答えいたします。

北杜市の合併後の対応における、現在実施していること、および今後の施策についてであります。

私は、市長就任以来、市政推進に当たり、旧町村意識を払拭し、市民の皆さまの間に、「北杜は一つ」という意識を醸成することは、重要な課題であると認識しております。

国においては、合併市が、合併後から10年間に、財政上の優遇措置を活用する中で、旧町村意識の壁を乗り越え、合併市としての一体感を醸成する取り組みを、後押ししてまいりました。

しかし、本市においては、合併から16年が経過した今も、こうした旧町村意識が厳然と存在しており、このことは、北杜市にとっての最大の課題であります。

現状のまま旧町村意識を引きずっていたのでは、優れた施策を展開したとしても、真の意味での北杜市の未来は開けてまいりません。

合併から20年が経過した暁には、北杜で生まれ成人した子どもの「ふるさと」は、文字どおり「北杜市」であります。

こうした点を踏まえ、「北杜は一つ」という意識を市民全体で分かち合うことができるよう、北杜市としての大きなイベントを開催するなども、一つの方法であると考えおります。

私は、現在計画中である新たな行財政改革を、ハード・ソフトの両面から大胆に実行し、合併後20年を目途に、「北杜は一つ」という考えを、すべての市民が共有できるよう、施策を進めてまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

宮川政策秘書部長。

○政策秘書部長（宮川勇人君）

高見澤伸光議員の、星見里の声の代表質問にお答えいたします。

市民に寄り添った新たなD Xサービスについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、公式アプリなどに対する考えについてであります。

近年、自然災害や新型コロナ対策など、自治体から住民へ迅速に情報を伝達する機会が増えており、各自治体では多様な伝達手段を確保する動きが広まってきております。

市では、広報紙、ホームページ、T w i t t e r および週刊ほくとニュースを活用し、市民の方に情報提供を行ってきたところであります。

多くの市民の方が、容易に情報を受け取ることができる電子媒体の導入について、アプリなども含め、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、今後の重点的な取り組みについてであります。

「デジタルトランスフォーメーション」は、革新的な未来技術の活用により、社会経済の仕組みやあり方を、より良く変えていくという考え方であり、今後の本市における企業活動や市民生活においても、大きな変革をもたらすものと考えております。

市としては、まずは、市役所のデジタル化を着実に進め、市民の皆さまの利便性向上と市の業務効率化を図ってまいります。

また、今後の本市の地域課題解決に向けた活用については、農業振興や福祉の充実向上など、行政各分野における課題等を十分踏まえ、こうした未来技術を活用することが、どのような点で、有効なのかを検討してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

高見澤伸光議員の、星見里の声の代表質問にお答えいたします。

市民に寄り添った新たなD Xサービスにおける、市役所の本庁と支所をオンラインでつなぎ、市民サービスの窓口を設置することに対する、市の考えについてであります。

本市においては、新型コロナウイルス感染防止対策として、本年度、本庁・支所間におけるビデオ会議システムの整備を進めているところであります。

このシステムは、本庁・支所間における会議はもとより、システムを拡充することで、オンラインによる窓口対応にも、運用が可能であります。

行政サービスにおけるデジタル技術の活用は、市民の利便性を向上させ、業務の効率化も図れるものと考えておりますので、今後、オンラインでの窓口対応が有効な業務について洗い出しを行い、導入に向けて速やかに検討を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水産業観光部長。

○産業観光部長（興水伸二君）

高見澤伸光議員の、星見里の声の代表質問にお答えいたします。

自主的に北杜市の観光PRに貢献していただいている市民における、公認の観光案内ライセンスカードの登録・配布に対する考え方についてであります。

これまで、「一般社団法人八ヶ岳ツーリズムマネジメント」や「星つむぎの村」などの民間事業者では、「星空ナビゲーター養成講座」や、「星空展望会」を開催し、八ヶ岳エリアでの星の魅力を伝える活動を行っていただいているなど、市民の皆さまの中には、市の魅力を伝えたいという思いから、自主的に観光案内や星空案内など、様々な活動をしていただいております。

市民による、市の歴史、文化、自然、観光地などでの案内は、市民にも本市の理解を深めていただく機会となるだけでなく、持続可能な誘客にも資することから、大変重要であると考えております。

今後は、すでに観光ボランティアガイドなどを設置している先進自治体を参考にしながら、市の公認制度の在り方も含めて、研究を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

高見澤伸光君の再質問を許します。

高見澤伸光君。

○1番議員（高見澤伸光君）

それぞれの各質問、丁寧な回答をいただきましてありがとうございます。

それぞれの3つの大項目、すべて再質問をいたします。

1つ目の大項目、新たなデジタルトランスフォーメーションサービスについてですが、まず小項目1、3、一緒になるんですけれども、未来の技術、そしてアプリを駆使して検討していくということですが、ぜひ前向きに進めていただきたいと思いますと思う中で、現在、山梨県でLINEを使用しての新型コロナウイルス感染対策用のサービスを配信しているのですが、そういったLINEの活用について、市の考えをお聞かせください。

続いて、次の小項目2なんですけれども、前向きな回答をいただきましてありがとうございます。ビデオ会議システム、市役所や支所を訪れた方々がより行政の窓口が身近に感じますし、北杜市は時代に合わせた最先端のことを行っているということ、形として見せることもできますので、ぜひ実現に向けて早い対応をしていただきたいのと支所以外にも学術課やほくところ元気課などの出先機関もありますので、そういったところも同様にビデオ会議システムみたいなものを通じて、オンラインの窓口がつながるようにしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

宮川政策秘書部長。

○政策秘書部長（宮川勇人君）

高見澤伸光議員の、星見里の声の再質問にお答えをさせていただきます。

1点目、最初の質問でございますけれども、LINEの検討はということでございますが、現在、今、お話がありました山梨県におきましても、その他、多くの自治体におきましても、公式LINEというものを開設しているという状況でございます。

本市におきましても、自然災害でありましたり、コロナ対策、そういったものが速やかに市民の皆さまと情報伝達、またいただくこともできるということでございますので、なるべく早いタイミングにこういったものが開設できるように、現在、研究といいますか、調整を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

高見澤伸光議員の、星見里の声の代表質問の再質問にお答えいたします。

ビデオ会議システム、オンラインを活用したシステムにつきまして、実現に向けた早い対応、学術課やほくっとこ元気課においても同様にオンラインでつなげてほしいというような質問であったかと思えます。

今年度構築しておりますWeb会議システムでありますけれども、主な機器は納入されている状況でありまして、現在、システムの構築を行っているところであります。できるだけ早期に実現できるように進めてまいりたいと考えております。

また、出先機関、学術課、ほくっとこ元気課ということでありますけれども、出先の施設におきましても利用可能なものとなっておりますので、窓口業務への利用については、本庁、支所同様に、業務の洗い出しも行いながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

高見澤伸光君。

○1番議員（高見澤伸光君）

ありがとうございます。続いて、2つ目の大項目の再質問をいたします。

北杜市の合併後の対応についての再質問です。

「北杜は一つ」という意識を高めていきたいという、力強い言葉をいただけてよかったと思います。また合併して20年経ったときには、旧町村、「出身地どこ」と聞かれたときに、旧町村で言うのではなく、「北杜市だよ」と言っていただけるようにしていただけたらと思いますし、またそういったことの意識を高めていくような、今後、大きなイベントなどを開催していくことですが、具体的なイメージや案などがありましたら教えてください。

また、「北杜は一つ」というイメージを付けることができるような、キャラクターなどの作成をしてPR活動をしていくということは、市としてどんな考えを持っているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

宮川政策秘書部長。

○政策秘書部長（宮川勇人君）

高見澤伸光議員の、星見里の声の再質問にお答えをさせていただきます。

今、質問、2点いただいております。

はじめに、合併後20年をそろそろ経過をするということの中で、大きなイベントの考えと

ということで、先ほど市長から答弁をさせていただきましたが、これにつきましては、ゼロコロナというような状況は、なかなか現段階では考えにくい状況がございます。そういった中でも、「北杜は一つ」という気持ちが持てるような、市民の皆さまが楽しめるような形、これはあくまでも現段階では一例ではございますが、花火大会のようなものを現段階では想定をしているという状況であります。

また、2点目のキャラクターを作ってPRということでございますが、市の一体感を醸成する一つのツールとしては、大変可能性はあるのかなというふうには思っております。こういったキャラクターが本市にとっての一体感をどのように醸成をするのか、また寄与するのかということを、近隣市にも立体のキャラクターが存在しておりますので、そういったものの効果を参考に研究をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

高見澤伸光君。

○1番議員（高見澤伸光君）

ありがとうございます。ぜひ実現に向けて、またイベントに関しては、市民の皆さんが楽しめるような、そしてキャラクターに関しては近隣の市にもそういったキャラクターがいるということで、研究していただけるということですので、ぜひ前向きに研究していただきたいと思います。

次に、3つ目の大項目、自主的に北杜市の観光PRに貢献していただいている市民についての再質問をいたします。

北杜市で現在、観光案内をされている方々の中には、移住を目的とした農業体験をして、温泉に入って、宿泊をしてというような観光案内をしている方々もいますし、またこれからアニメの「スーパーカブ」の聖地巡礼の観光案内も加速して行われていくのではないかと思います。

今回のこのライセンスカードのような、名札のようなものの導入によって、案内人の得意分野の知識だけではなく、北杜市の歴史や文化など様々な知識を理解することで総合的な知識の底上げができますし、また観光案内の案内中の車の中で、移動する道中の会話の中でも案内に深みが出て、観光に来られた方々に北杜市の魅力をより伝えることができると思います。

また、案内をする側の方々は、知識の向上によって北杜市がもっと好きになり、今以上に北杜市の観光案内にも生きがいを感じるのではないかと思います。

そして、私はライオンズクラブに所属しているんですけども、薬物乱用防止教室で小中学校に出向くことがあります。その際、顔写真入りの名札のようなライセンスカードのようなものを胸に下げているんですけども、それがあるとないとは、児童の聞く姿勢がまったく違いますし、また付けている私も身が引き締まる思いになります。

これから人口減少が加速して、また各地域、人口流出を防いで人口を増やすためのアイデアを様々な角度から展開してくると思います。観光で北杜市の魅力を最大限に伝えられるようにして、そして後々は観光をきっかけに北杜市が好きになった、北杜市に住みたいというようにつながるようにすることができれば、北杜市にとっては最高の観光案内ができたのではないかなと思います。

市の公認制度のあり方を含めて研究を行うとのことですが、上村市長の所信にもあつ

た世界の北杜市へというところで、ぜひ施策を展開してほしいと思いますので、研究して終わりではなく、前向きに検討して実現に向けてほしいと思いますし、観光案内ガイドのライセンス以外で、また良い施策がありましたら素早い展開をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水産業観光部長。

○産業観光部長（興水伸二君）

高見澤伸光議員の、星見里の声の代表質問の再質問にお答えさせていただきます。

前向きに検討した実現、それから観光案内ガイドのライセンス以外での施策の展開というご質問でございます。

観光ボランティアガイドの設置につきましては、市内観光における利便性が高まり、観光客、また観光資源に関心を持つ市民の増加や市の知名度の拡大、好感度の向上が図られることなどからも重要な取り組みであります。

設置にあたりましては、ボランティアという特性上、様々な問題もあります。例えば案内技術の向上ですとか、それから高齢者、障がい者等の受け入れ態勢の課題などが考えられますので、しっかりと研究し、実現に向けまして本市に合った制度設計を早期に立ててまいりたいと考えております。

それから観光案内ガイドのライセンス以外での施策の展開についてであります。これにつきましても、観光ボランティアガイドと同様に、本市にとって新たな効果が得られる取り組みにつきましては、並行して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

高見澤伸光君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、星見里の声の会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は5時5分といたします。

休憩 午後 4時49分

再開 午後 5時01分

○議長（加藤紀雄君）

再開をいたします。

次に、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、10番議員、井出一司君。

井出一司君。

○10番議員（井出一司君）

北杜クラブの代表質問を行います。

1項目から5項目まで質問させていただきますが、第1項目について、長坂総合スポーツ公園については、この件につきましては、他の議員が本日質問をしたわけでありましたが、施設の整備について私も同感であると、こういうことを踏まえて質問をさせていただきます。

以前、長坂総合スポーツ公園のサッカー場の人工芝などにつき、質問をいたしました。結果、多くの方々の努力により、サッカー場の人工芝化がなりました。そして本年4月より利用開始をしたところであります。人工芝になったことにより、サッカー場の利用は飛躍的に上がり、技術的などに大きく貢献していると聞いております。

サッカー場での練習、試合については、恵まれた状況であります。練習、試合の後、汗をかく、また、晴れた日ばかりではなく、雨の日もあること等で課題も見えてきております。練習、試合を始める前後の着替え、雨の後の着替えの場がないこと、また、練習、試合等をした後のシャワー室がないこと、特に今は、女性は倉庫の奥で着替えをしているのが現状であります。それにトイレは現在もあるわけですが、老朽化で臭いもひどいと言われています。これは早急に対処しなければ多額の金額をかけた施設で、現在は、評判が良く利用されていますが、付帯施設の不足等により、現状のままでは、利用に支障が出てくると思われます。

言うまでもなく、この長坂総合スポーツ公園はスポーツ施設が多く集まっている場所です。この場所を北杜市のスポーツの中心として捉え整備を行って、スポーツ振興を図っていくことは多くの市民の理解が得られる場所であると私は思いますので、北杜市のスポーツの中心という位置付けでの整備を望みます。

さらに長坂総合スポーツ公園の体育館は、災害時の避難場所となっていると共にドクターヘリの発着場所であり、また、近くには消防署もあり、防災面からも非常に重要な場所です。この場所の特性を十分考慮する中で施設の整備を行っていくことが早急に必要と考えます。

以下伺います。

1. 長坂総合スポーツ公園を北杜市のスポーツの中心地とすることに対する市の見解は。
2. サッカー場の付帯施設（更衣室・シャワー室等）の整備の見解は。
3. 他の付帯施設（ナイター整備・観覧席のサンルーフ等）の整備の見解は。
4. 現在、テニスコートが並んで2カ所あるが、1カ所は使用されていないのが状況で、この使用されていないテニスコートの整備についての見解は。
5. サッカー場のサッカー以外のスポーツ等の利用についての見解は。
6. 指定避難場所となっている防災面を考慮した長坂総合スポーツ公園内の施設整備等についての見解は。

次に2番目として、主要地方道茅野北杜葦崎線内（長坂上条地内J Rアンダーパス）工事について。

以前、このアンダーパス工事について進捗状況の質問をしたところであります。このときは計画の遡上にあがったとのことでありましたが、時間が経過し、本年度になり、地元区長等に令和9年度までに完成との説明が県よりありました。この工事は県道ということで、市として工事自体に関わりはないかもしれませんが、地元からの早期工事の要望が市に出され、市から

県にも要望をしてきているところであります。

言うまでもなく、このガードは生活道、通学道として利用されていますが、非常に狭く車両のすれ違いもできない状況であると共に見通しが悪い地形で、事故也多発しているところで、そこを子ども等が通り、危険極まりない場所ということで、要望書が出されていたと認識しています。このアンダーパス工事を行うことにより、安全性の確保、経済活性化への貢献、防災上の課題解消等種々に渡り、良い影響が出てくるものと考えられますので、早急の完成が必要と考えます。

以下伺います。

1. 県の示しているアンダーパス工事のさらなる早期実現に向けての市の対応は。
2. アンダーパス工事完成後の、経済面から見た影響と対応についての見解は。
3. アンダーパス工事完成後の、防災面から見た影響と対応についての見解は。

次に3番目といたしまして、災害対応について。

これは私は、災害対応は基本的なところをお聞きしたいと思っております。

最近、地震はもとより線状降水帯の多発により全国各地で大量の雨が降り、甚大な被害が毎年発生しています。本市においても、8月14日、警戒レベル3、高齢者等避難が白州町ならびに武川町に発令しました。

災害時の対応については、日頃から家庭内で話し合いをし、万が一の場合の避難場所、持ち出し品などもすぐに対応できるようにしておくことなどを市としても啓発をしているところですが、これらの啓発にどのぐらいの家庭が対応しているのか、実態は残念ながら、少ないのではないかと思います。

さらに各地域として考えても防災訓練は行っているものの、それが、災害時にどのくらい役に立つ訓練かは、疑問であると思われます。各地域としてもどのくらいのことをどれだけ行えば良いか判断がつかないのが現状だと思われます。

こういうことを考えたとき、市としては、非常に難しいことではありますが、各地域の訓練の内容を把握し、アドバイスを言い、より実践的な訓練とすべきと考えます。そうしないと最後は行政依存が解消されず、それが手遅れの一因となる場合もあると考えます。

さらに自らの命は自らが守るという意識を持つ中で、自らの判断で行動をとる「避難情報に関するガイドライン」は5段階の警戒レベルが示されています。これらに沿って、各自治体では、現場に合わせた避難指示等を発することとなっていますが、全国的に見て、災害時の避難指示等に対し、指示等に従って、避難をする人が残念ながら、少ないのが現状であると思われます。「大丈夫だと思った」、「指示等が分からない」、「自分がハザードマップの危険地域に入っていることを知らなかった」等で避難行動をしなかった人が多く、これが最悪の状況となっているのが、現状であります。行政としては、あらゆる方法で啓発していますが、住民に理解されていないと思われます。

以下伺います。

1. 各地域の防災訓練の状況把握は。
2. 防災訓練に対し、指導する考えは。
3. 行政は自助、共助を求めるが、住民は公助に頼る意識が強いと思われるので自助、共助意識の徹底は。
4. 避難指示等の理解をしてもらう方法は。

５．危険地域への理解をしてもらうこと。またその地域住民であることを徹底する方法は。

６．災害時の行動の理解をしてもらう方法は。

７．ピンポイントの災害が発生していることを考慮すれば、多様な地形を有する北杜市では、万全を期した先の避難指示発令も的確と考えるが、避難指示等発令に関する市の考えは。

次に４番目ですが、高齢者世帯の緊急時の支援策と見守りについて。

全国でも新型コロナウイルスの感染拡大が止まらない状況の中、緊急事態宣言を８月２７日現在で２１都道府県に、またまん延防止等重点措置区域も山梨県を含む１２県に発令されましたが、現在は緊急事態宣言も１９都道府県、まん延防止等重点措置地域は８県、当然、山梨県は適用外ということになっております。

このような状況下において、外出自粛など外に出る機会の少ない、ひとり暮らし高齢者は、人との交流や会話をする機会などがなく、家の中で過ごすことが多くなっていることから、日々の生活状況が分かりづらい状況であると考えています。

市内における７５歳以上のひとり暮らし高齢者も本年４月１日現在で２,５３５人、昨年４月１日の２,２７４人から比べ２６１人増えている現状であると聞いている中で、高齢者の見守り事業として、７５歳以上のひとり暮らし高齢者への訪問活動は、民生委員・児童委員の活動として非常に大きいと考えていますが、その他にも市では、「あんきじゃんネットワーク事業」、「緊急通報体制（ふれあいペンダント）事業」、「お楽しみ給食サービス事業」に取り組んでいます。

また、さらに民生委員・児童委員の事業として、８０歳以上のひとり暮らし高齢者世帯へ「救急医療情報キット」の設置を行い、救急搬送時等の支援の一つとして取り組んでいると認識しています。

以下伺います。

１．「あんきじゃんネットワーク事業」で協定している事業者からの通報状況および内容は。

２．「緊急通報体制（ふれあいペンダント）事業」の内容および通報件数は。

３．ひとり暮らし高齢者へ設置している「救急医療情報キット」の内容および設置状況は。

最後ですが、５番目として、連携中枢都市圏構想について。

わが国の総人口は過去にみない勢いで急激に減少しており、国立社会保障人口問題研究所の公表によると、令和３０年には１億人を下回ると推計され、高齢化率も現在の２０％から令和３０年には４０％に上昇すると見込まれています。

今後、日本全体で人口減少が加速する中、都市部に人口が集中し、急速な高齢化が進行すると、人々を支えるコミュニティ機能の低下や大規模災害時における生活機能や経済機能の維持が困難になることなどが予想されます。

一方、地方においては、人々が快適で安心して暮らしていくための基盤が失われると共に地方公共団体が行政サービスを持続的に提供できなくなってしまうことが懸念されています。

人口減少・少子高齢化社会においても、地域を活性化し、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするためには、圏域の中心都市が、近隣の市町村と連携し、人口の流出を減少させ、活力ある社会経済を維持することが大変重要であります。

こうした中、市長は所信において甲府市を中心とする連携中枢都市圏構想の協議を進めていく方針を明らかにしました。

私も本市の実情を考えたとき、県内の自治体が連携し、一つの自治体では実現不可能な施策

を、連携自治体のスケールメリットを活かし、推進していくことは、大変意義のあることと考えます。

以下伺います。

1. 甲府市を中心とする連携中枢都市圏の形成について、現在の状況と今後の方向性は。
2. 連携中枢都市圏構想による具体的なメリット、デメリットは。
3. 本市は、八ヶ岳定住自立圏を形成しているが、その違いは。
4. 連携中枢都市圏構想で実現しようとしている事業は。

以上、5項目について質問を終わります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

長坂総合スポーツ公園について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、スポーツの中心地とすることへの市の見解についてであります。

「長坂総合スポーツ公園」は、体育館や野球場、テニスコート、陸上競技場等、多くの競技種目で利用可能な施設が集合したスポーツ公園であります。

また、このほか市内には、プロバスケットボールの公式戦が開催可能な「高根体育館」や、サンドバレーコートを有する「白州体育館」といった、特徴的な施設も有しており、これら3施設それぞれが、市内の中核的なスポーツ施設であると捉えておりますが、その中でも「長坂総合スポーツ公園」は中心的な役割を担う施設と考えております。

次に、サッカー場の付帯設備および他の付帯設備の整備についてであります。

「長坂総合スポーツ公園陸上競技場」は、本年4月のリニューアルオープン以来、高校生やスポーツ少年団、サッカーやグラウンドゴルフの大会など多くが利用しており、利用率の高い施設であります。

今般、陸上競技場を人工芝にしたことにより、年間を通じた利用が可能となり、更なる利用者の増加が見込まれるところであります。

このため、魅力ある施設を県内外にPRするためには、更衣室やロッカールーム、シャワー室等を備えたクラブハウスの機能を持つ付帯設備を整備し、充実を図る必要があると考えており、今後、整備に向け検討してまいります。

併せて、夜間照明のLED化も計画的に進めてまいります。観覧席の屋根等、他の付帯設備の整備については、必要性や費用対効果等を含め研究する必要があると考えております。

次に、連携中枢都市圏構想について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、現在の状況と今後の方向性についてであります。

「連携中枢都市圏構想」は、中核市を中心に、人口減少・少子高齢社会においても、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための、拠点形成することを目的としております。

こうした中、平成31年4月に、甲府市が中核市に移行したことを受け、圏域形成に前向きな、本市を含む県内9市1町が、「連携中枢都市圏」の形成に向けて協議を開始したところであります。

今後の方向性については、甲府市が「連携中枢都市宣言」を行い、「連携中枢都市圏」での基本的な目的や、連携する取り組みなどを定めた「連携協約」を、本年度中には甲府市と締結する予定であります。

その際には、「連携協約に規定する事項」についての議案を提出し、議会の議決をお願いしたいと考えております。

また、「連携中枢都市圏」の具体的な取り組みなどが記載された「ビジョン」についても、今後ビジョン懇談会を設置し、協議を行ってまいります。

次に、「連携中枢都市圏構想」による具体的なメリット、デメリットについてであります。

「連携中枢都市圏」のメリットについては、連携する自治体に係る政策の効果が、圏域内で相乗的に高まるほか、連携によるスケールメリットを活かして、より効率的な行財政運営が可能となることであります。

また、国からの財政支援を得ながら、圏域の共通課題の解消に向けた、連携事業に取り組むことができるといった点が、大きなメリットであり、圏域全体のサービスの向上につながるものと考えております。

なお、デメリットにつながるものはないものと考えております。

次に、「連携中枢都市圏構想」で実現しようとしている事業についてであります。

人口減少・少子高齢化社会における、今後の自治体運営において、住民、企業等の生活行動や、経済活動を共有する、複数の自治体が、新たな視点に立った連携に取り組み、地域全体の活性化を図っていくことは大変重要であります。

現在、具体的な連携事業について協議を進めているところではありますが、想定している事業例としては、「経済成長のけん引」では、農業分野における、地域の生産者や消費者等の連携による地産地消の推進や、観光分野における、広域観光連携軸の構築、また、「生活関連機能サービスの向上」においては、災害対策のための相互協力の推進、さらに、「圏域マネジメント分野」における、職員の人材育成や専門職員の補完、その他、環境・福祉分野等について、検討を進めているところであります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

長坂総合スポーツ公園について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、テニスコートの整備についてであります。

現在使用されていないテニスコートについては、更衣室やシャワー室などの付帯施設整備と併せ、その活用策を検討してまいりたいと考えております。

次に、サッカー場のサッカー以外の利用についてであります。

人工芝に改修するに当たっては、利用が多かったサッカーの公式大会が開催できるよう、フルピッチのコートへの改修を行ったところでありますが、サッカー専用ではなく、これまでどおり多目的での利用が可能であります。

なお、現在、陸上競技場を主に利用している競技は、サッカー、グラウンドゴルフ、陸上競

技の3種目であります。

次に、防災面を考慮した施設整備等についてであります。

長坂総合スポーツ公園は、指定避難所となっているほか、近隣には北杜消防署や中央自動車道の緊急開口部があり、また、防災ヘリコプターの離発着場にもなっていることから、災害時での防災拠点施設としての機能も期待されるところであります。

このことから、今後の施設整備等に当たっては、防災面も考慮した整備が必要であると考えており、防災担当部署とも連携を図りながら、検討してまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山総務部長。

○総務部長（中山晃彦君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

災害対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、各地域の防災訓練の状況把握と防災訓練の指導についてであります。

各地域の防災訓練については、行政区長へ実施報告書の提出をお願いしており、地区や訓練日、内容などをご報告いただいております。

また、訓練実施報告書の依頼と併せて、取り組んでほしい訓練内容や、防災放送無線の屋外子局の活用、各補助制度の支援内容や活用、「ほくとホットメール」など情報発信媒体への登録を促すお知らせをしております。

今後も、実践的な訓練に努めるよう、指導も含め対応してまいります。

次に、自助・共助意識の徹底についてであります。

自助・共助・公助、それぞれに役割があり、災害時における被害を最小限に食い止めるためには、公助だけではなく、自助・共助で災害に備える意識と、具体的な対策である「減災」に取り組んでもらう必要があります。

このことから、市の防災施策の柱として「減災力の強いまちづくり」を推進しているところであります。

自助・共助の意識を高めるには、繰り返し事業を実施することが必要でありますので、今後も事業の工夫をしながら取り組んでまいります。

次に、避難指示等を理解してもらう方法についてであります。

避難情報の発令については、本年5月に「災害対策基本法」の改正により、新しく変わったことから、内容を理解していただくため、避難情報を分かりやすくまとめたチラシ等の配布など、様々な手段により周知を繰り返しているところであります。

引き続き、内容の周知とともに、避難情報発令時には、簡潔で分かりやすい情報発信に努めてまいります。

次に、危険地域、またその住民の理解を徹底する方法についてであります。

土砂災害警戒区域等、法律に基づいて県が指定した危険な箇所を、ハザードマップにまとめて掲載し配布しておりますので、活用についても随時お知らせをし、日頃から準備に取り組んでもらえるよう促しているところであります。

引き続き、ハザードマップの活用と準備のお知らせをするとともに、ハザードマップ改定時

には危険箇所が分かりやすいよう、工夫した内容に努めてまいります。

次に、災害時の行動を理解してもらう方法についてであります。

避難とは「難」を「逃れる」ことであるため、日頃からの準備が大切であります。

避難情報の発令にかかわらず、自分がいる場所の把握や状況を見ながら、主体的な避難行動ができるよう、市として最大限のお知らせをしております。

また、災害を「自分事」として捉えていただくためには、「自分は大丈夫」という意識を変えることが重要でありますので、日頃からの準備と併せ主体的な情報収集、分散避難などの避難行動がとれるよう、継続してお知らせをしているところであります。

なお、国の防災会議において、令和元年の台風19号の検証結果においても「命を行政に委ねないでください」との報告もありますので、一人ひとりが、発災前の準備から取り組む意識を高められるよう努めてまいります。

次に、避難指示等発令に関する考え方について、であります。

避難情報の発令は、降雨量や気象予報などの情報を参酌し、危険な地域にお住まいの方へ早めの発令が必要と考えております。

引き続き、日頃から、自宅周辺の危険箇所を把握し、避難する必要性の確認、避難先や持ち物の準備をしておくことが、命を守る行動につながることを繰り返しお知らせし、発災前の的確な情報発信に努めてまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

連携中枢都市圏構想における、「ハヶ岳定住自立圏」との違いについてであります。

「定住自立圏構想」は、人口5万人程度の市が中心市となり、近隣市町村における、生活機能の確保や、観光振興、ネットワークの強化を図るなど、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることに力点を置いております。

一方、今回の「連携中枢都市圏構想」は、人口18万人の甲府市と近隣自治体との圏域を形成することから、人口約60万人規模という圏域が形成され、人口減少・少子高齢化社会においても、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するなど、地域経済を持続可能なものすることを目的としている点が違いであります。

また、財政措置についても、各制度が想定している人口規模に差があることから、措置額に違いがあります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

高齢者世帯の緊急時の支援策と見守りについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「あんきじゃんネットワーク事業」の通報状況および内容についてであります。

昨年度は、13件の通報があり、その内容は、「新聞が溜まっている」が10件、「生協による宅配物がそのままになっている」が2件、「郵便局の窓口での様子がいつもと違う」が1件でありました。

通報を受け、民生委員・児童委員や地域の協力を得て確認した結果、「入院していた」、「短期入所を利用していた」などがほとんどでありましたが、自宅で倒れていることが確認されたケースもありました。

今後も、協力事業者等と連携を図りながら、見守りを進めてまいります。

次に、「緊急通報体制 ふれあいペンダント事業」の内容および通報件数についてであります。

「ふれあいペンダント事業」は、65歳以上の虚弱な高齢者宅に、電話回線を利用した、「ふれあいペンダント 緊急通報システム」を設置し、「NPO法人山梨県安心安全見守りセンター」が24時間体制で緊急通報・相談対応を行い、緊急を要する場合には、消防署へ出動要請を行うという事業であります。

これまでの設置台数は、延べ60台となっており、昨年度の緊急通報は2件でありました。

今後も、制度の周知を行うとともに、必要な世帯への設置を進めてまいります。

次に、「救急医療情報キット」の内容および設置状況についてであります。

「救急医療情報キット事業」は、高齢者等の氏名、保険証番号、親族、既往歴、服薬など緊急時に必要な情報キットを冷蔵庫に保管し、高齢者が急に体調を崩し動けなくなった場合や、災害発生時などに備えていただくという事業であります。

昨年度から、80歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、「北杜市民生委員・児童委員協議会」が事業を実施しており、個別訪問を行う中で、設置の重要性を丁寧に説明し、現在、1,133世帯へ設置したところであります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

主要地方道茅野北杜韮崎線内（長坂上条地内J Rアンダーパス）工事について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、早期実現に向けての対応についてであります。

本事業については、山梨県において昨年度に事業化され、本年度は「J R東日本」との協議を行っていると同っております。

「茅野北杜韮崎線」は緊急輸送道路、通学路等重要な機能を有する道路であります。

また、アクセスする「八ヶ岳南地区広域農道」が、平成30年度に全線開通したことから、交通量も増加傾向であり、本市としても重要な県道事業と捉えておりますので、今後も、早期工事着手に向けて、県と連携を図ってまいります。

次に、完成後の、経済面から見た影響と対応についてであります。

高根町箕輪地区の国道141号から長坂町地区長坂上条交差点まで「八ヶ岳南地区広域農道」が開通し、高根から長坂を経由して小淵沢を結ぶ重要路線となっていることから、J R中央線

の「アンダーパス」が新しくなることで、歩行者の安全や車両の通行性も向上し、物流や観光、地元の企業活動へ、効果が期待できるものと考えます。

次に、完成後の、防災面から見た影響と対応についてであります。

「茅野北杜葦崎線」や「八ヶ岳南地区広域農道」は、緊急輸送道路になっております。

現在の「アンダーパス」は幅員が狭く、大型車の通行の際、交互通行が必要な状況であり、緊急車両の通行時も細心の注意が必要であります。

また、通勤・通学のための生活道路でもありますので、「アンダーパス」が新しくなることで、緊急時の避難、援助、医療機能が確保され、安全・安心に使用できる路線となるとともに、通行の安全、歩行者の安全も確保できることから、利便性が良くなるものと期待しております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

井出一司君の再質問を許します。

井出一司君。

○10番議員（井出一司君）

それでは、1項目から4項目までについての質問をさせていただきます。

5項目につきましては、先ほど市長の答弁にもありましたように、今から計画をするということですので、それを待ちたいということで、1項目から4項目についての質問とさせていただきます。

それでは、1番の長坂総合スポーツ公園について。

クラブハウス設置場所の検討について、場所は検討していくという答弁があったわけですが、現在、利用されていないテニスコートの状況によっては、この1つの、クラブハウス設置の場所という形の中で、1つの案になってくるのかなと思いますが、現状体育館からサッカー場に行く場合、県道脇の歩道を使用するしかなく、安全面において懸念されます。今回の整備に関し、サッカー場と体育館をつなぐ連絡通路ができることにより、スポーツ公園として全体的な利便性が上がると考えますが、見解をお伺いいたします。

今、いろいろな形の中で分断されているような状況で施設があるということですから、その連携を取ると、こういう意味での質問であります。

次に、答弁にもありましたが、いろいろこのサッカー場の利用については言われておりますので、再確認をさせていただきます。

このサッカー場において、従来、ふれあいまつり、消防団の出初め式などが行われていました。特にふれあいまつり、出初め式の実施には多くの課題、問題があると、このようにお聞きをしておりますが、これらについて、どのように考えているか、見解を伺います。

次に、防災面も考慮した整備が必要と考えているとのことですが、いろいろと必要なものが考えられますが、私は早急に考えなければならないものは備蓄庫だと思いますが、これは防災担当部署と連携して検討をしていくということですが、教育委員会の所管ではないと思いますので、市長としての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

北杜クラブ、井出一司議員の再質問にお答えをいたします。

まず、長坂総合スポーツ公園の連絡通路設置の検討についてであります。

クラブハウスの機能を持った施設の設置につきましては、陸上競技場の利用者だけではなく、スポーツ公園内の利用者が利用いただけるような場所を検討していきたいと考えております。

また、体育館と陸上競技場を結ぶ連絡通路につきましても、利用者の安全面や利便性を考慮した動線を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、長坂総合スポーツ公園、陸上競技場でのお祭りや消防団出初め式の利用についてであります。

人工芝の利用に際しましては、管理の面から利用方法に制限があります。具体的にはジュースのこぼれにより芝が固まってしまうたり、食べこぼしなどのごみが清掃しても取りきれないものがあり、飲食については禁止、また火気の使用も禁止となります。

また、人工芝の下はアスファルトとなっておりますので、テントなどを固定する杭を打ち込むことはできないということであります。また、人工芝部分への車両の乗り入れも禁止としております。

お祭りや出初め式の開催に当たりましては、お祭りの実行委員会、また市の消防防災課へもこうしたことを説明し、ご理解をいただくということですが、開催方法の検討に当たっては、市も協力しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山総務部長。

○総務部長（中山晃彦君）

井出一司議員の、北杜クラブ代表質問の再質問について、防災担当部である総務部からお答えをさせていただきます。

長坂総合スポーツ公園内への防災備蓄倉庫等の整備のご質問につきましては、近年、災害も非常に多く発生している。特に大規模な災害につきましては、物流流通機能が停止し、数日間には災害地域以外からの支援も期待できないというような状況もあろうかと思っているところでございます。

長坂総合スポーツ公園内には、市指定の屋外避難地、屋内避難所がございます。このようなことから、今後とも避難所等への一定の食料、資機材の備蓄は必要ではないかと考えているところでございます。

長坂総合スポーツ公園は、防災備蓄品の保管場所として立地条件等からも有利性が非常に高いという場所であると考えております。防災備蓄につきましては、市で行う公的備蓄はもちろんのこと、自助、共助など市民備蓄というものも非常に重要であり、市民の協力が欠かせないものと考えております。

このようなことから、防災備蓄計画と併せ、備蓄倉庫につきましても施設所管部局と協議の上、今後、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

井出一司君。

○10番議員（井出一司君）

それでは、2項目めのほうで再質問を行います。

主要地方道茅野北杜韮崎線内の、これは長坂上条内ＪＲアンダーパス工事についてということです。

物流や観光、企業活動に効果が期待できると考えているとのことですが、令和9年度完成を見据えて経済効果、企業活動などに最大限効果が出るように早急に意見集約をし、方向性を決めて準備をしていくことが必要であると考えます。

完成後すぐに対応ができるようにしておくことが、市として期待している効果につながると思いますが、見解を伺います。

次に、計画路は北側にアンダーパスを施工するとのことですが、現在のアンダーパスは完成後、どのようになるのかお伺いをします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問の再質問にお答えいたします。

完成後、市として期待している効果についてということでもありますけども、開通までに関係部局と連携を図りまして、近隣には長坂駅等ございますので、周辺地域の活性化のため関係部局と情報を共有してまいりたいと考えております。

それから2番目の現在のアンダーパスは、新しいアンダーパスが完成後、どのようになるかということですがけれども、現在のアンダーパスの位置から新しいアンダーパスへ位置が変わります。工事施工中は現在のアンダーパスを利用して、完成後は既存のアンダーパスについては閉鎖されると伺っております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

井出一司君。

○10番議員（井出一司君）

再々質問をさせていただきます。

これ1点、市として観光、商業、工業等に対してどのような対応を考えているか、お伺いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水産業観光部長。

○産業観光部長（興水伸二君）

井出一司議員の、北杜クラブの代表質問の再々質問にお答えいたします。

観光、商業関係にどのような対応を考えているかというご質問だと思います。

現在のところ計画はございませんが、観光協会、また商工会等々と情報を共有してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

井出一司君。

○10番議員（井出一司君）

十分、関係機関と連携して早急な対応をよろしくお願いします。

次に3番目の災害対応について、質問をいたします。

地域からは訓練内容の報告がされているとのことですが、それをもとにどのような実践的訓練が必要かを指導しているのか、またどのように今後、指導していくのかを伺います。

次に自助、共助の意識を高めるには、繰り返し事業を実施していく必要があるとのことですが、共助は自主防災組織の育成も必要と考えられますが、どのように取り組んでいくか伺います。

次に、市としてはハザードマップをしっかりと活用してもらうよう配布しているとのことですが、市の思いとは違い、実際にどのくらいの人がこのハザードマップを熟知し活用しているか、疑問を感じています。そこで配布後の活用の把握と利用対応について伺います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山総務部長。

○総務部長（中山晃彦君）

井出一司議員の、北杜クラブ代表質問の再質問にお答えいたします。

1点目でございます。地区の防災訓練の実施報告書を出していただいているわけですが、それを踏まえた訓練指導および今後の指導内容というご質問につきまして、お答えをさせていただきます。

本市では昨年度から9月1日の防災の日を中心とした1週間、これを防災週間と定めまして地震発生時の初期行動、これはシェイクアウトと言うんですけれども、初期行動、あるいは命を守るためには自らの身は自ら守るという自助の訓練、こういうものを啓発しております。

また、併せまして、コロナ禍における感染症対策、コロナ禍でもできる情報伝達の訓練等を紹介しております。

今後の指導については、地震等の突発災害のものと、あるいは台風、暴風雨みたいな、ある程度、予測可能な災害を受けた場合の指導、こういうものも今後、充実していきたいと考えております。

災害から身を守るためには、自ら守ることが大切です。災害を自分のこととして、億劫がらずに日常の備えと速やかな避難を進めてまいりたいと考えております。

併せまして、減災力のまちづくりを工夫しながら、今後とも意識高揚に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、第2点目、共助の中心となる自主防災組織の育成の取り組みというご質問にお答えをさせていただきます。

自主防災組織の育成につきましては、災害対策基本法、北杜市地域防災計画の趣旨に基づき

まして、地域住民が自主的に組織し、地域の防災力が高められるよう、自分たちの地域は自分たちで守るという理念の下、従来から組織の育成等に努めているというところでございます。

組織育成にあたりましては、市では自主防災組織育成推進実施要綱を定めまして、組織化および活動指導等を行っております。

併せまして、自主防災組織が結成された地区につきましては、情報伝達器具や避難用器具を整備できるよう、自主防災組織資機材整備費補助金要綱を定めまして、物資面から後押しをしているというところでございます。

また、昨年度からは地区の公民館を一時避難所として活用できるよう支援も行っているというところでございます。

今後につきましては、今までの取り組みとともに自主防災組織の関係者と定期的に意見交換を行いながら、機能する自主防災組織、自助・共助の向上を目指し、併せて地域減災リーダーの育成にも努めてまいりたいと考えております。

続きまして、3番目の質問です。ハザードマップの活用把握と利用促進への対応というご質問にお答えをさせていただきます。

土砂災害等につきましては、この7月の熱海の土砂災害を見るまでもなく、痛ましい状況が日々報道をされております。特に熱海の災害が発生したあとには、土砂災害危険区域等のハザードマップの問い合わせが多く、市民から寄せられて、関心の高さがうかがえられたところでございます。

このようなことから、自主防災組織等を通じてのハザードマップ活用把握と掲載内容につきまして、今後調査を行いながら充実したハザードマップ作りに取り組んでまいりたいと考えております。

利用促進につきましては、令和2年3月、一昨年3月に発行し、各世帯に配布しましたハザードマップの裏面には、災害への備えのポイントとか、あるいは市からの情報提供一覧、こういうものも各裏面、広く掲載をしております。そのような中で、各世帯に配布したハザードマップは、単なる危険箇所が掲載されている災害予測地図ではないということの中から、地域での減災力を高めていただくための自助力、共助力を高め、話し合いの良い材料にしていきたいと考えております。

今後につきましては、自主防災組織、減災リーダー等が中心となりまして、今、説明をしましたハザードマップの裏面に掲載されている情報の活用などにつきまして、今後とも推進をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

井出一司君。

○10番議員（井出一司君）

今、部長のほうから答弁もありましたが、市の考え方と市民の気持ち、なかなか一致するのが難しいということですので、ぜひそこらへんについては、しっかりと説明をして理解をしていただくように努力をお願いします。

次に、4番目の高齢者の緊急時の支援策と見守りについての再質問を行います。

救急医療情報キットを現在、80歳以上の一人暮らし高齢者へ民生委員・児童委員が訪問し

て設置しているとのことですが、今後、虚弱な高齢者や80歳以上の一人暮らし高齢者などへの設置の拡大を図る考えについて、お伺いをします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

井出一司議員の、北杜クラブの再質問にお答えいたします。

昨年度からキットの設置を行っている中で、体調が悪いので救急車を呼んだときに、消防署員の方がキットの存在を知っていたので、とても役に立ったなどというふうな声を民生委員の中からいただいております。また、始めて以来、キットを活用した件数が8件ございました。そんなことで、すでに設置の効果があつたと認識しているところであります。

ですので、民生委員・児童委員の皆さんには、これまでも75歳以上の高齢者の方の見守りをお願いしているところでございますので、今後につきましては、民生委員会と相談をする中で、75歳以上の一人暮らし高齢者の方への設置を拡充してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

○10番議員（井出一司君）

終わります。

○議長（加藤紀雄君）

井出一司君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は9月22日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 6時01分

令和 3 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 2 日

令和3年第3回北杜市議会定例会（3日目）

令和3年9月22日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

公 明 党 進藤正文君

日程第2 一般質問

11番	志村 清君
5番	神田正人君
13番	福井俊克君
18番	保坂多枝子君
9番	清水敏行君
2番	興水 崇君
4番	小林 勉君
3番	中山喜夫君
7番	秋山真一君

2. 出席議員（20人）

1番	高見澤伸光	2番	興水 崇
3番	中山喜夫	4番	小林 勉
5番	神田正人	6番	大芝正和
7番	秋山真一	8番	進藤正文
9番	清水敏行	10番	井出一司
11番	志村 清	12番	齊藤功文
13番	福井俊克	14番	加藤紀雄
15番	原 堅志	16番	清水 進
17番	野中真理子	18番	保坂多枝子
19番	内田俊彦	20番	秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（47人）

市長	上村英司	副市長	小林明
政策秘書部長	宮川勇人	総務部長	中山晃彦
企画部長	中田治仁	健康市民部長	八巻弥生
福祉部長	伴野法子	森林環境部長	大芝一
産業観光部長	興水伸二	建設部長	大輪弘
教育長	興水清司	教育部長	加藤寿
上下水道局長	浅川和也	会計管理者	板山教次
監査委員事務局長	坂本孝典	農業委員会事務局長	加藤郷志
明野総合支所長	三井喜巳	須玉総合支所長	植松宏夫
高根総合支所長	小尾正人	長坂総合支所長	平島長生
大泉総合支所長	宮崎良彦	小淵沢総合支所長	小泉雅人
白州総合支所長	中山和彦	武川総合支所長	清水能行
政策推進課長	浅川豪	総務課長	進藤聡
財政課長	進藤修一	人事課長	小澤哲彦
消防防災課長	坂本賢吾	企画課長	田中伸
管財課長	川端下正往	介護支援課長	白倉充久
健康増進課長	浅川知海	新型コロナ対策課長	小池佳生
子育て応援課長	中澤徹也	ほくとっこ元気課長	河手貴
環境課長	中山由郷	林政課長	佐藤康弘
農業振興課長	川上俊一	農地整備課長	清水厚司
観光課長	跡部秀之	商工・食農課長	皆川賢也
まちづくり推進課長	末木陽一	住宅課長	篠原賢
道路河川課長	由井克光	教育総務課長	平井ひろ江
生涯学習課長	渡辺美津穂		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 清水市三
 議会書記 津金胤寛
 議会書記 唐澤史明

開議 午前10時00分

○議長（加藤紀雄君）

皆さま、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は20人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおり会派代表質問および一般質問を行います。

○議長（加藤紀雄君）

日程第1 会派代表質問を行います。

公明党の会派代表質問を許します。

公明党、8番議員、進藤正文君。

進藤正文君。

○8番議員（進藤正文君）

公明党の代表質問を7項目について質問をいたします。

1項目めの、健康増進とがん教育の取り組みについて質問をいたします。

世界の国民一人ひとりが、「健康」でいることの幸せの実感を、このコロナ禍において改めて実感いたします。日々の生活の中で健康意識を持ち、継続的に健康習慣を生活に取り入れていくことが重要であります。

その中で、今、日本人の2人に1人以上が、生涯のうち一度はがんになるというデータがあります。がんは日本人にとって身近な病気で、その予防は多くの人の関心を集めるテーマです。国立がん研究センターをはじめとする研究グループでは、日本人を対象としたこれまでの研究報告を調べました。その結果、日本人のがんの予防にとって重要な、「禁煙」、「節酒」、「食生活」、「身体活動」、「適正体重の維持」、「感染」の6つの要因を取り上げ、「日本人のためのがん予防法」を定めました。このうち、「感染」以外は日頃の生活習慣に関わるものです。5つの健康習慣を実践することで、がんになるリスクはほぼ半減します。また、年間約38万人の死亡者数は、人口10万人当たりで米国の2倍。1990年代から減少傾向にある欧米に比べ、増え続けています。これは日本人が、正しい知識を依然として知らないからであり、昨年はコロナ禍で、がん検診の受診率が前年比で3割減少しました。これは、早期発見できたはずの1万人以上のがんが、今も進行している可能性があります。

国民の死因1位であるがんを巡って、新学習指導要領に基づき、中学校では今年度から保健体育の教科書が改訂されるなど「がん教育」が本格的に始まり、教科書には初めてがんに関する項目が立てられました。大人が読んでも十分参考になる内容が盛り込まれており、今後の死亡者数を減らす重要な一歩になります。

また、がん治療による外見の変化に悩む患者に対して、医療用ウィッグなど補正具の購入費用の一部を助成する、アピアランス（外見）サポート事業や、若いがん患者を支援する、訪問介護や福祉用具に助成することは、経済的負担を軽減し、がん患者の生活の質を向上すること

につながります。普段の生活の中で、可能な限り身体を動かす時間を増やしていくことが、健康につながると考えられ、年に一度の検診を受けることは、自分の健康状態を確認するとともに早期発見、早期治療が日常生活を送る上で最も重要な取り組みになります。

そこで以下質問いたします。

1. コロナ禍における北杜市総合検診の向上の取り組みは。
2. 健康増進を決意する「マイ健康宣言」の取り組みは。
3. アプリを活用した「健康記録」の取り組みは。
4. 歩いてポイントがたまる健康増進事業の取り組みは。
5. 若いがん患者の在宅療養支援事業の取り組みは。
6. 医療用ウィッグなどの購入費の一部を助成する「アピアランス」(外見) サポート事業の取り組みは。

7. がん教育の充実推進の取り組みは。

どのようなお考えか、お伺いいたします。

2項目めの、減災力の強いまちづくりについて質問をいたします。

災害が激甚化・頻発化している昨今、北杜市においては、2018年の台風24号、2019年の台風19号と2年続けて災害に見舞われました。昨年は梅雨の長雨が続き災害はなかったものの、全国では昨年7月に、梅雨前線の影響により「線状降水帯」の積乱雲が停滞し、記録的な大雨で、熊本県の球磨川、山形県の最上川が氾濫し、岐阜県、長野県でも甚大な被害が発生した、「令和2年7月豪雨」がありました。

本年も7月3日に発生した、静岡県熱海市の大規模な土石流災害では8月30日現在、死者26人、行方不明者1人となり、被害を受けた住宅は130棟に上りました。また、中国地方でも記録的な豪雨に見舞われ、鳥取市や松江市などでも避難指示が出され、広島県三原市では河川の堤防が決壊し、山陽新幹線が運転を見合わせるなど、交通機関にも影響が出ました。

近年、甚大な被害をもたらす豪雨災害の多くは、7月に発生していましたが、本年は8月のお盆期間に、列島各地で記録的な大雨の影響で、人的被害が相次ぎました。

災害への備えで大切なのは、ハザードマップ(災害予測地図)の活用です。洪水や土砂崩れなど災害発生危険度を示したもので、国土交通省や自治体のホームページで見ることができ、平時から自宅や勤務先がある地域を、確認しておく必要があります。また、夜間など、避難所に移動することが危険な場合もあり、自宅にとどまったり、近くの頑丈な建物に避難することも検討しておく必要があります。

非常時の持ち出し品や、家族との連絡方法なども含め、万一の備えを改めて確認しておくことが重要です。北杜市は昨年、防災・減災対策の充実を図り、全力で取り組む最優先課題と位置づけ、消防防災課の設置や、トイレトレーラーの導入など取り組みを行いました。また、本年6月には、水害ハンドブック「保存版」を発行し、自分の命は自分で守る行動「自助」と「共助」を改めて周知したところであります。

そこで以下質問いたします。

1. 災害派遣トイレネットワークプロジェクト「みんな元気になるトイレ」と本市のトイレトレーラーの連携状況は。
2. 出前塾や地域減災リーダーの講習は地震を中心とした内容ですが、水害に対する内容も強化すべきと考えます。特に「マイタイムライン」の作成支援についてのお考えをお伺い

いたします。

3. ハザードマップの活用は非常に重要であります、活用についてどのような支援をしているのか、お伺いいたします。

4. 防災行政無線の操作卓の更新に併せ、無線機の整備の考えは。

5. 減災力の向上のため市内河川側溝等の整備による減災対策は。

6. 国土強靱化計画における市内の今年度・来年度事業の進捗状況および今後の計画は、どのようなお考えか、お伺いいたします。

3項目めの、通学路の安全確保の取り組みについて、質問をいたします。

通学路で子どもたちが犠牲になる悲惨な事故が起きたのは、6月28日、千葉県八街市でトラックが下校中の小学生の列に突っ込み、児童5人が死傷しました。現場にガードレールや路側帯はなかった状況でした。この事故を受け、文部科学省と国土交通省、警察庁は7月9日、全国の公立小学校約1万9千校の通学路を対象とした合同点検を行うと発表しました。

今回のような事故が後を絶たないだけに、通学路の危険箇所を徹底的に洗い出す取り組みは重要であります。まずは私たち大人が登下校時の時間帯には、子どもを守る意識で安全運転に心がける配慮が、日頃から必要であります。政府はこの点検に関し、通学路の危険箇所のチェックするポイントとして、従来の「道路が狭い」「見通しが悪い」といった場所に加え、見通しがよく車の速度が上がりやすい道路・大型車の進入が多い箇所・保護者や地域住民から改善要請があった場所なども新たに示しました。通学路にどんな危険が潜んでいるかは、そこに暮らす人たちが最もよく知っており、地域の方の声を丁寧に聞き取ること努めていただきたいわけでありです。

通学路の安全確保については、公明党が国をリードする取り組みを進めてきました。

1991年には、交通事故死者数が全国最多だった愛知県で、「子どもの目の高さから見た通学路総点検」を党同県本部が実施しました。京都府亀岡市で児童らの列に車が突っ込み、3人が死亡する事故が起きた2012年には、通学路の安全調査の実施を政府に強く要請し、全国緊急点検につながりました。その結果、7万4,483カ所で対策が必要であることが判明し、2019年度末までに約98%で安全対策が実施されました。それでも通学路の事故が繰り返起こるたびに、誰もが胸を締め付けられる思いになります。

千葉県八街市で下校中の事故を受け、甲斐警察署は7月14日に、登下校する菰崎・穂坂小学校の児童に超小型カメラを装着し、子どもの目線で通学路の危険箇所を点検しました。署は今後、映像を分析し、関係者らと安全対策を共有していくようです。通学路の安全確保は、社会全体で進めていかなければならない、重要課題であると鑑みます。

そこで以下質問いたします。

1. 通学路の安全点検の実施状況と改善箇所の取り組み状況は。

2. 子どもの目の高さから見た通学路の点検の取り組みは。

3. スクールガード（通学路の見守り）の活動状況と課題は。

4. 安全教育の実施状況は。

5. バイパス計画や新規道路による通学路の安全対策は。

どのようなお考えか、お伺いいたします。

4項目めの、ふるさと納税・企業版ふるさと納税のさらなる活用について質問をいたします。

本市もふるさと納税・企業版ふるさと納税に力を入れる取り組みを行っており、すでに、ふ

るさと納税・創生担当の方々は、7億円を目標にあらゆる角度から周知し取り組んでいます。全国の自治体では、厳しい財政運営の一助にと期待をしています。また、地域活性化に貢献した企業の税負担を軽くする「企業版ふるさと納税」の制度を使い、企業から寄附を集めようという自治体が増えています。寄附集めには国の認定が必要で、認定自治体の数は7月9日時点で1,194自治体。実際に、約1年間で2.8倍に急増しました。昨春から税の軽減割合を引き上げ、手続きも大幅に簡素化したことにより効果が出た格好となりました。

そうした中で、山形県南陽市は、コロナ禍で生活に影響を受けている同市出身の学生を支援しようと、「企業版ふるさと納税」を活用した食の支援事業を始めました。南陽市は「故郷南陽の食」を送ることで、若い世代との新たなつながりをつくり、将来Uターンなどで人口を拡大する狙いがあるとしています。

今はコロナ禍ではありますが、北杜市の魅力を発信できる、ふるさと納税の取り組みに期待するところであり、将来を見据えた活用の取り組みが重要となります。

そこで以下質問いたします。

1. ふるさと納税の現在の状況は。
2. 企業版ふるさと納税のさらなる取り組みは。
3. ふるさと納税を地域活性化につなげる具体的な取り組みは。
4. ふるさと納税を活用し免許返納者や高齢者への交通手段として「でかけ〜」を充実する取り組みは。

どのようなお考えか、お伺いいたします。

5項目めの、ワクチン接種率の向上について質問をいたします。

デルタ株をはじめ変異株により新型コロナ感染症は、世界的に広がる様相であります。ワクチン接種は、感染拡大や重篤化を防ぐため、集団接種、職域接種、個別接種と様々な工夫をこらし、進めているところであります。また治療についても「抗体カクテル療法」をはじめ、「レムデシビル」、「デキサメタゾン」、「バリシニチブ」が認証されていて、併用により治療効果が認められています。地方自治体としては、ワクチンの接種に力を注いでいるところではありますが、ワクチン供給の安定がなされていない状況に戸惑っています。しかし、今後供給が安定された場合、20代30代の若い世代は、接種への理解が薄いとされています。活動範囲が広い世代の接種率を上げることが今後、肝要であると鑑みます。

そこで以下質問いたします。

1. 北杜市独自の接種率向上の施策検討状況ならびに見解は。
2. 10代も含め50代までの接種目標数値は。
3. 1人3回接種について。
4. 妊婦のワクチン接種対応について。

どのようなお考えか、お伺いいたします。

6項目めの、コロナ感染拡大防止と治療について質問をいたします。

コロナ感染拡大防止は、なるべく不要不急の外出を控えることと、手洗い手指消毒、マスク着用、会食を避けることが肝要であることは、知識として心得ていることと思います。家族感染が増加する中、様々な工夫で感染拡大の防止を行わなければなりません。あわせて陽性と判定された場合には、速やかに治療を行うことが、重篤化を防ぐことにつながると現場の医師は言われています。重症者への治療も複合的に治療薬を投与することで、回復を早める症例や適

用する病院もあります。

そこで以下質問いたします。

1. 小中学校のリモート授業への展開について。
2. 市役所業務のリモートへの展開について。
3. デジタル化による合理的な業務展開について。
4. 抗体カクテル療法を市立病院や市内施設で適用することについて。
5. 今後も軽症者の自宅療養を防ぐための、北杜市としての協力体制は、どのようなお考えか、お伺いいたします。

最後、7項目めの中部横断自動車道（長坂～八千穂）の早期実現に向けて質問をいたします。

去る8月29日、中部横断自動車道南部区間が、全線開通いたしました。いよいよ北部区間（長坂～八千穂）の実現に向けた、沿線地域の期待はさらに高まってまいりました。今後、沿線自治体である北杜市は、山梨・長野両県にまたがり事業推進にあたり、反対運動も予想される中、推進への舵取りをすべきと鑑みるところであります。環境影響評価は国において進められていますが、いずれ地元説明も必要になってまいります。

そこで以下質問いたします。

1. 沿線自治体との連携について。
2. 今後の住民との意見交換について。
3. 国への働きかけについて。
4. 中部横断自動車道を見据えた北杜市のグランドデザインはどのようなお考えか、お伺いいたします。ご答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

ふるさと納税・企業版ふるさと納税のさらなる活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ふるさと納税の現在の状況についてであります。

本年7月末の寄附金額は、2億593万9千円、寄附件数1万1,657件となっており、前年度の同時期と比べ、寄附金額で約4.8倍、寄附件数は約4.7倍となっております。

本年度は、本市の特産品として用意する返礼品を、昨年度末の400品目から約500品目へと増加させ、民間のポータルサイトも積極的に活用しているところであります。

また、メールマガジン登録者数も、昨年7月末の379件から、本年8月末時点で、4,683件に増加するなど、着実に「北杜ファン」が増えている状況であります。

本年度の目標としては、10億円以上を目指して、全力で取り組んでまいります。

次に、企業版ふるさと納税の更なる取り組みについてであります。

本年4月に「第2次北杜市総合戦略」を基本とする「北杜市地域再生計画」が認定され、寄附可能な事業が拡大し、企業の選択肢が広がったところでありますが、企業が応援したい事業とのマッチングや、寄附に伴う企業の財源負担など、多くの課題もあると認識しております。

現在、コロナ禍において、企業訪問が難しい状況ではありますが、県内、市内の事業所をは

じめ、県外の本市にゆかりのある企業等を中心に、私が直接訪問し、「企業版ふるさと納税」の趣旨や、企業にとってのメリットなどについて、しっかりと説明しながら、企業にご協力いただけるよう取り組んでまいります。

特に、本市の特色である「自然環境や森林、水資源の保全」をはじめ、新たに「ハヶ岳スケートセンターの健全運営」や、「ワーケーション事業」など、重点的に取り組む施策に対して、ご協力いただけるよう、積極的にアプローチしてまいります。

次に、ワクチン接種率の向上における、市独自の施策検討状況および見解についてであります。

ワクチン接種については、接種を希望する高齢者への2回の接種が、おおむね完了しており、続いて、教職員や保育士、基礎疾患を有する方をはじめ、不特定多数の方に接する機会の多い業種の方、介護施設等の従事者などを、最優先として接種を行ってきたところであります。

また、12歳から64歳の接種については、すでに妊娠中の方や高校生とその家族の優先接種を終え、現在は、来月末を目途に希望するすべての方への接種が完了できるよう、全力で進めております。

変異株は若年層への感染が多いことから、接種を促進するために、ワクチン接種の必要性や副反応への不安等に対する不信感を払拭するとともに、市としてもワクチン接種促進に向けて、すでに独自の施策を検討しているところであります。

次に、中部横断自動車道（長坂～八千穂）の早期実現に向けて、における、北杜市のグランドデザインについてであります。

中部横断自動車道の大きなテーマとして「命の道」を掲げております。

現在、未開通区間となっている、長坂～八千穂間の開通により、災害時の避難、救援、医療機能が広域的に確保されること、また、観光などの人の流れや農産物などの物の流れが大きく変わると予想されます。

今後、都市計画の決定の手続き後、事業着手となることを踏まえ、「中部横断自動車道を見据えた北杜市まちづくりビジョン」を基本として、進めてまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

通学路の安全確保の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、安全点検の実施状況および改善箇所での取り組み状況についてであります。

児童生徒の登下校時の交通安全を確保するため、市では、毎年、学校や警察、道路管理者等の関係機関による通学路の合同点検を実施しております。

本年度は、千葉県八街市で発生した下校中の児童の痛ましい交通事故を受け、国、県から通学路合同点検の調査依頼があったことから、時期を前倒しして、市内一斉の合同点検を実施したところであり、今回の点検では、学校から報告のあった104カ所の調査を行いました。

点検箇所については、現在、関係部局で対応を検討しており、今後開催する「北杜市通学路安全推進会議」を経て、対策方針に従って、具体的に通学路の安全対策を実施していくことと

なっております。

次に、子どもの目の高さからみた点検の取り組みについてであります。

通学路の点検には、実際に通学する子どもの目線での状況把握は有効であると言われております。

本年度は、学校が警察に依頼し、保護者立会いの下、実際に子どもに超小型カメラを装着して通学路を歩くなどの調査を試験的に実施したところであります。

今後は、子どもの目線での安全点検を、超小型カメラを活用しながら、実施できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、スクールガードの活動状況と課題についてであります。

現在、通学路の見守りについては、各小学校の区域において、交通指導員や保護者、有志の方々によるパトロールボランティア、民生委員の協力、武川地区においては、青色防犯パトロール隊による青色回転灯パトカーでの巡回など、児童生徒の登下校時間に合わせた、身近な場所での見守りや声掛けにより、子どもたちの安全が確保されているものと考えております。

また、年1回、「北杜市スクールガードリーダー」による、ボランティアや教職員等を対象とした「スクールガード養成講習会」も実施されている状況であります。

一方で、課題としては、ボランティア活動であるため、協力が不確定なことや、後継者不足などで活動の継続が難しいことなどが挙げられております。

次に、安全教育の実施状況についてであります。

小中学校においては、「交通安全教室」を実施し、歩行時の留意点や自転車の正しい乗り方等について、実践的に学ぶ機会を設定しております。

また、複数での下校指導や、ロールプレイ等を用いた不審者対応の指導を実施し、地域の安全マップを作成して危険個所を理解できるようにするなど、児童生徒自身に危険を避ける力を身に付けるよう指導しております。

今後も、地域と連携した実効性のある安全教育を実施していけるよう取り組んでまいります。

次に、コロナ感染拡大防止と治療における、小中学校のリモート授業への展開についてであります。

新型コロナウイルスまん延防止等重点措置の適用に伴う、県からの分散登校等の要請があったことから、市では、緊急時の対応として、市内小中学校でのオンラインによるリモート授業ができる体制を整えるため、端末の家庭への持ち帰りを実施し、児童生徒の家庭での端末の基本操作練習や通信状況等の確認を行ったところであります。

また、学校の授業においても、児童生徒数の多い学級では、密を回避するため学級を分割し、授業の様子をライブ配信し、学習を進める取り組みなども行っております。

市では、今後もオンラインによるリモート授業を活用しながら、児童生徒の継続的な学びの保障に努めてまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

宮川政策秘書部長。

○政策秘書部長（宮川勇人君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

減災力の強いまちづくりにおける、国土強靱化計画の進捗状況および今後の計画についてであります。

本計画は、大規模自然災害等の発生に伴い、住宅等の大規模倒壊により、多数の死傷者が発生するなどの最悪の事態を想定し、人命の最大限の保護、社会の重要機能の維持、被害の最小化等を図るための、事前の備えを強化することを目的に、令和２年度から令和６年度までの５年間の計画として策定しております。

具体的な取り組みとして、行政機能・警察・消防、住宅・都市、保健医療・福祉などの施策分野ごとに、６１項目のアクションプランを掲げ、毎年度の進捗管理のため、数値化になじまない１４の項目を除く４７の項目について、令和６年度までの目標として評価指標を設定しております。

本年度の進捗状況は、コロナ禍の影響により、総合防災訓練など６つの項目で、取り組みが中止となった一方、大規模災害発生時の物資調達等に係る協定の締結や、避難場所の確保など、１７の項目が目標水準にある、または目標以上であり、自主防災組織の育成など２０の項目で順調に推移している状況であります。

また、指標のない項目については、拠点整備や体制づくり等の取り組みを進めております。

なお、来年度の事業については、交付金等の財源について、本計画に基づき国に要望しており、計画的に進めていくこととしております。

今後の計画については、国や県の施策も活用しながら、引き続き、６１項目のアクションプランに係る取り組みを着実に進め、北杜市の強靱化を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山総務部長。

○総務部長（中山晃彦君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えをいたします。

減災力の強いまちづくりについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「みんな元気になるトイレ」と市のトイレトレーラーの連携状況についてであります。

「災害派遣トイレネットワークプロジェクト」において、昨年度、「一般社団法人助けあいジャパン」と『みんな元気になるトイレ』派遣協力等に関する協定書を締結し、トイレトレーラー所有自治体との支援要請や派遣がスムーズにできる体制を構築したところであります。

協定では、要請があった場合、各自治体が締結している防災協定への派遣や、プロジェクトに参加していない自治体への派遣も可能となっております。

次に、「マイタイムライン」の作成支援についてであります。

台風や大雨、大雪などへの避難行動に、マイタイムラインは有効であることから、市民一人ひとりが作成できるよう、市ホームページや広報紙等で作成を促しており、本年６月に作成した「水害ハンドブック」においてもお知らせしたところであります。

また、地域減災リーダー育成講座や出前塾においても、マイタイムラインの必要性を周知しておりますが、これらの事業では、地震へ対応するための減災力向上が主とした内容となっておりますので、今後は、大雨などのマイタイムラインの作成支援を検討してまいります。

次に、ハザードマップの活用支援についてであります。

災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、公的な対応だけではなく、市民一人ひとりが災害に備える意識と、具体的な対策である「減災」に取り組む必要があります。

そのため、市では、県が指定する危険箇所を地図にまとめたハザードマップを作成・配布し、市のホームページや広報紙、チラシなどで、その活用と準備を促しているところであります。

また、小学校での防災教育においても、ハザードマップの見方や準備を家族で話してもらえよう活動しているところでありますので、これからも継続するとともに、工夫しながら、活用の支援を行ってまいります。

次に、無線機の整備についてであります。

令和元年度の市の「災害対策防災会議」において、避難所と本部との連携が課題であったことから、先月の大雨時に開設した避難所運営において、本部と避難所との連絡を、無線を活用して行ったところ、スムーズに情報共有することができたことから、防災行政無線の操作設備の更新に併せて、無線の更新を検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

ふるさと納税・企業版ふるさと納税のさらなる活用における、地域活性化につなげる具体的な取り組みについてであります。

本市では、ふるさと納税を募集するに当たり、「自然と共生した杜づくり」、「食文化の杜づくり」、「子育てにやさしい杜づくり」、「防災力の強い杜づくり」、「その他の杜づくり」の5つのメニューを用意し、それぞれの趣旨にご賛同いただいた方からご寄附をいただいております。

集まった寄附金は、ご寄附いただいた方々の思いに沿った形で、テーマに基づく様々な事業の貴重な財源として活用し、地域の活性化に繋げております。

また、返礼品を充実させるため、新たな発掘にも努めており、裾野を広げ、より多くの事業者から購入することで、地域資源のPRと地域経済の活性化を目指してまいります。

次に、コロナ感染拡大防止と治療について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市役所業務のリモートへの展開についてであります。

コロナ禍においても、市役所が基本的な機能を維持し、業務を継続するためには、職員の感染防止対策は非常に重要であり、組織として取り組む必要があります。

本市においては、「職員新型コロナウイルス感染症行動マニュアル」により、イベント、会議開催のリモートでの検討など、感染防止対策の基準を設定するとともに、職員の3密回避対策として、本庁舎北館にテレワーク用の執務スペースを開設し、安全確保に取り組んでいるところであります。

また、本年度新たに本庁・支所間における「ビデオ会議システム」の整備を進めており、今後もテレワーク環境の構築に努めてまいります。

次に、デジタル化による合理的な業務展開についてであります。

地方自治体におけるデジタル化の推進に関しては、本年7月7日に、国から「自治体DX推

進手順書」が示され、また、9月1日には、「デジタル庁」が発足するなど、国としての推進体制の整備が図られたところであります。

本市としては、推進手順書において最上位に位置付けられております、「BPR」すなわち、「職員自身による業務改善」への取り組みの徹底を行い、その上で、目標時期等が設定されている「情報システムの標準化・共通化」、「マイナンバーカードの普及促進」、「行政手続きのオンライン化」および「セキュリティ対策の徹底」等、各取り組みにつきまして、順次作業を進めてまいりたいと考えております。

また、その他の取り組みとして、「AI・RPA」の利用促進や「テレワークの推進」などにつきましても、引き続き、調査・研究を行ってまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

八巻健幸市民部長。

○健幸市民部長（八巻弥生君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

健康増進とがん教育の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、総合健診の向上に対する取り組みについてであります。

毎年実施する特定健診では、内容も精査され、生活習慣病と深く関係する「メタボリックシンドローム」の検査項目に主眼が置かれ、「第3期特定健康審査等実施計画」では、市の国民健康保険加入者の受診率60%以上を目標としております。

令和元年度は目標52%に対し、実績では48.3%であり、令和2年度は、目標を54%としておりましたが、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発出に伴い、当初予定していた時期の変更、期間の縮小、地域割や時間割を定めた1日当たりの人数の調整、感染対策の徹底、コロナ問診の実施により、暫定値では24.6%であります。

受診率向上の取り組みとして、本年度の総合健診は、土日を含む従来通りの4月から6月の期間において地域割、時間割としたところであります。

未受診者については、市の広報紙による11月の追加期間の周知、また、勧奨ハガキや資料の送付により、受診率の向上に努めております。

次に、「マイ健康宣言」の取り組みについてであります。

市では、「マイ健康宣言」の取り組みは行っておりませんが、健診後の検査結果で、生活習慣や検査値の改善が必要と認められる市民を対象に、専門職による特定保健指導を実施しております。

保健指導は、面談や、電話で説明を行い、説明の際には健康意識向上のための目標を本人に設定していただき、次回検診までの健康管理を行うとともに、健康教室への参加を促すなど、適切な受診や生活習慣の改善につながる指導を行っております。

次に、アプリを活用した「健康記録」の取り組みについてであります。

本年9月1日に「デジタル庁」が発足され、現代社会では電子機器の活用が加速化すると見込まれております。

また、国の調査によると、個人のスマートフォン保有率は69.3%、モバイル端末の保有率は83%に及んでおり、機器の中には、「万歩計」や、運動の記録が容易にできる機能が付属

されているものもあります。

県においては、国民健康保険加入者の生活習慣病などの重症化予防と、医療費の適正化を図るため、昨年12月から、健康記録ができるスマートフォンアプリ「kencom」を活用した健康支援事業を行っており、本市においても、市民の皆さまに有効活用していただけるよう、利用促進に向け、周知に努めることとしております。

次に、歩いてポイントがたまる健康増進事業の取り組みについてであります。

毎年、9月1日から30日までの健康増進普及月間に合わせ、市民の健康づくり意識の向上と、健康寿命の延伸を目的とした、「いいことチャレンジ健幸ほくと」を実施し、市民が健康づくりに関する活動を実践することにより、健康に関心を持つ機会を提供しております。

「いいことチャレンジ健幸ほくと」の取り組みは、運動に限らず、身体管理、食事、禁酒・禁煙など参加者の体調に合わせたものであることから、ウォーキングなどの運動を促す、「きっかけ」につなげることが可能であります。

さらに、本年度より、生涯学習課で実施している「まなびの杜」事業に取り入れたことから、「まなびの杜パスポート」をお持ちの方は、ポイントを貯め、副賞を取得することが可能となっております。

次に、若年のがん患者の在宅療養支援事業の取り組みについてであります。

市が行う、がん検診は早期発見とがん死亡率を低下することを目的に行っておりますが、若年層の受診者数は非常に少ない状況であります。

現状の制度では、在宅療養支援は40歳以下で、介護が必要な状態となった場合の仕組みがないことから、必要とされている人数を把握するとともに、県内において、すでに事業を実施している自治体の運用方法などの情報収集に努めてまいります。

次に、「アピアランス」サポート事業の取り組みについてであります。

抗がん剤や、放射線治療の影響による、脱毛や手術による乳房切除など、外観の変化により社会生活に不安のあるがん患者に対しての補正具助成は、都市部の自治体において取り組みが行われております。

市内のがん患者数の正確な把握を行うとともに、すでに事業を実施している自治体の情報収集に努めてまいります。

次に、がん教育の充実推進に対する取り組みについてであります。

がんの予防も含めた学校における健康教育については、児童生徒の健康の保持増進と疾病予防の観点からも、子どもの頃から学ぶことが大切であり、親への啓発にも効果があることから、学校教育において、がんの正しい知識と理解を深め、がん予防を学ぶことは重要であると考えております。

学習指導要領が改訂され、現在はがんについても学習することとなっておりますが、授業の一環としてリーフレット等を活用し、がん予防には健康に良い生活習慣を身に付けることが大切であることなどを、校長会を通じて伝えてまいります。

次に、ふるさと納税・企業版ふるさと納税のさらなる活用における、「でかけ〜る」を充実させる取り組みについてであります。

住民同士の支え合いを基本とした、道路交通法による許可を必要としない運送と、介助等を組み合わせた「支え合い外出支援サービス『でかけ〜る』」では、現在2つのボランティア団体が事業を行っております。

対象者は、介助が必要な要支援者など限定的で、ふるさと納税の活用は考えておりませんが、介助が必要な高齢者の閉じこもりや、介護予防の観点からも、外出を促進することは、重度化防止に効果がありますので、住民主体のボランティア団体を育成し、体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、ワクチン接種率の向上について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、10代を含めた50代までの接種目標数値についてであります。

現在、新型コロナウイルス感染症重症化防止対策としてワクチン接種を最優先としており、さらに迅速に進めているところであります。

県内において、新型コロナウイルスの感染者は30歳代以下が6割を占めており、新たな変異株の出現による感染拡大を抑えるためにも、50歳以下において、集団免疫を達成できるとされる8から9割を接種率の目標としたいと考えております。

次に、一人3回接種についてであります。

現在、市においては、ワクチン接種を最優先としており、新型コロナウイルス感染症重症化防止対策として迅速にワクチン接種の2回の完了を全力で進めているところであります。

今後、3回目のワクチン接種が必要という国等の判断が出た場合は、速やかに対応できるよう体制を整えてまいります。

次に、妊婦のワクチン接種対応についてであります。

妊娠中の方へのワクチン接種については、妊娠中の方106名に対し、今月1日に1回目、今月13日と14日に2回目の予約枠を設け、優先予約受付を行ったところであります。

ワクチン接種を希望した妊婦およびパートナー等は69人であり、今月5日の集団接種から優先接種を行い、随時、個別接種においても実施している状況であります。

次に、コロナ感染拡大防止と治療について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、抗体カクテル療法の適用についてであります。

新型コロナウイルス感染症の患者を対象とした「中和抗体薬」、いわゆる「抗体カクテル」については、本年7月に新型コロナウイルス感染症の治療薬として特例承認されたところであります。

現在、供給量には限りがあり、安定的な供給が難しいことから、一般流通は行わず、指定医療機関に入院している患者に限定して投与されておりましたが、国において、入院患者以外への投与について検討を始めたことから、国の動向を注視し、素早い対応が取れるよう体制を整えてまいります。

次に、自宅療養を防ぐための協力体制についてであります。

新型コロナウイルス感染症に罹患した方については、県の「新型コロナウイルス感染症関係総合対策本部」において、全県の発症患者を一元的に管理し、病院や宿泊療養施設への入所を調整しており、病院や医療提供体制の枠組みについても設置や指定の対応をしております。

また、感染拡大により入院患者や入所者が増加する中、先月から県では、新たに医療強化型の宿泊療養施設を開設し、更なる医療提供体制の強化を図っております。

本市としても、県の要請により新型コロナウイルス感染症拡大に対応するため、医療従事者を医療強化型の宿泊療養施設に派遣し、新型コロナウイルス感染症の医療提供体制を支援しております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

減災力の強いまちづくりにおける、市内河川側溝等の整備による減災対策についてであります。

一級河川については、山梨県が河川内の支障木の伐採等を行い、河川の流れを安定させており、また、国道や県道の側溝については、既存の機能を生かすため、維持管理に努めております。

準用河川については、市で支障木の伐採を行うとともに、整備は計画的に進めているところであります。

市道の側溝については、「峡北広域シルバー人材センター」と「道路維持管理業務委託」を交わし、維持管理を行っており、整備については、地区要望などを検討する中で、進めております。

今後も、減災対策として既存の機能を生かすため、適切な維持管理に努めてまいります。

次に、通学路の安全確保の取り組みにおける、バイパス計画や新規道路による通学路の安全対策についてであります。

市内において、現在、県道事業でバイパス計画や新規事業などを進めておりますが、交通弱者である歩行者の安全確保は重要であります。

歩道設置は、歩行者の安全確保に有用な安全対策であります。交通量も考慮する中で、道路計画時に歩道、信号機、ラバーポール等の施設の設置について、地域と協議を行い、安全対策を進めてまいります。

次に、中部横断自動車道（長坂～八千穂）の早期実現に向けてについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、沿線自治体との連携についてであります。

本市と長野県の川上村、南牧村、小海町、佐久穂町を結ぶ区間が、北部区間の未開通区間となり、県境を越えた市町村の連携強化は、必要不可欠と考えております。

「女性みちの会」のように、継続して交流会等を実施するなど、沿線市町村間での綿密な情報交換、情報共有などを行い、更なる連携強化を図ってまいります。

次に、今後の住民との意見交換会についてであります。

事業主体が国、県であることから、連携を密にして、市民のご理解とご協力が得られるよう、国、県の行う説明会に、市としても積極的に協力してまいりたいと考えております。

次に、国への働きかけについてであります。

先月２６日に本市、韮崎市および甲斐市で、早期実現に関する要望書を県へ提出した際、知事から、「ぜひ国への働きかけに協力をいただきたい」との要請がありました。

引き続き、県と連携を図り、国に対し、中部横断自動車道の早期実現を積極的に働きかけてまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時12分

○議長（加藤紀雄君）

再開をします。

進藤正文君の再質問を許します。

進藤正文君。

○8番議員（進藤正文君）

7項目中、5項目について再質問をいたします。

1項目めの健康増進とがん教育の取り組みについて、再質問いたします。

市長が目指す「北杜新時代・幸せ実感・チャレンジ北杜」は、市民がまず健康であることが幸せ実感につながると私は思います。特に体を動かす、ウォーキングなどは持続的にチャレンジすることが重要だと思います。

市民一人ひとりが健康を保つには、やはり年一度の検診を受けることが私は必須であると感じております。

私は昨年末に市の検診を受け、今年1月に保健師から精密検査を受けるよう言われました。また、2月に精密検査を受け、3月末にがんの手術を受けたわけです。早期発見・早期治療ができ、検診を受けてよかったと痛感しております。

また、そのあと保健指導も受ける機会を受け、健康への意識が変わり、私は脱メタボを宣言し、毎日、血圧、体重、市の研修でいただいたメタボリック症候群チェックメディアでお腹周りを測定し、歩数も記録しています。

このメタボリック症候群チェックメディアは、これは優れもので、毎日測定すると、運動もしているわけですけども、体は正直なもので徐々に体重が減って筋力も付いてきます。測定することは、私は体の健康状態を保つために必要なことではないかなと思っています。

そこで質問いたします。2点、お願いいたします。

北杜市総合検診の結果、精密検査を受けるよう言われた方がなかなか受けない課題もありますが、保健指導の対象になった方の対応をどのように行っているのか、お伺いいたします。

また2点目ですけども、がん教育の推進には外部講師の活用が重要で、専門医や経験者の話は、がんへの理解を深める上で非常に重要です。外部講師の活用をどのように促進していくのか、お伺いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

八巻健幸市民部長。

○健幸市民部長（八巻弥生君）

進藤正文議員の、公明党の代表質問の再質問にお答えをいたします。

私からは、精密検査を伝えられた方のその後の指導についてというところでお答えをしたい

と思います。

精密検査を伝えられた方につきましては、精密検査の依頼書と返書というものをまず該当者の方にお渡しをいたします。その後、精密検査をしっかり受けていただいた方は、その返書により受診した確認が取れます。しかしながら、受診勧奨、また返書の届かないような方に対しては、職員がまず電話において、その方に対して2回から3回、ご連絡を差し上げております。また、電話でなかなか連絡が取れない方、そういった方につきましては、ハガキによる受診勧奨を続けて行っております。そういったことを行う中で、早期発見・早期治療につなげるように努力をしております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

公明党、進藤正文議員の再質問にお答えいたします。

がん教育の推進にあたり、外部講師の活用の考えについてであります。

専門家や経験者からの話は、実体験をもとにしたものが多く、教材による学習以上に子どもたちの心に残るものと考えております。

市内中学校の中では、がん患者のケアを担当している看護師を外部講師に招き、体験を交えた講演会を開催した学校もあります。

今後も各学校には外部講師の活用をはじめとしまして、効果的ながん教育を行えるよう、校長会を通じて指導してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

進藤正文君。

○8番議員（進藤正文君）

それでは、2項目めの減災力の強いまちづくりについて、再質問いたします。

今年も今までに各地で災害があったわけですが、トイレトレーラーの要請はなかったのか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山総務部長。

○総務部長（中山晃彦君）

進藤正文議員の、公明党代表質問の再質問にお答えをさせていただきます。

災害派遣トイレネットワークプロジェクト「みんなが元気になるトイレ」からの要請というご質問に対するお答えをさせていただきます。

要請につきましては、8月11日の北九州豪雨によりまして要請がございました。佐賀県の大町町という町から要請がございました。その後、また連絡がございまして、近隣の福岡県でしようか、そちらの近隣の自治体が支援することとなったという連絡をいただきまして、佐賀

県大町町への派遣ということはなくなったわけでございます。

本市としては、今年1月に災害協定を締結しました「みんなが元気になるトイレ」派遣要請に基づきまして、今後とも対応してまいりたいと考えております。

また、気象情報を今後とも注視しまして、派遣要請があった場合には迅速なる対応ができるような準備も整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

進藤正文君。

○8番議員（進藤正文君）

それでは、3項目めの通学路の安全確保の取り組みについて、再質問いたします。

千葉県八街市で起きた交通事故現場は見通しがよい道路でありましたが、交通量の多い通学路でした。通学路の点検には子どもの目線で確認、把握することが有効ですが、小学校1年生と6年生では身長差もあります。超小型カメラの導入を検討しているとのことですが、通学路の安全対策は待ったなしです。画像の活用による安全教育など、一歩踏み込んだ対策が取れるため、早期導入のお考えを再度お伺いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

公明党、進藤正文議員の再質問にお答えをいたします。

超小型カメラの早期導入についての考えであります。

今回、警察におきまして、超小型カメラを使った通学路の安全点検を実施し、子ども目線での安全確認や大人では見落としがちな危険箇所の把握をする上で、大変有効であることが分かりました。市でも、この超小型カメラによる安全点検をさらに行えるよう導入、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

進藤正文君。

○8番議員（進藤正文君）

それでは、4項目めのふるさと納税・企業版ふるさと納税のさらなる活用について、再質問いたします。

先ほど答弁の中で、返礼品は昨年度末400品目から今年度は約500品目へと増加させたとのことでした。どのような工夫をされたのか、お伺いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

進藤正文議員の、公明党の再質問にお答えいたします。

昨年度末の返礼品４００品目から５００品目へ増加させた、どのような工夫をしたのかというご質問であったかと思います。

返礼品につきましては、随時、事業者のほうに働きかけを行いながら、魅力ある返礼品とすることが重要であると考えており、新たな返礼品を発掘するために、直接、事業者を訪問して協力を要請しております。また、既存の返礼品につきましては、数量や種類などのパッケージを追加しておりまして、寄附者の動向や季節などを考慮して、魅力ある返礼品の充実に努めているところであります。

その１００品目のうち、新規に発掘した返礼品につきましては、お米ですとか飲料、それから加工品など２０件、新たなパッケージということで追加したものが８０件となっております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

進藤正文君。

○８番議員（進藤正文君）

それでは、６項目めのコロナ感染拡大防止と治療について、再質問いたします。

市内小中学校でのオンラインによるリモート授業ができる体制を整えるため、端末の家庭への持ち帰りを実施したとの答弁でした。今後、自宅へ持ち帰る頻度も増えることから、端末の落下や傷を防ぐ対応をどのように行っているのか、お伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

公明党、進藤正文議員の再質問にお答えをいたします。

子どもたちが使用する端末についてであります。

昨年度、国のＧＩＧＡスクール構想において整備をいたしました児童生徒一人一台の端末につきましては、耐衝撃性能、いわゆる衝撃に強いものを導入しております。また、すべての端末には専用ケースを付けるなど、子どもたちの利用を想定した安全対策を講じたものを導入したところであります。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

○８番議員（進藤正文君）

終わります。

○議長（加藤紀雄君）

よろしいですか。

進藤正文君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

内田俊彦君の関連質問を許します。

○19番議員（内田俊彦君）

時間の許す限り、関連質問をさせていただきます。

減災力の強いまちづくりでございますが、6番目、国土の強靱化計画における市内の今年度、来年度事業の進捗状況および今後の計画につきましての答弁でございますが、来年度事業につきましては、61項目と、こういう答弁がございました。

いよいよ、今の時期というのは来年度予算を、決算が終わり組み立てていかなければならないという現実がございます。そういたしますと、来年度どのような事業に国土の強靱化計画の中で最優先として挙げていくのか。そして実際、国土の強靱化計画におきましては、あらゆる、感染症まで含む大きな意味で計画が成り立っているところでございます。また、国、県、簡単に言えば国道もあれば県道もある。一級河川もあれば二級河川もある。そういった中で、本市としては、それらもやはり市内にあるわけでございますから、何を優先として事業を進めていくのか、そういったことについては、そろそろ実施計画というわけではございませんけども、市がやるわけではございませんが、どこをさせていただきたいというようなことも、これは国土の強靱化計画の中に入っておりますと、これは言いやすい。ため池整備交付金というものにつきましても、国土の強靱化計画の中で、これらは進められてきたと思っております。法面工事等につきましても、たしかに県の事業ではございますが、それらはされている現実もでございます。市でやっている事業もでございます。そういった意味では、ここでは明確に何かということを今、的確に把握しておかないと、次年度の予算に反映することができません。それらについていかがお考えか、お伺いをするところでございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山総務部長。

○総務部長（中山晃彦君）

公明党、代表質問に関わる関連質問につきまして、お答えをさせていただきます。

防災関係につきまして、国土強靱化との兼ね合いの中から来年度予算に向けての基本的な考え方ということで答弁をさせていただきます。

まず、今年度、昨年度もそうなんですけれども、コロナ関係で、市民が多く集まるような防災訓練というものは、今年度できなかったわけでございます。来年度については、コロナ禍が収束するかどうか不明なところではございますけれども、しかしながら防災につきましては、市民一人ひとりが自覚を持ちながら自助をやっていただきたい、共助もやっていただきたいということもございます。そんな中で自助、共助、また減災力に強いまちづくり事業ということで進めておりますので、そういう面から来年度予算につきましては対応していきたいと考えております。

併せまして、災害が発生したときの避難所関係につきましては、感染症関係も非常に重要なことと考えておりますので、そういう面からも予算的なものにつきましては、検討を進めてまいりたいと考えております。

いずれにしても、防災備蓄もあります。多々ありますけれども、ソフト面、ハード面を考えながら、バランスを取りながら、予算的なものにつきましては、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

ありがとうございます。現実まだ具体的には、実際まだまだ、これからということの理解でよろしいですか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山総務部長。

○総務部長（中山晃彦君）

公明党、代表質問の関連質問、再々質問でございます。

具体的なものにつきましては、それぞれ計画的に進めているわけではございますけれども、今年も非常に災害が日本全国、発生しております。また8月中旬の土砂災害警戒情報等、様々なものもございます。そういうものを検証しながら、具体的な予算編成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

それでは、次に通学路の安全確保の取り組みについて伺いたいします。

5番目のバイパス計画や新規道路による通学路の安全対策について、先ほど答弁があったわけですが、これが新規道路、またバイパス等、県道、市道、いろいろあるとは思いますが、それらが完成することによって、通学路がより安全になる箇所というのがあるかと思えます。そういったことの中で、それらに関わる道路については、いち早く事業化をし、また完成をみると、これが県であったり、国であったり、また市であったりすることはあるわけですが、それらについて、来年度どのように、来年度というか、現在、どのようにお考えなのか、伺いをするところでございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

公明党の、代表質問の関連質問にお答えいたします。

計画中の道路、例えば新設道路であるとか、バイパス道路であるとか、その安全設備についてのご質問だと思います。

通常の新設道路、バイパス道路というのは、新しい道路で現在の規格に合ったもので構成され、設置されます。当然、既存の道路、設置された年代が古いものよりは今の状況に合った道路の幅員であるとか、安全施設であるとか、歩道等の安全施設の設置がなされているということになりますので、そこを通学路として利用していただくという場合には、既存の道路よりは安全性が当然高くなっていると考えております。

これにつきましては、県、国道等であれば、県や国にできるだけ早期の開通をして、それが使えるような形になるような格好で要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

ただいまの答弁でございますが、理解はできます。ただ、今現在、通学路となって、既設道路がありまして、バイパスとか新設道路ができることによって、さらにその通行量が減っていくということも考えられます。そういった意味で、安全になるという現状もあるわけがございますから、それらの認識も私はしていただきたいと思いますが、それらについては、いかがお考えか、お伺いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

公明党の、代表質問の関連質問の再々質問にお答えをさせていただきます。

新しいバイパス道路が設置されて、車の通行量がほぼなくなるというようなことが考えられる場合には、そちらの付帯設備の歩道を利用して通学路という形にするのか、ほとんど車の通行ができなくなった旧道を通学路と指定して、そちらを歩いてもらうのかという、両方の選択肢が当然あると思います。そちらにつきましては、学校、教育委員会等で状況を確認していただいて、通学路の設定をしていただければいいと思っております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

それでは4項目め、ふるさと納税につきまして、4番目、「でかけ〜る」の件についてでございますが、先ほど2団体と、団体が減ったようでございます。また、要支援という形の中で、介護保険法の中ではございますが、高齢者という枠の中で80歳以上と、こういうこともあったと思います。そういった意味では、この充実が必要かと思ひますし、これから高齢者も増えてまいります。また、返納者も増えます。その対応がここでやるべきかどうかの議論は難しいわけでございますが、その充実については私はニーズがあると思ひますので、やはり検討は必要と思ひますので、どのようにお考えか、お伺いをさせていただきます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

八巻健幸市民部長。

○健幸市民部長（八巻弥生君）

公明党の関連質問にお答えをいたします。

「でかけ〜る」につきましては、当初から4団体という団体が運営をしていただいたところ

ですが、ここに来て2団体に減ってしまいました。うち1団体もコロナの影響を受けて、自粛中というところではありますが、登録されている方、また利用されている方には、とても非常に大切なものだというところは伝わっております。

この「でかけ〜」につきましては、介助が必要な高齢者の閉じこもりであったり、介護予防のためにも非常に外出というものは大切なものになっており、重症化防止に非常に効果がありますので、住民主体のボランティア団体を広く、多く確保できるように今後も様々なことを検討しながら広めてまいりたいと考えておりますし、充実したものにしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

それでは、ワクチン接種率の向上についてでございます。

北杜市独自の接種率向上というのは、6月定例会におきましても指摘をさせていただきました。そのときも検討ということでございます。これもきちっと先立って、国の流れもありますが、それらはそれらとして、よりよく情報をキャッチしながら、やはり早い手を打つことが肝要かと思います。それらについては、どのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

八巻健幸市民部長。

○健幸市民部長（八巻弥生君）

公明党の、代表質問の関連質問にお答えをしたいと思います。

まず、ワクチンの現在の予約者数というのは1万3,862人で、12歳から64歳以下の56.9%の方が今、予約をしていただいております。

市におきましては、10月末をもちまして希望する方すべての接種を行うこととしておりますが、接種に対する不安などで接種控えをしている方や予約受け付けを継続していることを分かっていない方というのもしらっしゃるのかなと感じております。

そこで、まずは今月の区長文書地区回覧におきまして、そういったところを払しょくするQ&Aを添付しました回覧をすることとしたところであります。そして、まずはそういった接種勧奨を行う上で、次いで、今、検討中と答弁のほうで申し上げておりますが、インセンティブによる接種のほうを推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

それでは最後に、中部横断自動車道（長坂～八千穂間）の早期実現に向けてお伺いをするところでございます。

先ほど沿線自治体との連携についてお答えがあったわけですが、南佐久地域におき

ましては、北相木、南相木もあります。現実、向こう側としては広域的に、佐久市長が中心となって佐久広域で進めている現実がございます。そういった中で、そういった自治体に対しても、北杜市からもオファーをかけるとか、いろいろなことをしていかなければならないと思いますが、いかがお考えか。また、されていることがあれば、お示ししていただきたいです。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

公明党の、代表質問の関連質問にお答えをさせていただきます。

中部横断自動車道の促進についてということでございますけれども、答弁の中でも申しておりますけれども、中部横断自動車道としての未開通区間が北杜市と、あと長野県の3市町村という形になっております。それにつきましては、その未開通区間が連携して開通、着工促進を図っていく必要があると思っております。

それから現在の連携状況ということでございますけれども、これにつきましては、長野県で行っている陳情、要望を北杜市のほうで参考に立ち会わせていただきまして、どんなことをやっているのかというような状況なども確認させていただいております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

それでは、北杜市のグランドデザインについてお伺いいたします。

これは重要なことでございますので、今のところ、なんか妄想的な、空想的な言葉しかありません。どのように進めていくのか、現実的にお答えいただきたいと思います。

○議長（加藤紀雄君）

内田俊彦君の質問を打ち切ります。

答弁を求めます。

答弁を。グランドデザイン。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

公明党の、代表質問の関連質問にお答えをさせていただきます。

中部横断自動車道に関する本市のグランドデザインということでございますけれども、基本的には北杜市のまちづくりビジョンに従ってやっていくということでもありますけれども、今現在のところ、中部横断自動車道のルート帯が1キロルート帯ということで、かなり広いルート帯になっておりますので、その絞り込みを現在、国土交通省で作業を行っているというふうには認識をしておりますが、そちらのほうが示されたところから具体的な検討が始まるという認識をしております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

以上で質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

○議長（加藤紀雄君）

次に日程第2 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、9人の議員が市政について質問いたします。

ここで、一般質問の質問順序および割り当て時間をお知らせいたします。

日本共産党、11分。みらい創生、37分。会派しんせい、9分。星見里の声、46分。北杜クラブ、21分となります。

申し合わせにより一般質問での関連質問はできませんので、よろしくお願いいたします。

なお、残り時間を掲示板に表示いたしますがその都度、残り時間を私から通告いたします。

それでは順次、質問を許します。

最初に日本共産党、11番議員、志村清君。

志村清君。

○11番議員（志村清君）

一般質問を行います。

2項目です。

まず、市内への土砂搬入問題の解決、新たな処分場計画についてです。

市内5カ所への土砂搬入の問題、その後の状況について。

6月の議会代表質問で取り上げた、この問題は、その後、「読売新聞」山梨版（7月15日付）が「無届け盛り土・北杜5カ所 住民ら土石流危惧」と大きく報じて、翌日には「山日新聞」と「朝日新聞」も同様の記事を掲載しました。記事中にもあり、また私への答弁でも、市の要綱に義務付けられている届け出がされていないこと、そして県条例に基づく許可、これは無許可には2年以下の懲役または100万円以下の罰金ですが、この許可がとっていないことが明らかになりました。8月に入って、その業者は5カ所はほぼ中止をして、それ以外への土砂搬入は開始しているということですが、熱海市の土石流災害の教訓からも、5カ所の搬入を中断しているとはいえ、県の許可なし、市への届け出なしを行政としてそのまま放置することは許されないと考えます。

そこで以下、3点の答弁を求めます。

まず、8月以降の当該業者の搬入状況をどう把握しているのか。新たな搬入の作業はどうか。5カ所、明野町上神取、須玉町江草・大蔵・東向、武川町黒沢の5カ所、この盛り土が大雨時などの際に周辺に与える危険性をそれぞれどう判断し、評価しているのでしょうか。

2点目に、市への無届け状態を放置するのかどうか。市長の所信表明（8月31日）では、26日に県に対して「事業者への徹底指導や情報共有、市への支援を求めた」と述べましたが、その内容、県側の対応はどうだったのか。また、搬入された内容物、この調査をする術がないのか見解を求めます。

3点目に、須玉町大蔵地区および東向地区の県行政代執行工事現場の水質検査を県が7月、8月中には実施すると6月答弁ありましたが、結果はどうだったのか。両地区への周知と今後も継続した検査を求めますがどうでしょうか。

この問題の2つ目、須玉町江草地区への「公共工事建設発生土処分場」建設計画についてです。

須玉町江草地区に持ち上がっている土砂の処分場計画は、すでに関係2地区に複数回住民説明会が実施されており、民間事業者が運営するものです。シャトレーゼやビンテージゴルフ場のさらに上流です。事業面積約10ヘクタール（10町歩）で「県及び市町村が発注する公共工事の発生残土を適正に処分するため」「一定の基準を満たしたものを県が処分場として指定する」とされています。この計画では、向こう10年間で30万立方メートル、ダンプカー約6万3千台と説明されています。1時間当たり15台。これを搬入するというものであることから、地域の住民の皆さんからは「熱海市の盛り土の5倍もの量」だと。「将来、下方の集落や大事な農業用堰への影響はないのか」「埋める土砂の安全性のチェックは大丈夫か」あるいは「住民に何のメリットもないのに、10年間に渡って終日トラックが運行する生活は受け入れられない」などの不安や反対の声もあがっています。県が指定する事業とはいえ、市民のこうした声に応える責任は市にもあると考えます。

そこで1つは、この計画を市としてどの程度把握しているのか。これまでどのようにかかわってきたのか、答弁を求めます。

2つ目には、行政区長さんなどを通じて住民の疑問や、こうした不安に応える機会を市独自に実施する考えはないか、答弁を求めます。

大きな2つ目、コロナ禍から市民の生活、事業を守る対策についてです。

コロナ対策のうち、経済対策、市民生活と事業者支援の面から、今年度新たに導入した独自支援策について聞きます。

新規感染者の爆発的な増大の中、北杜市も「まん延防止等重点措置」の適用区域に指定され、今、解除されましたが、飲食店等の休業や時短、酒類提供停止など、事業経営に一層の困難が生じたと思われます。新年度からの北杜市独自の支援策が現時点でどう効果を発揮し、またどのような課題があるのか、など見解を以下、求めます。

1つ目は、「重点措置」の適用を受けて、市内飲食店などは休業や時短要請にどのように対応してきたのか、求めます。

2つ目は、「持続化応援金」についてです。市の政策です。国の「持続化給付金」の適用がかなわなかった事業者を助ける市の独自支援策で、申請期間は9月30日まで延長されました。6月議会のときに聞いたら、A、B、Cタイプ合計で90件、6千万円の予算に対して、1,180万円の交付済みということでした。その後の申請や活用状況はどうなっていますか。活用した事業者の評価や感想、そして今後の課題をどう考えているのでしょうか。

3点目に、「はくとトクトク商品券」、プレミアム券です。売れ残り分の完売にむけた方法には様々な批判もありましたが、一人暮らしの高齢者など生活弱者と言われる方々への配慮には喜びの声も上がっています。10月末まで使用期間が延長されていますが、活用状況はどうか。また「年末年始に向けて、もう一度発行してほしい」という声も聞きますが、検討する考えはないでしょうか。

4点目は、「キャッシュレス決済サービス」についてです。9月から開始が10月開始に変更されましたが、市内業者のPay Pay導入状況は何件になったのでしょうか。同サービスの問題点については、利用者・事業者間の格差拡大や不公平感、市外・県外住民への税金、北杜市の税金が支出されるということの是非などは「山日新聞」（8月29日付）でも「公平性欠くと反発も」という記事で「(全国で)200を超える自治体が導入する一方で、待ったをかける議会も出ている」と紹介されましたが、市のこうした指摘について見解を求めます。

5 点目に、「まん延防止」適応地域への国の給付金の新制度「月次支援金」です。甲府市と富士吉田市では申請作業を商工会議所が援助して、市独自にも金額の上乗せを行います。北杜市でも商工会の協力や独自の上乗せ支援を行うべきではないかと考えますが、見解を求めます。よろしくをお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

1 1 番、志村清議員の市内への土砂搬入問題の解決、新たな処分場計画における、市への届出と県への要望等についてのご質問にお答えいたします。

事業者に対しては、これまでも粘り強く届出を行うよう指導をしてきたところであります。

県に対しては、土砂の埋立て等対策に当たって、事業者に対する一層の指導強化を要望し、県からは、地元からの情報提供依頼や市との情報共有、また、警察と連携し、過積載の取り締まりを強化するなど、前向きに対応してまいりたいとの回答がありました。

また、搬入された内容物については、通報時や、定期的に行っている監視パトロールの際、現地において、事業者からの聞き取りや、異物、臭気などを確認しております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大芝森林環境部長。

○森林環境部長（大芝一君）

1 1 番、志村清議員の市内への土砂搬入問題の解決、新たな処分場計画における、須玉町大蔵および東向地区の県の水質調査についてのご質問にお答えいたします。

県行政代執行工事現場の水質調査については、県が先月実施する予定でありましたが、長雨のため延期となり、今月中に実施するとの連絡をいただいております。調査結果については、報告を今後いただく予定となっております。

なお、県では水質調査を継続していくとのごことでございます。

市では現場横の塩川上流域で1カ所、下流域で2カ所の水質調査を行っており、本年度を含む過去5年間の調査結果では、特異なデータは検出されておられません。

今後も、県と情報共有や連携を緊密に行い、対応してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水産業観光部長。

○産業観光部長（興水伸二君）

1 1 番、志村清議員のご質問にお答えいたします。

コロナ禍から市民の生活、事業を守る対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、重点措置の適用を受け、市内飲食店などの対応についてであります。

県では、県内全域の飲食店などを対象に、酒類提供停止や時短営業の要請を遵守しているかを確認する見回りを、毎日実施しておりましたが、市内で違反した店があったということは伺っ

ておりません。

また、市では、普段の業務の中で要請に応じていない店を認識した場合や、住民から情報提供があった場合などは、県に報告することとなっておりますが、そのようなケースは1件もありませんでした。

このことから、市内飲食店などについては、「まん延防止等重点措置」に対する要請を、守っていたという状況であったと認識しております。

次に、「持続化応援金」についてであります。

今月15日現在の「持続化応援金」の申請状況は、売上減少が20%以上50%未満の申請件数は119件、交付済額は1,190万円、人格のない社団等の申請件数は5件、交付済額は250万円、バス、レンタカーおよびタクシー業者の申請件数は12件、交付済額は500万6千円、全体で申請件数136件、交付済額は1,940万6千円であります。

また、支援制度についてアンケート調査を実施したところ「非常に役立った」、「ある程度役だった」との回答が71%でありました。

なお、「観光業、特に宿泊事業者を支援する必要があるのではないか」とのご意見もありましたので、これらに対応した支援を検討してまいりたいと考えております。

次に、「ほくとトクトク商品券」の活用状況、再発行の検討についてであります。

「ほくとトクトク商品券」の使用状況は、今月15日現在、約76%の換金率となっております。

商品券の利用期間は、来月末で終了となりますが、来月から2カ月間実施する「Pay Pay」を使った消費喚起キャンペーンや、11月から同じく2カ月間実施する「ほくと誘客推進事業」など、切れ目のない経済対策を実施することとしております。

今後も、新型コロナウイルスの感染状況や、国、県の新たな経済対策も踏まえ、これまでの各事業の検証等を行い、新たな支援策についても考えてまいります。

次に、「キャッシュレス決済サービス」についてであります。

「Pay Pay」の導入事業者数については、事業者リストの提供を受けた本年7月末時点で500事業者でありましたが、今月12日現在では、合計562事業者が「Pay Pay」を導入している状況であります。

また、新聞報道に対する市の見解についてであります。当該キャンペーンについては、事業者および利用者の皆さまともに、参加は随時自由に行うことができることから、参加の機会は公平に保たれ、公費の支出についても、コロナ禍で疲弊している市内の観光業、飲食業および小売業などへの経済対策として、適切なものであると考えております。

今後も、より多くの皆さまにご利用していただけるよう努めてまいります。

次に、国の給付金新制度「月次支援金」の上乗せについてであります。

「緊急事態措置」や「まん延防止等重点措置」の影響緩和に係る国の支援制度である、「月次支援金」の上乗せ支援についての実施予定はありませんが、「北杜市商工会」では、電話や窓口での相談対応、さらに、会員向けに申請書類の事前確認を行っており、市としても、市商工会と連携しながら事業の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

11番、志村清議員のご質問にお答えいたします。

市内への土砂搬入問題の解決、新たな処分場計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、8月以降の搬入状況とその危険性についてであります。

当該事業者の搬入作業については、新たに2カ所を確認し、うち1カ所は市への協議対象であるため、届出を行うよう指導し、現在は搬入を中止しております。

また、もう1カ所は500平方メートル未満で実施するとの説明を受けておりますが、予断せず、引き続き現地確認を行うなど、状況確認に努めているところであります。

また、5カ所の盛土が周辺に与える危険性についてであります。明野町上神取については、一級河川塩川への土砂の流入による濁りなどの水質への影響、須玉町江草、武川町黒澤については、農業用水路への影響、須玉町東向については、近隣農地への影響を懸念しておりますが、須玉町大蔵は他に比して影響は小さいものと考えております。

次に、須玉町江草の公共工事建設発生土処分場建設計画についてであります。

現時点で「北杜市土砂の埋立て等の処理に関する指導要綱」の規定に基づく、事前協議の届出は提出されておきませんので、状況が不明であることから、市担当者が地区説明会へ一度参加した経緯があります。

地区説明会以降、事業者から資料および議事録の提供を受けておりますが、計画の全体像としては把握していない状況であります。

次に、行政区長などを通じた住民の疑問や不安に応える機会を独自に実施することについてであります。これまでも、区長、住民の方が相談に来られた際には対応しておりますので、柔軟に対応ができるものと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

志村清君の再質問を許します。

志村清君。

○11番議員（志村清君）

残り時間との相談で、2項目ともお願いしたいと思います。

まず市長から答弁があつて、県あるいは警察への要請などをやられたということで、確認したいんですが、今まで6月議会でもぜひ市長レベルで頑張ってもらいたいということを、私、共通して、その後、市長自らが出向いて、こうやって要請してもらったということですが、市長自らが県に出向いたのかということだけ、この機会に確認をさせていただきます。どうでしょうか。

それから大蔵地区の行政代執行の問題、2カ所、セメントで固めた、全国で初めての工法なんです。ベントナイトを使って、山にして固めている。周囲ではもう臭いがあるということですが、先ほどは雨で検査が延びたことはやむを得ないことですが、近くの塩川などの検査は定期的にやっていて問題はないという、これはもう当たり前なんです。周辺の方がすぐ脇で田んぼをつくっています。臭いがし出している、あるいはドブが汚れだしている、染み出し

ているのではないかという不安が寄せられていますので、改めて確認ですが、ぜひ9月には実施ができて、それは特に広報などで発表することもですが、地元の農業者の皆さんにぜひその結果を、悪ければもっと困るんですが、安全であったということも含めて、計画をぜひしてほしいと思いますが、その2点お願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大芝森林環境部長。

○森林環境部長（大芝一君）

志村清議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、8月の県への要望についてでございますが、こちらにつきましては、市長、また建設部長、そして私と3名で行っております。

続きまして、大蔵地区の県代執行の現場についてでございますが、臭い等については承知をしてございます。また、水質調査につきましても、今月中にやるということは確認してございます。また、今後の検査結果につきましても報告をいただけるということでございまして、今後の検査結果の公表ということでございますが、それは県のほうと協議が必要になってきますので、県と協議した中で対応を検討いたしますが、公表の要望がある旨は伝えさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

志村清君。

○11番議員（志村清君）

ありがとうございました。特に6月議会、私はトラックが家の目の前を夜中、3時3分、6分、8分、12分と頻繁に通るということを例に挙げました。ぱったり8月からなくなったんですが、やめたのかと思ったら、今度は百観音から別の道を通って行っているという、住民から夜中の通報がありました。家の前を通ってくれるから困るということを言ったのではないんですね。この問題の本質は、中身が何かということの心配があるということなども含めてですが、読売新聞は2回目の記事で、熱海市のケースでも行政指導に従わずに建設残土が次々と持ち込まれて、こうなったんだと。こう結んでいます。行政はどうせ指導しかしないと見透かされているのではないかと、こうまで住民の皆さん、心配しているわけですから、ぜひ市長の頑張りを大いに評価しますので、解決に向けて頑張ってもらいたいと思います。

2点目については、Pay Payについては、事業者にとっては公平だと、さっきありました。ただ、市民の税金が甲府から買い物に来た人にも使われるわけですよね。そのへんはちょっと違うのではないかという意見があるんです。甲府は3千円までしか使えないから、北杜市へ行って早速使いたいという人がいます。こういうことをどう考えているか、最後にお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

志村清君の質問を打ち切ります。

答弁を求めます。

興水産業観光部長。

○産業観光部長（興水伸二君）

11番、志村清議員の再質問にお答えさせていただきます。

キャッシュレス決済サービスについての平等性に関する見解という、ご質問だと思います。

本事業につきましては、事業者および利用者ともに参加は随時自由に行うことができまして、市のホームページ、またCATV、広報、新聞紙などでも周知をまいりました。また、さらに市役所内に相談用のブースを設置しまして、新規にキャッシュレス事業を検討しております事業者、また利用者、誰もができる相談、そういった期間を9日間、設けまして実施してきたところであります。そういった観点から、公平性は保たれているものと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

以上で質問を打ち切ります。

これで11番議員、志村清君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は1時30分といたします。

休憩 午後12時05分

再開 午後 1時28分

○議長（加藤紀雄君）

再開をします。

次に、みらい創生、5番議員、神田正人君。

神田正人君。

○5番議員（神田正人君）

一般質問をさせていただきます。

3項目について、質問をさせていただきます。

1項目め、市職員のメンタルヘルス対策について。

市役所職員を取り巻く環境は、複雑かつ多様化しております。昨年の新型コロナウイルスは、いまだ収束が見えず、従来と異なった市民の健康面および地域経済面への対応で心身ともに疲労が高まっているのが現状であります。

DXをはじめ日々進化発展を遂げている、情報化とデータ活用したAI環境への対応。また合併自治体ゆえ、多様な市民への対応と共に職員一人ひとりに求められる役割や責任の高まりが強いと感じております。

メンタル不調の職員の発生・増加は、職場の活力や職員個々の職務遂行能力の低下を招き、公共の福祉の増進という、地方公共団体の役割に支障を来たすものではないでしょうか。

この現状に職員数を増やすことは、様々な面から難しい。メンタル等の不調者をゼロにする方策や、職員個々の能力を最大限に引き出すことが重要となってきました。

そこで職員の健康管理や安全配慮義務、職場のメンタルヘルス対策を講ずる必要があると感じております。

そこで以下、質問させていただきます。

①昨年度来の新型コロナウイルス感染症対策に対応した時間外勤務の状況は。ワクチン接種関連および経済対策等に係るものとして、質問させていただきます。

②傷病休暇をとっている職員の現状および推移は、身体およびメンタル不調者別に質問させていただきます。

③メンタル不調者の予防対策は。

安全衛生管理はどのような体制でしょうか。また、予防対策は講じているか、その対策についても教えてください。

④定員適正化計画に基づく、職員数を維持していると思いますが、長期傷病休暇職員は適正化計画に含まれておりますか。

2項目め、男性版産休について。

市長公約で子どもの数を2倍に増やす、第3次北杜市総合計画策定はくと子ども育成戦略会議などで少子化対策を市民と共に検討し進んでおります。

その中、6月に父親が育児休業を取りやすくするための、改正育児介護休業法が成立しました。改正の趣旨背景は出産育児等による離職防止と男女ともに仕事と育児の両立ポイントとして育児休暇をとりやすくする環境整備としての内容であります。

子どもが誕生した直後に取得できる「出生時育児休業法（男性版産休）」であります。

以下質問させていただきます。

①新たな仕組みが導入されるため、非常に複雑な制度であると思っております。法改正で何が変わるか、変更点などをお教えてください。

②改正を受け市役所はもとより、市内企業と共に対策をとる考えはありますか。

③併せて、特定事業主行動計画への反映も教えてください。

3項目め、北杜市への移住定住について。

少子高齢化により人口減少が急速に進行している中、若年層を中心に地方から東京圏に人口が流出していること等により地方における人口、特に生産年齢人口が、減少しております。このため、地方における地域社会の担い手が減少しているだけでなく、消費市場・地方経済が縮小する等、様々な社会的・経済的な課題が生じています。

将来にわたって「活力ある地域社会」への実現に向けて、地方移住を推進するとともに、市の特色を踏まえた自主的な取り組みの促進が必要であると考えております。特に今年度は、新型コロナウイルス感染症流行に伴い、組織も個人も多くの行動制約が求められている中、「新しい生活様式」を模索し、多くの人が地方移住という選択肢について考えた時期であったと思います。「テレワーク」や「住環境・暮らしを優先した居住環境の選択」等のように、これまで少しずつ認知され、広がりを見せてきた新しいツールや考え方が、一気に現実味のある選択肢として、より多くの人に提示・認知されたと思います。

移住定住施策に取り組む北杜市もそのあり方について改めて考える必要があるのではないのでしょうか。

そこで以下、質問させていただきます。

①積極的な情報発信が必要であると思えます。どのような取り組みをしているのか。

②長坂の支所の中にある相談センターの立ち位置と、行政との連携はどのような状況か。

③空き家対策の登録件数と申し込み状況は、また助成金制度についても教えてください。

④就農に関するサポートは。

⑤仕事に関するサポートは。

⑥定住者アドバイザーはいるのか。

以上3項目、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

5番、神田正人議員のご質問にお答えいたします。

北杜市への移住定住について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、情報発信の取り組みについてであります。

市では、これまで、移住定住をさらに加速させるため、「移住定住・しごと相談窓口」を設置し、相談体制の強化や、情報発信の充実に努めてきたところであります。

移住情報の発信については、専用の移住定住ポータルサイトを立ち上げ、移住定住相談窓口の案内や、移住定住Q&Aなどのほか、移住者へのインタビューを行い、住まい探しや、移住して困ったことなど、実際に移住した方の体験談等も紹介しているところであります。

また、本年度、国の交付金を活用し、コロナ禍において新たな生活様式が求められる中、本市へのUターンや、移住を希望している若者をターゲットに、本市の魅力をPRする動画を作成しているところであり、首都圏を中心に、更なる情報発信の強化を図ってまいりたいと考えております。

今後も、移住定住に関する情報については、市のホームページや専用のポータルサイトをはじめ、既存のSNSなどを有効活用し、様々な媒体を情報連携させながら、積極的に発信してまいります。

次に、長坂総合支所内にある移住定住相談窓口の立ち位置と、行政との連携についてであります。

「移住定住・しごと相談窓口」については、本庁舎での相談窓口が手狭であったため、JR駅周辺の利便性や、気兼ねなく相談できるスペースを確保するなどの理由から、長坂総合支所内に開設したものであります。

また、本年4月から、民間のノウハウを最大限に活用することを目的に、民間法人に委託し、より専門的な視点から、相談業務を行うなど、移住定住相談の中心的役割を担っていただいております。相談件数は増加しておりますが、コロナ禍の影響により、オンラインでの相談が増えている状況にあります。

「移住定住・しごと相談窓口」は、本庁と離れており、不便な面もありますが、同所に配属している、市の担当者と常に連携を図りながら、効果的に窓口業務を進めております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山総務部長。

○総務部長（中山晃彦君）

5番、神田正人議員のご質問にお答えいたします。

市職員のメンタルヘルス対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策に係る時間外勤務の状況についてであります。

昨年4月以降の、新型コロナウイルス感染症対策における事業ごとの時間外勤務の状況は、

「特別定額給付金事業」に併任した職員7名分で、昨年4月から8月までの5カ月間で782時間、「心がつながる応援券事業」が1名分で、昨年5月から8月までの4カ月間で108時間、「北杜市プレミアム付商品券事業」が3名分で、本年4月から7月までの4カ月間で154時間、新型コロナウイルスワクチン接種事業に従事した職員12名分で、本年2月から7月までの6カ月間で2,529時間となっております。

次に、傷病休暇を取得している職員の状況と推移についてであります。

本年9月1日現在の傷病休暇および休職者は10名で、そのうち、身体疾患が3名、精神疾患が7名であります。

平成31年度からの推移は、平成31年4月1日時点で8名、そのうち、身体疾患3名、精神疾患5名、昨年4月1日時点で8名、そのうち、身体疾患3名、精神疾患5名、本年4月1日時点で5名、そのうち、身体疾患1名、精神疾患4名となっており、過去3年間の状況は5名から8名で推移しております。

次に、メンタル不調者の予防対策についてであります。

本市では職員のメンタルヘルス対策として、平成20年度から看護師資格を有する産業カウンセラーを任用し、保健室で職員の悩み相談や心身の健康維持の支援を行っており、メンタル不調を未然に防ぐため、早期に対応できる相談体制を整えております。

また、職員を対象にストレスチェックを実施し、高ストレス判定の職員には、産業カウンセラーおよび産業医が必要に応じて相談を受けております。

さらには、定期的なメンタルヘルス研修の開催や、「保健室だより」を発行するなど、心のケアにも取り組んでおります。

次に、長期傷病休暇職員の定員適正化計画における取り扱いについてであります。

本市の定員適正化計画には、傷病休暇者、休職者のほか、育児休業者や派遣職員も含まれております。

次に、男性版 産休における、特定事業主行動計画への反映についてであります。

「北杜市特定事業主行動計画」では、男性が育児休業を取得しやすい環境整備等の取り組みをすでに定めており、育児休業制度の周知や、育児休業を取得しやすい雰囲気の醸成等をさらに推進し、育児休業の取得向上に努めてまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

5番、神田正人議員のご質問にお答えいたします。

北杜市への移住定住について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、空き家バンクへの登録件数、申し込み状況、および助成金制度についてであります。

空き家バンクは、平成19年度に創設し、昨年度までの登録件数は、賃貸物件が延べ89件、売却物件が延べ134件で、計223件であります。

次に、空き家バンク利用の申込状況であります。制度創設から昨年度末までの実績は、延べ828世帯、1,966人が利用登録しております。

次に、助成制度であります。市では、「北杜市空き家バンク登録物件清掃費等補助金」を創設し、空き家バンクへの登録を促進するため、空き家に残置する家財道具の処分、および当該処分に伴う物件内の清掃、ならびに物件を賃貸に供するために改修を行った所有者等に対して、上限20万円の補助金を交付しております。

次に、「定住者アドバイザー」についてであります。

市では、移住定住を希望する方への相談業務および移住後の支援体制を構築するため、北杜市移住定住相談員の委嘱制度を設けておりますが、本年4月から「移住定住・しごと相談窓口」を民間の法人に委託し、当該法人を支援機関とする、「北杜市移住定住応援・地域おこし協力隊」が支援体制を採っていることから、現段階では、委嘱は行っていない状況であります。

今後、移住者を、将来的な定住にまでつなげるための支援は、大変重要となってくることから、相談窓口の体制整備と併せ、北杜市移住定住相談員の設置について、検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

秋山俊和君。

○20番議員（秋山俊和君）

ちょっと体調が不良のために退室許可をお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

許可します。

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

5番、神田正人議員のご質問にお答えいたします。

男性版 産休について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、法改正の変更点についてであります。

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正により、まず、父親のみが取得できる「出産時育児休業」、いわゆる「男性版産休」が新設され、子どもの出生から8週間以内に、最大4週間分を分割して2回まで、柔軟に取得できるようになります。

次に、育児休業を取得しやすくするため、事業主には、企業内研修や相談窓口の設置など、雇用環境の整備と、妊娠・出産の申出をした方に、個別の周知・意向確認をすることが義務化されます。

また、これまで原則1回までとされていた育児休業を、夫婦それぞれ2回まで分割して取得することが可能となり、取得要件についても、これまで引き続き雇用された期間が1年以上とされていた要件が撤廃され、無期雇用者と同様の扱いとなります。

さらに、従業員数が1千人を超える企業は、育児休業等の取得状況を公表することが義務化されるものであります。

以上が、主な変更点となりますが、これらは、来年4月から順次施行されることとなります。

次に、市役所と市内企業との対策についてであります。

企業においては、新たな義務に対応するための準備に、取り組む必要があります。

また、本市においては、出産後間もない時期は、母体の回復に重要な時期であり、「産後うつ」が起りやすい期間でもあるため、「母子手帳」交付時や、「ママ・パパ学級」などの機会を通して、新制度についての情報提供を行ってまいります。

なお、夫婦が協力して家事や育児を担うことの推進や、出産・育児等による離職の防止などについても、市の広報紙やホームページなどで、幅広く情報発信してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水産業観光部長。

○産業観光部長（興水伸二君）

5番、神田正人議員の北杜市への移住定住における、就農、仕事に関するサポートについてのご質問にお答えいたします。

人口減少が進む本市において、移住定住は重要な課題であり、このことに伴う就業支援は欠かせないものであります。

働く場所を問わないテレワークの広がりや、暮らしやすさなどから、地方での生活を求め、移住を考えている方の決断の際や、本市で生まれ育った若者が住み続けるためにも、市内の魅力ある企業等への就職は非常に重要であると考えております。

このようなことから、市では、毎年、市外の方も対象とした「合同就職ガイダンス」や「高校生企業説明会」を開催し、市内企業の会社概要や雇用情報などを発信することにより、希望者に雇用を創出し、就職の積極的な支援に努めております。

また、本市に就農したいという相談をいただいた際には、県や「北杜市農業振興公社」と連携してヒアリングを行い、各種制度、研修先および農地等の情報を提供し支援を行っており、営農開始後についても、継続して経営発展のための支援を行っているところであります。

さらに、長坂総合支所内にある「移住定住・しごと相談窓口」では、就業相談や創業支援相談等も行っており、移住希望者のニーズに合った、働き方の支援にも取り組んでいるところであります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

神田正人君の再質問を許します。

神田正人君。

○5番議員（神田正人君）

ありがとうございました。3項目めの1項目に対しての質問をさせていただきたいと思います。3項目め、北杜市移住定住について、1つ質問させていただきたいと思います。

今、答弁の中で、移住定住の中でやっぱり就業支援というのは非常に欠かせない問題であると思います。出る高校生とか、そういった人たちを住み続けさせるため、また移住してくる人たちも、やっぱり就農とか就職するところがないと、やはり住み続けないと思いますので、その点について、ちょっと質問させてください。

ただいま、話の中で合同就職ガイダンス、高校生企業説明会、就農相談、移住定住相談の話が出ておりました。それぞれの相談件数みたいなものが分かれば教えてください。

また、それぞれについての内定者が分かれば、できる範囲で結構ですので、内定者についてもお答えいただけますか、よろしくお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水産業観光部長。

○産業観光部長（興水伸二君）

5番、神田正人議員の再質問にお答えさせていただきます。

合同就職ガイダンス、高校生企業説明会の参加者、それから就農および移住定住しごと相談窓口の相談件数などのご質問でございます。

最初に合同就職ガイダンスであります。通常、年に3回程度開催するわけですが、昨年度につきましては、コロナ感染拡大の影響を受けまして1回の開催となっております。参加者につきましては84人、うち内定者は8人という状況でありました。

次に高校生企業説明会ですが、令和元年度まではハローワーク主催で開催をしておりました。昨年度はやはりコロナ感染の拡大を受けまして中止となったわけですが、高校生にも地域企業を知ってもらいたい、ふるさと北杜の担い手となっていただきたく、北杜市主催で昨年度初めて開催いたしました。1回の開催でありましたが、参加者につきましては48人、うち内定者は31人という状況です。

それから就農相談ですが、電話だけの相談だけではなく、なるべく来庁してもらいまして、県や北杜市、農業振興公社と連携のもと相談に応じております。昨年度34人の相談があり、そのうち4人の方が新規就農者という状況でありました。

それから最後であります。長坂総合支所内にある令和元年度から開設となりました移住定住しごと相談窓口の状況ですが、昨年度は1,029人の方から相談があったという状況であります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで5番議員、神田正人君の一般質問を終わります。

次に、みらい創生、13番議員、福井俊克君。

福井俊克君。

○13番議員（福井俊克君）

一般質問を3項目について、お伺いいたします。

まず、第1項目ですが、甲斐駒センターせせらぎ等地区公民館の改修についてであります。

平成25年4月に開館した甲斐駒センターせせらぎは、公共施設等管理計画の下に先駆けて役場庁舎や教育福祉センター（YLO会館）を取り壊し、代わる施設として10年前に図書館・児童館・防災倉庫を併設した施設として建設されました。以来、総合検診や文化活動・各種研

修など地域の拠点施設として、また災害時の避難施設として活用されております。

また、昨年の機構改革により公民館支所として公民館活動の拠点としても活用されております。しかしこの施設については、水道水が使える流し台や給湯室がなく、文化活動やイベントでの水使用ができるよう流し台（水飲み場とか給湯室）の設置を望む声が上がっております。

また、せせらぎの管理事務所が昨年4月に地区公民館の事務所として併設されました。受付窓口が玄関を入って右奥の図書館の入り口にあり、人の出入りが見えにくく管理上支障をきたしていることから改修が望まれております。また、以前にも私が一般質問でお話しましたが、駐車場の増設についても併せて伺いをいたします。

1つ、甲斐駒センターせせらぎへの「水道水が使用できる流し台給湯室」の設置についてのお考えをお聞かせください。

2つ目、せせらぎ事務所の受付窓口の改修について。

また3つ目として、せせらぎの駐車場の増設について。

また併せて、4番目として白州総合会館、これも地区公民館になっておりますけれども、この改修についての考え方。

また5番目として、これらの事業については、白州、武川については、過疎地域持続的発展特別事業で実施可能と思いますがいかがかということでございます。

続きまして、2点目であります。小中学校の新型コロナウイルス感染対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症の感染防止を目的に、教室への網戸を設置する自治体が、全国的に増えております。

北杜市の学校でも教室に網戸を要望する学校が見られます。北杜市の小中学校では教室にエアコンがすでに設置されておりまして、今まではエアコンを稼働させて窓を閉め切るため、虫が多い夏場においても問題がありませんでしたが、新型コロナ感染症で状況が一変し、授業中もエアコンを稼働させながら窓を開けるように努めておりますが、学校の周辺は水田や草むら山林があることから、窓から虫が入って来て授業に集中できない状況があると教育現場からの声があります。

県内の笛吹市においては、いち早くこの問題を取り上げ、今年度に全校、全階の窓に網戸を設置しております。

本市においても、新型コロナウイルス感染対策と教育環境の改善のために、網戸の設置は喫緊の課題と思います。つきましては、次の事項について伺います。

1つ、小中学校の網戸の設置状況については、どのようになっていますか。

また2番として、コロナ対策のため全校（全階）への網戸設置の考えはいかがでしょうか。

3番目であります。3項目めにつきましては、避難情報の検証であります。土砂災害警戒情報に伴う避難情報の検証についてであります。

秋雨前線の影響で1週間前から続く雨の中、8月14日、午前8時45分頃、突然緊急速報メールが届くその内容は、土砂災害警戒情報が北杜市に発表され、発表された地域では、土砂災害の危険性が非常に高く【警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕】であります。市町村からの情報に注意し、早めの避難行動を心がけてくださいというものです。テレビ、ラジオ、インターネットや防災無線などで災害に関する情報を収集し、ハザードマップで周囲の危険性や避難場所を確認してください。こういったメールでありました。

北杜市は、同日、午後1時3分、緊急速報メールで、警戒レベル3 高齢者等避難を発令。危険の場所から高齢者等は避難、北杜市からの発令で、発令時刻は8月14日、13時でありました。発令対象区域は、白州町、武川町の土砂災害警戒区域内、崖の近く、河川の近くにお住まいの方というものでありました。

理由として、土砂災害警戒情報の発表については、行動要請として高齢者等、避難に時間がかかる方は、早めの避難、それ以外の人も必要に応じ普段の行動の見合わせ、避難準備の開始、危険なら自主的避難という、引き続きのメールでありました。開設避難所は、白州町は白州総合会館、武川町は北杜市武川小学校、福祉避難所は北杜市保健センター、発熱者専用避難所は高根農村改善センターでありました。避難する際は飲食物、毛布、マスクなど非常持ち出し品を持参し、ハザードマップなどで危険の場所を確認し、避難所や感染症対策のため安全な知人宅や友人宅に避難してくださいというものでした。以上が緊急速報メールによる情報伝達でした。その後、防災行政無線でも放送がありました。室内や降雨時のため、その内容が聞き取りが困難でもありました。避難情報を聞いた町民から川の増水も見られないのになぜ避難かと避難発令の疑問を投げかける電話もあったと聞きました。現状把握の重要性も感じられました。

また、正確の情報の手段として個別受信機や防災ラジオの必要性を特に感じました。また、NHKのテレビでは、テロップ情報で高齢者等避難、土砂災害避難指示 北杜市武川町1, 321世帯、3, 017人・白州町1, 745世帯、3, 672人が報道されました。これを見た方々は、市外から心配の電話の対応に苦慮したところでもあります。

開設された小学校の避難所は、開設の連絡を受けた校長・教頭と避難所の運営に当たる職員9名が、コロナ禍状況での受け入れ準備に追われていました。また、防災減災リーダー3名も協力体制を執っておりました。

8月14日、1時から開設された避難所でしたが、翌日8月15日、午後6時10分に土砂災害情報が解除されました。このことをNHKのテレビで知りました。この避難指示の結果は、武川小学校屋内体育館への避難者は0、それから白州総合会館には3世帯4人、福祉避難所1世帯2人、計4世帯6人との議会事務局から私のほうへ連絡がありました。そこで今回の避難指示についての検証ということで、担当の検証の一助になればと思ひまして質問をさせていただきます。

1. 県から土砂災害警戒情報は、午前8時45分これにより市が高齢者等避難を発令したのは午後1時で発令までの4時間15分、危険度が増す状況下で時間が掛かり過ぎたのではないのでしょうか。この間、どういう状況でありましたか、お答えください。

それから2番目として、県からの土砂災害警戒情報は北杜市に土砂災害の危険性、警戒レベル4相当の情報（土砂災害）として発令されました。市は、白州町・武川町に限定した理由は何でしょうか、北杜市全域に発令すべきであったのではないのでしょうか。

3として、今回の避難指示は、土砂災害警戒区域内の在住の方で高齢者等と理解しておりますけれども、いかがでしょうか。

4番として、市内の土砂災害警戒区域内の世帯数・人数の把握をしていますか。他の自治体においては、これを把握しているところもございます。NHKのテレビの避難指示情報では、白州町・武川町とも先ほど言いましたが、全世帯・全人口が報道されております。この土砂災害区域内の世帯は、全域ではありません。誤った情報はあってはなりません。このようなことについての見解をお伺いいたします。

以上、災害情報の検証ということでお聞きいたします。よろしくご答弁をお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

ここで暫時休憩とします。

皆さまはその場でお待ちください。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時09分

○議長（加藤紀雄君）

再開をします。

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

13番、福井俊克議員のご質問にお答えいたします。

小中学校の新型コロナウイルス感染対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、網戸の設置状況についてであります。

市内小中学校における普通教室および特別教室を合わせた全教室617室のうち、網戸が設置されている教室は252室で、設置率は41％であります。

内訳は、普通教室176室のうち、56室に設置されており、設置率は32％、特別教室においては441室のうち、196教室に設置されており、設置率は44％であります。

次に、網戸設置の考えについてであります。

市内小中学校の網戸については、これまで網戸落下等の危険性から、設置は見送ってきたところであります。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染が長期化する中で、感染症対策の必要性から、網戸未設置の学校については、1階部分の、利用頻度の高い教室へ設置をしております。

なお、全学校における2階以上の教室への設置については、施設の構造等を調査する中で、今後、検討してまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

13番、福井俊克議員のご質問にお答えいたします。

甲斐駒センターせせらぎ等地区公民館の改修について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「甲斐駒センターせせらぎ」の給湯室の設置についてであります。

「甲斐駒センターせせらぎ」は、「図書館」と「放課後児童クラブ」等を併設し、市民の生涯学習活動と地域の交流拠点として、多くの方にご利用いただいております。

施設では、一般の方が利用できる給湯室がなく、利用者の方から給湯室の設置について、ご要望をいただいているところであります。

また、この施設は武川地区の避難所としての機能も有することから、利用者の利便性や衛生上の観点も踏まえ、給湯室の設置については、状況を見ながら、必要性を検討してまいりたいと考えております。

次に、「甲斐駒センターせせらぎ」の受付窓口の改修についてであります。

事務室の受付窓口は、施設の正面玄関から死角となり、来館者の出入りが事務室から確認できないため、施設のセキュリティ面からも安全性が懸念されております。

このため、施設内のセキュリティや利用者の安全性を確保するため、どのように対応していくか、検討してまいりたいと考えております。

次に、「甲斐駒センターせせらぎ」の駐車場の増設についてであります。

施設利用者の駐車場としては、施設敷地内に83台分の駐車場を確保しておりますが、ホールにおけるイベント等の開催時に、駐車台数が不足する場合は、周辺の「武川総合支所」駐車場や「武川体育館」駐車場を施設管理者との調整により使用しているところであります。

これまで、主催者との事前の調整や参加者の乗り合わせ等の協力により、駐車場が不足する事態は、避けられている状況であります。

しかしながら、イベント内容によっては、駐車場の不足が生じる場合もあるため、引き続き、主催者への説明や参加者への周知をお願いするとともに、利用状況等を検証してまいります。

次に、「白州総合会館」の改修についてであります。

「白州総合会館」は、昭和62年に建設され、地域住民の生涯学習活動や交流の拠点として多くの方にご利用いただいております。

この施設は、これまで大きな修繕もなく、外壁の補修や軽微な修繕の対応により施設の維持管理を行っているところであります。

現在のところ、施設の改修予定はありませんが、利用者が安全に利用できるよう、機能維持に努めてまいります。

次に、「過疎地域持続的発展特別事業」での事業実施についてであります。

白州町および武川町の区域は、新たに策定する「北杜市過疎地域持続的発展計画」の対象地域となっていることから、「過疎地域持続的発展特別事業」の対象となります。

このため、「甲斐駒センターせせらぎ」および「白州総合会館」の改修等に当たっては、この事業を活用できるよう、計画に位置付けてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山総務部長。

○総務部長（中山晃彦君）

13番、福井俊克議員のご質問にお答えいたします。

土砂災害警戒情報に伴う避難情報の検証について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「避難情報発令」までの時間についてであります。

先月14日の秋雨前線による長雨の際は、「甲府地方気象台」から「状況が好転する可能性もある」との予報、また、「南アルプス山頂部での強雨」による「土砂災害警戒情報」の発令など、切迫している状況ではなかったことから、「災害対策本部」において、総合的に判断した結果での、避難所の開設時間となったところであります。

次に、白州町・武川町に限定した「避難情報発令」の理由についてであります。

「土砂災害警戒情報」が北杜市に発令されたのは、南アルプスの仙水峠付近の1キロ平方メートルメッシュの一つが、レベル4の基準値になったためであります。

当時の判断は、「甲府地方気象台」に確認し、引き続き、仙水峠付近など山を中心として強雨となる予想であったこと、また、過去の災害などを参酌し、地域を限定した発令に至ったところであります。

次に、今回の避難情報の対象者についてであります。

高齢者等避難は、「高齢者」、「避難行動要支援者」、自宅付近に危険箇所がある方を対象としており、新しい避難情報に切り替わった本年5月以降、繰り返しお知らせするとともに、水害に特化した「水害ハンドブック」においても、詳細にお知らせをしているところでありますが、今後も周知徹底を図っていきたいと考えております。

次に、土砂災害警戒区域内の世帯等の把握についてであります。

「土砂災害警戒区域内」などに限った世帯等の把握はしておりませんが、白州町・武川町は全地区に「土砂災害警戒区域」が指定されており、それ以外にも法律により危険箇所が指定されていない崖や、河川の近くにお住まいの方も避難の必要があると考え、両町の全世帯への周知をしたところであります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

福井俊克君の再質問を許します。

福井俊克君。

○13番議員（福井俊克君）

それでは1項目め、2項目めにつきましては、最善の努力をしていただきたいと、こういうことであります。よろしくお願いします。

それから、3項目めの土砂災害警戒情報に伴う避難情報の検証についてを再質問させていただきます。

まず1点目ですが、県から午前8時45分、土砂災害警戒情報の発令があつてから、市が高齢者等の避難発令までの時間がかかったことについては、先ほどの答弁で切迫した状況ではなかったとのことであります。

県においては、土砂災害の警戒レベル4相当の情報で、早めの避難行動に心がけると緊急速報メールがありました。市民は、そのメールを受けて、北杜市からの指示の情報をずっと待ちました。市からの発令は、午後1時3分、緊急速報メールでなりました。今、置かれている地域の気象状況など詳しい状況を待っていた市民は、災害情報への不安を抱きました。こんなことがあつてはなりません。やはり、検証だから言っておきますが、できるだけ早い時点で、県から警戒情報が出たので、それによつての北杜市が行うべき避難行動等の情報指示は早めに発令すべきであります。こういった場合、やはり正確な情報を分かりやすく市民に伝えるということが、一番適切な災害情報を出していただくということが肝要であります。

市民はその間、情報がいつ来るのかと、どういう状態なのかということの不安を抱いて、ずっといました。迅速な対応と市民に分かりやすい情報伝達について、これからどのようにしていくのか、改めて伺います。

それから2番として、白州、武川に限定した避難情報の発令理由について、南アルプス連峰の仙水峠付近などが、山を中心に強い雨が降ったという予想であります。過去の災害を参考にして白州、武川としたとの答弁でありますけども、仙水峠は東側が大武川水系、それから西側は野呂川水系なんですよ。分水嶺であります。そういうところから考えてみれば、半分は野呂川のほうへいく、半分は武川町にいくんです。そういう状況です。ですから、白州、武川地域での過去の水害の雨量観測地域においては、過去は日向山の測候所の雨量を参考にいたしました。こういう状況がありますので、避難指示を発令する場合は、各地域の情報を的確につかんで、それから発令をするという判断が必要かと思いますが、どのようにお考えか、再度お聞きします。

また、3番目として、避難指示は土砂災害警戒区域内の在住で高齢者等と理解しておりますけれども、いかがかという質問に対して、避難は高齢者、避難行動要支援者、自宅付近に危険箇所がある方を対象としているという答弁であります。土砂災害警戒区域内に在住の方という前提ではなかったかと、このように思われますが、そのへんもう一度、お伺いいたします。

4番目として、NHKのテレビのテロップでは、先ほど言いましたように高齢者避難等土砂災害指示が武川町と白州町、全人口が報道されました。この情報はどこから来たのか。市が情報を出してあげなければ、こういう情報になりません。こういう、本当に市民とすれば戸惑います。私も、隣の家もすべてが避難しなければならないかという情報に勘違いされるということです。これからの情報について、改めてお聞きいたします。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山総務部長。

○総務部長（中山晃彦君）

13番、福井俊克議員の再質問にお答えをいたします。

まず、1点目でございます。土砂災害警戒情報の発令から市が高齢者等避難情報の発令まで、経過時間が非常に長く、市民の皆さんの不安が多かったということで、分かりやすい情報伝達についての再質問ということで、お答えをさせていただきます。

繰り返しになりますけども、当時の状況といたしましては、南アルプス山頂部分、これは仙水峠でございますけれども、そこで強い雨ということで、甲府地方気象台からの予測、また様々な情報を参酌しての判断ということでございます。

しかしながら、8時45分、緊急エリアメールということで、気象庁、山梨県の共同による土砂災害警戒情報の発令から約4時間という時間が経過した中で、市のほうから高齢者等の避難ということで、避難指示を出したところでございますけれども、その4時間の中で、市からの詳しい情報等が発せられていない中で、市民の皆さんには非常に不安であったというふうに思っております。

当時の午前中の状況を考えれば、そこはいろいろ検証することはございますけれども、市としては、この4時間の間に情報提供ができなかったということにつきましては、非常に反省をしたいと考えております。

今回、こういう状況の中で、情報提供のあり方、あるいは早期の避難所の開設など、非常に多くの課題、反省点がございますので、これらを十分精査をしながら迅速な対応と市民に分か

りやすく、また寄り添った情報提供、伝達ということで今後に生かしてまいりたいと考えております。

続きまして、2番目のご質問でございます。地域の情報確認をした上で、また避難指示の発令をすべきではなかったかというご質問だと思っております、そのご答弁をさせていただきます。

避難情報を発令する場合には、繰り返しになりますけれども、気象庁、気象台、河川の水位、山等の雨量計、あるいは雨雲レーダーによる情報、こういうものを総合的に参酌し、判断をさせていただいているところでございますけれども、今回の場合、気象庁の土砂災害警戒情報発令後も仙水峠付近の降雨は続くけれども、土砂災害警戒情報の解除も見込まれるというような甲府地方気象台との見解もあったということも事実でございます。

南アルプスという複雑な山岳地形であります。同じ気象状況等は、同じものは二つとないわけではございますけれども、河川水系の下流域、あるいは過去の災害時の経験等も地元住民の皆さんの情報、あるいはご意見等も踏まえ、総合的に判断するということも必要ではないかと思っております。

土砂災害等の避難情報発令は、データに基づくことはもちろんでございますけれども、そのときの状況にもよりますけれども、地域の皆さまからの情報収集、こういうものが重要であると考えております。

このようなことから、今後につきましては、まずそのときの災害情報等、災害の状況も様々ございますけれども、地域の皆さんの意見、あるいは北杜市には武川総合支所等、総合支所もございますので、そういうところの意見も聞きながら、今後総合的に判断をしていきたいと考えております。

3番目のご質問でございます。土砂災害警戒情報と高齢者等避難の市からの指示の理解ということで、ご質問をいただいております。

これにつきましては、土砂災害警戒情報の発令につきましては、気象庁と山梨県、共同によりましての発令ということになります。その発令につきましては、自治体全域の発令ということでございまして、合併市であります北杜市も旧町・村ごとではなく、北杜市全域という発令でございます。

この情報を受けまして、市では気象台、あるいは市内14カ所の雨量計、河川水位等を総合的に判断した中で、避難情報等を発令ということになっております。

8月14日につきましては、このような経過によりまして、13時に白州・武川地区全地区に避難に時間がかかる方、高齢者、避難を支援する方で危険な箇所にいる方、崖や河川近くにお住まいなどの方、こういう方も避難をするということで、高齢者等避難を発令したところでございます。

対象区域としては、白州町・武川町の土砂災害警戒区域内、崖の近くの河川にお住まいの方というところでございますけれども、議員ご指摘のとおり分かりにくさ、あるいは誤解が生じる可能性、こういうこともあることから、今後につきましては、防災の専門家のご意見等も伺いながら、情報発信の内容について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、NHKのテロップの情報ですね、白州・武川地区の世帯数、人口、住民の数ということでございます。

この情報はどこから出たかということでございますけれども、これらの世帯数、住民の数に

つきましては、年度当初の住民基本台帳の人数でございまして、この情報につきましては、山梨県総合防災情報システムに市が入力し、緊急速報メール、ＬアラートとしてNHKからテロップ放送をされたということでございます。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○１３番議員（福井俊克君）

それでは再々質問です。１点です。

先ほどNHKのテレビのテロップですが、やはりこの情報等については慎重に、その情報が伝わるよう、お願いをしたいと思います。

再々質問ですが、避難所の開設について武川小学校があったわけですが、学校側の協力体制が欠かすことができません。今回も、前回も校長先生とか教頭先生が出てきてくれて、その対応をしていただきました。開設準備に当たったり、開設中のいろいろなことに対して、学校側としても協力していただいております。休日にもかかわらず、また夜間にもかかわらず、行っていたということ、市としては、単に学校側のボランティアでやっていたという解釈でいいのかと、このように思っているんですが、当然、市の職員については、時間外対応とか、そういうものがあると思いますが、このへん学校側にはちゃんとした、あとで、校長先生も出たり、先生たちが出ていただいているということで、それに対する支弁等、やっていただいておりますかどうか、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山総務部長。

○総務部長（中山晃彦君）

１３番、福井俊克議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

武川の小学校体育館が避難所になっておるわけでございますけれども、学校側のご協力につきましては、私どもは当然として、これは感謝しているところであるとは思っております。地域と共に歩む学校ということで、そういう面では感謝していると思います。その感謝を単なるボランティアということで片づけていいのかということも、これは議員ご指摘のとおりであると思います。その内容等につきましては、今後、学校ばかりではなくて、福祉避難所等もございますので、担当部局、学校であれば教育部、ほかの担当部局とそれらにつきましても検討をし、しっかり避難所開設、あるいはそれ以後の運営等にも気持ちよくご協力いただけるようなことを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○１３番議員（福井俊克君）

終わります。

○議長（加藤紀雄君）

以上で質問を打ち切ります。

これで１３番議員、福井俊克君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は2時50分といたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時49分

○議長（加藤紀雄君）

再開をします。

次に、みらい創生、18番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

2項目、4点について質問させていただきます。

まず、就労支援について。

長引き、そして拡大していくコロナ禍の中、健康の不安と生活の困窮が大きな課題となっています。

就労の形態が変わり、リモートやホームワークが活用されるようになり、WithコロナAfterコロナを見据えて、ITの使用が必要不可欠となってきました。

休業や廃業など厳しい経済状況の中、就労支援は、大変重要なことであります。

特に女性の就労については、正規の雇用が少なく、管理職や上級職への登用が少ないこともあり、男性との賃金格差が大きくなっています。男女が共に働き始め、男性が1年間で手にする金額を、女性が1年を超えて、働かなければ同額にはならない。その同額になった日を私たちは、Equal Pay Dayと呼んでおり、その差は年々小さくなっているものの、2020年の男女の賃金格差は74.4%であり、男性より5カ月ほど余分に働かなくては同額になりません。

ちなみにイタリアでは1カ月と22日、フランスは3カ月と8日と諸外国に比べても日本は格差が大きいことがうかがえます。また、出産や育児、介護などが一段落し、再び仕事に就こうと思っても、ブランクがあった間の技術や知識に追いつかず、職場復帰に苦慮することが多々あります。

ジャンルの違う職種においても同様のことがあり、女性のための就労支援は大事な観点であり、また、ひとり親家庭に対する就労支援はこのコロナ禍の中、早急に取り組む必要があると考えますが見解を伺います。

まず、ひとり親家庭の就労支援策について伺います。

リカレント教育、人手不足の業種に対する資格取得についてはどのように考え取り組んでいくのでしょうか。

2項目め、保育園及び放課後児童クラブの民間委託について伺います。

本市は、第2子以降の保育料の無料化を県の制度に先駆け実施しています。現在、市内の保育園は、北杜市立は14、その他が2施設ありますが、そのうち北杜市立には幼稚園の機能を兼ねた認定こども園が3園あり、保育の充実を目指しています。また、このコロナ禍には、様々な支援制度が行われているところでもあります。

保育園と幼稚園の違いは、保育園は、児童福祉法に基づいて設置される福祉施設であり保育を目的としており、一方、幼稚園は、教育基本法に基づく教育施設であります。

保育士は国家資格、幼稚園は教諭資格が必要であり北杜市の市立としては運営していくため

に、職員は、両方の資格を取得する必要があります。

また、保育園は、0歳児からの受け入れ、幼稚園は、3歳児からの受け入れとなり、こうしたことから人事・勤務・指導内容にも十分な工夫が必要であります。

市の現状では、保育士が足りず、処遇改善がされたとはいえ都市との比較からは賃金の格差が大きいことも一因となっているのではないかと考えられます。

集団生活を体験することは、社会生活を送る上において大切なことであります。少子化の中、入園者数が減り、保育園の統合も視野に入れざるを得ない状況も想定されます。

保育の充実を図るためには、こうした課題を解決することが不可欠です。

また、放課後児童クラブは児童保護法における放課後児童健全育成事業の通称であり、授業の終了後、児童生徒に適切な遊びおよび生活の場を提供し、健全な育成を図る事業であります。

学校教育と連動するところもあり、市内の利用率は高く、同様の課題があると思われます。

女性の社会進出に伴い、親子が関わる時間が減っています。人間性を育む幼児教育は非常に大切な時期であり、質の高さも求められており、環境の整備が必要であります。

「親ガチャ」という言葉をご存じでしょうか。おおむね子どもが親を選べないというような意味ですが、育つ環境によって人格や思考が影響されてきます。

他市においては、指定管理や民間に経営を委ねるケースもあり、サービスや運営においても多くの成功事例が見受けられます。

幼時からの子どもの育成に民間を活用した施策を取り入れるお考えはあるか伺います。

2点、伺います。

近隣の他市の状況はどのようになっているのでしょうか。

また、本市として取り組むお考えはありますでしょうか。

以上、質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

18番、保坂多枝子議員の保育園および放課後児童クラブの民間委託における、市として取り組む考えについてのご質問にお答えいたします。

民営化については、民間のノウハウを導入することにより、近年の多様な保育ニーズへの対応や、保育サービスの充実を図ることができるなどのメリットがある一方、民営化による環境の変化など、保護者に不安があることも承知しております。

本市としては、先進自治体の状況や民間委託によるメリットを保護者に伝えることで、保育の質やサービスの低下など、保護者が抱えている漠然とした不安を払拭し、早期に導入ができるよう検討を進めてまいります。

併せて、市立保育園等の統合による効率化や、指定管理者制度の導入による、保育の質の向上についても研究してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

18番、保坂多枝子議員の就労支援における、「ひとり親家庭」の就労支援策についてのご質問にお答えいたします。

本市では、国の制度を活用し、「ひとり親家庭」の雇用の安定および就業の促進を図るための、母または父が、看護師や介護福祉士等の資格を取得するため、1年以上養成機関等で修業する場合、「ひとり親家庭」の生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にするための生活費を支給する「母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業」を実施しております。

また、本事業は見直しが行われ、本年度に限り6カ月以上の訓練を必要とする、デジタル分野の資格や、輸送・機械運転関係、農業関係の資格取得など給付対象が拡大されたところであります。

市独自の取り組みとしては、市役所内に開設している「ほくとハッピーワーク」において、情報提供を行い、対象者に寄り添った就労相談を行い就労へつなげております。

また、本年度から新たに「ひとり親世帯」の女性等を対象とした「女性のためのパソコン教室」を今月から10回程度開催するなど、きめ細やかな支援を行っております。

次に、保育園および放課後児童クラブの民間委託における、近隣他市の状況についてであります。

県内各市の「公立保育園」における委託等の状況は、韮崎市が1施設、南アルプス市が1施設、甲斐市が2施設、笛吹市が2施設、富士吉田市が1施設で、いずれも「指定管理者制度」を導入しております。

また、「放課後児童クラブ」については、都留市が11施設、山梨市が10施設、笛吹市が30施設、上野原市が7施設、甲州市が1施設で、一般企業や保護者会、社会福祉協議会等への運営委託を行っている状況であります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水産業観光部長。

○産業観光部長（興水伸二君）

18番、保坂多枝子議員の就労支援における、リカレント教育および人手不足の業種への資格取得に係る考えについてのご質問にお答えいたします。

育児や介護等での離職後、復職や再就職を目指す方の「リカレント教育」や、人手不足の業種に対する資格取得は、個人の社会的なステップアップや実務能力の向上が図られ、復職、再就職に有利になる手段であり、非常に重要と考えております。

市では、市内企業の人材確保や就職支援のため、「会社説明会」や「就職ガイダンス」を毎年、開催しておりますが、本年は、さらに人手不足の業種支援の一環として、「福祉事業所就職ガイダンス」を来月30日に開催する予定であります。

また、復職や再就職においても有利となる資格取得や知識、スキル習得の支援として、介護資格取得に要する費用を助成しており、さらに、今月から「ひとり親世帯」の女性等を対象とした「女性のためのパソコン教室」の実施も始めたところであります。

今後も、就職を希望する方などへニーズ調査を行い、就職の幅が広がるような、就労支援に向けた積極的な取り組みに努めてまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

保坂多枝子君の再質問を許します。

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

それでは、2項目それぞれについて再質問させていただきます。

最初に就労支援でございますが、ひとり親家庭の就労支援について伺います。

先ほどの答弁で、資格取得のための生活費の支援だとか情報提供、パソコン教室、また対象者に寄り添った相談体制などという、様々な支援が行われているようですが、何名がこの制度を利用しているか。そしてまた、資格取得後の就労や成果についてお伺いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

18番、保坂多枝子議員の再質問にお答えいたします。

私からは、高等職業訓練の状況についてお話をさせていただきます。

高等職業訓練の促進費の給付の、昨年度の実績は3名の方に給付を行いました。そのうちの2名の方は看護師の資格の取得を目指している方で、看護師の資格を取得するには3年間の修業が必要となっております。修業1年目の方がお一人、2年目の方が1名でありました。そのほかに美容師の資格を取得するために、修業過程が修了した方がお一人いらっしゃいました。

本年度につきましては、昨年度から看護資格を継続して取得している方が2名いらっしゃいます。そのほかに新規で保育士の資格を取得中の方が1名いらっしゃいます。ですので、現時点では3名の方に給付を行っているところであります。

また、本年度に限って資格取得ができるというデジタル分野などの資格取得の希望者は、現在のところいらっしゃらないという状況です。

それから資格取得後に就労されたかどうかということですが、国家試験の合否、それから就労したかどうかの結果の報告は求めておりませんので、就労状況はつかんでいないという状況であります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

では、今の就労支援のところで伺います。

せっかく、こうやって市で支援をして資格取得、それぞれの支援の体制の中で、こういったことができますので、できましたら市内にそういった方がまた戻ってきて就労していただくような形が取れたらありがたいなと思っています。その点についての市の考えを伺いたいということと、それからリカレント教育の、人手不足の業種に対する資格取得、これは職場復帰の場

合なんかが多いんですが、それについてはどのように取り組んでいくのかということで、全体では、就職を希望する人へのニーズの調査はどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

18番、保坂多枝子議員の再質問にお答えいたします。

看護師の資格など、そういった資格を取得すると就労に有利になるということがいわれておりますので、今後も資格取得に対する給付がありますよということをひとり親家庭の方に周知をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

興水産業観光部長。

○産業観光部長（興水伸二君）

18番、保坂多枝子議員の再質問にお答えさせていただきます。

ニーズ調査の具体的な方法の内容のご質問でございます。

市ではこれまで就職希望者などのニーズ調査のため、会社説明会、それから就職ガイダンスに参加された方々に対しまして、就職につながる資格は何か、また資格取得に向けた支援は何かなどのアンケート調査を説明会、またガイダンスを開催する都度、実施をしております。

本年度新たに実施します福祉事業所就職ガイダンス、また女性のためのパソコン教室につきましても、アンケートに基づきまして実施するものであります。

今後も説明会、またガイダンス等の開催の際、アンケートを実施する中で求められている支援など、また資格などについてのニーズ調査を実施してみたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○18番議員（保坂多枝子君）

では、2項目めに移ります。

保育園及び放課後児童クラブの民間委託についてですが、先ほど早期に導入ができるよう検討していただくような答弁をいただきました。その中で、公共施設の老朽化や、また施設の維持管理費の増大というのは否めないことでありまして、北杜市の大きな課題となっております。施設の民営化について、現在、策定中の総合計画における位置付けは、どのように考えていらっしゃるでしょうか、よろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

18番、保坂多枝子議員の再質問にお答えいたします。

現在、策定中の第3次総合計画は、行財政改革を計画の一部として位置付けるということで、総合計画と一体的に管理して実効性を高めるという構成で進められております。

民営化につきましては、この行財政改革の一つとして掲げる中で、行財政改革の委員会の中で、現在、審議を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

よろしいでしょうか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで18番議員、保坂多枝子君の一般質問を終わります。

次に、会派しんせい、9番議員、清水敏行君。

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

また、児童の痛ましい交通事故が千葉県八街市で発生してしまいました。朝は元気に出掛け、その日のうちに帰らぬ人に。親の、家族の悲しみを思うと言葉が見つかりません。亡くなった子どもたちの恐怖と無念さ、限りない未来が一瞬にして閉ざされてしまいました。

少なくなったとはいえ、全国で起きるこうした痛ましい交通事故。交通事故は防がなければなりません。運転者は一人ひとり心して運転しなければなりません。今まさに秋の全国交通安全運動期間であります。歩行者に最大限の注意を払う。例えば横断歩道で渡ろうとする人を見たら、後続車を確認し停まる努力をする。できる人からしていく。お金をかけずにできる取り組みであります。

北杜市のドライバーのマナーとして定着していけば、北杜市モデルとして本市のアピールポイントの一つになると思います。

市民と共に歩む市政、ぜひ本市として見える取り組みを期待します。

それでは関連した質問を含め、以下、9月定例会一般質問をいたします。大きく3項目でございます。

まず、第11次北杜市交通安全計画と児童通学路安全対策についてお伺いします。

第10次が終了し、令和3年度からの、第11次北杜市交通安全計画策定が急がれるのではないかと思います。その進捗状況について。

また今回は特に、「児童」の通学路の安全対策についてお聞きします。千葉県の悲惨な通学路での飲酒事故を受け、9月末までに、通学路対策について県に要請がきていますが、市としての対応はいかがでしょうか。またその通学路の安全対策について、関係機関の具体的な取り組みを、改めてお聞きします。

なお、通学時や、放課後など登下校時の児童の見守り活動には、市民の一人として、心より感謝いたします。

そこで以下ご質問します。

1. 第11次北杜市交通安全計画の進捗状況はいかがでしょうか。

2. 通学路対策について、関係省庁より県への要請がございます。本市の対応、取り組みについてお伺いします。

3. その通学路安全対策について、関係機関の具体的な取り組みはどのようにされていますか。

4. 3での危険箇所数はいくつですか。本市としてその把握、対応をお伺いします。

5. 通学路での、ドライバーへの注意喚起方法、またその対策をお尋ねします。

6. 道路整備も進むなか、よりよい通学路の見直しや変更などはいかがでしょう、お伺いします。

次に2項目めであります。国道141号線交差点 三カ所への右折矢印信号灯器設置と環境整備についてお伺いします。

国道141号線の三カ所の信号機において、右折車両に渋滞が発生しております。特に朝の通勤時間帯に顕著であります。無理な右折は事故を誘発することになり、大変危険であります。現状の信号機へ右折矢印灯器設置により、緩やかな交通の流れをつくるべきと考えます。市内交通環境整備となり、通勤のみならず、日常の交通安全に資するものとも考えます。

そこで以下ご質問します。

1. 国道141線、須玉町「西川橋西詰」の交差点、その国道に向かう側の信号機、同国道、須玉町「薬師堂橋東詰」の交差点、その国道に向かう側の信号機、同国道、須玉町「北杜市役所」への交差点、その国道北進側の信号機、以上三カ所の信号機に、右折矢印灯器設置の要望を、山梨県へ強くお願いしたいかがでしょうか。市内交通環境整備の観点からもお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

2. 武川方面よりの「薬師堂橋東詰」交差点左側に、立ち木の繁茂がございます。

交差点の視野を狭めており、横断歩道の状況も見えにくく、環境整備の上でも伐採をお願いしたいかがでしょうか。

次に3項目めであります。職員から市長への提言、提案についてお尋ねします。

本市の様々な市政運営の中で、職員からの提言、提案は、市政運営という観点から、また将来を見据えて、本市の展望を描いていくという長期的な観点からも重要と考えます。

本市は今まさにいろいろな策定を、新しい第3次の策定を検討中であると思います。そういう中にも若い人の見解、考え方をぜひ取り入れるなどしていただけたらと思うものであります。

そこで以下ご質問します。

1. 現在の、職員からの提言、提案の方法は。

2. 具体的な提言、提案は。市政への反映はいかがでしょう。

以上3点、お伺いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

9番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

職員から市長への提言、提案について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、現在の方法についてであります。

職員の改善意識および市政への参加意識の高揚を図り、活力ある市政の推進および市民サービスの向上に資することを目的に、平成20年から「北杜市職員提案制度実施要綱」に基づき、市政全般について、職員の創意工夫による提案を募集しているところであります。

提案された案件は、「職員提案審査会」において採否を決定し、提案内容に係る所管課において予算化の上、事業を実施しております。

また本年4月から、私が全課長を対象に、各課の課題や、今後についての意見交換を実施し、現在は、対象者を各課の担当レベルに広げて、実施しているところであります。

さらに、先月には、新規採用職員を対象とした研修の際、若い職員の考えも聞いたところでもあります。

これまで多くの職員と意見交換を行い、様々な課題や職員の悩み、考え等を聞くことができました。

今後も、職員と意見を交わす機会を設けてまいります。

次に、具体的な提言、提案と市政への反映についてであります。

職員提案の内容としては、市政に関する企画、改善等に関するもので、市民サービスや行政効率の向上、経費の節減または収入の増加を図るもの、組織を活性化するもの等であります。

昨年度までに50件の提案があり、約半数が採用されております。

主な採用実績としては、市内公共施設への「電気自動車充電スタンド」の設置、本庁舎入口から障がい者用駐車スペースまでの屋根の設置と乗降スペースの確保、「長坂町農村環境改善センター」内の中高生の交流の場づくり等がありました。

今後も職員提案制度により、広くアイデアを募集するとともに、多くの職員と意見を交わし、市政運営に反映してまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

9番、清水敏行議員のご質問にお答えいたします。

第11次北杜市交通安全計画と児童通学路安全対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、通学路対策への市の対応と取り組み、関係機関の具体的な取り組み、危険箇所数、その把握および対応についてであります。

千葉県八街市で発生した痛ましい交通事故を受け、本年7月上旬には、国、県から通学路の合同点検の調査依頼があったことから、本市では、7月下旬から学校、道路管理者等関係機関の協力を得て、点検を実施したところであります。

なお、点検箇所における具体的な対策は、現在、各関係機関においてご検討いただいております。

また、今回調査した危険箇所は、学校から報告のあった104カ所であり、今後は、対策等について各機関へ働きかけていくとともに、合同点検の際にいただいた助言を基に、通学路の見直しや、通学指導等を学校へも依頼してまいります。

次に、ドライバーへの注意喚起の方法と対策についてであります。

ドライバーへの注意喚起については、路面表示や標識、看板の設置等により、通学路であることの周知と安全運転を促しております。

その他、保護者やPTA、ボランティアのご協力により交差点での登下校時の見守りなど、

通学路の交通安全の確保に努めているところであります。

次に、通学路の見直しや変更についてであります。

通学路の危険箇所等については、道路管理者等関係機関で十分検討していただき、整備等の対策を実施しておりますが、対策が難しい箇所については、学校と協議し、通学路の変更などをご検討いただくよう依頼しております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

9番、清水敏行議員の第11次北杜市交通安全計画と児童通学路安全対策における、「第11次北杜市交通安全計画」の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

「交通安全対策基本法」を根拠とする、「第11次北杜市交通安全計画」は、「第11次山梨県交通安全計画」に基づき、計画期間を本年度から令和7年度までの5年間とし、本年8月に策定したところであります。

今回の計画では、県の計画における年間の交通事故発生件数をはじめ、交通事故死亡者等のデータや交通安全計画における目標数値、対策についての視点などを参考に、県の計画同様、目標数値を厳しく設定し、交通事故のない社会の実現に向け、実効性のある対策を重点的かつ計画的に推進する計画としたところであります。

その中で、特に高齢者と子どもの安全確保は喫緊の課題であるため、交通安全意識の向上を図るとともに、通学路における交通安全対策についても、積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、国道141号線交差点 三カ所への右折矢印信号灯器設置と環境整備における、国道141号交差点への右折矢印信号機の設置についてであります。

国道141号における、「西川橋西詰交差点」や「薬師堂橋東詰交差点」、「市役所入口交差点」においては、朝の通勤時間帯において、一時的な交通渋滞が発生し、特に「薬師堂橋東詰交差点」においては、これまでに改善の要望をいただいた経過があります。

「山梨県警察」によると、右折車の渋滞を抑制するための、「右折矢印信号機」設置については、右折需要が多く、設置する必要性が高い場所で、右折専用車線または右折待ちの車両が滞留できる車線幅員があること、などが条件となることとあります。

このため、「薬師堂橋東詰交差点」については、滞留できる車線幅員がないため、設置が難しいものと考えますが、「西川橋西詰及び北杜市役所入口の交差点」については、すでに右折専用車線を有していることから、道路交通のより一層の安全と円滑化を図るため、今後、設置について「北杜警察署」に要望してまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

9番、清水敏行議員の国道141号線交差点 三カ所への右折矢印信号灯器設置と環境整備

における、薬師堂橋東詰交差点の立木についてのご質問にお答えいたします。

県において、国道の支障木の伐採や除草作業、一級河川内の支障木の伐採を計画的に実施しておりますので、今回の立木については、県へ要望してまいります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

清水敏行君の再質問を許します。

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

それでは、大項目の通学路について再質問をさせていただきます。

市の交通安全計画ですが、これは指針となる中央交通安全会議という、令和2年11月、パブリック用のそういった会議の資料がございますが、その中に第11次の重点施策等が出てまいります。その1つに、通学路等における交通安全の確保があります。

今回の、このような事故の事例を受けて、本市の計画、これは本市の交通安全計画の11ページの（3）ですけれども、道路交通秩序の維持向上ということで6項目、載っております。交通安全運動の推進、すべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底、チャイルドシートの正しい使用の徹底、飲酒運転の根絶に向けた規範意識の確立、高齢者運転免許自主返納の促進、効果的な啓発・広報活動の実施と、ここにこの通学路の確保という文言をぜひ追加していただきたい、いかがなものかと、それが一つ、ご提案でございます。いかがでしょうか。

それと、先ほどお話がありました県の交通安全計画は、策定時、パブリックコメントをしています。県内他市で、本市はパブリックコメントを実施している、していない市が県内にあるわけですが、その県内他市の状況、また本市の考え方をお聞きます。

それから4番目の、これは通学路の危険箇所は104カ所とお聞きしました。西小学校の通学路、下黒澤線のため池の反対側の法面、これは数メートルある、危険だと思われる箇所なんです、そこが危険箇所に入っているのか。もし入っているのであれば、具体的な対策をお示してください。

また、市内通学路全体でブロック塀なども危険箇所として入っているのかどうか、お示ください。

それから5番目の通学路の追加案件報告の中で、グリーンベルト表示がございますが、その要望、また整備状況はいかがでしょうか。

それから通学路は道路が整備されるにつれて、場合によっては保護者の希望やら、また学校の意向などで変更される場合があると思いますが、その通学路に対して、親子など保護者と一緒に通学路点検チェックも必要ではないかと。親子で共通理解をする上でも重要と考えますので、そのような取り組みをご提案しますが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

9番、清水敏行議員の再質問にお答えいたします。

交通安全計画書の11ページ、（3）の道路交通秩序の維持向上の記載の部分であります、

その中に、県のほうでは通学路の安全対策として最重要課題として位置付けているということで、本市の計画には位置付けがされていないということではありますが、特出しをして記載はされておられませんけれども、道路交通にかかる全般的な方針として、通学路も含まれるものと考えております。

また、通学路対策につきましては、前のページになりますけれども、高齢者と子どもの安全確保の中に位置付けております。通学路等における交通安全対策についても積極的に推進していくということ、また生活道路、幹線道路における安全確保についても安全対策をしていくと記載しております。

いずれにしても、通学路における交通安全対策は最重要課題であると認識しておりますので、関係機関が連携して取り組む必要があるものと考えております。

2点目の県の交通安全、第11次の計画につきましては、パブリックコメントをしているということで、県内他市の状況と市の状況というご質問であったかと思いますが、把握している部分になりますが、甲府市はパブリックコメントを実施しているというふうに認識しております。ほかにもしている市、またはしていない市があると認識しております。

本市におきましては、北杜市交通安全対策会議条例によりまして計画を策定しているところでありまして、この中には教育長をはじめ外部委員として北杜警察署、それから峡北消防本部などからも委員として参画いただいて、意見をいただいているところでございます。

そのため、これまで策定段階においてパブリックコメントは行っておりませんが、広く市民の声を聞くことは必要であると考えておりますので、次回の計画の策定時におきましては、パブリックコメントを実施する方向で検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

9番、清水敏行議員の再質問にお答えをいたします。

まず、高根西小学校の通学路のうち下黒澤、ため池の反対側の林法面についてであります。こちらは要望箇所として、104カ所の中に入っております。

内容といたしましては、急斜面で倒木が多く、道路に倒れかかる危険性があるということで、こちらにつきましては、毎年要望が上がっている箇所であります。

対応といたしまして、土地の所有者に通知をいたしまして、危険木の伐採や枝払いなど日々の管理を依頼しているところであります。

続きまして、ブロック塀の要望であります。

本年度4カ所、学校から要望が出されております。

対応といたしましては、ブロック塀、個人のものでありますので、地権者に対しまして、安全対策を講じるよう依頼をしているというところでございます。

次に、グリーンベルトの状況であります。

本年度のグリーンベルトの設置要望は5カ所であります。道幅が狭く、歩道のない通学路において要望が出されております。

なお、昨年度、令和2年度におきましては7カ所、グリーンベルト設置の要望がありまして、

4カ所については実施済み、残りの3カ所については経過観察としております。これは設置が必要かどうか、また設置することで危険となる可能性もあるなど、詳細な確認が必要であり、また所管課とも協議をしていくというところで経過観察としております。

最後に通学路の点検チェックを親子で、保護者と一緒にというところでございます。

小学校におきましては、年度初めに新入生を対象とした通学路の確認を行っており、子どもと保護者、教員で下校をしながら通学の確認と交通安全、横断歩道の渡り方などの指導を行っております。また、引き渡し訓練の際、親子で通学路を歩き危険箇所の確認と安全指導の呼びかけを行っております。こうしたことで、通学路の状況について把握するように対応しているところであります。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

残り時間43秒です。

清水敏行君。

○9番議員（清水敏行君）

それでは、再々質問をさせていただきます。

この本市の考え方、次回はパブリックコメントをぜひ実施していただきたいと思います。

それから再々質問は通学路の件ですが、危険性を承知しておられる、そして毎年、それもある。また地権者ですか、お願いもしているということでもあります。ぜひ、本当に危険な箇所なんですね。市内にたくさんあると思いますが、やはり気が付いたところ、できるところからどんどんしていくということも一方で大事だと思います。十分、もう一度現場を見ていただいて、市として工作物ができないのかどうか、もう一度ご答弁ください。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

9番、清水敏行議員の再々質問にお答えをいたします。

危険箇所の対策、すぐにでもということでもあります。

104カ所を今年度、通学路安全点検の中で危険箇所ということで報告が上がっております。市といたしましても、できるところにつきましては、関係機関と協議の上、対策を実施しているところではありますが、どうしてもやはり国道、県道等につきましては、それぞれの道路管理者、またいろいろ管理区分等もございますので、要望しているところではありますが、それぞれの事情から対策が進んでいないという部分があるのも事実であります。

学校におきましても、危険箇所が常態化しているような場所につきましては、学校でも通学路の変更はできないかということ、こちらのほうでも投げかけをしております。過去にも通学路を一部変更していただいた例もございますので、学校としても保護者の意見も聞きながら安全の通学ができるように、通学路の見直しもするというところで、こうした危険箇所の危険解消のための対策と併せて、通学路の変更についても鋭意やっていたところでもありますので、子どもの安全確保ということを第一に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

以上で質問を打ち切ります。

これで9番議員、清水敏行君の一般質問を終わります。

次に、星見里の声、2番議員、興水崇君。

興水崇君。

○2番議員（興水崇君）

2項目について、質問をさせていただきたいと思います。

まず、1項目め、市営住宅について。

地方、また本市におかれましても、人口減少問題が加速し続け、財政健全化だけではなく地域を存続していくことが至上命題となっております。

少し前の話ではありますが、平成26年5月8日に日本創生会議が消滅可能性都市を発表いたしました。その際に、本北杜市もその中に数えられておりました。これは具体的には、20歳から39歳の女性の数が、2010年から40年にかけて5割以下に減る自治体を消滅可能性都市に選んだものだとしております。

子どもの大半をこの年代の女性が産んでおり、次の世代の人口を左右することから、この将来人口の推計に対して、20歳から39歳までに約3割の人口が大都市に流出することを前提としたのが、ここの根拠ともなっております。

本市におかれましても、様々な資金・施策、連携を活用し、問題解決とそれに歯止めをかけるべく、多岐にわたる政策を展開されております。

その柱としては、「移住定住促進」「少子化問題の解決」、この2点は特に注力されていると、政策の中からも見てとれます。

そんな中、本市におかれましては「子育て支援住宅」「就業者向け定住促進住宅」また「就業者促進住宅」等が人気を博し、多くの応募が市外市内からあると聞いております。

また、現在は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、休止中ではありますが、就業促進住宅を活用した北杜市移住定住お試し住宅も多くの問い合わせがあり、様々な利用者の声がホームページにも掲載されており、多くの役割を担っていると感じております。

本市におかれましては、10年で子どもを2倍との目標があります。ピンポイントで子育て世代の移住や定住を促進すること、その中で北杜市子ども育成戦略会議において、今、様々な議論が交わされているかと思えますけれども、新しい施策だけではなく、今ある施設を最大限活用すること、これが課題解決の一助になると私も考えております。

今後も市営住宅の有意義な活用を願い、以下の質問をさせていただきます。

①昨年度、市営住宅に応募したが、残念ながら入居できなかった件数は何件でしょうか。

②市営住宅の空き部屋の総数と割合を教えてください。

③耐震・老朽化・住民などから改装や設備更新などの様々な要望があると思いますが、どのように対応していくのか。

④現在、応募したが入居できなかった方へどのような対応をされているのか。

⑤応募したが入居できなかった方へ新たな積極的な対応・営業（空いている市営住宅の案内）等を展開し、移住定住を今後、さらに加速させるお考えはありますか。

続きまして、64歳以下のワクチン接種予約について質問させていただきます。

新型コロナウイルスワクチンについて、本市でも対象年齢が64歳以下の接種が進んでいる

ところであります。

しかし、働いている、または学生世代ということで、休日や出勤時間も多種多様な方がいらっしゃると思います。接種につきましても休日だけではなくて、平日などを設けるなどのご配慮をいただいているところではありますが、予約の受付の開始日に関しては、平日の9時からの開始が主となっております。今後、幅広く接種を受けていただくために、また予約をしていただくために、予約の受付も65歳以上の際とは違う手法やスケジュールを設ける必要性があると考えます。

そこで以下の質問をさせていただきます。

現在の配布された接種分に対する、予約受付の振り分けの割合を教えてください。Web、電話、その他がございましたら、こちらをお願いします。

2つ目、平日9時開始の予約受付だけではなく、土日に予約受付開始を設ける必要性もあると考えますがいかがでしょうか。

③他市でも取り入れられているLINEを活用した接種予約等の、新たな予約受付方法を取り入れる計画はありますか。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

2番、興水崇議員のご質問にお答えいたします。

市営住宅について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、住民からの要望への対応についてであります。

市営住宅においては、老朽化が進行していることから、「北杜市営住宅長寿命化計画」に基づき、改修工事等を順次行っているところであります。

耐震については、改修工事に併せて、性能の確認を行っており、また、設備の更新については、ガス風呂釜の取り替えや下水道接続を行うなど、居住性向上対策にも継続して取り組んでおります。

一方、入居希望者の方から、「入居まで時間がかかる」との声をいただいておりますので、入居に向けた修繕を早めるなど、待ち時間短縮の改善を図ったところであります。

そのほか、団地自治会を通じて、様々なご意見、ご要望をいただいておりますので、引き続き、丁寧な対応を行ってまいります。

次に、入居できなかった方への対応および営業についてであります。

市営住宅の申込者の方には、「入居者選定結果通知書」により、結果の可否を通知しておりますが、選定から漏れた申込者の方には、他の市営住宅の募集に関するチラシを通知に同封しております。

また、本年7月より市広報紙の入居募集において、人気の高い住宅については、随時空き情報を確認できるよう、市ホームページのQRコードを掲載して、市営住宅の情報をより取得しやすいよう、工夫することとしました。

今後も、市営住宅について適切な情報発信に努めてまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

八巻健幸市民部長。

○健幸市民部長（八巻弥生君）

2番、興水崇議員のご質問にお答えいたします。

64歳以下のワクチン接種予約について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、予約受付の振り分け割合についてであります。

現在、国から配布されましたワクチン接種分に対しまして、今月7日に予約受付を再開したところであります。

全体では、電話予約を約2割、Web予約を約8割で約5千人の予約受付を行っているところであります。

次に、土日に予約受付開始を設ける必要性についてであります。

64歳以下の予約受付については、働いている方や学生など、多種多様な方がいることから、Web予約の割合を多く設定する中で行っております。

現在、土日の予約については、Web予約のみの対応とし、電話予約については、平日午前9時から午後7時まで受け付けることにより、多くの方が予約しやすい環境で対応しているところであります。

次に、新たな予約受付方法を取り入れる計画についてであります。

市では、現在、ワクチン接種の予約受付については、電話とWebで行っております。

電話回線が混雑するなど、ご不便をおかけしたこともあります。一つひとつ改善しながら、現状の形で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

2番、興水崇議員のご質問にお答えいたします。

市営住宅について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市営住宅に応募して入居できなかった件数についてであります。

昨年度の市営住宅の募集、入居関係の実績であります。新規募集を98件行ったところ、91件に対して応募がありました。

そのうち、1部屋に対して複数応募があり、結果として入居できなかった件数は50件でありました。

次に、市営住宅の空き家戸数と割合についてであります。

昨年度末における、市営住宅の管理戸数は、1,392戸であります。

このうち、「政策空家」を除いた入居可能戸数1,175戸のうち、入居戸数は1,017戸、空室戸数は158戸であり、入居率は86.6%、空室率は13.4%であります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

興水崇君の再質問を許します。

興水崇君。

○2番議員（興水崇君）

ありがとうございます。それでは各項目につきまして、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、市営住宅についてでございますけれども、今、ご答弁いただきましたとおり、入居できなかった方がやはり50件ぐらいいるということで、今後もぜひ、QRコードを付けるですとか、チラシの同封というものを積極的にしていただいて、北杜市に入居したいという方が、これは50件いらっしゃるという認識で、ほぼイコールだと思いますので、ぜひこれを促進していただきたいと思います。

その中で、おそらく多くの応募がある市営住宅として、先ほどの子育て支援住宅ですとか、就業促進住宅かと思っております。また、就業促進住宅におかれましては、1室を北杜市の移住定住お試し住宅として公開されているかと思いますが、今、休止中とのことですけれども、アンケートと言いますか、利用者の声からも非常に満足度が高い事業かと思っております。

人気がある施設かと思っておりますけれども、今後、このお試し住宅の施策の中で、この就業促進住宅の利用、部屋数を増やしたりですとか、そういったお考えがあるかどうかをお伺いしたいと思います。1点です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

2番、興水崇議員の再質問にお答えいたします。

お試し住宅、人気があるということで、その拡大ということでございますけれども、就業促進住宅を使つてのお試し住宅の拡大ということについては、現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

興水崇君。

○2番議員（興水崇君）

ありがとうございます。それでは、再々質問をさせていただきます。

おそらく、もともと入居の人気があるということですので、さらにその施策を広げるということも難しいかと思っておりますけれども、市営住宅というところで、希望者が多い中で、新しい住宅を建てるということもなかなか難しい問題かと思っております。そこで、こういった施策ですとか、市営住宅をさらに有効活用するという観点も含めまして、例えば民間の事業者と連携をする中で、こういった施策を展開していくことで、より一層、こういったことが有効になるかと考えます。アンケートにもあるとおり、非常に好評な事業でありますし、アンケートの中からも実際に北杜市民と触れ合う瞬間というところの声が多く反映されております。買い物に行った出先でお話をして教えていただいたですとか、そういった声が多く聞かれますので、今後、ぜひこういった市営住宅の活用が難しいようであれば、民間の活用等も併せて考えていただいて、より有効活用できればと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

2番、興水崇議員の再々質問にお答えいたします。

お試し住宅ということで、現在、就業促進住宅を活用して実施しておりますが、現在のところ考えていないという事でありましても、人気があるということもありますので、状況等を見まして、今後検討してまいります。また民間の事業者等の活用ということにつきましては、現在、想定はしておりませんが、研究をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

興水崇君。

○2番議員（興水崇君）

それでは続きまして、64歳以下のワクチン接種予約について再質問をさせていただきたいと思います。

今のところ、Webの予約ですとか、電話のみでという回答をいただきました。実は昨日時点で、Webのほうを見ましたならば、9月7日から開始されたものの、まだ受付がされているという状況でございます。64歳以下のワクチンの接種につきまして、いろんな目標等もおっしゃってございましたけれども、現状での予約が接種目標に達していない原因ですとか、そういったところと今後の対策等が、もし何かあれば伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

八巻健幸市民部長。

○健幸市民部長（八巻弥生君）

2番、興水崇議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、今現在、約5千人の予約枠のうち4,125人の予約を受け付けている状況であります。残り1千人分の枠が現在、予約できる状況となっております。

考えられる原因としましては、これまではワクチンの供給が非常に少なく、枠数も少なかったというところで、初日、2日目で一杯になってしまうという状況があった中、今回、5千人分ということで、なかなか枠が埋まらないということも考えられますし、それ以外には接種に対する不安であったりという、そういったところの接種控え、またこれまで1日、2日で終わってしまったということで、現在、予約を行っているという状況を把握していられない方、そういった方もいらっしゃるのではないかと考えております。

そういったことを踏まえまして、今月の区長文書回覧において、様々な不安を払拭できる回覧をさせていただくようにしております。

そういったところで、予約をしっかりと埋めていけるように進めているわけですが、それを持ちましても、なかなか進まない状況に対しまして、インセンティブ等を考えた中で、また接種を遂行できるような策を進めているというところの状況でございます。よろしくお願いいたし

ます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

興水崇君。

○2番議員（興水崇君）

ありがとうございます。それでは再々質問させていただきたいんですけども、今、おっしゃってありましたとおり、まだおそらく接種予約がされているということ存じ上げない方もいらっしゃると思います。9月10日に市長のSNS等で若者向けに接種予約の呼びかけ等を行っていますけれども、それ以降は市の公式ツイッターですとか、そういったところでもなかなか見かけることがありませんでした。回覧とかも非常に有効な手だと思いますけれども、やはり64歳以下ということで、こういったSNS等をもう少し活用をぜひしていただいて発信することも重要かと思いますので、併せてご検討をいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

八巻健幸市民部長。

○健幸市民部長（八巻弥生君）

2番、興水崇議員の再々質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、回覧等でお知らせすることも非常に大事であると思い、今、それを進めているところであります。しかしながら、それだけではもちろん通じない方もたくさんいらっしゃるということになりますので、ホームページであったり、SNS等、あらゆる媒体を使って、接種の勧奨、また進めるためのご案内等を広く周知してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

以上で質問を打ち切ります。

これで2番議員、興水崇君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は4時15分といたします。

休憩 午後 3時58分

再開 午後 4時13分

○議長（加藤紀雄君）

再開をします。

本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

次に、星見里の声、4番議員、小林勉君。

小林勉君。

○4番議員（小林勉君）

2つの大項目について、質問をさせていただきます。

1つ目、清里地域再活性化委員会の現状と未来について。

いまだ出口の見えない新型コロナウイルスの脅威に翻弄されながら2度目の夏が終わりまし

た。首都圏の緊急事態宣言再発出、そして山梨県のまん延防止措置と人流抑制の動きはすべての産業に大きな損失を与えます。

特に観光業は2度の繁忙期を逃し存続を危ぶまれる施設も出てきています。

withコロナの時代を生きることを真剣に考え、感染リスクを考慮に入れながらの経済活動が当たり前の社会になりつつあります。立ち止まるのではなく、次の一步を積極的に立案すべき時です。

新型コロナウイルスの影響は、清里地域に様々な変化をもたらしています。昨今のリモートワークの普及により首都圏から観光以外で訪れる人も増加し、それらの人が清里の不動産物件に興味を示す機会が増えてきました。

これまで放置されてきた空き物件や、なかなか買い手が付かなかった築40年のペンションなどが買われ、ひそかな不動産ブームを起こしています。

買い手の皆さんがどんな未来に希望を持たれているか分かりませんが、無秩序な開発につながる恐れがある今、清里の未来像をしっかりと描いておく必要があります。

昨年度の12月と3月の議会でもお聞きしました市長の公約でもある「清里地域再活性化委員会」の現状について再度お聞きします。今年の5月11日に清里の旧清里小学校である八ヶ岳コモンズにおいて、清里観光振興会の主催で「清里再活性化委員会準備会」が開かれ30名を超える参加者がありました。来賓で出席された市長は「9月には具体的な形を示したい」と明言されておられました。その現状と計画について、再度お聞きします。

1. 計画の内容と現状についてお聞かせください。
2. 配属した「地域おこし協力隊」の活動内容と今後の任務は。
3. 今後の展望について、お聞かせください。

次に、本市の施設を生かしたスポーツ・ツーリズムへの取り組みについてお聞きします。

新型コロナウイルスのデルタ株のまん延が心配される中、東京オリンピック、パラリンピックが開催されました。開催の是非については賛否分かれていますが、無心に競技に向き合うアスリートの姿には誰も心動かされたのではないのでしょうか。

コロナ禍において、多くの人がスポーツを楽しむ機会を奪われる中、いつかは思いっきりスポーツを楽しみたいという機運も盛り上がっております。

スポーツを核にした観光、スポーツ・ツーリズムは本市において今後大きな可能性を秘めています。

岩手県紫波町にオガールプラザという施設があります。町民の資産である町有地を活用して、官民連携手法を用いながら、財政負担を最小限に抑え、公共施設整備と民間施設等の誘致による経済開発を進める施設としてスタートしたそうです。そこに日本で初めてのバレーボール専用体育館「オガールアリーナ」が2014年に造られました。国際基準の装備を備えた上、フォームの解析ができる映像システムなども完備し、遠方からのチームや学校を受け入れるための宿泊施設なども備え、多くの利用者で賑わっています。

本市は高根体育館や長坂総合スポーツ公園など多くの体育施設を有しています。さらに先のオリンピックのために整備した国際基準のビーチバレー場やBMX会場などもあります。これらを生かしたスポーツ・ツーリズムの流れを作っていきたいところです。

先日、8月19日の山日新聞に、韮崎市がスポーツと観光を組み合わせた事業を官民で展開する組織として「スポーツコミッション」を設立した、という記事が掲載されていました。新

たな期待の表れかと思います。

本市には蕪崎市にも負けないほどの多くのコンテンツがあります。それらを生かした施策への取り組みについてお聞きします。

1. オリンピックのために整備した国際基準のビーチバレー場やBMX会場の現在の利用状況と今後の活用方法について、お聞かせください。

2つ目、スポーツと観光を絡めた施策について現在実施している事業はありますか。

3つ目、本市の体育施設を最大限に生かし利用者を増やすための官民連携（指定管理の枠組みを超えて）の施策を検討する機会が必要かと思いますがその予定はありますか。

以上、大きく2つについて、よろしく願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

4番、小林勉議員のご質問にお答えいたします。

本市の施設を生かしたスポーツ・ツーリズムへの取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、スポーツと観光を絡めた施策についてであります。

これまで、「スリーピークスハヶ岳トレイル」や、清里での雪合戦大会など、多くの来訪者が参加するスポーツイベントにおいて、市民や来訪者がスポーツをすることや、スポーツ観戦、また、運営に携わるボランティアの方などで、市内における観光や飲食、宿泊などへの経済効果、人々との交流による交流人口拡大などが図られてまいりました。

現在、コロナ禍の影響を受け、これらの事業は延期や中止となっているものもありますが、引き続き、関係団体と連携を図り、スポーツと観光を絡めた事業に取り組んでまいります。

次に、官民連携の施策についてであります。

本市では、これまでも市内の体育施設を利用したスポーツの大会をはじめ、「グランフォンドピナレロハヶ岳」や、「山梨クィーンビーズ」のホームゲーム、指定管理者が行う自主事業、また、民間宿泊事業者による大学生の合宿の誘致など、官民間わず、体育施設を活かす各種取り組みが行われてきたところであります。

今後、市の体育施設の更なる有効活用を図るためには、民間事業者が持つノウハウやネットワークを活かし、利用者の増加や利便性の向上、また、観光振興につなげていく必要があります。

こうしたことから、来年度から、新たに市の施設となる「ハヶ岳スケートセンター」とその周辺地域においても、官民が連携して、施設の活用策や活性化策について、現在検討を進めております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水教育長。

○教育長（興水清司君）

4番、小林勉議員の本市の施設を生かしたスポーツ・ツーリズムへの取り組みにおける、ビー

チバレーやBMX会場の利用状況と今後の活用方法についてのご質問にお答えいたします。

「サンドバレーコート」については、これまでに全国大会の県予選大会の開催、中学生や高校生の練習のほか、子どもたちの体力向上やスポーツに親しむことを目的に、保育園児を対象に軽スポーツを実施したところであります。

また、「BMX会場」については民間施設であるため、利用状況は把握しておりません。

市では、フランスBMXチームの事前合宿での利用のほか、夏休み期間中に小学生の「BMX教室」を開催する計画でありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止としたところであります。

今後の活用方法については、「サンドバレーコート」においては、「山梨県バレーボール協会」と連携し、県内の中学生や全国規模の大会誘致や、子どもたちが裸足でも安心して走り回れる場所としても、活用してまいりたいと考えております。

なお、「BMX会場」においても、事業者の協力を得ながら、子どもたちへの「BMX教室」を開催し、競技への関心を広げてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水産業観光部長。

○産業観光部長（興水伸二君）

4番、小林勉議員のご質問にお答えいたします。

清里地域再活性化化委員会の現状と未来について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、計画の内容と現状についてであります。

清里地域の活性化については、本年5月に「NPO法人清里観光振興会」主催により、清里の住民や関係者の意見交換会が開催されましたが、その後の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、現在では、継続しての意見交換会の開催が困難な状況であると伺っております。

計画の内容としては、清里地域における、体験型観光、インバウンドなどの誘客促進策、街並みの整備、観光と農業が連携した特産品等のブランド化、高付加価値化などの地域活性化策を盛り込むことを考えております。

そのための組織となる、「清里地域再活性化委員会」を、本年度中に立ち上げてまいります。

次に、「地域おこし協力隊」の活動内容と今後の任務についてであります。

現在、「NPO法人清里観光振興会」で就業している「地域おこし協力隊員」1名については、「清里観光振興会」への支援業務のほか、清里地域の現状把握と事業者等からのご意見を伺うため、5月に開催された「清里観光振興会」の意見交換会の準備や、出された意見の取りまとめなどに取り組んだところであります。

今後は、更なる地元での意見聴取などを行うとともに、引き続き、清里地域の観光振興について取り組み、「清里ルネサンス計画」の策定にも関わっていく予定であります。

次に、今後の展望についてであります。

「東京2020オリンピック競技大会」開催による、「スポーツ・ツーリズム」や「ウェルネスツーリズム」などのスポーツと健康志向の高まり、また、「中部横断自動車道」の開通を踏まえ、交流人口の拡大などを好機として捉え、おもてなしや街並みの整備、体験型観光など、「清里ルネサンス」に取り組み、豊かな自然環境に恵まれた芸術文化の香りが高い、長期滞在をし

たくなる「一流の観光地」を目指してまいりたいと考えております。

「清里地域再活性化委員会」では、観光事業者や農業事業者、清里地域で活動されている若いメンバーの方々、観光やまちづくりの専門家など、多方面からご意見を伺い、清里の将来像となるビジョン等について検討をすることとしております。

来年度には、「清里ルネサンス計画」を策定してまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

小林勉君の再質問を許します。

小林勉君。

○4番議員（小林勉君）

ありがとうございます。2つの大項目それぞれについて、再質問をさせていただきます。

まず、清里地域再活性化委員会の現状についてでございますが、再活性化委員会を本年度中には立ち上げていくというふうにご答弁いただいているんですが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、なかなか進捗がないというのは仕方ないとは思いますが、過去、12月と3月の議会でもいただいた答弁と、ほとんど内容が変わらないというような状況で、その上に5月に清里での意見交換会の際に、9月にはぜひ方向性を出したいというご意思があったということなので、地元ではかなり期待が高まっているところでもあります。ですので、市長からの何らかのメッセージが必要かと思いますが、いかがでしょうか。1つはそれです。

もう1つは、来年度には清里ルネサンス計画を策定するとありますが、計画の策定にあたり、審議される内容は活性化イベントなどのソフト事業のほか、周辺の環境整備などのハード事業にも及ぶことが考えられますが、庁内における推進体制はどのように考えておられるか、そのへんをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水産業観光部長。

○産業観光部長（興水伸二君）

4番、小林勉議員の再質問にお答えさせていただきます。

市長のメッセージ、それから庁内における推進体制についてのご質問であります。

市長のメッセージであります。計画を進めていくためには、様々な分野の関係者、また代表者および市民の皆さまと協議をし、連携を図っていくことが大変だと思っております。様々な会議が市内にはありますので、その折に状況等を説明するとともに、関係者からのご意見も伺いながら伝えてまいりたいと考えております。

それから、庁内における推進体制であります。

清里ルネサンス計画については、本年度中に立ち上げていく清里地域再活性化委員会において、様々なご意見やご提案があり、策定されていくものと捉えております。その際、周辺環境整備などにも及ぶ場合も考えられますので、関係部局と横断的に連携し、必要な検討が行える体制を構築してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

小林勉君。

○4番議員（小林勉君）

ありがとうございます。ぜひ、やっぱりコロナの影響もかなりありますけど、今後、清里も変わってきていますので、今を逃すと先が少し心配でもありますので、ぜひよろしく願いいたします。

2つ目の項目について、再質問をさせていただきたいと思います。

2つ目の2番目ですけど、今現在やっていることですね、コロナ後を見据えて、現在計画中、もしくは実証実験中の事業があれば教えていただければと思います。

それから3つ目の体制についてですけど、様々な業種や横断的に関わるような事業は多くの目線の違ったアイデアを混ぜ合わせることによって生まれるものです。ですので、指定管理者や協議団体だけでなく、宿泊施設や旅行者、各種体験施設など関連する事業者の意見等を出し合う機会が必要かと思いますが、そういったような大きな枠組みで考える機会をつくる予定があるかどうか、そのへんもお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

興水産業観光部長。

○産業観光部長（興水伸二君）

4番、小林勉議員の再質問にお答えさせていただきます。

最初に現在、計画中などの事業についてであります。

八ヶ岳観光圏で連携を行っている八ヶ岳ツーリズムマネジメントにおいて、現在、トレッキングやサイクリング、それからe-バイクなどのアウトドアスポーツを活用した長期滞在型のモデルツアーを現在、実証中であります。

この実証によりまして、自然文化など豊富な観光資源を活用したアウトドアスポーツを体験するとともに、地域の消費拡大につながるツアーとしてまいりたいと考えております。

それから、宿泊施設や旅行事業者など関連する事業者の意見というご質問であります。

体育施設を活用し、観光振興につなげていくためには、スポーツ関係者のみならず、観光事業に関わる受け入れ側の関係者からのご意見を伺うことは、非常に重要だと考えております。このためスポーツ、観光事業者、その他関係する民間事業者からのアンケート調査も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（ な し ）

以上で質問を打ち切ります。

これで4番議員、小林勉君の一般質問を終わります。

次に、星見里の声、3番議員、中山喜夫君。

中山喜夫君。

○3番議員（中山喜夫君）

皆さん、こんにちは。

このたび、私からは大項目4つの質問をさせていただきます。

まず1つ目、市民がNPO法人に寄附をした場合の個人住民税の寄附金税額控除について。

現在北杜市は移住者が増加しており、北杜市民の行政に対するニーズは多様化している傾向にあります。このようなニーズに行政が網羅的に対応していくことには限界があり、民間団体の協力は必要不可欠と考えています。

民間団体のうち、特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人については、主たる活動分野が特定非営利活動促進法に掲げられている20の分野に該当するのかを所轄庁（北杜市で言えば山梨県）が認証することにより設立ができ、その公益性を担保するために、内閣府のNPO法人ポータルサイトを通じて、毎期の事業報告・会計報告等を一般に公開されているところであります。

NPO法人のうち、パブリック・サポート・テスト要件（以下、PST要件といいます）等を満たす法人は、所轄庁から認定を受けて、認定NPO法人となることができます。認定NPO法人になりますと、寄附者に対する税制優遇、具体的には所得税および住民税の減税措置があり、寄附金を集めやすくなり、活動資金を確保することにつながります。よって、認定NPO法人ではない、一般のNPO法人は寄附者に対して税制優遇を与えられていないため、活動資金となる寄附金を集めることが難しいことになります。そのようなNPO法人は収益事業を行うことにより活動資金を確保することになるのですが、この収益事業を考案し事業化することは非常にハードルが高いと考えられます。高い公益性を事業目的として設立されたNPO法人も、結局のところ、活動資金の不足に陥り、休眠状態になってしまうケースも見受けられます。つまりは、NPO法人は財政基盤が脆弱なのであります。ここで、私は「寄附金の税額控除」「認定NPO法人化の促進」、この2つの観点から質問をさせていただきます。

まずは、「寄附金の税額控除」についてです。

平成23年度の税制改正により、認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金で、条例により個別指定された寄附金についても、住民税の減税措置が受けられるようになりました。具体的には、地方税法第314条の7第1項第4号において、「特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの」となっております。「住民の福祉の増進に寄与する」ということは、地方自治法第1条の2第1項における「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」にも合致しているところであります。

北杜市においては、認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金で、条例により個別指定された寄附金は現在ありませんが、神奈川県横浜市では条例により個別指定された寄附金があり、「市民税の寄附金税額控除の対象となる法人（団体）について」という題名のサイトがあり、NPO法人が指定を受けるための要件、手続等について細かく触れられています。実際に指定を受けているNPO法人は15法人あり、その活動内容を分類してみますと、障害福祉サービス・子育て支援・地域づくりとなっております。横浜市は、政令指定都市ではありますが、増加する移住者の行政に対する多様化するニーズに応えるために、民間団体への協力を広げていった歴史があることを耳にしたことがあります。条例により個別指定された寄附金とは、

寄附を受けるNPO法人が寄附される方の住所地の市町村の条例で指定されているものをいいますので、住民税の減税措置分がそのまま市内のNPO法人の寄附金に充当されるものと考えられます。

北杜市民が他の市町村にふるさと納税した場合のように、住民税が他の市町村に流出する恐れはありません。また、北杜市民が住民の福祉の増進に寄与するNPO法人を直接的に支援できる環境が整うことにもつながります。

なお、対象となるNPO法人の指定については、北杜市指定管理者候補者選定委員会のような組織を立ち上げて、指定に関する公平性を担保すればよろしいのではないかと考えています。

次に、「認定NPO法人化の促進」についてです。

先に触れましたとおり、認定NPO法人になるためには、パブリック・サポート・テスト、PST要件を満たす必要があります。具体的には次の3つのいずれかの要件になります。

①つ目、経常収入金額に占める寄附金等の収入金額の割合が20%以上であること。

②つ目、各事業年度中において寄附金の総額が3千円以上の寄附者の数が年平均100人以上であること。

③つ目、都道府県または市町村から条例で個別に指定を受けていることです。

この③番目の要件は、今回私が触れている、条例により個別指定された寄附金を受けるNPO法人であります。この法人を指定NPO法人と呼ばさせていただきます。条例で個別指定することにより、NPO法人から指定NPO法人になり、その後指定NPO法人から認定NPO法人になることを促進させることができます。認定NPO法人になれば、寄附者に対する税制優遇は所得税まで含まれますので、寄附される方は全国へと広がるのが予想されます。実際に横浜市の指定NPO法人（15法人）のうち、認定NPO法人となったのは、私が調べたかぎりですと10法人にもなります。

以上を踏まえて、次の質問をさせていただきます。

質問①つ目、北杜市民の行政に対する多様化するニーズに応えるために、住民の福祉の増進に寄与するNPO法人の協力は必要不可欠であると考えます。そのようなNPO法人の活動資金を確保する観点および認定NPO法人化を促進させる観点から、本市でも地方税法第314条の7第1項第4号の寄附金を条例で個別指定することを検討していただけないでしょうか。

質問②つ目です。上村市長におかれましては、著書である「地域を変える48の提案」の中で、「行政があたりまえに行っていることを、民間企業やNPO法人と積極的に連携して担っていただきたい」、また「ボランティアができる方を登録しておく制度や財政的に厳しいNPO法人への活動支援を積極的に進め、提供できることとやってもらいたいことのマッチングを進めるために行政が司令塔のような役割を果たせるように役割を分担していきたい」と述べられています。

財政的に厳しいNPO法人への活動支援を積極的に進めるために、市長は具体的にどのようなことを考えられているのでしょうか。

質問③つ目です。住民の福祉の増進に寄与するNPO法人に活躍してもらおう観点から、NPO法人にとっては収益事業に該当する、北杜市からの委託契約を積極的に検討することも考えられます。

そのためには、北杜市が司令塔となりNPO法人と連携することができる事業がどのような

事業であるかを明確にする必要があるかと考えますが、市長はどのように考えていますでしょうか。

次に一般質問大項目2つ目、本市のふるさと納税の状況について質問させていただきます。

本市のふるさと納税の実績額は、市のホームページで公開されており、平成30年度で約1,300万円、令和元年度で約9,800万円、令和2年度で約5億2,300万円と飛躍的に増加しております。これは、ふるさと納税返礼品事業者の増加による返礼品アイテム数の増加や、ポータルサイトの利用等によるふるさと納税の募集に関するコストを掛けたことなど、本市による取り組みが大きく影響しているものと推測します。

一方で、ふるさと納税の実績額を上げるために努めているのは、他の自治体も同様であり、そもそもふるさと納税に関する認知度が国民全体に広がっていることも影響していると考えられるところであります。

今回私は、ふるさと納税を評価するにあたり、「ふるさと納税の実績額」だけではなく、「ふるさと納税の募集に関する費用」、「ふるさと納税による住民税の流出額」も考慮した、実質的な本市におけるふるさと納税の影響額を検証したいと考えています。

1つ目は、「ふるさと納税の募集に関する費用」についてですが、令和元年度の地方税法の改正により、令和元年6月以降、ふるさと納税に係る指定制度が厳格化され、次の2つの要件が明確化されたところであります。

①返礼品の調達割合は30%以下であること。これは地方税法第37条の2第2項第1号によります。

②つ目、先ほどの①も含めたふるさと納税の経費総額費用を50%以下とすること。これは総務省告示第179号第2条第2号によるものです。

つまりは、「ふるさと納税の実績額」がそのまま寄附者が選択した事業に100%充当されるのではなく、「ふるさと納税の募集に関する費用」を控除した金額が、寄附者が選択した事業に充当されると考えられます。

次に、「ふるさと納税による住民税の流出」についてです。

「ふるさと納税による住民税の流出額」とは、北杜市民が他の自治体にふるさと納税することによる北杜市の住民税控除額であります。

ふるさと納税により寄附した方は、自己負担の2千円を除き、住民税の20%までは、寄附した金額の全額が翌年の住民税から控除されることとなります。よって、寄附者が居住する自治体では本来は収納するはずの住民税が失われる仕組みになっています。

東洋経済の調べによりますと、「2020年度ふるさと納税における実質住民税流出額ランキング」によれば、トップは神奈川県川崎市で61億円の流出になります。川崎市は独自の税収で財政運営ができているため、地方交付税による補填が行われず、61億円は100%の実負担となっています。一方で、地方交付税による補填がある自治体は、流出額の75%が補填される仕組みになっていますが、それでも25%の実負担は残ります。

以上を加味しますと、実質的な本市におけるふるさと納税の影響額は、「ふるさと納税の実績額」から「ふるさと納税の募集に関する費用」および「ふるさと納税による住民税控除額」を控除した金額で評価すべきであると考えられます。

そこで以下の質問をさせていただきます。

質問①つ目、平成30年度・令和元年度・令和2年度のそれぞれの「ふるさと納税の募集に

関する費用」および「ふるさと納税による住民税控除額」を教えてください。

質問②つ目です。ふるさと納税による住民税の流出額を抑えるために、千葉県船橋市ではホームページ上で「ふるさと納税額と市民税控除額の推移」を公表しております。北杜市民がふるさと納税の影響額を正しく把握するためにも、「ふるさと納税の実績額」だけではなく、本市も同様の情報公開が必要であると考えられますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

次に一般質問大項目3つ目、近年の本市の実施しているパブリックコメントの内容と投稿数、今後の市民への効果的な周知方法と工夫策について、質問させていただきます。

本市の今後行おうとしている各種重要な施策について、市民の皆さんからいただくご意見やお考えを広く受け入れられる手段を担う重要な1つが「パブリックコメント」であります。

そしてそのお寄せいただいた貴重な一つひとつのご意見をもとに、今後の施策の周知、また見直しを含め、今後の市政に大きな影響力を持つ重要な手段でもあります。

しかし、現在市政に対してご意見を伺えるこのパブリックコメントが、どれほど周知され機能し市民の皆さんに活用されているのでしょうか。

先月8月24日に行われた全員協議会にて、「北杜市過疎地域持続的発展計画（素案）」について、本件の8月4日から8月17日までの2週間で実施されたパブリックコメントでは、残念ながら市民から寄せられたご意見は「0件」であったと市長から発表があり驚きました。

もちろん各パブリックコメントは、前もって実施を告知した上で適正な期間を設けて行われております。

そこで「意見がゼロなら、イコール市民は納得している」と、それが同義であるかは別問題として、「みんなに内容がしっかり周知されているのであれば」結果そう捉えられるのかも知れません。

しかし、実際問題いかがでしょうか。

例えば皆さんの周りの「地域の方々」で、このたびの「北杜市過疎地域持続的発展計画（素案）」について、「8月4日から8月17日までの2週間」でご意見を集うパブリックコメントを実施していたということを、ご存知だった方はどれほどいらっしゃったのでしょうか。

私も今回のコメント0件を受けてから、周囲の方々にパブリックコメントを実施していたことを知っていたか、お会いする方々に話をしてみました。ほとんどおらず、パブリックコメントの存在自体を知らない方もいらっしゃるほどでした。

「10年後子どもの数2倍」を謳い、目標に掲げる本市にとっては、われわれ市議団を含む行政側の一部の人間だけでなく、願わくは「地域の皆さん全体が、10年、15年後の将来を見据え、過疎対策について考え取り組んでいくべき案件」であると私は強く認識しております。

「コウノトリが将来の地域発展をいつか運んでくれる」訳ではなく、行政を担う執行部の施策主流任せの状態であってはならないと感じております。

「将来本市を担う若者や子どもたちに託す、10年、15年後の本市の地域未来を思う市民の皆さんの想いのベクトルは、皆が同じでなければなりません」。

今回の「過疎地域持続的発展計画（素案）」以外にも、パブリックコメントのさらなる周知と効果的活用の必要性について考えさせられた事例は、今までにも他にありました。

今年2月に開催された北杜市・葦崎市・甲斐市合同の「峡北広域行政事務組合」の定例会にて、住民の安心・安全なライフラインを担う重要な案件である「消防署所適正配置案」についてであります。

重要な案件であるからこそ、パブリックコメントの重要性を感じ、私から以下の一般質問をさせていただき、広く周知等をお願いした経緯がございました。

その内容は、【「消防署所適正配置計画実施案」は、市民の命と安全な生活実現に直結する重大計画であり、緊急有事の際、署所減少の結果、遠方化する多くの市民の方々にとって、「その地域にて、安心と納得のいく説明会実施の必要性」、そして「効果的なパブリックコメント」の実施、そしてより多くの市民の意見を拾えるための組合の考える効果的なパブリックコメントの実施の工夫について】でありました。

しかし実際に集まったパブリックコメントの件数はわずか14件、同義の意見集約の結果「8件」のみが、パブリックコメントに寄せられた「市民の意見」として発表されました。ところが問題はその後、峡北広域行政事務組合定例会が7月26日に実施される話を知った本市小淵沢地区の住民の方々から、「消防署所適正配置について納得行く住民説明」を求める「319筆の署名」が、7月26日の定例会開催前の「わずか1週間」で集まり、峡北広域行政事務組合に提出されたという事例が起きました。

これらから感じる問題点は、やはり各種行政施策の執行について、事前の市民への行政側からの告知効果と市民の皆さんからの「タイムリー」な意見収集、周知、施策理解が必要であるということです。

「行政と市民との一体感ある機を逃さない意見収集と施策・市政への反映」に向け、従来のままでなく一人でも多くの市民の皆さんの貴重なご意見を反映できる市政実現に向けたパブリックコメント実施への工夫策について、その必要性を強く感じます。

そこでこれらを踏まえて、以下の質問をさせていただきます。

質問①つ目、本市において、近年行ってきたパブリックコメント実施の内容と、それぞれに集まった意見数・推測される投稿者の年齢層の割合・その結果に対する本市の分析と見解について、お聞かせください。

②つ目、近年実施してきた過去の各パブリックコメントに対する目標数の設定などは事前に行っていたのでしょうか。

本市の年齢別人口や世帯数を考慮し、「期待値ではなく具体的な数値設定」がされていたのであれば、その数値は本市としていくつくらいを妥当と各内容についてお考えだったのでしょうか。

③つ目です。高齢人口が約4割を占める本市においては、そもそも前提として、パブリックコメント自体の存在や、やり方・手法をご存知ない方も多くいらっしゃるかと思います。私から先の6月定例会の代表質問でも「通信弱者を置き去りにしない市政」の実現の重要性についても触れましたが、「住民総参加型の市政実現への機運づくり」に向け、過去の結果分析も考慮に、「幅広い年齢層の市民の皆さんからの効果的意見収集の実現」に向けた本市の今後のお考えを具体的にお聞かせください。

次に一般質問の大項目4つ目、帰宅時間帯に送迎・電車待ちの子どもたちが待ち合いできる居場所を確保する必要性について、質問させていただきます。

昨今長らく続き、いまだ終息の見えない新型コロナ禍の影響下、下校時間帯の夕方暗くなっても、学生たちが放課後の帰宅時間帯に、長坂駅前コミュニティセンターのベンチなどや周辺に座り集まっている姿を日々見かけ、市民の方々からもご相談を受けました。

現在のご時世上、学校にも残れず、今までの利用できていた駅前コミュニティセンターの中での待ち合いや、駅近くのコンビニートコーナーなども基本閉鎖されており、秋の到来によ

り日々ますます日も短くなる中、子どもたちが「電車待ちや、親御さんの仕事終わりの時間まで送迎を待てる場所」、安心・安全に待ち時間使用できるスペースの確保が必要だと感じます。

そこで以下の質問をさせていただきます。

終息の見通しのつかないwith新型コロナ禍、帰宅途中の市内駅前を利用する子どもたち学生が、電車やご家族の送迎が来るまで安心・安全に待てる居場所が必要かと思われませんが、公共施設の待ち合いスペース開放など、今後何か対策や措置はありますでしょうか。

以上になります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

3番、中山喜夫議員の市民がNPO法人に寄附をした場合の個人住民税の寄附金税額控除における、「NPO法人」への活動支援についてのご質問にお答えいたします。

現在、市内に主たる事務所が置かれている「NPO法人」は51法人であり、教育やスポーツ振興、また福祉や観光、地域活性化など、あらゆる分野で活動しております。

「NPO法人」への活動支援としては、行政が担ってきた公共サービスの提供において、市民や「NPO法人」などの民間団体と、責任と役割を分担し、連携できる部分については、積極的に業務委託し、補助金の交付、相談支援等を行っております。

今後も、市民ニーズに的確に対応した、サービスを提供していくことが重要であると考えております。

次に、帰宅時間帯に送迎・電車待ちの子どもたちが待ち合いできる居場所を確保する必要性についてであります。

帰宅途中の市内駅前を利用する子どもたちの公共施設の待合スペースとしては、「小淵沢駅交流施設」や、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、現在は利用を制限しておりますが、長坂駅に隣接する「長坂コミュニティ・ステーション」があり、それぞれ活用されております。

このうち、「長坂コミュニティ・ステーション」は、施設開館時間中に限った利用であり、それ以外の開放については、施設管理上の問題もあることから、現状では難しいものと考えております。

しかしながら、本年度実施予定の「コワーキングスペース」への改修に併せ、新型コロナ収束後を見据えた施設の運用方法について、検討を進めてまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山総務部長。

○総務部長（中山晃彦君）

3番、中山喜夫議員の市民がNPO法人に寄附をした場合の個人住民税の寄附金税額控除における、市税条例の個別指定についてのご質問にお答えいたします。

本市の「NPO法人」に係る寄附金税額控除については、「北杜市税条例」第34条の7において、「山梨県知事が指定した法人又は団体に対するものを支出した場合」と規定しており、こ

れは、県内13市において、同様の取り扱いがなされているところであります。

市税条例の個別指定に当たっては、「NPO法人」の適格性や活動における地域への貢献度、市政の課題解決に向けた取り組みの実績などを、明確な基準で判断する必要があることから、すでに個別指定を行っている自治体の事例を参考に、税収への影響や県内市町村の動向等も踏まえた中で、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

3番、中山喜夫議員の市民がNPO法人に寄附をした場合の個人住民税の寄附金税額控除における、「NPO法人」との連携についてのご質問にお答えいたします。

市では、行政の一端を担う業務に関しては、法人の設立趣旨、運営状況、事業遂行能力等を把握し、文化財保護や環境整備、介護など様々な分野において、業務委託を行っております。

市の委託業務については、法人の活動状況を踏まえ、厳正に選定する必要がありますが、今後、積極的に参加していただくために、連携可能な事業等について検討してまいります。

次に、本市のふるさと納税の状況について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「ふるさと納税」の募集に関する費用と、「ふるさと納税」による住民税控除額についてであります。

「ふるさと納税」の募集に関する費用は、平成30年度317万294円、令和元年度4,060万2,428円、令和2年度2億4,764万2,768円となっております。

また、住民税控除額については、住民税控除の対象が、「ふるさと納税」のほか、「日本赤十字社」や「共同募金会」等への寄附があることから、この合計額から「ふるさと納税」分のみを算出したものを、国が毎年公表しており、平成30年度2,489万8,696円、令和元年度2,575万3,165円、令和2年度3,474万7,028円となっております。

次に、「ふるさと納税」の本市への影響と公表についてであります。

千葉県船橋市など、首都圏の一部の自治体においては、「ふるさと納税」の流出額を抑えるため、ホームページ等で住民税控除額の推移などを公表しておりますが、本市においては、流出額の影響は少ないため、具体的な控除額の数値の公表は、現在のところ考えておりません。

次に、近年の本市の実施しているパブリックコメントの内容と投稿数、今後の市民への効果的な周知方法と工夫策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「パブリックコメント」の実施内容と意見数等についてであります。

「パブリックコメント」については、「北杜市パブリックコメント実施要綱」に基づき、市の基本的な政策、ならびに市民生活に密接に関連する構想、計画および条例等の策定において、実施しているところであります。

令和元年度以降の主なものとして、「第2次北杜市総合戦略」や「北杜市過疎地域持続的発展計画」をはじめ、「第2次北杜市子ども・子育て支援事業計画」、「(仮称)北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例(素案)」など、策定段階において実施したところであります。

市民の皆さまからいただいた意見数については、「(仮称)北杜市太陽光発電設備設置と自然

環境の調和に関する条例(素案)」133件、「第2次北杜市子ども・子育て支援事業計画」6件、「第2次北杜市総合戦略」2件、その他2案件において63件、合計5案件において、合計204件であります。

一方で、「北杜市過疎地域持続的発展計画」や「北杜市国土強靱化地域計画」など、4案件については、ご意見が寄せられない状況でありました。

投稿者の年齢層等については、多くの市民や団体等から広く意見を募集するため、氏名と連絡先のみを記載要件としているところであり、把握していない状況であります。

また、結果に対する分析と見解についてであります。より市民に直接関係する案件については、非常に多くのご意見をいただいている状況から、市の基本的な政策や、市民生活に密接に関連する構想等において、「市民参加によるまちづくり」を図る上で重要な役割を果たしているものと考えております。

次に、「パブリックコメント」に対する目標数の設定についてであります。

「パブリックコメント」の実施に当たっては、市民から、広く意見を募集することが必要であるため、十分な募集期間を定めて実施しているところでありましたが、特に目標数等は設定していない状況であります。

次に、今後の意見収集の具体的な考えについてであります。

市では、これまでも、計画策定等の段階において、審議会や各種委員会を設置し、ワークショップやアンケートなどを通じて、市民の皆さまの声を取り入れるとともに、最終的に広く意見募集を行うため、「パブリックコメント」を実施してまいりました。

実施に当たっては、より多くの方に参加していただけるよう、実施予定等について、市の広報紙、ホームページおよび週刊ほくとニュース等を活用し、周知を図ってきたところであります。

また、意見の受付方法についても、郵便、ファクシミリ、電子メールなど様々な方法での受付を可能とし、幅広い年齢層に対応してきたところでありますが、今後もより多くの皆さまに参加していただくため、「パブリックコメント制度」や、実施についての周知を積極的に行ってまいります。

以上であります。

○議長(加藤紀雄君)

当局の答弁が終わりました。

中山喜夫君の再質問を許します。

中山喜夫君。

○3番議員(中山喜夫君)

丁寧なご答弁ありがとうございました。

それでは、大項目1つ目、2つ目、3つ目について、時間の許す限り再質問をさせていただきます。

まず1つ目なんですけれども、本市のNPO法人への寄附金税額控除は、山梨県知事が指定した法人または団体に対するものを支出した場合と規定しており、県内13市も同様の取り扱いになっているとのことであります。山梨県知事が指定したNPO法人を確認してみますと、すべてのNPO法人が認定NPO法人であり、パブリック・サポート・テスト、PST要件のうち3千円以上の寄附者の数が年平均100人以上であるという絶対値基準を満たした法人の

みでありました。つまり、パブリック・サポート・テスト要件のうち「都道府県、または市町村から条例で個別に指定を受けている」に該当する法人は1件もございませんでした。

そこで私は、総務省がなぜ、平成23年の税制改正により、わざわざ認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金について、寄附金税額控除が受けられる制度を創設したのかを考えてみました。これは、寄附金税額控除の対象となるNPO法人を認定NPO法人の認定要件、パブリック・サポート・テストに求めるのではなく、各自治体の判断に委ねたいという考えがあるからなのではないでしょうか。

答弁で、県内13市も同様の取り扱いとありましたが、県内13市は市長も違います。環境も違います。面積も、高齢者の数も、労働者の数も違います。そして子どもの数、移住者の数、総合計画も違います。このように各自治体の状況が異なるにもかかわらず、NPO法人への寄附金税額控除を山梨県知事が指定したNPO法人に限定しているのは、いかがなものでしょうか。

各自治体において、住民の福祉の増進に寄与するNPO法人を個別指定してもいいのではないのでしょうか。そして、そのNPO法人が住民の福祉の増進に寄与しているのであれば、必ずしも現状において、認定NPO法人である必要はないのではないのでしょうか。

市長、私はこの地方税法第314条の7第1項第4号の寄附金を条例で個別指定することは、財政的に厳しいNPO法人への活動支援にもつながると信じております。また、寄附金税額控除により、北杜市民が直接的にNPO法人を支援できる環境が整うことにもなります。そのためにまず、枠組みづくりとして北杜市税条例において、現状の山梨県知事が指定したNPO法人に加えて、本市が個別指定したNPO法人も加える改正を行い、その上で本市においてどのようにNPO法人を個別指定していくのかを検討する流れ、それを考えているのですが、いかがなものでしょうか。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中山総務部長。

○総務部長（中山晃彦君）

3番、中山喜夫議員の再質問にお答えいたします。

NPO法人の寄附金税額控除について、まず市税条例、これを整備の上、個別指定、NPO法人をどのように加えるかと、そういう内容の再質問だというふうに理解をして、答弁をさせていただきます。

個人市民税に寄附金税額控除を設けることは、市税収入の減少、これは避けて通れないということでございます。一方におきまして、社会的ニーズにおける公益性の高い活動を行っている団体、継続的に行っている団体、こういう組織団体への税制面からの優遇措置につきましては、調査・研究をするとともに、広く市民のコンセンサスが得られるような中で行っていきいたいと考えております。

このようなことから、市税条例におけるNPO法人の個別指定につきましては、指定の手続き面の例規整備、その検討と、あと個別指定のあり方、審査のあり方も含めまして並行的に進める必要があるのではないかと考えております。

今後につきましては、実際に個別指定を行っている先行自治体、こういう自治体の事例研究

と寄附金控除がもたらす市税への影響額、またそれが市内のNPO法人への公益的な観点からの効果、こういうものを予想もしながらNPO法人の活動における公益性、あるいは継続性などの評価に対する市民の合意形成が得られるかどうか、こういうものを見極めながら、また市民の意見も聞きながら、本市の方向性につきまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

残り時間29秒です。

中山喜夫君。

○3番議員（中山喜夫君）

ありがとうございました。それでは、次の大項目2つ目の再質問をします。

北杜市民がふるさと納税の仕組みを正しく理解できるように、また将来的に起こり得るかもしれない流出額の抑制のために、実質的な本市におけるふるさと納税の影響額を公表していくことについては、いかがお考えでしょうか。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

3番、中山喜夫議員の再質問にお答えいたします。

ふるさと納税の仕組みについて周知を、市民がよく理解できるような周知をということと、将来の流出額抑止のためにも影響額の公表というような質問であったかと思います。

ふるさと納税の実績額から、ふるさと納税の募集に関する費用および住民税控除額、こちらを差し引いた金額につきましては、寄附に対する住民税控除額については、交付税措置されるということもありますので、実質赤字にはなっていない状況であります。

ふるさと納税につきましては、本市の主要施策でもあり、寄附をいただく仕組み、それから本市から他市に寄附を行う場合には、市民の皆さまがふるさと納税についての仕組みをご理解いただくことにつきましては、大変重要であると考えておりますので、市のホームページや広報紙等におきまして、仕組みにつきましては、広く周知を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

残り8秒です。

中山喜夫君。

○3番議員（中山喜夫君）

それでは、次の質問をさせていただきます。

市民総参画の社会の実現に向けて、手軽にパブリックコメントコーナーなんかの意見ポストを。

○議長（加藤紀雄君）

中山喜夫君の質問を打ち切ります。時間です。

○3番議員（中山喜夫君）

すみません。ありがとうございました。

○議長（加藤紀雄君）

以上で質問を打ち切ります。

これで3番議員、中山喜夫君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は5時30分といたします。

休憩 午後 5時17分

再開 午後 5時29分

○議長（加藤紀雄君）

再開をします。

最後になりますが、北杜クラブ、7番議員、秋山真一君。

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

北杜クラブの一般質問をさせていただきます。

6月定例会に続き、今定例会も最終質問者となってしまいました。昨日、今日と長時間にわたる質問、答弁が行われ、お疲れと思いますが、最後までよろしくお願いします。

今年も全国各地で多くの自然災害が発生しています。特に局所的な被害が目立ち、数メートル違うだけでも被害状況は一変しています。

岡谷で発生した土砂災害においても1軒だけに土砂が流れ込み、親子3人の尊い命が失われてしまいました。改めてご冥福をお祈りいたします。

広大な面積と様々な地形を有する北杜市においても、このような局所的自然災害がいつ発生してもおかしくはありません。局所的な自然災害においては、行政にできること・公助は限界があり、地域の共助、自身の自助の力でいち早く危険を察知し、情報を共有し、避難行動に移さなければなりません。

しかし、地域の担い手が不足している過疎地域においては、共助の力が弱くなることが懸念されます。助かる命でも助けられないことがあってはなりません。

そのためにも適切な過疎地域対策を推進し、どこに住んでいても安心して暮らせる北杜市を構築すべきと考えます。

このような考えから、今回は過疎地域対策と土砂災害緊急点検の2項目を質問いたします。

はじめに、過疎地域対策について。

「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月末で期限を迎え、新たな過疎地域対策として「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が制定されました。新たな過疎対策の目標として、人材の確保・育成、情報通信技術の活用、再生可能エネルギーの利用促進等が追加されました。

北杜市内では、白州、武川、須玉が過疎地域と指定されており、これまでも数多くの政策が実行され、人口の増加、財政力の強化、生活環境の改善など過疎化脱却を目指してきましたが、いまだ到達できていないのが現状であります。

少子高齢化による人口減少など、日本全国に共通する課題の影響も大きく、過疎地域からの

卒業は困難な面も多いと思いますが、北杜市発展のためにも過疎化脱却は必ずやり遂げなければならない重要課題の一つと考えます。

今回、北杜市でも過疎地域持続的発展計画を作成するため、素案のパブリックコメントを実施し、市民からの意見を反映させた最終案を今定例会に提出され、最終日に議決される予定となっています。

このことを踏まえ、お伺いします。

①今までの計画と今回の計画との差は。

②今回の計画内容は、改修や補修など現状維持の面が多く、新たな政策が少ないように思えるがその点について市の考えは。

③人材育成などのソフト面での具体的な政策と情報通信技術の活用などのハード面での具体的な政策は。

④これまで子育て支援住宅など様々な政策を実行し、それなりの成果を上げてきたが、今回の計画で主となる事業はどのようなものか。

⑤計画には、人口ビジョンにおける将来人口の目標が記載されているが、市長は就任当初から人口ビジョンの見直しを明言されてきた。今計画は見直しを考慮した数値となっているのか。また、現在作成中の基本計画との整合性は。

次に、土砂災害緊急点検について。

本年は、例年多発する台風の発生数は少ないが、8月上旬から降り続く長雨によって、川の氾濫、土砂災害が多発し、日本各地に被害が発生しています。

特に被害規模が大きかった、7月3日に発生した静岡県熱海市伊豆山での土砂災害は、盛土造成地が起点となったとも言われ、山梨県下でも土砂災害緊急点検が行われる事態となりました。

本市では、下流域に土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域がある林地開発行為として2カ所、林地開発行為による太陽光発電施設として20カ所が点検対象個所として指定され点検が行われました。

県下66カ所の対象地域の中で、北杜市は合計22カ所と3分の1を占めている状況を見ると、県内最大の面積を誇るとはいえ、林地開発個所の多さに驚きを隠せない状況です。

安全性を確保した開発計画が変更もなく確実に施行されていれば、異常気象が重ならない限り災害が発生することはありませんが、近年の数十年に一度と言われる異常気象が多発する状況においては、定期的な状況観察と検証は必要と考えます。

このことを踏まえ、お伺いします。

①県が行った土砂災害緊急点検の状況・結果は。

②林地開発行為に関し市はどのような指導を行っているのか。

③今後計画される林地開発行為の安全性に対する市の考えは。

④盛土に関して全国知事会で緊急要望があったが、その内容と市の考えは。

以上、ご答弁よろしくお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

7番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

過疎地域対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、これまでの計画と今回の計画の差についてであります。

新たな計画では、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、新たに、地域の支え手や、担い手を確保するための人材の確保と育成、デジタル社会の到来を踏まえた、情報通信技術の活用、脱炭素社会の実現を目指す再生可能エネルギーの利用促進などを、対策の柱としております。

また、計画の実効性を高める観点から、新たに目標値を設定するとともに、計画の達成状況の評価に関する事項を加えております。

次に、今回の計画における新たな政策についてであります。

これまでの累次の過疎対策を通じて、若者の都市部への流出や、集落の存続問題といった社会背景を踏まえ、道路、上下水道等の社会基盤の整備や、生活水準の改善等の、住民福祉の向上に取り組んできた結果、他地域との格差是正などの面で、一定の成果が見られているところであります。

今後は、建設から維持管理の時代を迎えている点を踏まえ、これまで築いてきた社会基盤等を大切な資産として受け継ぐための、改修や修繕、維持管理を効果的に行っていくことが重要であります。

同時に、脱炭素化を目指した取り組みなどを通じ、豊かな自然環境を守り、その価値を高めつつ、地域の担い手を確保・育成していくことが大きなテーマとなっております。

本計画は、こうした社会経済情勢の変化に十分留意し、策定したところであります。

次に、「人口ビジョン」や作成中の基本計画との整合性についてであります。

本計画の基本目標である、過疎地域の人口は、現行の「北杜市人口ビジョン」における推計値を基に設定しております。

また、現在策定中の「第3次総合計画」における人口目標は、子どもが賑わうまちを目指した総合的な見地から戦略的に高い目標を設定しており、本計画の人口目標とは異なります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

宮川政策秘書部長。

○政策秘書部長（宮川勇人君）

7番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

過疎地域対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ソフト面とハード面の具体的な政策についてであります。

ソフト面の具体的な政策といたしましては、コロナ禍を契機としたリモートワークの広がりや、都市から地方への人の流れを受けた、移住定住や二拠点居住等の推進による、地域の担い手の確保であります。

ハード面での具体的な政策としては、道路、上下水道等の社会基盤の修繕や、観光施設等の改修など、インフラや公共施設の適切な維持管理であります。

また、情報通信技術の活用については、住民生活の広域化を踏まえ、過疎地域を越える広域

的な視点からの取り組みとして、市役所のデジタル化の推進とともに、基盤整備を検討してまいります。

次に、今回の計画で主となる事業についてであります。

今回の計画では、引き続き、農業基盤の整備とともに、必要な道路の改良や法面補修、橋梁の修繕・補強、上下水道の耐震化と長寿命化などの社会基盤の維持管理、病院や診療所における医療提供体制の充実などを、主たる事業としておりますが、新たな視点として、空き家の活用や二拠点居住の推進など、移住定住や地域間交流に重点的に取り組み、地域の担い手の確保などについても進めていくこととしております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大芝森林環境部長。

○森林環境部長（大芝一君）

7番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

土砂災害緊急点検について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、林地開発行為に関しての市の指導についてであります。

「森林法」において、市が開発業者等に対して、指導できる規定はありませんが、県知事が開発行為を許可しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない旨が規定されております。

その中で、関係法令や制度の遵守とともに、開発後の定期的な点検を求めるほか、土砂災害の防止や環境の保全など、森林が有する公益的機能の維持が図られるために必要な対策を講ずるよう、許可に際し、県に求めているところであります。

次に、今後計画される林地開発行為の安全性についてであります。

近年の気候変動による豪雨や台風などにより、各地において甚大な災害が発生しており、大規模な開発行為が周辺地域において、土砂災害のおそれや、自然環境への影響が懸念されるところであります。

このため、地域における防災や、環境保全等の観点から、県と市が、審査の初期段階において、適切な制度の運用を行う中で、相互に指導内容の共有を行うとともに、開発中の施工状況の把握や、開発許可後の施設等の安全性に係る監視体制の構築が図られるよう、県に要望しております。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

7番、秋山真一議員のご質問にお答えいたします。

土砂災害緊急点検について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、「土砂災害緊急点検」の状況と結果についてであります。

県では、本年7月の大雨による土砂災害を受け、「大規模盛土造成地」および「林地開発行為」により設置した「太陽光発電設備」の点検を実施しており、いずれも土砂災害に直結するよう

な大きな異常はなかったとしております。

調査対象となった「太陽光発電設備」22件については、県が独自に調査しましたが、「大規模盛土造成地」2件は、市担当者も同行し、確認しております。

調査対象地における、土砂災害防止のためには、適正な維持管理が重要であると考えておりますので、今後も県と連携を図り、確認等を行ってまいります。

次に、「全国知事会」の緊急要望内容と市の考えについてであります。

本年7月の大雨により、甚大な被害を受けた被災地の復旧を促進するため、7月19日、「全国知事会」において、国に対し緊急要望が提出されました。

その内容としては、速やかな人命救助、被災者の生活支援、早期の災害復旧などをはじめ、「風水害対策の強化」として、いくつかの自治体で条例等により規制している建設残土について、適正処理の徹底に限界があることから、法制化による全国統一の基準・規制を早急に設けることを要望しております。

本市としても、「北杜市土砂の埋立て等の処理に関する指導要綱」に基づき対応しているところですが、国による法制化に期待しつつも、土砂埋立て対策を取り巻く体制の強化を図るため、先月26日、県に対して、業者への徹底指導、情報共有および市への支援を要望したところであり、市民の安全・安心につながるよう努めてまいります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

当局の答弁が終わりました。

秋山真一君の再質問を許します。

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

ご答弁ありがとうございました。2項目とも再質問をしたいと思います。

まず、過疎地域対策について再質問をさせていただきます。

新たな目標、新たな取り組みが盛り込まれていること等のことで、持続的発展に向けた計画が示されたことで、より一層の過疎地域の対策が、活性化が促進されることを希望いたします。

再質問ですが、情報通信技術の活用については、行政のデジタル化の推進などが盛り込まれていますが、再生可能エネルギーの利用促進についての見解、これをどのような方法で利用促進を進めていくのかをお聞かせください。

2点目として、地域の担い手の確保は、最重要課題だと思います。実現させるためには、市長のトップセールスなどで市外の方に北杜市の良さをしっかりとPRしていただいて、移住定住政策につなげていくことが必要と考えますが、いかがでしょうか。

3点目として、この過疎地域対策を推進することによって、過疎地域においては、地域コミュニティの活性化や社会基盤が維持できることは理解できますが、北杜市全体において、どのようなメリットがあるのか、お聞かせください。

以上、よろしくお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

宮川政策秘書部長。

○政策秘書部長（宮川勇人君）

7番、秋山真一議員の再質問にお答えをさせていただきます。

計画全般にかかるということで私のほうから答弁をさせていただきますが、まず1つ目、再生可能エネルギーの利用促進についてということでございますが、今回、議決をお願いしております計画でございますが、再生可能エネルギーにつきましては、3地区に特化をしたということではございませんが、公共施設の屋根の上に太陽光発電の設備を設置する、また、そういったものを電源にして電気自動車の充電器、災害時にも活用できるような蓄電システムなどの構築が考えられます。

また、水道施設の水道管を利用いたしましてのマイクロ水力発電の設置、また公用地の空き地を活用した太陽光発電設備、そういったものも想定をされるというふうに考えております。

これらにつきましては、関係部局におきまして調査・研究等をしておりますので、3地区はもとより本市にとりまして、非常に有益な、効率的な方法で進めていければと考えております。

続きまして、市長のトップセールス、PR、移住定住につなげるというご質問でございますが、コロナ禍を契機といたしまして、価値観、そういったものが非常に変化をしております、都市から地方へという、人の流れは加速している、これは本市にとって非常に追い風といえますか、チャンスであると思います。

こういった流れの中で健康であったり、家族との時間であったり、生きがいであったりと、誰もが分かち合え、共感し合えるもの、そういった暮らしができる適地であると考えております。その上で、移住定住先として選んでいただくためには、魅力や優位性を効果的に発信していくということが重要であると思います。

こういったことを踏まえまして、市長のトップセールスはもちろんであります、SNS、動画、ありとあらゆる手段を使って、しっかりと発信をしていきたいと考えております。

続きまして、過疎が市全体へのメリットということでございますが、今回、計画をさせていただいております過疎対策につきましては、社会基盤を適切に維持しながら暮らしの質を高めるということ、そして移住定住を推進していくという内容でございます。過疎地域が持つ優位性を高めていくための土台といえますか、基盤づくりとも言えるものと思っております。

こうした過疎対策を進めることによりまして、過疎地域全体の魅力の底上げを通じて、北杜市全体の優位性の向上につながるものというように考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

ありがとうございました。再々質問はせずに、土砂災害緊急点検について再質問をさせていただきます。

大きな異常も検査の結果、なかったということで適切な指導の下、計画どおりの施工ができているのかなと思うところです。安心いたしました。今後も適正な対応を進めていただきたいと思います。

再質問ですけれど、担当者が同行した検査が2件あるということで、これの行った検査、あと改善すべき指示など、もし出されていたのでしたら教えていただきたい。

あと、今回の点検について、情報の公開、その部分についてどのようにされるのか、お聞かせください。

2点目として、広大な森林地帯で複雑な地形を有する、この北杜市ですけれど、林地開発についても、計画ごとにいろいろな条件が違うのかなと思います。災害発生の危険度も差があると思われますけれど、用途などに合わせた安全対策の基準のようなものはあるのでしょうか、教えてください。

3点目に関しては、下流域に土砂災害警戒区域などがある新規の林地開発行為に対して、2年、5年、10年、こういうように定期的な状況報告をさせることはできないのでしょうか。

あと4点目ですけれど、緊急要望について、市民の安全と安心を第一に考えて提出していただいたということですが、やはり国、県、市の協力体制と情報共有がなければ対応は難しいのかなと思います。この体制強化と情報共有について、市の考えと対策などがありましたらお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大芝森林環境部長。

○森林環境部長（大芝一君）

7番、秋山真一議員の再質問にお答えさせていただきます。

私のほうからは、林地開発につきまして、2点いただいております。

最初に、林地開発の状況に合わせた安全対策の基準についてでございます。

土砂災害の防止や環境の保全など、森林が有する公益的な機能の維持や開発行為周辺の安全対策を講じるために、県では許可基準や技術的な指針を定めております。開発行為の許可については、その要件を満たすか否かにつき審査を行っております。具体的には地形や地質に応じた切土や盛土における勾配の確保、また擁壁などの崩壊や土砂の流出の防止を防ぐための施設の設置などでございます。このように周辺地域における環境を悪化させないために開発の用途や状況に応じた森林帯の設置などを義務付けているというところでございます。

続きまして、2点目でございます。新規の林地開発行為に対しての定期的な報告についてであります。

現在の森林法などの法令におきましては、開発行為後の定期的な報告を義務付けておる規定はございません。しかしながら、県では開発行為の施設を変更する場合には、変更の申請が必要になっておりますので、その都度、施設の安全性の確保などを図っているところであります。

しかしながら、現状は開発行為後の施設の経年劣化や近年の異常気象によります大規模な災害の発生などは懸念されているところでもございます。

今後は、全国知事会の国への要望、また市から県知事への要望なども踏まえまして、こちらにつきましては、土砂の埋立ての対策強化等について要望してございますが、こうした動向を踏まえながら、県とは十分に連携を図りながら開発許可後の施設等の安全対策を積極的に推進し、安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

大輪建設部長。

○建設部長（大輪弘君）

7番、秋山真一議員の再質問にお答えいたします。

私のほうからは、まず最初の質問ですけども、担当者が同行した調査において、改善すべき指示が出されていなかったかどうかということでございますけれども、点検につきましては、壁面クラック、これひび割れですけども、変形、沈下、のり尻分のはらみ、湧水の有無、通水阻害の有無を確認したものでありますが、点検において改善すべきという指示というものはありませんでした。

ただし、排水路の枯葉等を清掃してください、そういう指摘がございましたけれども、これにつきましては、日常の維持管理の範囲としての助言というふうに捉えております。

また、情報の公開につきましては、県において取り扱われるものでありますので、公表につきましては、具体的内容について可能であるかどうかを確認して、県のほうに求めているというところでございます。

それから最後の質問でございますけれども、体制の強化と情報共有についてであります。

これまでも山梨県と情報を共有しながら取り組んでいるところではありますけれども、山梨県の土砂埋立て等の規制に関する条例が3千平方メートルを超える規模からが対象となっておりますので、これを下回る場合は市のみの対応となっております。このような場合においても、盛土は事業規模が変更するということもありますので、県からの支援や助言をいただきながら、必要な指導を行えるような体制、それを整えまして県と市が共に対応できるように取り組んでいくことが市としては必要であり、重要ではないかと考えているところであります。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

○7番議員（秋山真一君）

終わります。

○議長（加藤紀雄君）

よろしいですか。

以上で質問を打ち切ります。

これで7番議員、秋山真一君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は9月24日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 6時03分

令和 3 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 4 日

令和3年第3回北杜市議会定例会（4日目）

令和3年9月24日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 認定第1号 | 令和2年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第2 | 認定第2号 | 令和2年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第3 | 認定第3号 | 令和2年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第4 | 認定第4号 | 令和2年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第5 | 認定第5号 | 令和2年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第6 | 認定第6号 | 令和2年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第7 | 認定第7号 | 令和2年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第8 | 認定第8号 | 令和2年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第9 | 認定第9号 | 令和2年度北杜市財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第10 | 認定第10号 | 令和2年度北杜市病院事業特別会計決算の認定 |
| 日程第11 | 認定第11号 | 令和2年度北杜市水道事業会計決算の認定 |
| 日程第12 | 認定第12号 | 令和2年度北杜市下水道事業会計決算の認定 |
| 日程第13 | 議案第41号 | 北杜市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例及び北杜市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第42号 | 北杜市立保育園条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第43号 | 北杜市環境基本条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第44号 | 北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 請願第4号 | 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書 |
| 日程第18 | 議案第45号 | 北杜市過疎地域持続的発展計画の策定について |
| 日程第19 | 議案第46号 | 令和3年度北杜市一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第20 | 議案第47号 | 令和3年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第21 | 議案第48号 | 令和3年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第22 | 議案第49号 | 令和3年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第1号） |

- 日程第23 議案第50号 令和3年度北杜市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第24 議案第51号 令和3年度北杜市下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第25 議案第52号 令和3年度北杜市一般会計補正予算（第5号）
日程第26 発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を
求める意見書の提出について
日程第27 発議第4号 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、
中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務
教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について
日程第28 閉会中の継続審査の件

2. 出席議員（20人）

1番	高見澤伸光	2番	興水 崇
3番	中山喜夫	4番	小林 勉
5番	神田正人	6番	大芝正和
7番	秋山真一	8番	進藤正文
9番	清水敏行	10番	井出一司
11番	志村 清	12番	齊藤功文
13番	福井俊克	14番	加藤紀雄
15番	原 堅志	16番	清水 進
17番	野中真理子	18番	保坂多枝子
19番	内田俊彦	20番	秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（28人）

市長	上村英司	副市長	小林明
政策秘書部長	宮川勇人	総務部長	中山晃彦
企画部長	中田治仁	健康市民部長	八巻弥生
福祉部長	伴野法子	森林環境部長	大芝一
産業観光部長	興水伸二	建設部長	大輪弘
教育長	興水清司	教育部長	加藤寿
上下水道局長	浅川和也	会計管理者	板山教次
監査委員事務局長	坂本孝典	農業委員会事務局長	加藤郷志
明野総合支所長	三井喜巳	須玉総合支所長	植松宏夫
高根総合支所長	小尾正人	長坂総合支所長	平島長生
大泉総合支所長	宮崎良彦	小淵沢総合支所長	小泉雅人
白州総合支所長	中山和彦	武川総合支所長	清水能行
政策推進課長	浅川豪	総務課長	進藤聡
財政課長	進藤修一	企画課長	田中伸

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 清水市三
 議会書記 津金胤寛
 議会書記 唐澤史明

開議 午前10時00分

○議長（加藤紀雄君）

皆さま、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は20人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

企画部から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、出資法人等の経営状況を説明する書類および教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、北杜市教育委員会自己点検・評価報告書が提出されました。あらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

次に、令和3年8月実施分の例月現金出納検査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に、峡北地域広域水道企業団議会から報告がございます。

峡北地域広域水道企業団議会副議長 進藤正文君、報告をお願いいたします。

進藤正文君。

○8番議員（進藤正文君）

朗読をもって報告いたします。

令和3年第2回峡北地域広域水道企業団議会9月定例会報告書

峡北地域広域水道企業団議会副議長 進藤正文

令和3年第2回峡北地域広域水道企業団議会9月定例会が、9月3日、企業団事務所において開催され、興水崇議員、神田正人議員、清水敏行議員、井出一司議員、志村清議員、齊藤功文議員と私の7名が出席しました。

今定例会に企業長から提出された案件は、条例案件1件、決算の認定案件1件、報告案件2件の計4件でありました。

以下、その概要について説明いたします。

まず、報告第1号 「令和2年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計予算繰越計算書の報告について」ですが、地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による繰越しを行った旨報告されました。

次に、議案第6号 「峡北地域広域水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について」は、職員の勤務時間及び休暇等について定めている「峡北地域広域水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する規程」について、企業団構成団体と同様に、条例及び規則に分解する必要性が生じていることから、新たに「峡北地域広域水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を制定するものであります。

次に、議案第7号 「令和2年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について」は、収益的収支における水道事業収益の決算額は、12億8,965万2,509円であり、給水収益の11億171万8,910円が主なものであります。

なお、年間総供給量は781万819立方メートルであり、その内の北杜市へは、年間446万1,063立方メートルを供給し、給水料金は6億9,840万9,250円となり

ました。また、北杜市の基本水量に対する使用率は、68.9%であり、前年度と比較しますと0.6%の減となりました。

一方、水道事業費用の決算額は9億8,468万5,715円であり、その主なものは、営業費用の9億2,559万9,847円であります。

これらの状況から、税抜き処理による損益計算を行った結果、当年度純利益は2億7,288万9,251円となり、「その他未処分利益剰余金変動額」の3億7,133万4,837円を加えた当年度未処分利益剰余金は、6億4,422万4,088円となりました。

なお、当年度純利益2億7,288万9,251円につきましては、次年度以降の企業債償還金及び建設改良費に充当するため、減債積立金及び建設改良積立金に積み立て、資本的収支における不足額への補てん財源として使用した「その他未処分利益剰余金変動額」の3億7,133万4,837円については、自己資本金へ組入れるものであります。

次に、資本的収支につきましては、企業債元金償還分としての構成市からの出資金を主なものとする941万7千円の収入に対し、塩川系中央監視装置及び遠方監視装置更新工事など、総額4億1,906万9,960円の施設整備費を執行したほか、1億3,225万8,311円の企業債元金を償還した結果、合計5億5,132万8,271円の支出となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補てんしております。

次に、報告第2号「令和2年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計経営健全化の審査について」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して議会に報告するものでありますが、令和2年度決算に基づく資金不足比率につきましては、流動負債に対して流動資産が大きいことから資金不足は生じていない旨報告されました。

以上、今回上村企業長から提出されました諸議案につきましては、いずれも原案のとおり可決・認定されました。

以上で報告を終わります。

○議長（加藤紀雄君）

以上で諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（加藤紀雄君）

日程第1 認定第1号 令和2年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から日程第12 認定第12号 令和2年度北杜市下水道事業会計決算の認定までの12件を一括議題といたします。

本件につきましては、決算特別委員会に付託しておりますので、決算特別委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

決算特別委員長、福井俊克君。

○決算特別委員長（福井俊克君）

決算特別委員会委員長報告を朗読をもって報告させていただきます。

令和3年9月24日

北杜市議会議長 加藤紀雄様

決算特別委員会委員長 福井俊克

決算特別委員会委員長報告書

決算特別委員会は、去る8月31日の令和3年第3回北杜市議会定例会において付託された事件を、9月6日、7日、8日、9日に議場において、慎重に審査いたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

審査の結果でございます。

審査の結果

議案の審査結果および審査過程における、委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず、認定第1号 令和2年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

はじめに、「水道事業、下水道事業が公営企業会計へ移行し、一般会計からの支出が繰出金から補助費へ移行した。両会計へ一般財源から約30億円支出している。財政課としては今後、負担が増えることに対し、どのように考えているのか。」との質疑に対し、「上下水道事業については、今後、管路更新等もあり財政を圧迫すると思われる。水道料の見直しを中心に負担抑制に努める。」との答弁がありました。

次に、「指定管理事業について、コロナ禍の影響により利用料が大きく減った事業者もあるが、指定管理料等の減額措置がされていない。市として方針があるのか。」との質疑に対し、「市としては民間事業者も指定管理事業者同様にコロナ禍の影響を受けている状況の中、不公平感をなくすため指定管理事業者に対する指定管理料等の減額措置を今回は行わなかった。」との答弁がありました。

次に、「ペダル踏み間違い加速抑制装置整備費補助金について、前年度から大幅に減っているが理由は。」との質疑に対し、「令和元年度の補助件数は47件、令和2年度が5件である。国にも同様の補助制度があり、そちらを申請される方が多いと思われる。市の制度は、国の要件に合わない方を補完している。」との答弁がありました。

次に、「コロナウイルス感染症の影響により、税収が約1億2千万円減となっている。個人市民税であれば個人事業主もあり、法人を含めどのような業種が影響を受けているか、今後の市の施策を検討していくためにも詳細な分析が必要と思われるがどうか。」との質疑に対し、「主な業種は製造業であり、可能な限りしっかり分析し、今後の方向性を検討する材料にする。」との答弁がありました。

次に、「トイレトレーラーは普段はどのように活用されているのか。また、今後の活用は。」との質疑に対し、「通常時には、学校での防災教育や、県内自治体、防災協定を結んでいる自治体への普及活動をしており、1自治体1台の設置を目標としている。また、災害時に要請があれば、協定に基づき派遣する。」との答弁がありました。

次に、「地域課題早期対応事業でグリーンベルト設置工事を行っているが、市内の通学路全体の安全性を勘案する中で実施したのか。」との質疑に対し、「学校から要望があり、教育委員会と連携し、早期に対応するため当事業で実施した。」との答弁がありました。

次に、「デイサービスセンター事業について、コロナウイルス感染症の影響は。」との質疑に対し、「各施設の収入は概ね増加しており、コロナウイルス感染症の影響はほぼないと思われ

る。」との答弁がありました。

次に、「心がつながる応援券の経済効果は。」との質疑に対し、「総務省の経済波及効果の積算により約20億円の効果と推察する。」との答弁がありました。

次に、「病院改革プランは、市立2病院を堅持しつつ、昨今の状況を踏まえ策定する方向か。」との質疑に対し、「病院改革プランについては、総務省から策定に当たってのガイドラインが示されず、コロナ禍の影響で策定委員会も開催できない状況にあるが、2病院である強みを活かし策定の協議を行っていく。」との答弁がありました。

次に、「住民票等のコンビニ交付事業について、マイナンバーカードを持っても制度を知らない方がいる。周知は。」との質疑に対し、「マイナンバーカード交付時に案内をしているが、利便性をPRすることによりマイナンバーカードを取得するきっかけにも繋がるため、引き続き様々な手段で周知を行う。」との答弁がありました。

次に、「スポットビジョンクリーナーについて、どのタイミングで使用するのか。」との質疑に対し、「スポットビジョン検査を3歳児健診で導入しており、目の屈曲異常の早期発見・治療に繋げている。」との答弁がありました。

次に、「小泉保育園・北部こども園について、入園希望者が多く他園に入園した児童もいると思われる。定員見直しの考えはあるのか。」との質疑に対し、「基準があるため利用定員の増は考えていないが、園内の保育園、認定こども園間で利用定員は柔軟に対応している。」との答弁がありました。

次に、「手話通訳士について、広く活用すべきと思うが現在の職務は。」との質疑に対し、「聴覚障害のある方の窓口でのお手伝いのほか、病院受診時の派遣対応等を行っており、今後も引き続き雇用していきたい。」との答弁がありました。

次に、「松くい虫対策について、これまで以上に調査、除去が必要ではないか。」との質疑に対し、「より対策が必要になるため県に補助金の増額を要望していく。」との答弁がありました。

次に、「八ヶ岳アウトレットモールの借地料等について、旧小淵沢町時代の出資金等、様々な問題があり総合的な対応が必要になる。協議の過程で乖離が生じる可能性がある。しっかり書面に残し、分納誓約についても履行されることが重要である。法的な対応、それに伴う予算措置等が生じる際には、議会にもしっかり説明をしてほしい。」との質疑に対し、「今年度になり、代表者と債務承認、納付確約書を徴取するなどして8月末までに290万円の入金を確認している。折衝記録も残しており、今後、問題等生じた場合は、必要に応じ議会に説明する。」との答弁がありました。

次に、「農地法第4条、5条の規定による許可の内、太陽光発電の用途により転用した件数および面積は。」との質疑に対し、「令和2年度の5条による申請は11件で、面積は1万6,861平方メートルである。」との答弁がありました。

次に、「登山道の整備について、登山者が自ら行う近自然工法を広げる考えは。」との質疑に対し、「エコパーク事業により武川の中山で試験的に実施している。今後、登山者、地元の方等と協同で取り組み、担い手不足に努める。」との答弁がありました。

次に、「市営住宅の利用率、前年比は。」との質疑に対し、「令和2年度末現在の入居可能戸数1,017戸に対する入居率は86.55%。前年度比0.04%の減である。」との答弁がありました。

次に、「大規模盛土造成地調査業務委託について、調査は定期的に義務付けられているのか。」

との質疑に対し、「国は過去の震災を受け、造成宅地の崩壊等を未然に防止・軽減するため、宅地耐震化推進事業を実施している。大規模盛土に該当する2カ所の調査を実施した。定期的に行うものではない。」との答弁がありました。

次に、「学校給食に係る会計年度任用職員について、コロナ禍で給食がストップしていた間、何をしていたのか。」との質疑に対し、「メニューの研究、施設の再確認等を行っていた。」との答弁がありました。

次に、「いじめ問題専門委員会について、委員の構成は。また、この委員会は継続するのか。」との質疑に対し、「委員は弁護士、いじめ問題の専門家、教育関係者等である。この委員会は答申を行った後、解散となる。」との答弁がありました。

次に、「サンドバレーコートについて、負のレガシーになると言う人もいる。今後の活用は。」との質疑に対し、「県バレーボール協会の協力を仰ぎ、全国・県大会の誘致を行う。また、フランスとの交流も模索していく。」との答弁がありました。

質疑終結後の討論では、「令和2年度は、今後も続く「新型コロナウイルス」感染拡大に立ち向かうことに市をあげて全力を傾けた1年であった。合併以来、初めて財政調整基金を取り崩し、様々な「コロナ対策事業」を行った姿勢は評価すべきものであった。しかし、当時、渡辺市長が、「一人の市民も、一つの事業所も困らせない」として市民一人8万円を支給するという提案は議会の反対多数で実行されなかった。基金をさらに使い、本当に困っている市民や事業者に対し工夫をこらした支援策を行うべきであった。また、予算に占める「扶助費」の割合が県内13市で最も低い状態であること。水道企業団からの利用率が70%以下であり、使っていない水量まで買い取っている「責任買い取り制」に負担がある等、賛成できない支出がある。よって、認定第1号 令和2年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に反対する。」

一方、「令和2年度は、新型コロナウイルス感染症が広がる今まで経験したことのない状況下において、職員は市民の安全・安心と生活の向上を目指し、ふるさと納税の大幅な増額、感染症対策に関する国の交付金への速やかな対応、小淵沢保育園等の建設、日程調整をしながらの住民健診等各種健診事業、事業者への支援等、前向きに取り組んできた成果である決算である。また、実質公債費比率も5.4%と山梨県の比率を大きく下回るなど財政健全化に努めてきた。昨年11月には、市長、市議選挙が行われ新たな執行体制となったが、「ほくとゆうゆうふれあい計画」などの各種計画策定に取り組むとともに、北杜市総合計画の策定、県立八ヶ岳スケートセンターの存続についても方向性を出すことができた。北杜市最大の決算となったが、コロナ禍においても市民が安全・安心に暮らすことを最優先に執行された決算であることから認定第1号 令和2年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に賛成する。」

また、「北杜市誕生以来、最高額となった令和2年度一般会計歳入歳出決算は、通常の市民サービスや計画された各種事業を実行しつつ、年間を通じ市民の健康と市内経済を脅威に陥れた新型コロナウイルス感染症と戦いながら、多くの政策を展開してきた経緯を物語っている。国の施策と連動し、「特別定額給付事業」、「休業補償、緊急小口融資事業」、「GIGAスクール構想の推進」、市独自施策として「心がつながる応援券」、「小淵沢保育園の新設」など、感染の防止と市内経済の活性化を両立させるため、「今できること」に全力で取り組み難局を乗り越えてきた。また、財政健全化についても、基金の取り崩しを最小限に抑えられたことも評価できる。令和2年度でコロナへの対策・ウィズコロナへの対応を経験し、「今、何をすべきか」を理解できた令和3年度は、市民生活、経済環境、教育福祉など財政健全化をより進められることを期

待し、認定第1号 令和2年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に賛成する。」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第2号 令和2年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

はじめに、「国民健康保険税について、税金が納められない方については、生活相談・就労相談を担当課と連携しながら行っているとのことだが、それでも納められない方については、生活保護の案内をしているのか。」との質疑に対し、「生活困窮している世帯については福祉課に誘導している。」との答弁がありました。

次に、「国民健康保険の財政調整基金は、加入者の税を積み上げてきたものである。コロナ禍の中、国庫負担を大幅に増やすとともに基金を活用し税率を引き下げるべきであると思うが。」との質疑に対し、「市は国保について健全な運営を心がけ行ってきた。加入者の負担が上がることをないように基金をうまく活用していくという方針である。」との答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第4号 令和2年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「市内で特別養護老人ホームの入所を待っている方は何人いるか。また長期に待っている方はいつからか。」との質疑に対し、「最新の県からの数字はまだ入手していないが、約400名が申し込み中であり、うち自宅待機者が約200名いる。長期待機者は平成19年くらいから待っている。」との答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第6号 令和2年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「北杜サイトの借地料単価は。また、改定の経過は。」との質疑に対し、「現在、1平方メートル当たり150円である。平成18年度に33円で開始し、平成22年度に42円、平成26年度に57円、平成29年度から現在の単価となっている。」との答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第12号 令和2年度北杜市下水道事業会計決算の認定についてであります。

「下水道事業について、未加入者に対してのアプローチは。」との質疑に対し、「処理区域内において、いまだ接続されていない世帯は、一人暮らしの高齢者で家を継がれる方がいない等、何かしらの理由がある方がほとんどと思われ、それ以外の方は概ね接続していただいていると承知している。未加入者に対し案内等は行っていない。」との答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第3号 令和2年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号 令和2年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第7号 令和2年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定、認定第8号 令和2年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定、認定第9号 令和2年度北杜市財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第10号 令和2年度北杜市病院事業特別会計決算の認定、認定第11号 令和2年度北杜市水道事業会計決算の認定の7件については、質疑、討論ともになく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長の報告を終わります。

○議長（加藤紀雄君）

決算特別委員長の報告が終わりました。

これから会議規則第41条の規定により、決算特別委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって決算特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に認定第1号 令和2年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

志村清君。

○11番議員（志村清君）

認定とする決算特別委員長報告のうち、認定第1号 令和2年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定について、同意できないという立場から反対討論します。

令和2年度は今も続く新型コロナウイルス感染拡大に立ち向かうことを、市を挙げて全力を傾けた1年間でありました。財政面から見ても歳入歳出の総額が例年を約80億円も上回る事になりました。

市が財政を使って独自に行ったコロナ対策事業は、心がつながる応援券事業約14億円を筆頭に6千円の妊婦日常生活支援事業まで、細かく数えれば37の事業数になります。それぞれの事業には、市民から様々な意見もありましたが、合併以来、おそらく初めて財政調整基金などの基金を取り崩して、コロナ対応に当たった姿勢は評価すべきものだったと思います。

しかし、せっかく、当時の渡辺市長ですが、「一人の市民も、一つの事業所も困らせない」と基金を大幅に切り崩して応援するとして、市民1人8万円を支給するという提案は、議会の反対多数で実行されませんでした。当時、50億円くらい基金を使っても、県内のほかの市並みの基金は残るとの説明でしたが、結果、活用された財政調整基金は約5億700万円、まちづくり調整基金は約4億3千万円、公共施設整備基金は約1億3,700万円で、50億円くらい使っても大丈夫だということと比べて、合計10億7千万円の活用に留まりました。

結果的には、国からの3次に渡った地方創生臨時交付金、合計約10億4千万円を基金の穴埋めに使ったことになりました。

私はせっかく使えるだけあって、使うといったん決意した基金を、もっと本当に困っている市民や事業者にも工夫をこらした支援策をすべきだったと考えます。

今、与野党から持続化給付金の再発行や現金の一律給付などが政策、また公約として、近くあるだろう総選挙の公約として発表されているわけです。取り崩しが可能な基金を活用した支援策が求められています。

また、総論として令和2年度普通会計決算の収支で実質収支は約11億4,500万円の黒字でした。次年度への繰越額が大きすぎる財政運営ではないでしょうか。

その他の歳入歳出について言えば、3月まで給食費や保育料、副食費を無償とした点は評価できるものの、県内13市で予算に占める扶助費の割合が最も低い状態をいまだ続けていること。水道企業団から利用率が70%以下という、使っていない水量まで買い取っている責任買い取り制に衛生費や水道衛生費のうち水道事業会計負担金として、約4億円を払い続けていること。また、金額は少ないですが、市民に計画推進の反対意見もあるリニアや中部横断自動車

道の促進同盟会会費、自衛隊協力会連合会負担金、自衛官募集相談員年会費負担金などには賛成できません。

最後に、オリンピックの事前合宿受け入れでは、大変残念なことにフランスビーチバレーボールチームが男女とも出場できず、せっかく用意した、約7千万円も掛けた施設が使われずに終わりました。この招致が妥当だったのかのしっかりした検証と、今後のサンドバレーコートなど施設の有効活用を強く求めて、認定第1号の特別委員長報告への反対討論とします。

○議長（加藤紀雄君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

大芝正和君。

○6番議員（大芝正和君）

認定第1号 令和2年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論をさせていただきます。

令和2年度は新型コロナウイルス感染が広がる中で、保育園や小中学校、高等学校の臨時休業などやワクチン接種への準備、国の特別定額給付金事業、心がつながる応援券事業など、今までに経験したことのない中で、職員はふるさと納税の大幅な増額に努めるとともに、市民の安全・安心と市民生活の向上を目指し、新型コロナウイルス感染症対策に関する国の交付金への速やかな対応や小淵沢保育園建設事業、長坂総合スポーツ公園整備、小中学校児童生徒へのタブレット端末機やトイレトレーラーの導入をはじめ、子育て支援としての保育園や放課後児童クラブなどへの市民要望への柔軟な対応、また日程調整しながらの総合検診をはじめとする各種検診事業、農業や商工業、観光事業者への支援、臨時休業中の学習支援、また国勢調査を職員が実施するなど、土日もなく疲弊したことと思いますが、職員が一体となって積極的に各事業に前向きに取り組んできた成果である決算であります。

また、令和2年度北杜市健全化判断比率における実質公債費比率が5.4%と山梨県の12.5%を大きく下回るなど、財政健全化にも努めてきたところでもあります。

また、11月には市長・市議会選挙が行われ、新たな執行体制となりましたが、ほくとゆうゆうふれあい計画、北杜市定員適正化計画などの各種計画の策定に取り組むとともに、第3次北杜市総合計画にも着手し、県立八ヶ岳スケートセンターの存続についても方向性を出すことができたところです。

歳入総額367億2,309万3,125円、歳出総額351億5,540万6,746円と北杜市において最大の決算となりましたが、コロナ禍においても市民が安全・安心に暮らすことを最優先に職員が積極的に取り組み、執行された決算であることから認定第1号 令和2年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に賛成をいたします。

○議長（加藤紀雄君）

ほかに討論はありませんか。

秋山真一君、賛成、反対どちらでしょうか。

（「賛成討論です。」の声）

賛成討論ですね。

秋山真一君。

○7番議員（秋山真一君）

認定第1号 令和2年度北杜市一般会計歳入歳出決算について、賛成の立場から討論いたし

ます。

先日、開催された決算特別委員会の報告は認定すべきであり、この採決に賛同いたします。

歳入総額367億2,309万3,125円、歳出総額351億5,540万6,746円、歳入歳出差引額15億6,768万6,379円と、北杜市誕生以来、最高額となった令和2年度一般会計歳入歳出決算は、1年を通し市民の健康と市内経済を脅威に陥れた新型コロナウイルス感染症と闘いながら、通常の市民サービスや計画された各事業を実行しつつも多くのコロナ対策を展開してきた経緯を物語っています。

国の政策と連動し、市民一人ひとりに一律10万円の給付金事業。働く人や各世帯に休業補償、緊急小口支援、納税の猶予。企業に経営相談、利子補給事業。教育現場に給食費無償化、GIGAスクール構想の推進。市内全域にマスクや消毒液の配布など、新型コロナウイルス感染症対策として、様々な新しい事業を行ってきました。

市独自の政策でも心がつながる応援券、小淵沢保育園の新設、移住しごと相談窓口の強化をはじめ、きめ細やかな政策を実施し、感染の防止と、市内経済の活性化の両立をさせるため、今できることに全力で取り組み、コロナ禍と言われる難局を乗り越えてきました。

特に令和2年度の前半である渡辺前市長の就任期間は、コロナの感染状況も変動を繰り返し、感染症の性質も分からぬまま、手探りで自粛と緩和のための政策を打ち出さなければならず、行政と議会では時には反発しながら多くの意見を戦わせ、市民を守るため政策を検討、協力し、実行してきました。

初めて行う事業ばかりで、混乱が生じたこともありましたが、すぐに状況を把握し、改善策を打ち出し、確実に実行し、市民生活を守ることができたのも市長をはじめ担当課や関係職員の方々の努力の成果であり、行政・議会・市民が全市一丸となりコロナの影響を最小限に抑えることができたと考えます。

報道されているような大きな市税の落ち込みも最小限に抑えられ、生活保護受給者の増加もなく、コロナ感染症を抑えつつ、苦しみながらも市民生活が送れ、市内経済の崩壊が免れている状況を鑑みると、混乱の中でも安定した市民サービスを行い、適切なコロナ対策ができたことの効果の表れと考えます。

また、財政健全化についても大規模な政策を打ち出したにもかかわらず、基金の取り崩しを最小限に調整できたこともあり、8億円程度の減に抑えられたことも評価できることであります。

そして、財政調整基金についても大規模な投入を検討されましたが、将来を担う子どもたちにその負担を負わせること、そのことを考えると今回は妥当な投入規模であったと考えます。

これらを踏まえると、北杜市誕生以来、最大の難局であった令和2年度歳入歳出決算は、事業計画を適切に実行し、予算配分も十分な効果が表れている内容であり、賛成することに異議はありません。

令和2年度で、コロナへの対策、ウィズコロナへの対応について経験し、今、何をすべきかを理解できた令和3年度は、市民生活、経済環境、教育福祉など傷ついた部分を補修しつつ、新たな事業を展開し、基金の再積み上げなど、財政健全化をより進められることができると期待します。

以上の理由により、認定第1号 令和2年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定について賛成いたします。

○議長（加藤紀雄君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結いたします。

これから認定第1号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案は、決算特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、認定第1号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 令和2年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第2号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 令和2年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第3号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 令和2年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第4号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 令和2年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第5号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 令和2年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第6号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号 令和2年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第7号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号 令和2年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第8号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第9号 令和2年度北杜市財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第9号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第10号 令和2年度北杜市病院事業特別会計決算の認定に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、認定第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第10号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第１１号 令和２年度北杜市水道事業会計決算の認定に対する討論を行います。
討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第１１号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第１１号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第１２号 令和２年度北杜市下水道事業会計決算の認定に対する討論を行います。
討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第１２号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第１２号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は１１時１０分といたします。

休憩 午前１０時５４分

再開 午前１１時０７分

○議長（加藤紀雄君）

再開をいたします。

日程第１３ 議案第４１号 北杜市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例及び北杜市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例についてから日程第１７ 請願第４号 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書までの５件を一括議題といたします。

本件につきましては、各常任委員会に付託しておりますので各常任委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会から議案第４１号について報告を求めます。

総務常任委員長、福井俊克君。

○総務常任委員長（福井俊克君）

それでは、総務常任委員会委員長報告を朗読をもって報告をいたします。

令和3年9月24日

北杜市議会議長 加藤紀雄様

総務常任委員会委員長 福井俊克

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、8月31日の本会議において付託されました事件を、9月14日に全員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第41号 北杜市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例及び北杜市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例について

請願第5号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める請願以上、2件であります。

審査の結果を申し上げます。

議案等の審査結果および審査過程における、委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

はじめに、議案第41号 北杜市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例及び北杜市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例についてであります。

「課税免除の対象とする設備について、取得には中古も含まれるのか。また、情報サービス業等の等には何が含まれるのか。」との質疑に対し、「中古取得も可となる。また、情報サービス業とは、ソフトウェア開発業、情報処理業などであり、等には有線放送業、インターネット付随サービス業など情報通信技術を利用する業種が含まれる。」との答弁がありました。

次に、「課税免除の対象とする設備の取得価額の引き下げについて、区分を設けた目的は。」との質疑に対し、「改正前の取得価額2,700万円を超えるものから500万円を超えるものに要件を引き下げる改正であるが、ただし、一律に対象となるのではなく資本金の額による基準を設けたものである。」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第5号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める請願であります。

はじめに、「沖縄県議会での意見書の提出について、基地の建設をめぐる立場が違ふ議会において、遺骨を含む土砂の埋め立てに係る意見書の提出については、全会一致で採択されている。知事の態度はどうだったのか。」との質疑に対し、「土砂投入を含む土壌改良が必要となり、国から設計変更の申請が出されたが知事は、設計変更を認めないとしており、反対の立場と思われる。」との答弁がありました。

次に、「請願中、「宗教者は宗派を超え声明を出し、」とあるが声明の全文はあるのか。また、奈良県議会、沖縄県議会の意見書では、遺骨収集の推進を求めているが、本請願にはその部分がない。請願者から遺骨収集についての話はなかったのか。」との質疑に対し、「声明の全文は持ち合わせていない。また、資料である沖縄県議会の意見書は、請願者から託されたものであり、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」の遵守を踏まえてのことだと思われる。」との答

弁がありました。

次に、「趣旨中、「人を殺す施設建設・・・」とある。米軍基地のことと思われるが、この文言が入ると違う論点になってしまう。なぜこの文言を入れたのか。」との質疑に対し、「あくまで文言の部分は趣旨の中で引用をしたものであり、基地について賛否を問うものではない。」との答弁がありました。

質疑終了後、「引用部分について、原文を確認したい。また、県外から土砂を持ち込ませないための県条例と法律の関係も確認する必要がある。もう少し勉強させてもらいたいので継続審査をお願いする。」との意見があったが、継続審査について異議があったため、採決となり、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（加藤紀雄君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、文教厚生常任委員会から議案第４２号および請願第４号について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、齊藤功文君。

○文教厚生常任委員長（齊藤功文君）

文教厚生常任委員会委員長報告を朗読をもって行います。

令和３年９月２４日

北杜市議会議長 加藤紀雄様

文教厚生常任委員会委員長 齊藤功文

文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、８月３１日の本会議において付託されました事件を、９月１５日に全員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第４２号 北杜市立保育園条例の一部を改正する条例について

請願第４号 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

以上、２件であります。

審査結果を申し上げます。

議案等の審査結果および審査過程における、委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

はじめに、議案第４２号 北杜市立保育園条例の一部を改正する条例についてであります。

「令和２年度末の小淵沢東・西両園の定員１８５名に対し、入園者は１０８名であるが、来年度の新園の定員は何人を予定しているのか。」との質疑に対し、「定員は１５０名を予定している。」との答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものとするに決定いたしました。

次に、請願第4号 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書であります。

「地方交付税が増えれば国庫負担金に固執しなくてもいいのではないか。」との質疑に対し、「義務教育費の国庫負担が引き下げられていることにより地方自治体の負担が増えている。地方交付税の拡充により、各自治体は、独自の教育施策が展開できる可能性がある。義務教育について、平等な教育の機会、水準を向上させることを目的としている。」との答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく全員異議なく原案のとおり採択すべきものとするに決定いたしました。

併せて、委員会として発議し、委員長が意見書を作成することに決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（加藤紀雄君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、経済環境常任委員会から議案第43号および議案第44号の2件について報告を求めます。

経済環境常任委員長、秋山真一君。

○経済環境常任委員長（秋山真一君）

経済環境常任委員会の報告を報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

令和3年9月24日

北杜市議会議長 加藤紀雄様

経済環境常任委員会委員長 秋山真一

経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、8月31日の本会議において付託されました事件を、9月16日に全員協議会室において、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第43号 北杜市環境基本条例の一部を改正する条例について

議案第44号 北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例の一部を改正する条例について

以上、2件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における、委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

はじめに、議案第43号 北杜市環境基本条例の一部を改正する条例についてであります。

はじめに、「今回、条例の対象者になぜ「市を訪れるすべての者」を加えたのか。」との質疑に対し、「昨今、観光地において、ゴミの放置の情報が多く寄せられている。コロナ禍に伴い屋外でのレジャーも増えており、市外からの来訪者等が増加することも予想されるため加えるものである。」との答弁がありました。

次に、「本条例の理念は理念として、対象者に実施してもらうための周知の方法が大事である。市は「環境創造都市」を市政の基本とし、環境施策を全国に先駆けて行ってきた。もっと全国にPRする必要があると思うがどうか。」との質疑に対し、「観光課と協議し、ツイッター等様々なツールを使って発信するとともに観光事業者や指定管理者のホームページにも掲載していただけるか検討していく。」との答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものとするに決定いたしました。

次に、議案第44号 北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

はじめに、「県条例に規定されている設置規制区域における太陽光発電設備の設置について、知事が許可するに当たって、市条例の基準を適合させるための担保は。」との質疑に対し、「まず、事業者の市との協議に当たっては、市条例の基準を遵守することを指導する。また、県条例第11条第2項に知事は設置許可をしようとするときは、市町村長の意見を聴き、それを尊重しなければならないとあり、意見には、市条例の基準を遵守することを付す。」との答弁がありました。

次に、「設置申請の手続きの中で係争が起きた場合の責任の所在は。」との質疑に対し、「県条例の設置規制区域の手続きについては、県が処分庁となり、市町村に責任は及ばないと県から回答を得ている。」との答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものとするに決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（加藤紀雄君）

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから、経済環境常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから、議案第41号 北杜市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例及び北杜市過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第42号 北杜市立保育園条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第43号 北杜市環境基本条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第44号 北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、請願第4号 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、請願第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、請願第4号は文教厚生常任委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

○議長（加藤紀雄君）

日程第18 議案第45号 北杜市過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。
内容説明を担当部長に求めます。

宮川政策秘書部長。

○政策秘書部長（宮川勇人君）

議案第45号 北杜市過疎地域持続的発展計画の策定について、ご説明申し上げます。

本計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定によりまして策定し、議会の議決をお願いするものであります。

内容でございますが、本市では須玉、白州、武川の3地区が過疎地域として国より指定を受け、過疎地域の持続的発展の基本的な方針や目標、対象事業を計画として取りまとめております。

計画期間は、令和3年4月から令和8年3月までの5年間であります。

目次をお開きください。

このたびの計画では、過疎対策の実効性を高めるため、新たに1の基本的な事項の（5）地域の持続的発展のための基本目標と（6）計画の達成状況の評価に関する事項を追加しております。

また、過疎対策として優先して取り組むべき分野別の項目として、新たに地域の支え手や担い手を確保し、育成していくことが重要との考えから、2の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成を先頭に掲げております。

また、今後進むデジタル化による社会変革を見据え、通信の重要性が増している点を踏まえ、その利活用による地域社会の活性化を図る観点から4の地域における情報化を追加し、脱炭素化、ゼロカーボン社会の実現による持続可能な地域の構築を目指すための12の再生可能エネ

ルギーの利用の促進を追加しております。

併せて、個別の分野においても、地域の持続的発展のため、任意ではありますが、基本目標を設定しております。

主なものといたしまして、１ページから１０ページにかけましては、市の概況、人口の推移等の統計数値、市の財政状況とともに地域の持続的発展の基本方針および基本目標が記載しております。

本計画の基本方針といたしまして、「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」を基本コンセプトに掲げ、本市を取り巻く社会環境の変化に対応した地域活力の更なる向上、少子化への対応、移住定住の推進に取り組んでまいります。

次に、３地域で計画しております令和３年度から令和７年度までの主な事業計画であります。が、本計画に記載のある事業につきましては、過疎対策事業債の活用等有利な財政措置を受けることができます。

１２ページから１３ページまでは、移住・定住の促進などに関して空き家バンクへの補助やお試し住宅の整備、二拠点居住の推進にかかる事業など９件であります。

１８ページから２０ページにかけまして、産業の振興について。

農地基盤整備や観光関連施設の維持補修、管理事業が中心であり、３８件であります。

２２ページから２６ページにかけては、道路等の交通基盤の整備等が中心であり、このうち市町村道は改良、法面修繕、舗装補修ということで、若神子・若神子新町１号線 道路法面補修・修繕など４８件、過疎地域持続的発展特別事業ということで、市民バス西線、横手～日野春線等の市民バスの運行など９件であり、合計６６件であります。

３０ページから３１ページは、主に上下水道事業ということで、施設の耐震化や長寿命化事業などで１６件であります。

これらを合計いたしますと、ハード事業１０３件、ソフト事業７４件の計１７７件の事業を計画しております。

今回、ご議決をいただきまして総務大臣に提出をしてまいります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第４５号は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４５号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第４５号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第４５号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（加藤紀雄君）

日程第１９ 議案第４６号 令和３年度北杜市一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

議案第４６号 令和３年度北杜市一般会計補正予算（第４号）をご覧いただきたいと思います。

１ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ３億５，０９３万８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を２８４億２，３９８万５千円とするものであります。

６ページをお開きください。第２表 地方債補正であります。

まず追加としまして、過疎地域持続的発展計画の策定に併せて、過疎対策事業債を計上することとし、その限度額を２億１，９４０万円とするとともに、アスベスト除去工事に充当するため、一般単独事業債を計上することとし、その限度額を９４０万円とするものであります。

次に変更としまして、合併特例事業債を１億１，６９０万円減額し、限度額を３億４，５４０万円に、公共事業等債を６３０万円減額し、限度額を１億８，２４０万円とし、防災対策事業債と施設整備事業債を全額減額し、補正後の限度額の計を１９億６，１６０万円とするものであります。

次に、歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、２ページ、３ページをお開きください。

はじめに、歳入であります。

まず、１１款１項地方交付税につきましては、普通交付税を６，４６２万８千円増額し、補正後の額を９５億８，４３６万８千円とするものであります。

１３款２項負担金８，４９０万５千円の減額は、学校給食費および保育料、副食費の無償化実施に伴う減額分であります。

１５款２項国庫補助金４，１５８万５千円の増額は、サテライトオフィス等整備推進事業に対する地方創生テレワーク交付金と小中高等学校での感染症対策の実施に対する学校保健特別対策事業費補助金であります。

１６款２項県補助金８２５万円の増額は、移住支援金交付事業に対する補助金であります。

18款1項寄附金2億120万円の増額は、ふるさと納税寄附金の増額と小中学校、保育園における新型コロナウイルス感染症対策や子どもの貧困対策のための市内の個人、団体からの指定寄附金であります。

19款2項基金繰入金2,168万円の増額は、学校給食費および保育料、副食費の無償化実施に伴う財政調整基金繰入金の増額と過疎対策事業債の計上に伴う公共施設整備基金繰入金の減額などであります。

最後に22款1項市債9,850万円の増額は、過疎地域持続的発展計画の策定に併せた過疎対策事業債の新規計上と、これに伴う合併特例事業債、公共事業等債、防災対策事業債、施設整備事業債の減額などであります。

次に4ページ、5ページの歳出であります。

2款1項総務管理費2億1,212万円の増額は、ふるさと納税寄附金の増額に伴う返礼品の購入などの協力金制度推進事業費と、移住定住を促進するためのサテライトオフィス等整備推進事業費、移住支援金交付事業費補助金であります。

同款2項徴税費1,864万5千円の増額は、コロナ禍における企業業績の悪化に伴う法人市民税の過年度還付金などあります。

3款2項児童福祉費285万3千円の増額は、保育料、副食費の無償化実施に伴う私立保育施設等への教育・保育給付費及び給食費補助金の増額であります。

4款1項保健衛生費720万円の増額は、看護師奨学金貸付事業の財源として、ふるさと納税寄附金を活用するための病院事業特別会計への補助金であります。

10款2項小学校費614万4千円の増額および同款3項中学校費347万6千円の増額は、市内の小中学校における感染症対策に必要な物品の購入費や長坂小学校の学級数増加に伴う電子黒板の整備費であります。

同款5項保健体育費970万円の増額は、小淵沢B&G海洋センターの解体にあたり必要となったアスベスト除去工事費であります。

同款6項高等学校費160万円の増額は、甲陵高等学校における感染症対策に必要な物品の購入費であります。

13款2項基金費8,920万円の増額は、過疎対策事業債の一部を過疎地域の発展のためのソフト事業の財源として、過疎地域持続的発展基金に積み立てるものであります。

以上であります。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

野中議員。

○17番議員（野中真理子君）

2事業について質問いたします。

1つは、サテライトオフィス等整備推進事業です。

長坂コミュニティステーション内にコワーキングスペースを整備するとのことですが、長坂図書館の中ということになると思います。この工事期間と、この工事期間中の図書館がどうなるかということと、今はコロナの状況で閲覧制限等がなされているかとは思いますが、通

常ですと、これから秋、年明けにかけて受験生などが図書館等で勉強をしたいと思う時期ではないかと思うのですが、そのへんも含めて工事期間中の図書館について伺います。

もう1つは、学校給食費の無償化事業と保育園の副食費無償化についてですが、これは無償化することによって、保護者からいただいている食材費の入りが入ってこないということになりますね。この食材費とか賄い費の支出がどうなっているかということ、給食とか副食の質の担保ということも含めて、お答え願えればと思います。お願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

私のほうからは、長坂コミュニティステーション内の図書館の建設の件でございます。

工事期間中の図書館の利用、それから受験生の勉強するスペースについてどうなるのかといった質問であったかと思えます。

長坂コミュニティステーションの工事につきましては、今のところ4カ月を予定しております。今のところの予定ですと12月からということで予定しているところでございます。

図書館につきましては、予約による貸し出し、また返却につきましては、継続して実施できるということで予定しております。

なお、図書館の閲覧スペースにつきましては、工事の状況にもよりますが、制限をさせていただくことになるのかなということで、今現在、教育委員会部局とも調整をしているところであります。

また、ホール事業につきましても、騒音等が出まして影響があると思いますので、ほかのホール等の利用も踏まえた中で、現在、調整を行っているところでございます。

また、長坂コミュニティステーション内の学習スペースにつきましては、現在、コロナ禍の影響もありまして、今、利用は制限されている状況であると承知はしております。

また、受験生ということで心配ということのご質問でありますけれども、今後、教育部局とも随時調整しながら、なるべく影響がないようにということで対応していければと考えております。

以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

答弁を求めます。

加藤教育部長。

○教育部長（加藤寿君）

野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

学校給食費の無償化期間におけます賄い材料等の取り扱いについてであります。今回の無償化につきましては、保護者負担を無償化にするということでありますので、給食の内容等については、変更はございません。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

伴野福祉部長。

○福祉部長（伴野法子君）

野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

保育園の給食につきましても、これまでと同様に質を落とさぬよう予算は確保してございますので、引き続き地産地消に特化した給食に取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

答弁が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第４６号は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４６号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これから、議案第４６号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４６号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（加藤紀雄君）

日程第２０ 議案第４７号 令和３年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

八巻健幸市民部長。

○健幸市民部長（八巻弥生君）

議案第４７号 令和３年度北杜市介護保険特別会計補正予算書（第１号）について、ご説明いたします。

補正予算書１ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ１億６，１０３万２千円を追加し、歳入歳出の総額を４８億３，８１２万４千円とするものです。

２ページ、３ページをお開きください。

歳入についてであります。

8款1項繰越金1億6,103万2千円の増額は、令和2年度繰越金でございます。

続いて、歳出についてご説明いたします。

4ページ、5ページをお開きください。

9款1項償還金及び還付加算金1億6,103万2千円の増額は、令和2年度に交付を受けた国庫支出金、県支出金、支払基金交付金の精算による返納金であります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第47号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（加藤紀雄君）

日程第21 議案第48号 令和3年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第1号）を議題いたします。

内容説明を担当部長に求めます。

八巻健幸市民部長。

○健幸市民部長（八巻弥生君）

議案第48号 令和3年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

第2条、令和3年度北杜市病院事業特別会計予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,783万9千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,063万9千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。」に改め、資本的収入の予定額を補正するものであります。

収入について、ご説明いたします。

1款2項補助金の一般会計からの繰入金を720万円増額し、補正後の額を6,717万1千円とするものです。

2ページをお開きください。地方債補正の表をご覧ください。

起債の目的のうち上段の塩川病院医療機器等整備事業を420万円減額し、限度額を2,170万円とし、下段の塩川病院施設整備事業を420万円増額し、限度額を790万円とするものです。

第4条ですが、今回の財源は全額一般会計からの補助金となるため、当初予算の第10条の他会計からの補助金を720万円増額し、9,878万8千円とするものであります。

なお、今回の補正は、ふるさと納税活用事業として繰り入れた一般会計からの補助金を市立病院の看護師確保のために実施している看護学生奨学金に補助するものと、令和2年度から繰り越しをしている塩川病院の空調設備改修工事の増嵩が見込まれ、令和3年度の既定予算にて対応する必要があることから、施設整備事業にかかる起債限度額を引き上げるものであります。

説明は以上になります。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これから、議案第48号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（加藤紀雄君）

日程第22 議案第49号 令和3年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

八巻健幸市民部長。

○健幸市民部長（八巻弥生君）

議案第49号 令和3年度北杜市白州診療所特別会計補正予算書（第1号）について、説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

このたび過疎地域持続的発展計画の策定と併せ、過疎対策事業債を計上するため、地方自治法第230条第1項の規定により地方債を設定するものであります。

補正予算書の主なものについて、ご説明いたします。

2ページ、3ページをお開きください。歳入について、ご説明いたします。

4款2項基金繰入金1，440万円を減額し、7款1項市債を1，440万円増額するものであります。

続きまして、歳出のご説明をいたします。4ページ、5ページをお開きください。

1款1項総務管理費の空調設備改修工事、オンライン資格認証システム、ならびに2款1項医薬費の血圧脈波検査装置購入などへ市債を充当するものであります。

6ページをお開きください。

第2表 地方債についてであります。過疎対策事業債1，440万円の限度額を設定するものであります。

なお、今回の補正は過疎対策事業債の計上に伴い財源更正を行うもので、予算全体の金額に変動はございません。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第49号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は1時30分といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時28分

○議長(加藤紀雄君)

再開をします。

日程第23 議案第50号 令和3年度北杜市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

浅川上下水道局長。

○上下水道局長(浅川和也君)

議案第50号 令和3年度北杜市水道事業会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

今回の補正は、配水池水位計の取替工事を実施する必要があるため、令和3年度北杜市水道事業会計予算第3条および第4条に定めた予定額の組み替え補正をするものでございます。

補正予算書1ページをお開きください。

第2条、令和3年度北杜市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入、第1款第2項営業外収益400万円の減額は、基金繰入金であります。

支出、第1款第1項営業費用400万円の減額は、修繕費であります。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入、第1款第9項基金繰入金を400万円、増額するものであります。

支出、第1款第1項建設改良費400万円の増額は、配水池水位計取替工事業費であります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第50号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（加藤紀雄君）

日程第24 議案第51号 令和3年度北杜市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

浅川上下水道局長。

○上下水道局長（浅川和也君）

議案第51号 令和3年度北杜市下水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、特定環境保全公共下水道および農業集落排水の処理場等のポンプ設備および機器更新工事を実施する必要があることから、令和3年度北杜市下水道事業会計予算第3条および第4条に定めた予定額の組み替え補正、また消費税および地方消費税の額の確定に伴う増額補正、農業集落排水事業の業務予定量の補正をするものでございます。

補正予算書1ページをお開きください。

第2条、令和3年度北杜市下水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正するものであります。

農業集落排水事業の年間処理水量を1万5,353立方メートル補正し、計105万5,

５３２立方メートルとするものであります。

第３条、予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入、第１款第２項（特環）営業外収益１，９５０万円の減額は、他会計補助金。

同款第４項（農集）営業収益１６４万９千円の増額は、農業集落排水の下水道使用料。

同款５項（農集）営業外収益１，１７１万円の減額は、他会計補助金であります。

支出、第１款第１項（特環）営業費用１，９５０万円の減額。

同款第５項（農集）営業費用１，１７１万円の減額は、それぞれ管渠処理費にかかる修繕費の減額。

同款第７項（農集）特別損失１６４万９千円は、過年度消費税および地方消費税額の確定に伴う増額であります。

第４条、予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入、第１款第４項（特環）他会計補助金を１，９５０万円。

同款第１２項（農集）他会計補助金を１，１７１万円増額するものであります。

支出、第１款第１項（特環）建設改良費１，９５０万円。

同款第７項（農集）建設改良費１，１７１万円の増額は、特定環境保全公共下水道、農業集落排水の処理場等のポンプ設備および機器を設置するものであります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第５１号は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５１号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第５１号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（加藤紀雄君）

日程第25 議案第52号 令和3年度北杜市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上村市長。

○市長（上村英司君）

追加の提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案第52号 令和3年度北杜市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

今回の補正予算は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により業績に深刻な影響を受けている市内の宿泊、交通および旅行事業者に対し国の交付金を活用して支援金を支給するための経費と、利用者の多い公共施設に非接触型検温器等を設置するための経費などを計上するものであります。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は1億1,567万3千円となり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ285億3,965万8千円となります。

内容につきましては、企画部長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

次に、内容説明を担当部長に求めます。

中田企画部長。

○企画部長（中田治仁君）

議案第52号 令和3年度一般会計補正予算書（第5号）について、ご説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,567万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を285億3,965万8千円とするものであります。

次に歳入歳出予算の補正内容について、ご説明いたしますので2ページ、3ページをお開きください。

はじめに歳入であります。

15款2項国庫補助金6,357万5千円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業者支援分であります。

19款2項基金繰入金5,209万8千円の増額は、今回追加する事業費の一般財源として計上する財政調整基金繰入金であります。

次に歳出であります。4ページ、5ページをお開きください。

4款1項保健衛生費371万円の増額は、市内の公共施設における新型コロナウイルス感染防止対策を一層強化するための公共施設非接触型検温器等整備事業費と、感染者緊急支援物資支給事業費であります。

7款1項商工費1億1,196万3千円の増額は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により業績に深刻な影響を受けている宿泊事業者、交通事業者および旅行事業者を支援するための観光事業者支援金支給事業費であります。

以上であります。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第５２号は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５２号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第５２号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５２号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（加藤紀雄君）

日程第２６ 発議第３号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります、福井俊克君から提案理由の説明を求めます。

総務常任委員長、福井俊克君。

○総務常任委員長（福井俊克君）

発議第３号

令和３年９月２４日

北杜市議会議長 加藤紀雄様

北杜市議会総務常任委員会委員長 福井俊克

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
地方自治法第１０９条第７項及び北杜市議会会議規則第１４条第２項の規定により別紙のとおり提出する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年

度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策など喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正を確実に実現するよう強く要望するため意見書を提出するものである。

まぐっていただきまして、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）でございます。

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先につきましては、

衆議院議長 大島理森殿

参議院議長 山東昭子殿

内閣総理大臣 菅 義偉殿

内閣官房長官 加藤勝信殿

総務大臣 武田良太殿
財務大臣 麻生太郎殿
経済産業大臣 梶山弘志殿
経済再生担当大臣 西村康稔殿
以上であります。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。
これから質疑を許します。
質疑はありませんか。
（ な し ）
質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
最初に、反対者の討論を許します。
野中真理子君。

○17番議員（野中真理子君）

反対討論をいたします。

社会保障関係費の増大など、様々な要因で地方自治体の財政は大変厳しく、国に地方一般財源の十分な確保を求めることに、市議会議員としてももちろん賛同するものです。また、固定資産税が市町村にとって極めて重要な基幹税であり、国の政策によるしわ寄せを地方自治体が被ることには、私も遺憾です。

しかし、この意見書の2、3、4に言及されている固定資産税の軽減、負担調整措置、自動車税・軽自動車税の環境性能割の軽減措置は、コロナ対策として実施されているものであり、市民の立場では歓迎するものです。

新型コロナウイルス感染症の収束はいまだ見通すことができず、今後の暮らし向きがどのようになるか不透明な中で、市民にとって負担減になる措置の中止や終了を求めることに、私は賛同することができません。

地方自治体にとっては、切実な問題に関する意見書であり、市長会や知事会がこの意見書を提出するのであれば、なんら異論はありません。しかし、市議会は行政と同一の立場に立つのではなく、市民の立場を十分に考慮すべきと私は思います。

この観点から、この意見書は地方自治体の主張が強く、市民の立場に立って求めているもの、また配慮に欠けていると私は思います。そのため、市議会としてこの意見書を採択することに私は反対いたします。

以上です。

○議長（加藤紀雄君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

井出一司君。

○10番議員（井出一司君）

発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書提出

について、賛成の立場で討論を行います。

この発議は地方自治体の財源確保、固定資産税の負担調整措置の令和3年度限りとすることなど、特別措置の更なる延長はしないこと、炭素税の創設を行う場合は地方に税源配分を行うことを挙げています。

言うまでもなく、地方自治体は諸般の実情や要望に併せ、種々のサービスを行っているところでもあります。よって、財政の悪化は必然的に行政サービスの低下につながり、住民の生活に影響が出てくることとなります。

地方自治体としては、財政悪化を招かないためにあらゆる努力をし、財政確保を行っていかねばなりません。その地方財源の中でも固定資産税は、意見書の中でも謳っているとおり、基幹税であり、令和2年度の決算を見ても、歳入における市税の割合は約20%で、その市税の約6割が固定資産税であります。

固定資産税制度をしっかりと確立をしていかなければ、地方自治体の財政が不安定となり、住民サービスに支えられなくなると考えます。

今回の固定資産税の特別措置を現行の期間に限りとすることは、財源の安定化と確保の面からの要望であり、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策は固定資産税などの軽減を求めるのではなく、国として他の方法により対応すべきであることは当然のことです。

今回の要望の趣旨は、増税ではなく、元の制度に戻し地方財源の確保をするということでもあります。

また、自動車税・軽自動車税の環境性能割についても、固定資産税の取り扱いと同じ考えであります。

さらに、今後、炭素税の創設、充実を行う場合は、国の立場として地方に税源配分を行って、地方財源の安定的確保に配慮することは、「人と自然と文化が躍動する環境創造都市北杜市」を実現していくため、ある意味、当然であると考えます。

よって、発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書提出についての賛成討論といたします。

○議長（加藤紀雄君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

清水進君。

○16番議員（清水進君）

発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、反対の立場から討論を行います。

はじめに今回の意見書について、地方財政の悪化に対して財源確保を国に求めるという趣旨に反対するものではありません。その上で、この意見書の要望事項の一部に問題があることを指摘させていただきます。

問題点は、2番、3番、4番で固定資産税、自動車税・軽自動車税の軽減特例措置を今年度限りの措置とし、終了するよう求めていることです。

ご承知のように、特例措置による市町村の減収分については、全額国費で補てんされます。意見書では固定資産税、自動車税・軽自動車税の軽減特例措置自体を続けないように求めています。しかし、新型コロナの影響はどのくらい続くか分かりません。感染が収まっても経済が回復するのは、もっと先になる可能性もあります。中小企業への影響もいつまで続くか分かり

ません。それなのに現時点で軽減措置を今年度で終了すべきと言い切れるのでしょうか。これでは、地方議員や地方議会は地方自治体の財政のことは気にしていても、地域経済や市民の暮らしのことは関心がないと言われかねません。

以上の理由により、今回の意見書には賛成できません。

以上、反対討論といたします。

○議長（加藤紀雄君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

内田俊彦君。

○19番議員（内田俊彦君）

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書に対しまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まずもって、社会保障は年々増加している傾向にあります。またさらに、それに追い打ちをかけるように今現在、コロナにおける税収の減がみられているわけでございます。

北杜市におきましては、昨年度の税収の減収というのは、市税の中では約1億2千万円ということになっております。それを補てんしていただいたのが減収補てん債であり、それが4,475万円。それは、地方譲与税の減額分、交付税バックに起債をすれば、来年度から交付税バックがされていくという、そういうものを地方財政法上、できるわけでございます。

また、この中で1項目ずつ、まず見ていきますと、1つ目につきまして、総額を確保していただくということにつきましては、当然なことでありまして、多くの税収が国に集まっていくわけでございますから、国に対して求めているということでございます。

そして、2番、3番、4番とありますが、これらについては、特例措置として、たしかに減るということの中で、減りますが、それに対して補てんはしてくれているということでございますが、それでは、その減額分、全額補てんしているというふうに予算上みえるかということ、そうではないという現状がありまして、国がそれらをすべて補てんしているという状況にはございません。

つまり北杜市における税収減額分について、国が全部補てんをしてくれないと、こういう状況下にあるわけでございます。

固定資産税につきましては、北杜市の税収の中で、たしかに大きい税収でございます。3年に1回の見直しをしているところでございますが、固定資産税につきまして、この制度の中身の軽減の部分をよく見てみますと、高額な固定資産税については、簡単に言うと営業しているような会社にとっては、非常に大きく跳ね返ってくるわけでございまして、そういった部分については、経済対策と、こういうことにはなるわけでございますが、北杜市の土地の固定となりますと、さほど、これは大きく影響をするものではございません。また、土地につきましては、多くの土地を持っている方、資産家ということになりますので、応分の固定資産を、理解を得ていただくと、こういうことでないと、なかなかこれは分かってもらえない。税の公平性というところから理解できない。固定資産税はあくまで、その土地で得る収入の中の判断の中で課せられるものでございますので、土地に関しては、北杜市においては、私は、さほどの大きな税というふうにはならないわけでございます。そういった意味では、これは致し方ないのかなと思っています。

4番目、自動車税・軽自動車税の環境性能割と言っていますが、これは環境性能割と言って

いるのは、昔でいう自動車を取得したときの取得税でございます。つまり、基本的には新車を買った方々が、多くが払う。中古車であれば、その金額が高額なものに課せられる、これは税であります。そういたしますと、やはりそういったものもお買い求めができる方というのは、基本的にはお金があるという方という判断をする中で、これは致し方ないことではないかと思っております。

これにつきましても、環境性能割交付金という形で、本市は国からいただくわけですが、環境性能割交付金というのは、計算比率がございまして、それに基づいていただくものでございますけども、やはりこれにつきましても、全額、その補てんがされていたということについては、昨年度決算を見ても見当たらない現実がございます。

そういった意味では、やはりこういったものの地方税の見直しといっても、ある程度、これを払う方たちが、資産に余力があるようなところにやはりこれは求めていきたいと思いますというふうに私は、この意見書の中から読み取れるわけでございます。

そしてまた、新たに炭素税のような創設があった場合につきましても、当然、それには地方に対して地方税、もしくは地方譲与税という形で一枠つくっていただきたいと、こういう簡単に言うと意見書でございます。

それらを総合的に勘案し、判断する中では、今回の意見書につきましては、それ相当の、誰からでも税を取りましょうということではなくて、ある程度、所得があるというか、お金が使える方たちの皆さま方からもらいましょうですが、先ほど井出議員のほうからの討論にあったとおり、現行の税制に戻すということでもありますから、これは増税という形ではございません。大変、市民の皆さまには申し訳ないかもしれませんが、それらにご理解をいただきながら、北杜市の今後の安定的な持続可能な財政運営にご理解をいただきながら、共に痛みを分け合いながら、北杜市の財政を堅持していくと、こういう見地から私はこの意見書に對しまして賛成をいたします。

以上でございます。

○議長（加藤紀雄君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結します。

これから発議第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（加藤紀雄君）

日程第27 発議第4号 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります齊藤功文君から、提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員長、齊藤功文君。

（「議長、資料がないです。」の声）

暫時休憩をします。

確認をお願いします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時04分

○議長（加藤紀雄君）

大変失礼をいたしました。

再開をいたします。

それでは、齊藤功文君から提案理由の説明をお願いします。

○文教厚生常任委員長（齊藤功文君）

発議第4号

令和3年9月24日

北杜市議会議長 加藤紀雄様

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 齊藤功文

加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について

地方自治法第109条第7項及び北杜市議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

提案理由

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられる。小学校の35人学級実施に当たっては、加配定数の振り替えではなく、教職員定数の実質的な増員により行うことが重要である。また、きめ細やかな指導を継続的に行うためには、中学校においても35人学級を実施することが必要となっている。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校・虐待など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学び、学校の働き方改革、顕著に増えている特別な支援を必要とする子どもへのきめ細やかな対応を実現するためには、加配の増員などの教職員定数改善が不可欠である。

本市でも部活動における指導者不足の問題や多種多様なニーズへの対応の中、「不屈の精神と大志を持った人材の育成」を市政教育の基本に据え、「原っぱ教育」として、社会を生き抜く力、郷土を愛し未来を切り開く人材の育成に向け、学校教育の充実を図る施策を積極的に展開している。特に情報教育の推進のため関係機器等の整備、中学校のトイレの整備や教育支援センターを設置している。

義務教育費国庫負担制度については、厳しい財政状況の中、本市のように独自財源により人的措置を行っている自治体も多く、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障のため

にも国庫負担率2分の1への復元が必要である。

こうした観点から、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう強く要請するため意見書を提出するものである。

加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施，中学校での35人学級の実施，教職員定数改善，及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書（案）

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。小学校の35人学級実施に当たっては、加配定数の振り替えではなく、教職員定数の実質的な増員により行うことが重要です。また、きめ細やかな指導を継続的に行うためには、35人学級を小学校だけに留めず、中学校においても実施することが必要です。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校・虐待など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員などの教職員定数改善が不可欠です。また、障害のある児童生徒や日本語指導等、特別な支援を必要とする子どもも顕著に増えています。

本市でも、部活動における指導者不足の問題や多種多様なニーズへの対応の中、「不屈の精神と大志を持った人材の育成」を市政教育の基本に据え、「原っぱ教育」として、社会を生き抜く力、郷土を愛し、未来を切り開く人材の育成に向け、学校教育の充実を図る施策を積極的に展開しています。特に情報教育の推進のため関係機器等の整備、中学校のトイレの整備や、教育支援センターを設置しています。

義務教育費国庫負担制度については、国の制度改革により、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、本市のように独自財源により人的措置を行っている自治体も多く、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障のためにも国庫負担率2分の1への復元が必要です。

こうした観点から、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、以下の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 小学校の35人学級実施に当たっては、加配定数の振り替えではなく、教職員定数の実質的な増員で行うこと。また、中学校への35人学級を実施すること。
 1. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員など教職員定数改善を推進すること。また、個別の対応が必要な子どもたちにきめ細かな支援をしていくために、特別支援学級の1クラスあたりの児童生徒の定数改善を図ること。
 1. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。
 1. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年

北杜市議会議長 加藤紀雄

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣とします。

○議長（加藤紀雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから発議第4号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（加藤紀雄君）

日程第28 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員長から会議規則第108条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり所管事項の審査につき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は、各委員長の申し出のとおりとすることに決定いたしました。

8月31日に開会された本定例会は、本会議および決算特別委員会、常任委員会において執行の皆さまには丁寧な答弁をいただきました。

また、議員各位には連日のご審議をいただき中で、本日、25日間の全日程を無事終了することができました。

以上をもちまして、令和3年第3回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時17分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	清水 市 三
議 会 書 記	津 金 胤 寛